

平成27年度文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る
第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに
「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計

事業成果報告書

平成28年3月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

はじめに

平成 26 年度から文部科学省では、職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上のため、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業として第三者評価システムの構築事業（以下「本事業」という。）を継続事業として実施しています。

当機構では引続き、柔道整復師関係団体、柔道整復師養成指定施設の専門学校、大学評価等の有識者、行政関係者等とコンソーシアムを構築し、代表機関として柔道整復師養成分野の第三者評価システム事業等の運営を行いました。

本年度は、昨年度策定したモデル評価のための第三者評価システムに基づき、実用化を進めるためのモデル事業の実施と、同様の事業を実施している 11 の分野における第三者評価事業の成果をもとに、職業実践専門課程の第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計に取り組んでまいりました。

このたび、本年度の事業終了にあたり、事業成果を取りまとめ本書を刊行いたします。この報告書が専修学校教育の質の保証・向上を図るための先進的な取組みである第三評価システムの推進と、専修学校における学校評価の進展に寄与することができれば幸いです。

本事業の実施にあたり、モデル事業実施委員会及び第三者評価システム構築委員会、学校評価調査検討部会の委員の皆様方にはご多用のところ、ご指導・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、当機構では、11 のコンソーシアムの連絡調整会議、共同発表として東京、大阪で開催した第三者評価フォーラムの事務局を務めました。会議等についてご協力いただいた各コンソーシアムの皆様、ご指導・ご助言を賜りました協力者会議委員の川口昭彦先生、前田早苗先生に深く感謝を申し上げます。

とりわけ、モデル評価の実施に際し、校務ご多繁のなかにもかかわらず、積極的にご参加いただいた呉竹医療専門学校、信州医療福祉専門学校、東洋医療専門学校の理事長、校長先生をはじめ教職員の先生方、評価委員としてご尽力いただいた日本柔道整復師会の先生方に厚く御礼を申し上げます。

最後に、第三者評価フォーラム開催等本事業の推進にご支援・ご協力いただいた全国専修学校各種学校総連合会、大阪府専修学校各種学校連合会、東京都専修学校各種学校協会の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
理事長 茅 野 祐 子

目 次

はじめに

第1章 事業の概要 1

- 1 事業目的と内容
- 2 事業の推進体制
- 3 スケジュール
- 4 事業の成果物

第2章 柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業の実施 10

- 1 第三者評価モデル事業実施計画
- 2 モデル事業に適用する第三者評価システム
- 3 柔道整復師養成校の概要
- 4 モデル事業の実施状況
- 5 モデル事業の検証

第3章 別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの 連絡調整 35

- 1 連絡調整会議の目的
- 2 連絡調整会議の開催
- 3 評価員研修会の開催
- 4 第三者評価フォーラムの開催

第4章 「職業実践専門課程」第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計 40

- 1 標準的な第三者評価システム構築の意義と目標
- 2 標準的な第三者評価システム構築のための全体計画
- 3 第三者評価システム構築委員会等における検討状況
- 4 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

第5章 まとめ 48

【資料 1：事業全般に関する資料】 49

- 1 「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」について
- 2 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性（PPT 版）

【資料 2：第三者評価モデル事業に関する資料】 61

- 1 第三者評価報告書
 - ① 呉竹医療専門学校
 - ② 信州医療福祉専門学校
 - ③ 東洋医療専門学校
- 2 評価担当部会・第三者評価委員会の開催記録
 - ① 平成 27 年度第三者評価モデル事業 調査対象校及び審査日程
 - ② 評価担当部会及び第三者評価委員会における審査状況
- 3 評価業務関係様式等
 - ① モデル評価事業協定書
 - ② 評価担当部会用・評価シート
 - ③ 訪問調査・ヒアリングシート
- 4 学生インタビュー関係規程等
 - ① 学生インタビュー実施要領
 - ② 学生インタビューの進行手順及び留意事項等
- 5 評価委員養成研修における配付資料
 - ① 医学教育分野の質保証とグローバルスタンダード
 - ② 柔道整復師養成分野における第三者評価基準と評価方法の理解
- 6 評価委員アンケート調査結果
- 7 モデル校アンケート調査結果

【資料 3：各コンソーシアムとの連絡調整に関する資料】 189

- 1 評価委員研修会における配付資料
 - ① 専修学校職業実践専門課程第三者評価について
 - ② 第三者評価における評価者の役割と業務

【資料 4：第三者評価システム構築事業に関する資料】 215

- 1 職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と技術者教育の第三者評価
(JABEE 審査) のプログラム評価としての特徴の比較
- 2 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について
- 3 専門学校と業界との連携に関する調査結果

第1章 事業の概要

1 事業目的と内容

(1) 事業のテーマ

柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計

(2) 事業の目的

- ① 柔道整復師養成分野に係る教育活動等の質を保証するため、昨年度事業において作成した第三者評価システム原案及び第三者評価基準書素案をもとに柔道整復師養成校3校を対象に第三者評価モデル事業を実施しシステム等の点検を行う。(以下「第三者評価モデル事業」という。)
- ② 各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業を円滑に推進するため、他のコンソーシアムと情報の共有化、進捗状況の相互確認を図るための連絡調整等を行う。(以下「コンソーシアム連絡調整」という。)
- ③ 昨年度の8コンソーシアムにおける先進的取組及び今年度から開発に参加する3コンソーシアムの取組をもとに、職業実践専門課程における第三者評価システムの課題を整理し、職業分野別評価を含む評価システムのあり方を検討し、各分野で共通に適用できるような枠組を持った標準的な第三者評価システムの概念設計を行う。(以下「第三者評価システム構築事業」という。)

(3) 事業の内容

① 第三者評価モデル事業

柔道整復師養成分野の専門学校3校を選定し、第三者評価システム原案に基づき、評価の各ステップの実施状況及び評価基準等の適否を点検する。その過程で特に次の点においてシステムのよりよい運用方法を検討し、モデル事業の実施結果をまとめる。

- ・モデル評価受審校に対する評価システムの理解や提出資料の作成方法等に関する事前説明の要点
- ・モデル事業の評価委員に関し、選任方法、評価システムや評価基準への共通理解の醸成方法、評価判断等の審査の要点
- ・モデル評価受審校アンケート調査、評価委員ヒアリング調査によるモデル事業実施関係者の意見集約

② コンソーシアム連絡調整

11 のコンソーシアムが参加する連絡調整会議を開催し、各コンソーシアムの事業の進捗状況や課題に関する意見交換を通じて事業の円滑な推進を図る。また、次の取組を協力して実施する。

- ・各コンソーシアムのモデル事業評価委員を対象とする共通の研修資料の作成及び合同研修の実施
- ・東京と大阪で開催するフォーラムにおいて、モデル事業の実施状況報告

③ 第三者評価システム構築事業

職業実践専門課程の各分野で共通に適用できるような枠組を持った第三者評価システムを構築するために、次の点を検討しシステムの概念について論点と方向性をまとめる。

- ・各コンソーシアムの取組成果をもとに、それぞれの評価システムの構造及び分野の特性を分析
- ・標準的な第三者評価システム構築の検討資料として、大学評価等の制度調査、専門学校と業界との連携に関する調査を実施
- ・第三者評価システムの標準的な構造、職業分野別評価の取扱いなど、今後の第三者評価システム実用化のために求められる概念の検討
- ・東京と大阪で開催するフォーラムにおいて、標準的な第三者評価システムの概念に関する論点と方向性を報告し、意見を聴取（モデル事業と共催）

2 事業の推進体制

(1) コンソーシアムの構成

本事業は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）と次の柔道整復師関係 4 団体で構成するコンソーシアムで実施することとし、代表機関は機構とし、コンソーシアムの事務局は機構内に設置した。

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団
- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

事業受託代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構について

設立の経緯

平成 15 年 専修学校構想懇談会（東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会を中心に、今後の専修学校の振興策を検討するために組織された懇談会）報告にお

いて、社会からの信頼性向上のための仕組みとして学校評価への取組の強化のため、専門学校の評価システムの構築運用するための推進組織を設置することが提言された。

平成 16 年 専門学校等の第三者評価機関として、NPO 法人私立専門学校等評価研究機構設立

平成 17 年 学校評価検討委員会を設置。評価システムの検討・構築

平成 18 年 第三者評価のモデル事業を実施(4校)

平成 19 年 第三者評価事業を開始(8校)

平成 20 年 自己評価のための「自己点検ブック」を発行

平成 23 年 「自己点検ブック(改訂版)」を発行

平成 26 年 文部科学省ガイドラインに準拠した「学校評価ハンドブック」を発行

平成 19 年から平成 26 年度までに、第三者評価事業を延べ 37 校で実施

(2) 各事業の組織構成及び委員

本事業は前記(2)の3つの目的を達成するため、次のとおり担当組織を分けて進めることとした。それぞれの組織は事業目的の違いから活動形態は異なるが、事業展開の重要な局面においては相互の情報交流を図り、全体として職業実践専門課程における第三者評価制度の構築へ向けた活動を行うこととした。

① 第三者評価モデル事業



モデル事業実施委員会をはじめとする委員会、各部会の委員は次のとおりである。

モデル事業実施委員会（11 名）

（50 音順）

加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会 会長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
高田照之	東京都生活文化局私学部私学行政課長
高橋善夫	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
萩原正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
山口登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 理事
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

※ 委員長は福島統氏が就任

第三者評価委員会（3 名）

関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
萩原正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事

評価担当部会（16 名、1 部会 6 名・3 部会設置）

ア 教育専門家又は学識者（1 部会に 1 名参加。各部会の部会長に就任）

高橋善夫	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
松本泰治	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
弘田哲雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長

イ 柔道整復師養成の教職員（事務局長又は柔道整復師学科の学科長以上）
（１部会に２名参加）

辻坂圭央	東洋医療専門学校 柔道整復師学科学科長
古川清裕	信州医療福祉専門学校 副校長
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長
渡辺三郎	東京メディカル・スポーツ専門学校 教務部長
中尾根靖司	東京柔道整復専門学校 理事・管理部長
山下立次	朝日医療専門学校岡山校 校長

ウ 柔道整復師（１部会に２名参加）

大藤忠昭	公益社団法人 群馬県柔道整復師会 会長
深澤雅浩	公益社団法人 群馬県柔道整復師会 副会長
浜口高史	公益社団法人 東京都柔道整復師会 経理部長
金子茂雄	公益社団法人 東京都柔道整復師会 事業部長
田澤裕二	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
深井伸之	公益社団法人 東京都柔道整復師会 学術部長

エ 公認会計士（各部会に参加）

清水秀樹	清水公認会計事務所
------	-----------

審査会（３名）

第三者評価に関する有識者・学事行政に関する有識者・法曹関係者を予定。

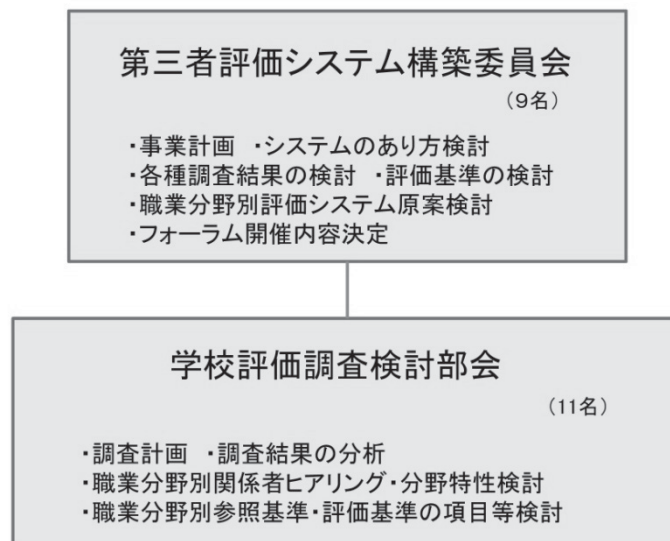
② コンソーシアム連絡調整



コンソーシアム連絡調整会議の構成員（11 団体）

No.	事業名	実施機関
1	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程における教員養成と第三者評価の構築	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド ビューティ専門学校
5	介護福祉士に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
6	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
7	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校 協会
8	柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
9	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
10	動物系職業実践専門課程における評価者の養成と第三者評価基準の構築	一般社団法人 全国動物専門学校協会
11	職業実践専門課程の観光分野に係る第三者評価システムの構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール

③ 第三者評価システム構築事業



第三者評価システム構築委員会と学校評価調査権当部会の委員は次のとおりである。

第三者評価システム構築委員会(9名)

(50 音順)

大久保力	東京経営者協会 顧問 職業人教育学会 会長
川口昭彦	独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
古賀稔邦	学校法人電子学園 日本電子専門学校 校長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
前田早苗	国立大学法人千葉大学 普遍教育センター 教授
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

※ 委員長は関口正雄氏が就任

学校評価調査権当部会 (11 名)

小林 克也	文化服装学院 学務部学務課長
植田 威	学校法人岩崎学園 理事・総務部長 (兼) 経営企画部長
丸山一彦	早稲田文理専門学校 副校長
川島鋼太郎	ハリウッドビューティ専門学校 国際交流センター長
小杉泰輔	日本医学柔整鍼灸専門学校 事務部長
越智久雄	大坂リハビリテーション専門学校 校長
大西純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会 事務局長
高橋 稔	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 調査研究スタッフ
菅谷弘文	公益社団法人全国調理師養成施設協会 専務理事
坂元祥彦	宮崎ペットワールド専門学校 校長
黒須健二郎	学校法人日本ホテル学院 総経部長

※ 委員名及び役職は平成 28 年 2 月現在

④ 事務局

事務局は、各委員会・部会の運営、専門学校・関係団体との連絡調整、各コンソーシアムとの連絡及び事業の会計処理その他の業務を担当した。事務局員にはコンソーシアム代表機関の事務局から従事した。

真崎裕子	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 事務局長	
金城義之	同上	評価スタッフ
高橋 稔	同上	評価スタッフ

3 スケジュール

各事業は、それぞれの委員会における方針検討、各委員会及びコンソーシアム連絡調整会議間で事業運営を調整しながら、次頁図のとおり実施した。

4 事業の成果物

(1) 出版物

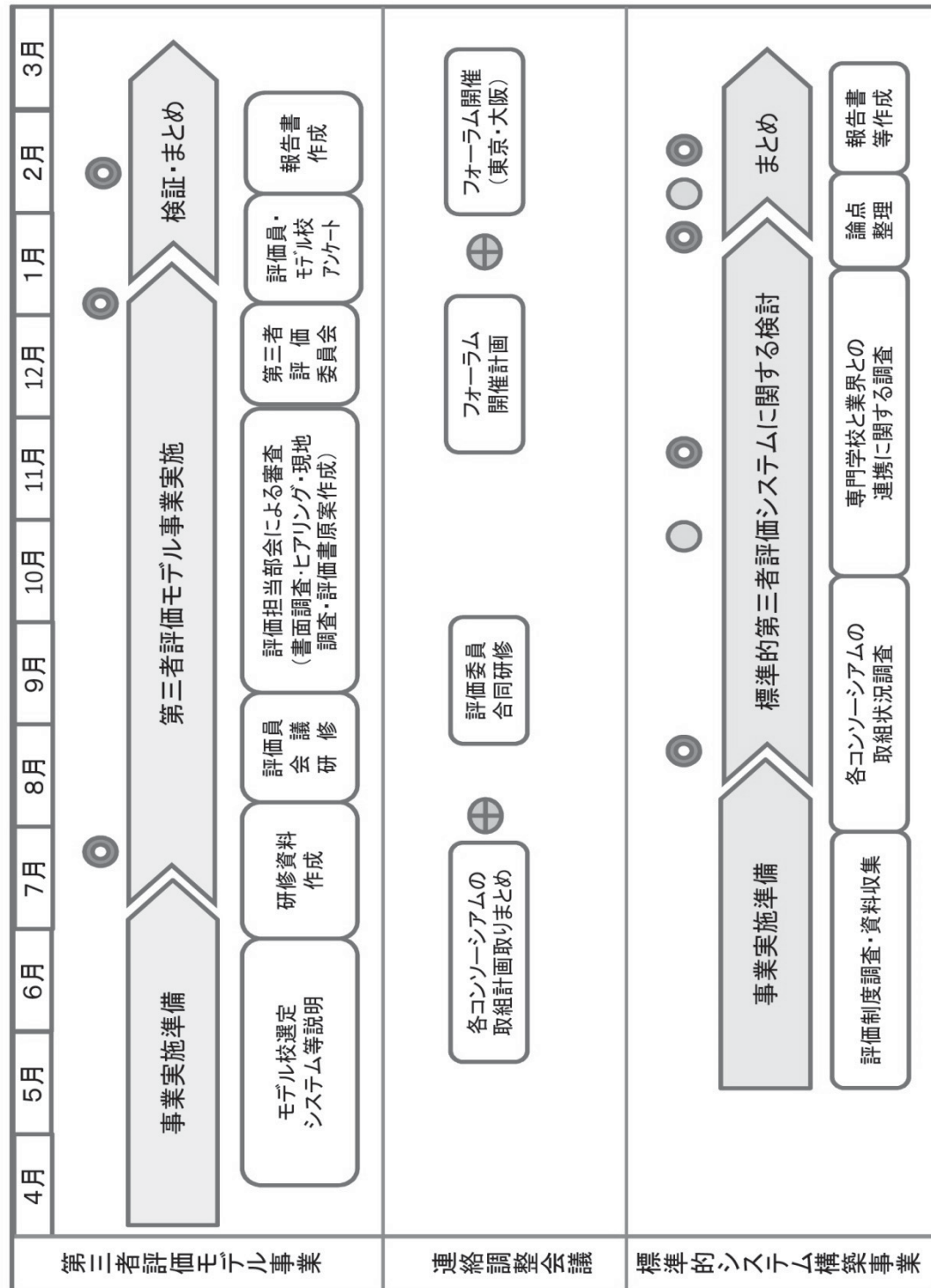
この事業の検討経過を報告し、「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組を推進し、柔道整復師養成分野の専門学校における第三者評価の普及促進及び各分野に共通に適用できるような枠組を持った標準的な第三者評価システムのあり方を考えるための資料として、次の出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

- ① 事業成果報告書
- ② 標準的な第三者評価システムを構築するための論点整理と方向性

(2) 発行部数

各 600 部

平成27年度事業実施スケジュール



第2章 柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業の実施

1 第三者評価モデル事業実施計画

平成 27 年度に実施する第三者評価モデル事業については、昨年度の文部科学省委託事業の中で当機構が代表機関として受託した「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築事業」の成果報告書において、具体的な計画を提示している。

今年度の第三者評価モデル事業は、その計画に基づいて実施するよう努めた。しかし、部会開催のスケジュールがステップ計画どおりに進められなくなるなど諸事情により計画変更せざるを得ないことなども生じた。それらの点も含めてモデル事業終了後に検証を行い、それぞれの取組の成果と今後のシステムのあり方に関する課題を抽出し改善方法を検討した。

2 モデル事業に適用する第三者評価システム

今年度の第三者評価モデル事業は、昨年度作成した「柔道整復師養成分野の第三者評価システム原案」と「第三者評価書基準書素案」をベースとして実施することとした。これらは、昨年度末に機構から刊行された『柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための第三者評価システムの概要』（以下『システム概要』と表記する。）において、システム原案については「柔道整復師養成分野第三者評価実施要項」、基準書素案については「柔道整復師養成分野第三者評価基準書(素案 Ver. 2.0)」として掲載されている。本モデル事業においては、これらの規程及び関連の規程・様式等をもとにモデル事業を実施した。

モデル事業の実施状況の説明に入る前に、これらのシステム及び評価基準の概略を『システム概要』から転載する。

(1) 第三者評価の目的と基本方針

① 第三者評価事業の目的

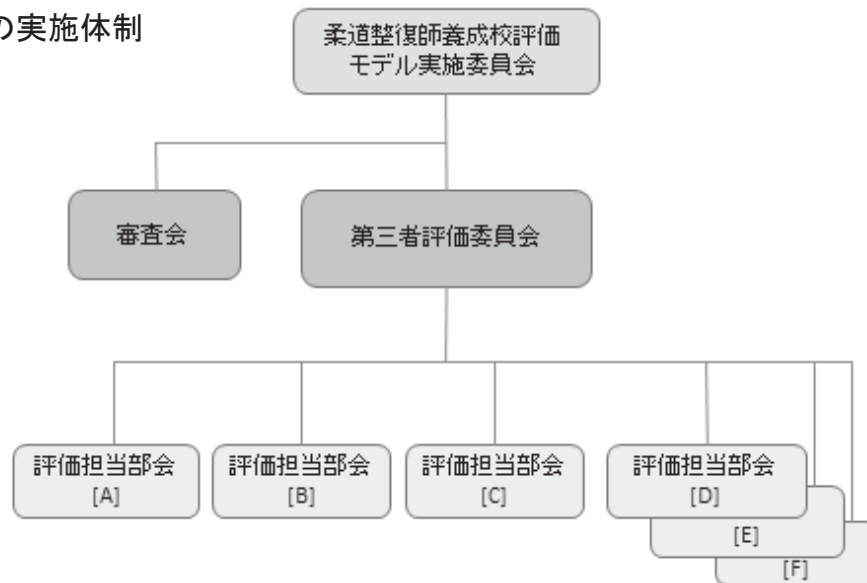
- ・ 柔道整復師養成校の教育の質・水準の明確化
- ・ 柔道整復師養成校の教育の質・内容の向上
- ・ 柔道整復師養成校の社会的認知の向上
- ・ 柔道整復師養成校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ・ 柔道整復師養成校選択への利便性提供

② 第三者評価の基本方針

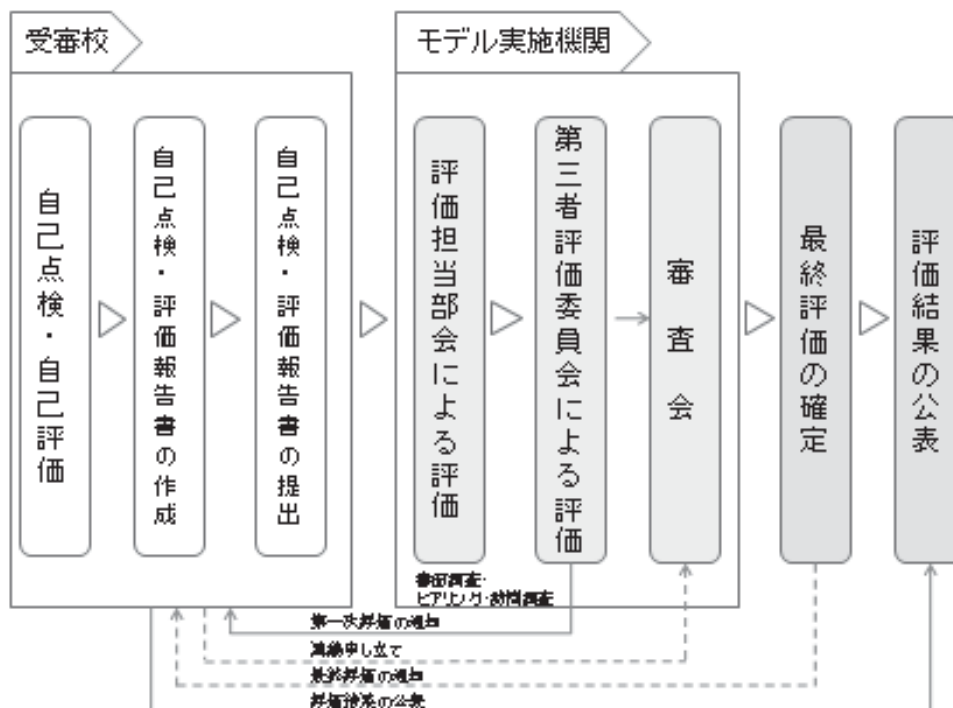
- ・ 「柔道整復師養成分野第三者評価基準」に基づく評価

- ・ 自己点検・評価に基づき、かつ、参照資料として提出された資料を重視する評価
- ・ 柔道整復師など外部者も含む評価
- ・ 透明性・公開性の高い評価

(2) 評価の実施体制



(3) 評価業務のステップ



(4) 柔道整復師養成分野 第三者評価基準(素案 Ver. 2.0)

柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案Ver.2.0)

1/2

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○			
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○		
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			○		
学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○			
		学校運営組織を適切に整備しているか		○			
	運営組織	人事・給与に関する制度を整備しているか		○			
		特色ある取組	○			○	
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○			
		修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○		○		
		業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか (別記例示参照)	○				○
	教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○		○		
		教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○		
		キャリア教育を実施しているか			○		
		柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか (別記例示参照)	○			○	
		授業評価を実施しているか		○			
		教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○
	成績評価・単位認定等	成績評価・修学認定基準を明確化し、適切に運用しているか			○		
		学修成果発表会等で達成度を把握しているか			○		
	免許・資格取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○		○		
		その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	○				○
	教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか		○			
		企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか			○	○	
		教員組織について、特色ある取組を行っているか	○			○	
学修成果	免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか		○			○
		認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか			○		○
		柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか			○		○
	就職率	就職率の向上が図られているか		○			○
		就職の実績は高い水準にあるか			○		○
	卒業生社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○
学生支援	特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○				○
	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○			
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○			
		課外活動に対する支援体制を整備しているか		○			
	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか		○			
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか		○			○
		退学率は低い水準にあるか			○		○
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか		○			
	卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか			○		
		産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか			○		
		社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			○		
教育環境	特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○				○
	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○		
	実習・演習・インターンシップ等	企業と連携して、実習・演習・インターンシップ等の実施体制を整備しているか			○		
	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○			
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○			
教育環境	特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○			○	

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目（評価の視点）	目標	基準	専門	質	成果
学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか		○			
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか		○			
		入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか		○			
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		○			
		入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか		○			
	特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか	○				○
財 務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか		○			
		学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか		○			
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか		○			
	監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか		○			
	特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか	○				○
内部質保証	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか		○		○	
		職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか			○	○	
	学校評価	自己点検・評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○	
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○	
		学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか		○		○	
		学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか				○	○
	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		○		○	
社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか			○		
	ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか			○		
	特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか	○				○
	教育目標として設定した専門技術 (例示)	1 柔道整復術:骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得	○				○
		2 被覆包帯及び固定包帯術:巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得	○				○
		3 テーピング技術:患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得	○				○
		4 後療法:手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得	○				○
		5 鑑別技術(ボディナビゲーション体表解剖を含む):外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。	○				○
		6 医療面接:信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など	○				○
		7 リスク管理:フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理	○				○
	生涯学習の意欲醸成に関する評価項目(例示)	1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか	○			○	
		2 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか	○			○	
		3 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか	○			○	

【評価の観点の説明】

目標	自己目標として、学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定しているか
基準	専修学校設置基準、柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準及び専門学校に必要とされる基本的な事項を満たしているか
専門	職業実践専門課程の認定要件及び専門分野に必要とされる基本的な事項を満たしているか
質	内部質保証への取組や手続きが整備され機能しているか
成果	認定課程が目的・目標として設定している学修成果等が達成できているか

【評価区分の色区分別説明】

Should	専門特化した基準・専門技術(A) (質的向上のための基準)
Must	〃 ・専門技術(B) (基本的基準となる項目)
Must	共通する基準-2 (専門性も含む基準)
Must	共通する基準-1 (基本的基準となる項目。評価研究機構の基準と同一基準)

3 柔道整復師養成校の概要

(1) 柔道整復師とは

柔道整復師については、公益社団法人日本柔道整復師会のホームページで次のとおり説明している。

「昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在は高校卒業後、厚生労働省の許可した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省の指定した四年制大学で解剖学、生理学、運動学、病理学、衛生学、公衆衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規、外科学、リハビリテーション学などの臨床系専門科目を履修します。

国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。資格取得後は、臨床研修を行い、「接骨院」や「整骨院」という施術所を開業できます。また、勤務柔道整復師として病院や接骨院などで働くこともできます。

また、このような職種・資格を「柔道整復師」と称する理由と現在の活動状況については、公益社団法人全国柔道整復学校教会のホームページで次のとおり解説している。

柔道整復師は、日本古来の武道から派生した日本独自の民族医学に発祥します。柔術における活法（傷ついた者への治療法、手当て）の技術に、近代西洋医学の科学的な知識が取り入れられ、発展しました。外傷による骨や運動器、軟部組織（筋・腱・靱帯など）の損傷に対し、手術や薬ではなく独特の手技によって整復・固定・後療などを行い、人間のもつ自然治癒力を引き出し、手助けすることで治療します。

柔道整復師として活躍する場合は、接骨院、整骨院での施術のみならず、整形外科医院などの医療機関での勤務、スポーツトレーナーとして現場でのケガの応急手当や予防指導、また近年では機能訓練指導員として、福祉・介護の新しい分野で活躍しています。

(2) 柔道整復師養成校の状況

平成 27 年 5 月 1 日現在、柔道整復師養成学科を設置する専門学校（以下「柔道整復師養成校」という。）の数は、学校基本調査によれば全国で 92 校である。4 年制課程は 1 校で、他は 3 年制課程として設置されている。

また、平成 25 年度に創設された専門学校の職業実践専門課程の認定を受けた柔道整復師養成校は、25 年度 20 校、26 年度 10 校で計 30 校あり、全体の 32.6%、約 1/3 の専門学校が文部科学大臣認定を受けている。

柔道整復師養成校については平成 10 年に設置認可緩和に関する司法判断があり、これを受けて従来の 14 校から大幅に柔道整復師養成校が増加したという経緯がある。その結果、柔道整復師と施術所の急増という状況を招いていることから、真に質の高い施術を行う人材を養成することが求められている。教育の質の維持向上を図る観点から、柔道整復師養成校への学校評価制度の導入に前向きな取組が数年前から行われている。

機構が昨年度調査した学校評価の実施状況をみると、自己点検・評価は 71.4%が毎年実施し、不定期実施が 18.4%であり、ほとんどの学校で実施されている。学校関係者評価についても、職業実践専門課程の認定要件となっていることから認定校だけでなく、認定申請の準備を進める学校でも学校関係者評価委員会が設置され取組が進められるようになってきている。第三者評価については、まだ受審校は少なく 5 校に留まっている。

4 モデル事業の実施状況

(1) モデル事業実施スケジュール

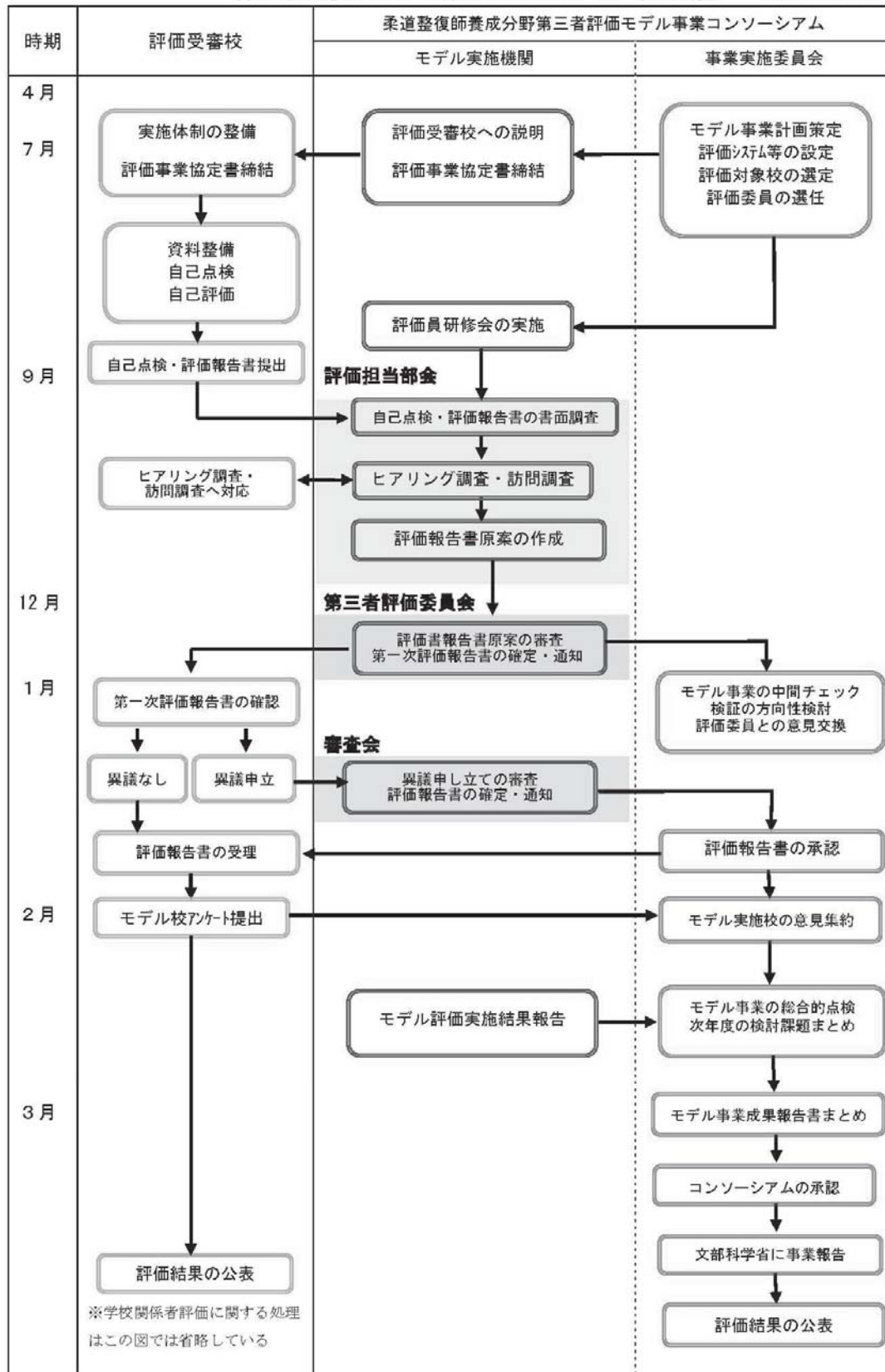
モデル事業は、全体の運営を管理する事業実施委員会、第三者評価業務を実施するモデル実施機関、評価を受ける受審校の三者がそれぞれの役割を担って進めることになる。その各々のステップにおける関わりについては、次頁のスケジュール図のとおりである

なお、このスケジュール図における「事業実施委員会」については、11 頁に掲げた評価の実施体制図にある「柔道整復師養成校評価モデル実施委員会」の役割を包摂した形で示している。本来は、前者の委員会は文部科学省委託事業を実施するコンソーシアムの組織であり、後者の委員会はモデル実施機関に位置されるべき組織である。役割からみると、前者の委員会は、委託事業の目的に沿った方針を提示し事業実施結果の検証を行うことにあり、後者の委員会は、前者の委員会の定めた方針に基づいて第三者評価業務を実施し、その成果物である第三者評価報告書を作成することにある。ただ、事業全体の運営を進めるうえでは、両者の委員会の役割には重複するところもあり、図上でも描き分けるのは煩瑣になるため、「事業実施委員会」の業務として表現していることをお断りしておきたい。

以下は、この図に示した取組内容について具体的に説明する。

第三者評価モデル事業のスケジュール（三訂版）

28.2.12 作成



(2) 準備業務

第三者評価の業務は、評価委員による審査から第三者評価報告書の公表まで、通常6ヵ月から8ヵ月程度を要する。これに受審校における自己点検・評価報告書作成業務を含めるとほぼ10ヵ月から1年間に及ぶ業務となる。さらに、モデル事業の場合は実施結果を検証する期間も必要となる。したがって、モデル事業は通常より早めに事業開始する必要があるが、受託事業という制約もあり、新年度開始とともに事業の本格的スタートを切ることはいできない。そこで、昨年度に発表したモデル事業実施計画書(案)に基づき、以下の準備業務に取り組むこととした。

① 評価受審校の選定及び事業説明

今回のモデル事業は職業実践専門課程を設置している専門学校を対象とするものである。現在、職業実践専門課程の認定を受けている全国にある柔道整復師養成校30校の中から選ぶことになる。とはいえ、多くの専門学校は自己点検・評価は実施してきているが、学校関係者評価についても職業実践専門課程の認定要件として取組を始めた学校が多く、その先の第三者評価にチャレンジする態勢にある学校は少ないのではないかと想定した。そのようなことから、昨年度の文部科学省受託事業において委員を派遣し制度検討に協力していただいた柔道整復師養成校3校にモデル事業への参画を要請し了承を受けた。

モデル事業に参画していただくことになった学校の名称とその特徴は次のとおりである。

ア 呉竹医療専門学校（学校法人呉竹学園・埼玉県さいたま市大宮区）

イ 信州医療福祉専門学校（学校法人光和学園・長野県長野市）

ウ 東洋医療専門学校（学校法人新歯会東洋医療学園・大阪市淀川区）

この3校については、アは設置法人が柔道整復師養成校としての長い歴史を有する学校を設置している学校法人が首都圏に柔道整復師養成校を3校設置している、イは地方で1法人が1校のみを設置している、ウは学校法人グループで統一した経営方針などにより活動しているという、それぞれ異なる特徴がある。

第三者評価のモデル事業を受審することに協力を表明した専門学校には、速やかに実施体制を整えていただく必要がある。そのための事前説明が必要であり、機構事務局員が説明に赴いた。

受審校における説明会には、当該専門学校の校長、事務長、学科長、学科教員などが参加し、モデル事業の趣旨、具体的に学校の作成する文書、

第三者評価の審査手順、評価基準の求めるもの、自己点検・評価報告書の記載要領、証拠として添付する資料類のことなど、仔細に説明を行った。特に、最も重要な審査資料となる自己点検・評価報告書については、具体的な記載例を示し、基準に基づく簡潔明瞭な記述を求めた。

② 評価委員の人選

評価委員については、モデル事業実施計画書(案)に基づき、事務局で人選を年度当初から進めてきた。しかし、学識経験者委員や公認会計士は別としても、柔道整復師関係から3部会12名の委員を選任する必要があり、協力団体の推薦なくしては整わない状況にあった。幸いにして、協力団体から委員が速やかに指名・推薦されたので、個別に委員への具体的な業務説明を済ませることができた。

(3) 第1回モデル事業実施委員会の開催（平成27年7月30日）

事業の開始にあたって、次の点について事務局から説明し、疑問点等にする審議を行った。

- ・本年度の事業計画概要について
- ・文部科学省から示された「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」

これらを踏まえ、昨年度定めたモデル事業実施計画書(案)をより具体化した事業実施計画書において、実施体制とスケジュール、第三者評価受審校を決定した。

また、評価委員として推薦等のあった者について、第三者評価委員会委員、各校の評価を担当する評価担当部会委員として選任した。

さらに、評価委員に対する研修の実施内容について審議し、評価委員全員が受講できるよう、同一内容の研修を2回設定することとし、8月26日と28日に評価委員会議と研修会を開催することを決定した。



(4) モデル評価事業協定書の締結（平成 27 年 8 月 1 日）

モデル事業を円滑に遂行するため、コンソーシアムとモデル校との間で、主として業務分担と費用負担に関する協定書を取り交わした。

モデル評価事業協定書の様式は、巻末の資料集に収録してある。

(5) 評価委員会議及び研修会の開催（平成 27 年 8 月 26 日・28 日）

評価委員会議及び研修会は、各回 6 時間にわたり、主に次のような内容で行った。

① 事前案内・メンバー紹介

② 柔道整復師養成分野モデル第三者評価の進め方

講師：早稲田速記医療福祉専門学校 高橋稔先生

ア モデル第三者評価の考え方と評価部会の業務

イ 柔道整復師養成分野の第三者評価基準

ウ 第三者評価の手順

エ 第三者評価報告書の記述方法

③ 分野別評価項目の評価方法

講師：早稲田速記医療福祉専門学校 高橋稔先生

④ 医学教育分野における分野別評価の取組

講師：東京慈恵会医科大学教育センター長・教授 福島統先生

⑤ まとめ・柔道整復師養成分野のモデル第三者評価の特徴

講師：私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄

⑥ 質疑応答・意見交換・閉会



(6) 評価担当部会における審査（書面調査）

（9月17日～11月6日。この日付は、3部会の開始日から終了日である。）

8月末までに各モデル校から自己点検・評価報告書及び参照資料集（各8部、ほかに報告書の電子ファイル1部）が事務局に提出された。

事務局で全般的に点検し、書類の不備などの有無を確認したうえで、各担当部会の委員に1部ずつ送付し、部会開催前にあらかじめ目を通していただいた。

部会における審査は、書面調査3回、ヒアリング・訪問調査1回、第三者評価報告書の原案作成2回で、計8回の調査を行った。

書面調査では、モデル校から提出された自己点検・評価報告書について、評価基準の中項目ごとに記述内容とその証拠となる添付資料（参照資料）を調べ、基準の求める内容を満たしているか、確認を行った。文書上で不明確な点は後の調査に委ねることとした。書面調査は、基本的には自己点検・報告書上で記載されていることをしっかり読み込み、基準適合性に関する討議を行い、その中で特長として評価できる点や更なる努力・向上を期待する点などを取り上げていく重要な過程である。



書面調査では、審議を円滑に進めるために事務局で「評価シート」（様式は巻末の「資料集」参照）に、評価中項目ごとに小項目で求めている事項について適合しているか、その証拠資料があるか、チェックを付し、気付いた点などをメモしておき、具体的な説明をしたうえで審議に入るようにした。

審議の過程では、専門学校から参加した委員と業界側から参加した委員とで、意見の一致が見出せないこともあり、その場合はヒアリング・訪問調査で確認することで、次の項目に進むこととした。

このようにして、評価基準中項目の37項目について審議を進めるたが、3回の部会で十分な審議を尽くすためには、事前の読み込みと討議内容の整理が肝要である。

(7) 評価担当部会における審査（ヒアリング・訪問調査）

（10月28日～11月25日）

前述のように、書面調査の過程で自己点検・評価報告書の記述内容が不明確で、参照資料においても確認できない場合は、評価対象となっているモデル校に直接確認することとなる。事務局では、これらの事項を項目順にまとめ、「訪問調査・ヒアリングシート」（様式は巻末の「資料集」参照）を作成し、モデル校に送付し、学校訪問時に回答していただくよう依頼のうえ、ヒアリング・訪問調査を実施した。

訪問調査日程を決めるにあたっては、専門学校側の学事日程等の都合を優先的に考えなければならないが、一方で評価担当部会の委員側からはできるだけ学校の教育現場の現状を見たいという要望もあり、訪問時期については適切な時期を選ぶ必要がある。



ヒアリング・訪問調査は、本来は書面調査を終えて実施することが望ましいが、評価側・受審側双方の日程その他の事情から並行して行うこととなった。

まず、ヒアリングの主要な目的は、書面調査での疑問点を解明することにある。このヒアリングの対象となる事案は主として次の3点である。

- ・具体的でないこと（理想・予定など時期が明確でないこと）
- ・資料が示されていないこと

（自己点検・評価報告書に記述されている事柄からは評価基準の求めることを満たしていると思われるが、それを実証する資料が参照資料集に入っていない、確認ができないこと。理事会議事録など学外への持出しが困難な資料については、現地で閲覧のうえ確認）

- ・学校側の考え方を確認する必要があること

（教育理念・方法については、それぞれの考え方があるので、委員間に議論があった場合に、学校側の説明を聞くこと）

ヒアリング・訪問調査は、評価担当部会委員がモデル校に行き、学校長・事務局長・柔道整復師学科長・担当教員等と面談しながら、質疑応答し、また学内の教室・実習施設その他の教育施設を視察し、自己点検・評価報告書

に記述された事柄について実地に調査するものである。

日々の授業がどのように行われているかは、実習室に入り、つぶさに個々の器具等を点検し実習の効果を判断し、授業については教室に入らずに廊下から視察した。学生の生活環境は学生が座る椅子に腰かけて感得するようにする、このようにして、学校における教育の全体的な状況について調査した。

今回、この調査の中で特別に設定したのは「学生インタビュー」である。これは、在学生に対し評価委員が対面し、インタビュー形式でその学校教育の実態を確認する目的で行った。

インタビューに参加した学生は、各学年2名、できれば昼間部・夜間部から各1名とし合計6名を選んでいただくよう学校にお願いした。（インタビューの取扱いに関する規程等は巻末の「資料集」参照）

選ばれた学生には、あらかじめ学校選択の理由、教育内容に関する意見、施設設備に関する要望、将来の進路等に関するアンケートに対する回答をしていただき、それらも参考にしながら約1時間のインタビューを行った。

インタビューは、評価委員・学生とも、はじめは緊張した雰囲気でもスタートしたが、ほどなくリラックスした感じでの質疑応答となり、学生の率直な意見や要望を聴くことができた。その専門学校のソフトウェアやハードウェアを見るだけでは窺い知れないような実感を得ることができたということから、有意義な取組であった。



（学生インタビューの状況）

(8) 評価担当部会における審査（評価報告書原案の作成）

（11月6日～11月27日）

自己点検・評価書の審査とヒアリング・訪問調査を経て、第三者評価を行うための調査は一応終了したことになるが、その結果を第三者評価報告書に取りまとめるためには、各委員の評価判断を確認する必要がある。

このため、部会を開催する前に、事務局から各委員に評価基準の各中項目に関する評価コメント案を作成していただいた。

この評価コメント案をもとに、事務局で評価報告書の原案を作成し、部会審議のたたき台とした。

部会では、評価基準の適合性、コメントの内容などについて、各中項目ごとに討議した。

第三者評価書原案の総評の記述については、中項目における議論を踏まえて、部会長と事務局で取りまとめを行った。

(9) 第三者評価委員会における審査（12月25日）

この第三者評価モデル事業では、評価担当部会における審査と第三者評価委員会における審査の二階層構造による審査を行った。なお、この評価による審査結果に学校側から異議があれば審査会を設け、さらに厳密な審査を行って結論を出すこととした。

このモデル事業では、各部会から提出された第三者評価原案をあらかじめ各委員に送付したうえで、第三者評価委員会を開催した。

この第三者評価委員会においては、各部会から提出された第三者評価報告書原案の評価内容のバランス、評価表現の調整などを主として行う役割を担っている。

審査の過程では、評価判定において大異はなかったが、評価表現に関連する指摘が少なからずあり、部会において再検討すべきことなどが示された。

この委員会の審査を経たことにより、モデル校の第三者評価報告書（第一次報告書）が確定した。

(10) 第2回モデル事業実施委員会の開催（平成28年1月8日）

第2回モデル事業実施委員会では、第三者評価報告書（第一次報告書）とこれまでのモデル事業の実施経過について報告し、その間での問題点の検討と今後の事業の進め方などについて課題提案を行い、これからの取りまとめと検証の方法について審議した。この委員会には3つの評価担当部会から各部会長が出席し、部会における書面調査等の問題点について意見具申し、委

員と討議を行った。また、評価担当部会委員アンケート調査結果もこの委員会に報告した。

(11) モデル校への第一次報告書の通知（平成 29 年 1 月 19 日）

第三者評価報告書（第一次報告書）は、モデル校に送付し、この内容に異議がある場合は、2 週間以内に異議申し立てを行うよう通知した。

(12) 第三者評価報告書の確定

各専門学校に通知した第三者評価報告書（第一次報告書）に対しては、若干の表現上の修正要望はあったが、評価判断に関する異議申立てはなく、表現修正を行ったうえで、第三者評価報告書は確定した。

(13) 第 3 回モデル事業実施委員会の開催（平成 28 年 2 月 12 日）

第 3 回事業実施委員会では、第三者評価モデル事業の実施経過を報告し、モデル校アンケートの内容などを説明した。また、事業全体に関する意見・改善要望等の検証を行うため、事業の各タスクにおける実施結果を明らかにし、委員会の評価を受けることとした。

事業の遂行については特に問題がなかったが、モデル事業そのものについては、改善意見等さまざまな意見が各方面からあった。それらについては、次項において検証項目として提示する。

5 モデル事業の検証

(1) 検証のプロセス

① 意見等の整理

以下の会議等で取り上げられた意見等を整理する。

- ・ 事業実施委員会における意見等 …………… 意見区分記号 a
- ・ モデル評価担当部会における意見等 …………… 意見区分記号 b
- ・ 第三者評価委員会における意見等 …………… 意見区分記号 c
- ・ 評価委員アンケートにおける意見等 …………… 意見区分記号 d
- ・ モデル校アンケートにおける意見等 …………… 意見区分記号 e
- ・ 第三者評価システム構築委員会及び学校評価調査検討部会で検討された課題等 …………… 意見区分記号 f

② 課題の抽出と分析

意見等を次の性質別に分類し、課題を抽出・分析し、解決の方向性等を検討する。

- ・第三者評価システムに関する課題
- ・評価基準に関する課題
- ・その他、実務上の課題

(2) 第三者評価システムに関する検証

① 評価システムの基本的問題について

【改善・見直しの意見等】 ※ 文末の英字は前記(1)の意見区分記号を示す。

- ・設置法人と学校運営との関連の把握が困難。c. d
- ・法人の設置する学校以外の施設の取扱いが評価対象になるのか、学校の教育活動との関連性など判定が難しい。d

【課題⇒改善の方向性】

・多数の専門学校を設置する大規模法人（又は、複数の法人からなる法人グループ）においては、学校運営に関する業務を法人部門で取り扱っているケースがある。この場合、学校の調査だけでは把握されず、これをどのように取り扱うべきか。

⇒ 自己点検・評価報告書において、法人（又は法人グループ）が関与する業務については、役割分担・運営方法を明確に説明し、意思決定のルールを示すように求める。

⇒ 学校運営については、運営の方法はどのような方法であれ、教育活動が成果を上げているかを評価するという考え方でいい。

・臨床実習の場となっている法人附帯事業の接骨院などについては、施設内容に関する評価ができるか。

⇒ 実習教育の内容は評価の対象となる。運営方法など施設に帰属する問題については、評価の対象にならない。

② 評価委員について

【改善・見直しの意見等】

・学校経営に関することは、それに携わった者でないとなかなか理解できない。これは分野には関係がないので、他分野の学校関係者も委員として参加させた方がいい。d

・専門知識を持っている人材を数名増員する必要がある。d

・柔道整復師の活躍分野は介護やスポーツインストラクターの分野にも拡大している。業界関係者委員の選任にはこれらも視野に入れる必要がある。a

- ・専門分野委員を1名減らし、他分野の委員を入れる方がいい。d
- ・業界関係者委員には専門学校のことを全く知らない人がいる。ある程度、専門学校の実情も知っている人を選ぶべきではないか。f
- ・公認会計士などの財務担当委員は部会に出席し審議に参加してほしい。d

【課題⇒改善の方向性】

・学校運営を評価するために、他分野の学校評価委員を加える必要があるか。
⇒ 評価委員には私学行政関係者や事務局長なども参加し、学校運営の実情が分かっているので、特に他分野から評価委員を選任する必要はない。

・専門分野委員の数や介護・インストラクターなどの関連する分野関係者をどこまで委員として選任するか。
⇒ 業界の動向にも変化があり、予算的制約などもあるので、来年度事業の課題として検討していく。

・業界側委員は専門学校についてどの程度知っているべきか。
⇒ 基本的には、専門学校の実情を知らなくとも、教育内容が業界で求めるものにフィットしているかを専門的に判断してもらうことに期待している。
⇒ 業界関係者委員については、評価事業に参加する前に受ける研修で専門学校の実情についても加えることを検討する。

・公認会計士の評価活動はいかにあるべきか。
⇒ 公認会計士の評価委員は、学校の財務担当者からヒアリングする機会を設け、評価担当部会にも1回出席する方が望ましい。
⇒ 学校評価を理解する公認会計士は少ないので、適当な人材に一定数参加してもらえるようになるかということが、今後の課題である。

③ 評価業務について

【改善・見直しの意見等】

- ・1回3時間の会議では予定の項目の審査が十分できない。d
- ・1回3時間が限度なら、書面調査の回数をあと1回追加した方がいい。d
- ・大規模の学校の審査は、回数を増やす必要がある。b.d
- ・書面調査、評価報告書作成はスケジュール的にかなり厳しい。部会の回数を増やすべきだ。d
- ・評価資料の量が膨大で、すべて読みこなすのは困難である。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・ 書面調査・評価報告書作成の部会開催回数はどの程度必要か。

⇒ 評価担当部会における資料分析などの作業を更に効率化するとともに、日程についても調整できるか、今後検討する。

⇒ 評価業務に習熟すれば、評価判断が速くなるという要素もあるので、回数の問題だけではない。

- ・ 大規模校は部会開催回数を増やすべきか。

⇒ 学生数などが多くても、評価する項目は一定であり、通常の部会回数で審査をすべきである。

④ ヒアリング・訪問調査について

【改善・見直しの意見等】

- ・ ヒアリング・訪問調査は評価の審査上重要であり、もう少し時間を取るべきである。d

・ カリキュラム通りに実際の授業が行われているか、確認することができるように日程調整を図るべきである。d

・ 遠隔地にある学校の場合、前泊をし、翌日 9 時半頃から訪問調査を開始した方がより理解を深める調査ができる。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・ ヒアリング・訪問調査を円滑に行うにはどのような日程で実施すべきか。

⇒ ヒアリング・訪問調査は 1.5 日とする方向で検討する。

⇒ 遠距離にある学校については、宿泊を含む日程を検討する。

- ・ 授業参観を訪問プログラムに組み込むか。

⇒ 見学スペースの確保など、学校側に協力してもらえれば、プログラムに含むことも有効である。

⑤ 学生インタビューについて

【改善・見直しの意見等】

- ・ 学生インタビューの方法は適切だが、もう少し時間をかけてもいい。b

・ 事前にアンケートを取っているが、あまり役に立っていない。b

【課題⇒改善の方向性】

- ・学生インタビューの時間はどの程度がいいか。

⇒ 学生の都合も考えて、時間が許すなら2時間程度が適当と思われる。

- ・事前アンケートを取る必要があるか。

⇒ 事前アンケートは学校側が回収するので、学生のアンケート内容を事前に学校側に知られる可能性がある。学生には質問項目などを例示して示せばいいので、事前アンケートは行わないこととする。

- ・在学生インタビューに加え、卒業生インタビューも必要ではないか。

⇒ 来年度の事業から卒業生インタビューも実施するよう検討する。

(3) 評価基準に関する検証

① 評価基準・評価判断について

【改善・見直しの意見等】

- ・評価判断においては、学校が自ら課題として認識しているかどうか判断の分かれ目になる。認識していても実践していないなら、「否」の判断となり、認識し実践している、又は着手している場合は「可」と判断する。c

- ・評価基準ベクトルの統一（客観化）が難しいと感じた。d

- ・「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の取り上げる内容に混乱がみられるので、再度整理が必要。c

- ・評価基準は「適」・「不適」など、結果を明確に示した方がよい。d

- ・今回の評価では「可」・「否」評価は行われていないが、「可」と評価される基準（評価の視点）を示してもらえば、評価を受ける者の目標ともなり、報告書や資料の取りまとめ方法も検討できる。f

- ・評価委員の意見を全部取り入れると焦点がぼやける。学校側に評価結果がはっきり伝わるように結論を討議すべきだ。d

- ・財務に関する中項目の評価は、視点を見定め、記述を再考する必要がある。

c

- ・合同授業やインターンシップの問題など、都道府県の指導に微妙な差異がある事柄について、どう評価すべきか、今後の課題である。c

- ・厚生労働省の基準をはるかに上回る施設設備等を備えた学校に対して総評か中項目の評価で記述をすべきである。C

【課題⇒改善の方向性】

- ・評価判断における課題認識と実践との関係をどう考えるか。
 - ⇒ 学校が自ら課題として認識していない場合
 - 「否」又は「更なる向上を期待する点」と判定
 - 学校が自ら課題として認識しながら実践していない場合
 - 「否」又は「更なる向上を期待する点」と判定
 - 学校が自ら課題として認識しており、着手している → 「可」と判定
 - 学校が自ら課題として認識しており、すでに実践している
 - 「可」又は「特長として評価する点」と判定

- ・同様の事項でA校とB校で評価上の取扱いが同一になっているか。
 - ⇒ 評価判断上で、ある事項を普通とみるか、優れているとみるかは、本来統一すべきであるが、現在、そのデータがまだ十分蓄積されていないので、今後の課題である。当面の対応として、評価対象校を横断的に比較し、また、養成校全体の水準も考慮して判断をしていく必要がある。

- ・評価判定は「可」・「否」など、結果を明確に示した方がよいか。
 - ⇒ 第三者評価を初めて受ける学校としては、現行の評価判定の方法が受け入れやすく、学校のよいところと改善すべきところもわかる。一般の受け止め方も考えなければならないが、この方法に問題があるとまではいえない。
 - ⇒ 第三者評価の導入を促進していくという視点からの配慮も必要であり、現段階ではこの評価判定の方法から始めていい。
 - ⇒ 「可」・「否」判定は評価制度の蓄積がもう少し必要であり、当面、来年度は「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」とその中間にある「普通」の状態という3段階構造の評価方式で実施し、「更なる向上を期待する点」の表現方法など運用の仕方を検討する。

- ・評価委員の意見をどう取りまとめるか。
 - ⇒ 全評価委員からの評価意見を事務局で取りまとめているが、これは評価担当部会においてしっかり討議し、矛盾点を取り除き、網羅的評価にならないように、採否を決定していくべきであり、部会長をはじめとする会議運営に今後も習熟するようにしていく必要がある。

- ・財務基盤に関する評価の記述のあり方はいかにあるべきか。
 - ⇒ 財務関係の評価に当たっては、(2)の②で述べた方法を取り入れること

で、財務諸表の分析だけでなく学校の財務運営の実情も踏まえて総合的に評価判断を行うことになると考えられるので、評価の記述内容についてもより実情に即したものとなるはずである。

・設置基準や養成施設指定規則に基づく都道府県の指導等に取り扱いの差異がみられる場合、評価上ではどのように取り扱うべきか。

⇒ 都道府県の指導等についてはグレーゾーンもあり、評価機関では十分な情報を持っていないので、問題に取り上げられた事案については、背景の事情等をよく調べ、クリアしているかどうかという視点よりも実質がどうなのかということで判断することになる。

⇒ 柔道整復師養成施設に関しては、この1年程度の間には制度の見直しで規則の改正が見込まれており、合同授業やインターンシップの問題はクリアされる可能性がある。

【改善・見直し意見等には出ていないが、重要事項として討議された課題】

・学修成果に関する評価はいかにあるべきか。

⇒ 学修成果の把握方法については、現行の評価基準では国家試験合格率や就職率などの定量的な指標で判定しているが、学修の達成度合を捉えるためにヒューマンスキル等のような定性的な面の評価も視野に入れるべきである。この学修成果の評価方法については、まだ確立されていないので、今後、分野別評価を進めるために必要な最も大きな課題である。

⇒ どのような人材を育て、どういう能力を持った人物を、どれだけ多く育成しているかということが評価できれば、難しいが意味のある評価になる。

⇒ このような評価については、基準を学校側に任せるより評価機関の方でルーブリック（評価基準表）のようなものを策定する必要がある。ただ、あまり精緻なものではなく、ある程度単純なものとするべきである。

② 評価項目について

【改善・見直しの意見等】

・設置基準等の適合性、職業実践専門課程の認定要件の適合性を評価の視点に挙げられているが、取扱いについては今後検討する必要がある。a. f

・内部質保証に関する評価項目は、①PDCAサイクルが有効に機能しているか、②システム導入の第一段階では自己評価に関する個別項目の評価対象とする、という二通りの方式が考えられるが、いずれをとるべきか。f

・アカウンタビリティの観点から、学校選択の情報として必要な項目は何か、

検討する必要がある。f

- ・高等学校の進路指導上の参考となる「財務の安定性」、「学生の在籍状況」、「どういう教員がいるか」という項目は継続的に知りたい。f
- ・同じことについて評価項目間で横断的に問われる項目があり、同じ事業のことを何度も記述したことがあった。e
- ・中項目の表現で、受審校に意図が伝わっていないと思われる項目が散見される。表現の再考が必要ではないか。d
- ・小項目は、中項目の求めている内容が具体的に理解できるようになっている点はいいが、項目数が多過ぎるように思う。b. d
- ・小項目で、柔道整復師養成校としては判断しにくい項目や評価できない項目もあった。小項目の内容の再検討が必要である。b. d

【課題⇒改善の方向性】

・文部科学省の方向性に関する文書の「評価の視点」に、設置基準等の適合性、職業実践専門課程の認定要件の適合性の認定ということが示されているが、具体的にどのように取扱うべきか。

⇒ この点については、第三者評価システム構築委員会において検討した結果、適合性の「認定」という用語には疑義が出たが、評価の取扱いとしては設置基準や認定要件にある個別の項目について把握をしてその実情を評価するということとされた。

・内部質保証に関する評価項目は、①PDCAサイクルが有効に機能しているか、②自己評価に関する個別項目の評価対象とする、という2方式が文部科学省の方向性に関する文書で示されているが、柔道整復師養成校の評価基準における取扱いの考え方はどうか。

⇒ 柔道整復師養成校の第三者評価基準では、大項目9〔内部質保証〕において学校評価の取組状況について具体的に内容をチェックし評価するようにしている。これは②に基づく取扱いであり、第三者評価システム導入の第一段階では学校評価ガイドラインにある評価項目の内容を直接見る必要があるため、この方式が適切と考えている。

・評価項目の追加、関連ある評価項目の整理など、基準の項目を見直す必要があるか。

⇒ 評価項目については、引き続き見直しを行い適切なものとなるよう努めていく。

・中項目の評価表現で、意図が伝わり難い項目を見直す必要があるか。

⇒ 小項目まで見てもらえば、大体の意図はわかってもらえると思うが、今後、中項目の説明の仕方を工夫するか、表現そのものを改めるか検討する。

・小項目の項目数が多過ぎないか。また、柔道整復師養成校にはなじまない項目などがないか。

⇒ 評価基準全体の構成を見直す際にこの点についても適切性を考えて検討する。

③ 評価表現について

【改善・見直しの意見等】

・総評の記述は、取組の要約にとどまらず、学校の取組に対する評価をもっと明確に示すべきだ。 c

・評価コメントの表現方法が難しい。 d

・「更なる向上を期待する点」については、曖昧な文章表現になることもあり難しい。取扱いの明確な文例を示すべきだ。 d

・評価コメントの表現方法を統一すべきである。「更なる向上を期待する点」については次の表現に統一することを試みた。

「望まれる」、「期待する」、「期待したい」

(単調になる、ニュアンスが出ないなどの欠点もある。) b

・学修成果に関するコメントで具体的な数値を記述するか、抽象表現にとどめるか、共通ルールを設けるべきである。 b

【課題⇒改善の方向性】

・総評の記述のあり方をどう考えるか。

⇒ 各中項目の評価はより具体的に焦点を当てて評価するようにしているが、総評はこれらより全体的な視点に立って書くように心がけている。実際にはどういう表現方法が適切か、具体的な文例などを示すなど、今後の課題として取組んでいく。

・「更なる向上を期待する点」の記述のあり方をどう考えるか。

⇒ (3)の①で述べたように、「更なる向上を期待する点」については評価上の取扱いを含め具体的な表現方法などを検討する。

⇒ 語尾の表現を数種用意し、「更なる向上」の中でもどのレベルなのか、違いがわかるように示すという方法も考えられる。

- ・学修成果の表現方法はいかにあるべきか。

⇒ 前記(3)の①で述べたように、学修成果に関する評価基準の問題は今後検討を進めるべき重要な課題である。学修成果の表現方法もその中で検討することとする。

(4) その他の実務上の課題に関する検証

① 第三者評価の実施時期等について

【改善・見直しの意見等】

- ・今回はヒアリング・訪問調査が書面調査が終了していない時期に先行して行ったのは残念。d

- ・学校訪問は、11月は認定実技審査や卒業試験と重なるので、前月までに実施した方がよい。d

- ・評価を受ける学校との事前打ち合わせをもっと行うべきだ。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・第三者評価に要する期間・実施時期など年間スケジュールをどうするか。

⇒ 第三者評価の実施スケジュールは、評価を受ける学校の行事等を考慮しながら設定しなければならないが、基本的には7月頃から半年程度の期間で実施することが望ましい。また、6月までの準備業務については、評価機関と受審校がよく打ち合わせて進めることが、第三者評価を円滑に推進するための必須条件といえる。

(5) 検証結果のまとめ

全般的にみて、『システム概要』における第三者評価システム原案「柔道整復師養成分野第三者評価実施要項」及び「柔道整復師養成分野第三者評価基準書（素案 Ver. 2.0）」に関しては、概ね適当とする肯定的意見が多く、否定的意見は少ないことから、評価システム及び評価基準は有効なものと考えられる。

しかし、部分的な改善意見等が多数寄せられており、その具体的な内容は、前記(2)～(4)でみたとおりである。その中で、来年度事業への課題として挙げられた主な項目は次のとおりである。

① 第三者評価システムに関すること

- ・評価委員の構成や人数のあり方

- ・財務評価における公認会計士の活用と審査方法

- ・評価担当部会における業務の効率化と日程配分と調整
- ・ヒアリング・訪問調査の日程等の見直しと調整
- ・卒業生インタビューの導入

② 評価基準に関すること

- ・評価判断に必要なデータの蓄積
- ・「更なる向上を期待する点」の運用方法と評価表現の検討
- ・学修成果の把握方法に関する研究
- ・評価項目の整理と表現の適正化
- ・総評の記述のあり方

これらの課題については、他のコンソーシアムの取組状況も参照し、第三者評価システム構築委員会における検討状況も参考にしながら、評価システム及び評価基準のブラッシュアップを図っていくこととする。

また、今回はステークホルダーの意見等を収集するに至らなかったが、これも来年度の事業検証を行う際に課題として検討することとしたい。

第3章 別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整

1 連絡調整会議の目的

平成 27 年度事業の一つとして実施する「別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整」の事業目的及び組織構成については、第 1 章において記述したとおり、分野別に第三者評価モデル事業に取り組む 11 のコンソーシアムが一堂に会し、各団体の事業進捗状況を確認する中で、情報の共有化を図り、共通の課題などを検討することになっており、その連絡調整会議の事務局を当コンソーシアムが担うことになった。

当該事業の具体的な取組は次の 3 点である。

- ・連絡調整会議の開催 2 回
- ・評価員研修会の開催 1 回
- ・第三者評価フォーラムの開催 2 回（東京・大阪）

2 連絡調整会議の開催

(1) 第 1 回連絡調整会議（平成 27 年 7 月 28 日・アルカディア市ヶ谷私学会館）

① 文部科学省からの方針説明

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
白鳥室長）

② 各コンソーシアムの取組計画について

・11 コンソーシアムから今年度実施する第三者評価モデル事業の取組計画について説明

・文部科学省・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議委員の川口昭彦先生と前田早苗先生から講評・質疑・応答

③ 平成 27 年度連絡調整会議の取組スケジュール説明

・平成 27 年度事業スケジュールについて事務局から説明し、評価員研修会の日程を決定



(2) 第2回連絡調整会議（平成28年1月21日・アルカディア市ヶ谷私学会館）

① 平成27年度事業の実施状況報告

- ・各コンソーシアムの事業実施状況の経過報告
- ・川口昭彦先生と前田早苗先生から講評
- ・質疑・応答

② 職業実践専門課程における標準的な第三者評価システムの構築に関する取組状況報告

- ・当機構の関口正雄夫理事から「職業実践専門課程における第三者評価システムに関する検討項目」について説明

③ 職業実践専門課程における第三者評価フォーラムの開催計画説明

- ・事務局から東京及び大阪におけるフォーラム開催計画を説明し、それぞれの会場における分野別第三者評価モデル事業実施状況を報告するコンソーシアムを決定

④ 来年度事業に関する説明

- ・文部科学省・白鳥室長から、来年度事業の予算編成状況に関する説明

3 評価委員研修会の開催

(1) 研修会の概要

① 開催の目的

今年度の各コンソーシアムが実施する第三者評価モデル事業に参加する評価委員に、第三者評価制度の趣旨や評価業務の実例についての基本的理解を得てもらうために実施する。

なお、各コンソーシアムの事業において適用する評価システム及び評価基準等の解説等については、各団体で対応するものとする。

② 研修受講対象者

各コンソーシアムの第三者評価モデル事業に参加する全評価委員

③ 開催日時及び会場

- ・開催日時：平成27年9月7日（月） 午後1時30分～5時
- ・会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

④ 研修内容及び講師

- ・第三者評価制度と評価者の心得

講師：川口昭彦先生（独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問）

- ・専門学校の第三者評価の事例紹介

講師：高橋稔先生（早稲田速記医療福祉専門学校 講師）

- ・意見交換その他

(2) 研修内容

① 第三者評価制度と評価者の心得

- ・ 21 世紀の社会が求める人材像とは
- ・ 高等教育のパラダイム・シフト
- ・ 保証すべき「質」とは
- ・ 大学等の認証評価制度
- ・ 専修学校教育の質保証の方向性
- ・ 専門職高等教育質保証機構の
試行評価



② 専門学校の第三者評価の 事例紹介

- ・ 柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業の実施体制
- ・ 評価業務とその流れ
- ・ 基準の構成と考え方
- ・ 要求事項の理解
- ・ 自己点検・評価報告書の構成と記述・確認、評価の判断と手順
- ・ 第三者評価報告書の記述方法

③ 質疑応答・意見交換



4 第三者評価フォーラムの開催

(1) フォーラムの概要

① 開催の目的

職業実践専門課程における第三者評価制度について、各コンソーシアムのモデル事業を紹介するとともに、第三者評価システムの標準化をめざす取組における論点と方向性を説明し、専門学校関係者の広範な意見を聴取し、次年度以降のシステム開発の参考とする。

② 参加者

次の関係者団体等に案内を送付・周知し参加を呼びかけた。

- ・専修学校関係者
- ・専修学校に係る業界関係者
- ・高等学校関係者
- ・行政・学界関係者等



(2) 第三者評価フォーラム

東京 (参加者 160 人)

① 開催日時及び会場

- ・開催日時：平成 28 年 2 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分～5 時
- ・会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

② プログラム

- ・開会挨拶 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 会長 山中祥弘
- ・基調報告 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重

- ・各コンソーシアムからの報告

ア 情報・IT分野

学校法人岩崎学園理事・総務部長兼経営企画部長 植田 威

イ 美容分野

学校法人メイ・ウシヤマ学園 ハリウッドビューティ専門学校
国際交流センター長 川島鋼太郎

ウ 柔道整復師養成分野

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

事務局長 真崎裕子

- ・ 職業実践専門課程の標準的な第三者評価システムの論点と方向性
特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- ・ 講評・意見交換
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦
国立大学法人千葉大学 普遍教育センター 教授 前田早苗

(3) 第三者評価フォーラム大阪（参加者 152 人）

① 開催日時及び会場

- ・ 開催日時：平成 28 年 2 月 24 日（水） 午後 1 時 30 分～5 時
- ・ 会 場：大阪私学会館

② プログラム

- ・ 開会挨拶 一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会
常務理事 森 慈郎
- ・ 基調報告 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重

・ 各コンソーシアムからの報告

ア ファッション分野

学校法人ミクニ学園
大阪文化服装学院
理事長 森 慈郎

イ 理学療法・作業療法分野

学校法人福田学園
大阪リハビリテーシ
ョン専門学校
主任 中平剛志

ウ 自動車整備分野

学校法人小山学園
東京工科自動車大学校 校長 佐藤康夫



- ・ 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案
特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- エ 講評・意見交換
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦

第4章「職業実践専門課程」第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計

1 標準的な第三者評価システム構築の意義と目標

職業実践専門課程の先進的な取組として昨年度から検討を進めている第三者評価システムの構築事業は、分野の異なる8つのコンソーシアムにおいて、当該分野の実情に即したシステムや評価基準を策定し、今年度はそのモデル事業を実施し、結果の検証を行う計画である。また、今年度から新たに3分野のコンソーシアムも加わり、合計11分野のコンソーシアムがそれぞれ競い合うようにシステム開発とモデル事業に取り組んでいる。

11コンソーシアムは、連絡調整会議において、それぞれ開発中のシステム構築の考え方や問題点について意見交換し、情報の共有化を図りつつ事業を進めているが、各分野の特性や諸事情の違いから、第三者評価システムの全体像は一樣ではなく、分野によって大きく異なる点も見受けられる。

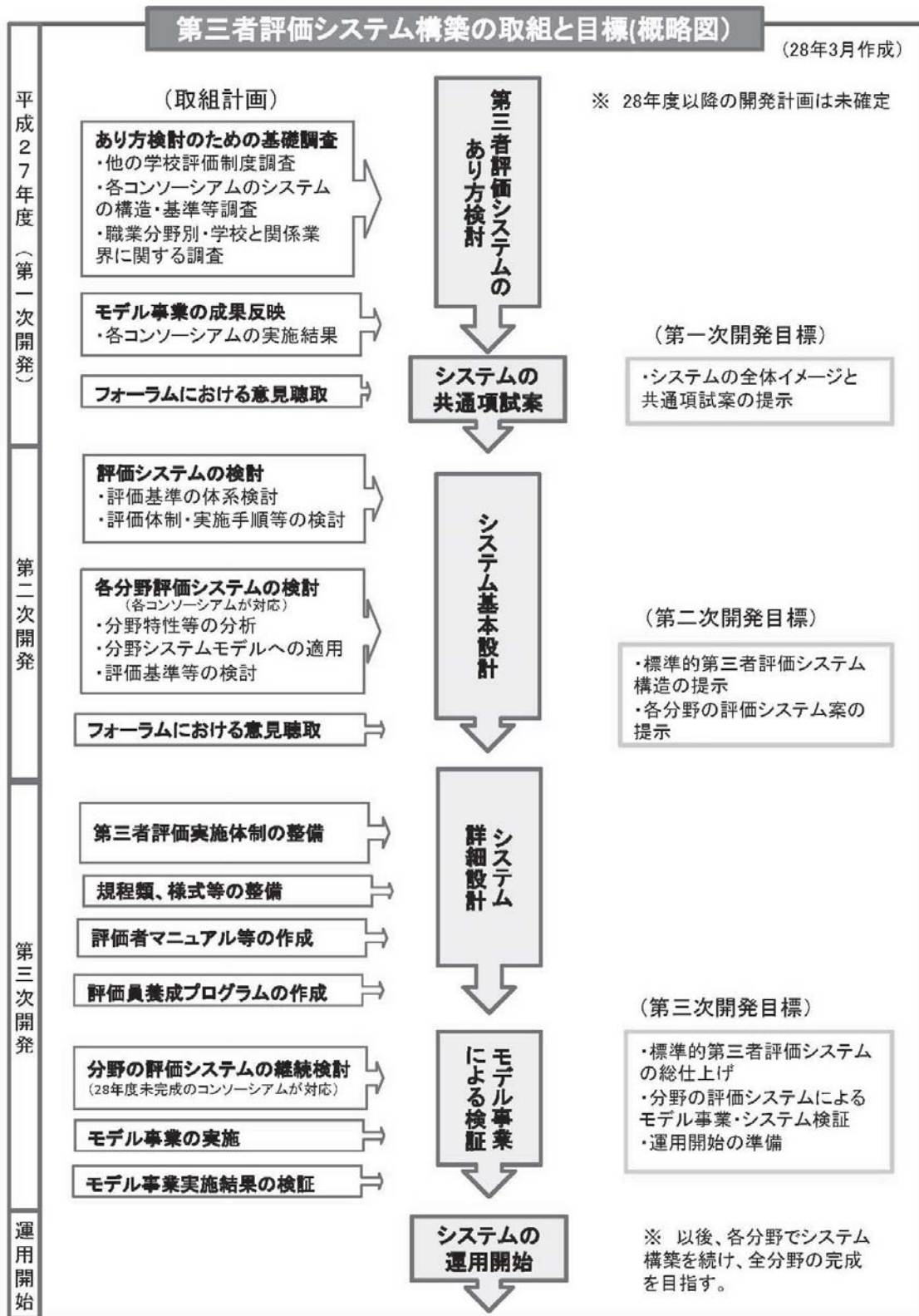
今後、職業実践専門課程を設置する専門学校が第三者評価機関を自主的に創設させ、評価を受けていくことは専門学校の教育の質の保証・向上に資することであり、時代の趨勢にも適っている。とりわけ、学校選択の利便性を高めるといった評価の目的の一つに込められるような評価制度であるためには、分野ごとに全く異なる評価方式ではなく、ある程度共通な枠組で構成された評価システムが必要である。一方で、職業実践専門課程の第三者評価を全く同一の評価システムと評価基準で実施することは、それぞれの分野の持つ多様な特性を考慮すると適正な評価を行うには困難が伴う。

そのようなことから、職業実践専門課程の第三者評価制度の基本的な枠組みはできるだけ共通なものとし、各分野は其中でそれぞれの分野特性を生かすようなシステムや基準の工夫を行うことが適切であると考えられる。

本事業では、各コンソーシアムの取組成果を見ながら、各分野に通じる標準的な第三者評価システムを構築しようとするものである。

そのため、今年度事業においては、他の学校評価制度や職業実践専門課程の教育と密接な関わりのある業界の状況等を調査し、システム構築上の論点や方向性を検討しながら、第三者評価システムの共通項と課題を探求することとする。

2 標準的な第三者評価システム構築のための全体計画



3 第三者評価システム構築委員会等における検討状況

(1) 第1回第三者評価システム構築委員会（平成27年8月31日）

事業の開始にあたり、まず事務局から事業計画の概要とスケジュールを説明した。

続いて、文部科学省の白鳥室長から「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」の詳細な説明があった。



さらに、関口委員長の標準的な第三者評価システム構築に関する課題の提示に対して、検討の目的・着地点や各コンソーシアムのシステム開発状況等に関して討議を行い、今後の検討のための基礎的な調査を行うことなど決めた。

また、各分野の状況を調査するため、各コンソーシアムからメンバーを選出し、この委員会の下部組織として学校評価検討部会を設置することを決定した。

(2) 第1回学校評価調査検討部会の開催（平成27年10月30日）

部会開催に当たって各コンソーシアムの今年度の取組状況報告書の提出を求め資料集を作成した。部会では、まず標準的第三者評価システムの構築に取り組む趣旨、委員会における審議状況とこの部会の役割について説明を行い、質疑応答と意見交換を行った。

続いて、各コンソーシアムから資料集に基づき取組状況の報告を行い、意見交換を行った。

(3) 第2回第三者評価システム構築委員会（平成27年11月16日）

次の議題について資料提出者からの説明に対し討議を行った。

- ・各コンソーシアムの取組状況について

第1回部会で提出された各コンソーシアムの取組状況資料集の増補改訂版（事務局提出）

- ・職業実践専門課程における第三者評価のあり方について

第三者評価システムの検討項目一覧表、専門学校制度の動向と学校評価の問題、分野特性のとらえ方に関する種々の問題等（関口委員長提出）

- ・「職業実践専門課程の第三者評価（計画中）と技術者教育の第三者評価（JABEE 審査）のプログラム評価としての特徴の比較」（工藤委員提出）

このほか、「専門学校と業界との連携に関する調査項目」と「第三者評価フォーラム実施計画」が決定された。

(4) 第3回第三者評価システム構築委員会（平成28年1月18日）

前回の委員会で調査項目を決定した「専門学校と業界との連携に関する調査」について、部会を通じて各コンソーシアムに調査依頼した結果を一表に取りまとめて発表し、討議を行った。主な調査事項は次のとおりである。（詳細は、巻末資料集4に収録）

- ・当該分野に関わりの深い業界の関係団体とその特徴
- ・業界の求める人材像とその人材要件等に関する業界との協議等
- ・専門学校に対する業界からの支援等
- ・業界に対する専門学校からの支援等
- ・コンソーシアムにおける学校評価機関の設立計画等の有無
- ・専門学校と業界との連携に関する自由意見

また、第三者評価システムに関する検討項目として掲げた項目中の次の5項目を選んで、4コンソーシアムにおけるシステムの比較を行いながら、制度のあり方を検討した。

- ・評価の観点
- ・評価システムの構造
- ・評価項目
- ・評価表現
- ・評価委員の構成

(5) 第2回学校評価調査検討部会の開催（平成28年1月28日）

「専門学校と業界との連携に関する調査」について、より具体的な状況説明が各委員からあり、活発な質疑が行われた。

また、評価システムの検討項目について、各コンソーシアムのシステム設計の考え方や事情などについて意見交換を行った。これらの討議内容等は、次回の委員会の検討資料として報告することになった。



(6) 第4回第三者評価システム構築委員会（平成28年2月2日）

前回の委員会及び部会における意見等を整理分類し、「職業実践専門課程の標準的な第三者評価システムに関する検討事項」として一覧表にまとめ、会議の討議材料とした。主な討議項目は次のとおりである。

- ・第三者評価の位置付け（評価の目的と意義）
- ・評価システムの構造（評価の観点・機関別評価と分野別評価）
- ・評価基準（評価項目・判断基準・評価の段階・最終表現）
- ・評価方法（評価体制・評価委員の構成・評価のサイクル）
- ・評価機関（運営組織・事務局）
- ・システム構築計画（スケジュール計画）

これらの検討をもとに論点を整理し方向性のあり方を模索し、事項に掲げる「職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案」を作成し、フォーラムで発表することとした。

また、本年度事業の成果報告書の構成等を検討し、東京と大阪で開催される第三者評価フォーラムの発表内容等についても決定した。

最後に、文部科学省の白鳥室長から来年度事業に関する説明があり、委員会を終了した。

4 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

1. 前提事項

①評価の目的、意義

職業実践専門課程を有する専門学校が、第三者評価機関を自主的に創設させ、受審していくことは、専門学校の質の保証・向上に資することであり、時代の趨勢に対応している。

＊職業実践専門課程に対する公的助成（4道県）の動きに着目。

②評価の対象

職業実践専門課程における教育活動や教育成果を核としながらも、課程を有する専門学校、さらには帰属する法人の一部局面が、第三者評価の対象である。

③機関別評価と分野別評価

今年度11分野の取り組みにおいて、分野特性に対応した評価項目が実際にどう定められるかに注目する。それら分野特化した評価項目と学校評価ガイドラインに示される機関別評価項目との関係や統合については今後の課題とする。

2. 第三者評価システムの共通項

①評価の視点

- i) 学修成果（→分野共通の成果目標、分野に特化した成果基準、学校が独自に定める成果目標）の視点
 - ii) 内部質保証（→学校におけるPDCAサイクル）の視点
 - iii) 機関別評価項目（→学校評価ガイドラインにおける大項目）の視点
 - iv) 設置基準、職業実践専門課程の認定基準、国家資格における指定規則の基準などコンプライアンスの視点
- * i)、ii)、iii)については、重複があることに留意。

②評価項目

評価の視点に基づき、第三者評価機関が定める。

③評価の判断基準

各第三者評価機関は、一定の共通する評価判断基準を定め、評価者はこれを共有し評価にあたるべきである。

* 評価判断基準の1例

- i) 評価項目に示される点について、課題として認識しているのみの段階では、否
- ii) 改善、課題解決への行動がスケジュール化し実施体制ができている場合は可、
- iii) 具体的な成果が出ている場合は、可以上の評価

④評価の段階

11分野においても、2段階から5段階まで様々な評価段階がみられる。

③評価判断事例に対応し、まずは3段階を基本としてはどうか。

⑤評価の最終表現

評価段階に対応した評価表現を、各第三者評価機関が定める。

⑥評価体制と方法

- i) 2階層の評価体制が基本
 - ・各受審校への書面調査、ヒアリング、訪問調査などを実施し、第三者評

価報告書第一案をまとめる各評価部会

- ・各評価部会の評価結果を、公平性や論理性などの観点から総合的に見直す上位の委員会（評価部会とは異なる新たな評価員で構成する場合、新たな評価員に各評価部会の代表を加える場合、評価部会評価員で構成する場合などがある）
- ・この他、上位の委員会がまとめた評価報告書最終案への受審校の異議申し立てに対し、上位の委員会が再検討する場合と、別に新たな評価者でこれを検討し、評価の最終結果として確定する審査会などを設ける場合がある。この場合は、3階層の体制となる。

ii) 重要なステークホルダーへのインタビュー

訪問調査時には、学生、卒業生など学校にとって重要なステークホルダーへのインタビューを実施する。対象範囲は、各評価機関が定める。

⑦評価員の構成

評価者の属性を以下の4分野とし、以下の6～7名程度を基本として構成する。業界と学校教職員については特に公平性の観点から2名としている。総人数は、評価機関の運営上の制約からおのずと上限があると考えられる。

- ・学校と教育についての学識者1～2名、
- ・対象となる職業分野の専門人材について見識を持つ業界側の人2名、
- ・当該分野の学校の管理職（教務、校務）2名、
- ・会計の専門家1名

⑧評価サイクル

5年とする。職業教育機関の場合、教育活動は各業界の人材像、人材要件等と対応している点を考慮した。

⑨公開・公表

- i) 第三者評価報告書は、第三者評価機関が公開。受審校もホームページなどで学校の立場で公開する。
- ii) 第三者評価における自己評価報告書も公開されることが望ましい。但しその際、学校が毎年行っている自己点検評価との関係を明確に説明・表示する必要がある。

3. 課題

①自己点検・評価、学校関係者評価との関係

第三者評価の評価視点として、内部質保証がある。職業実践専門課程では、学校関係者評価はPDCAサイクルのチェックがその役割である。両者の違

いを明確にする必要があらう。

学校関係者評価は、自己点検・自己評価の枠内で、独立した外部評価ではないため、評価者の選任、評価基準、評価方法、評価者の訓練などは、学校が決めることになっている。

学校関係者評価の方法的な厳密性、客観性をどこまで求めるべきか。

②学修成果の評価の明確化

学習成果の評価は、第三者評価の中核である。就職率、合格率、退学率など数値化できる成果目標の他に、分野に特化した技術・技能の習得や学校独自の目標にも含まれるヒューマンスキル系の諸能力の獲得については、その妥当性（業界側から見た適切性など）、成績評価の方法と客観性の根拠を明示する必要がある。

③評価機関

i) 分野別評価機関と機関別評価

分野別の教育活動・学習成果の評価を中心とした第三者評価団体設立の動きがある。その構成は、学校協会、職種団体、関連学会、関連する国家資格関連団体などによることが多い。

分野別評価機関が、教育活動に関連する範囲で機関別評価を一部あるいはすべての項目を行おうとする場合、分野別第三者評価団体がそれらも実施するのか、機関別第三者評価団体と連携して実施するのか、いずれかの展開が予想される。

ii) 評価者の育成

・評価機関の運営では、評価者の育成は不可欠。育成研修を定期的を実施し、評価実施前には事前の研修を行う必要がある。また定期研修終了者を含め評価者を安定的に確保するための登録制度を創設することも求められる。

・財務評価者の育成は急務

会計の専門家は、学校法人会計に加え、専門学校経営のあり方についての理解を持った人材（経常費助成のない状態での経営、という事情等）が必要で、一朝一夕には育成できない。評価団体が協力し合い、経験者を招いた研修を行うなどして育成に急ぎ取り組むべきである。

④公的助成への対応

職業実践専門課程に対し経常費助成を県が行う事例が出てきている。こうした場合に、より客観的で厳密な学校状況の行政への報告、情報公開といった観点で、第三者評価がどのように関係していくのかを注視していく必要がある。

第5章 まとめ

今年度の事業は、①昨年度作成した柔道整復師養成分野の第三者評価システム原案についてモデル事業として実際に第三者評価を実施しその結果を検証する「第三者評価モデル事業」と、②昨年度同様に他のコンソーシアムとの情報共有化等を図るための「コンソーシアム間の連絡調整」、③新たに職業実践専門課程の各分野で共通に適用できるような枠組を持った標準的な第三者評価システムの概念を検討する「第三者評価システム構築事業」の3事業を同時進行の形で進めることとなり、当コンソーシアムの活動としては、極めて広範かつ業務量の多いものとなった。

しかしながら、これら3事業は、継続的に取り組んでいる①の事業の検証結果と②の各コンソーシアム間の情報交流の成果を、新たに着手し今後のシステム化に向けて概念構築を行う③の事業に反映させていくという、一連の事業としても捉えることができる。その意味でこれら3事業の成否はいずれも各々の事業展開のうえでも重要であり、確実な執行を心掛けた。

①の事業については、第三者評価モデル校3校の評価を比較的短期間に実施することとなったので、スケジュール調整に難点があったが、第三者評価システム原案及び評価基準書素案については概ね適当とする検証結果が得られた。検証の過程で見い出された課題については、容易に改善を図ることができる事柄もあるが、解決に十分な検討を重ねるべき課題もある。

②の事業については、第三者評価フォーラムの開催で東京・大阪ともに150人以上が参加し、一定の事業成果を得ることができた。

③の事業については、制度構築のための基礎調査に各コンソーシアムが積極的に協力し、標準的な第三者評価システム構築に関する委員会及び部会の討議も活発に行われたが、学修成果の評価や評価者の育成など更に議論を深めるべき課題もあった。その中で論点の整理や方向性のあり方を検討し、「職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案」を提示することができた。

このように、3事業それぞれに、来年度以降への課題を残しているが、中でも③の事業は今年度の検討結果をさらに広く深く探求し、第三者評価システムの標準的な構造を検討するように展開していく必要がある。

【資料 1：事業全般に関する資料】

- 1 「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」について
(平成 27 年 8 月 25 日付事務連絡) …………… 51

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

室長 白鳥 綱重

- 2 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性
(第三者評価フォーラムにおける説明資料) …………… 54

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

室長 白鳥 綱重

事 務 連 絡
平成 2 7 年 8 月 2 5 日

学校法人文化学園
学校法人岩崎学園
学校法人中央情報学園
学校法人メイ・ウシヤマ学園
学校法人敬心学園
学校法人福田学園
全国自動車大学校・整備専門学校協会
特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
公益社団法人全国調理師養成施設協会
一般社団法人全国動物専門学校協会
学校法人日本ホテル学院 委託事業御担当者様

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」について

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業において、各分野共通の指針として昨年度より示しております「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」について、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第 1 4 回）における議論を踏まえ補足・改定し、別添のとおりとなりましたので御連絡いたします。

内容については、既に 7 月 2 8 日開催の第 1 回連絡調整会議にて御説明をさせていただいておりますが、各分野における取組を進めていくに当たっては、この方向性について御留意いただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係（白井、江森）
TEL:03-5253-4111（内線:2915）

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

なお、第三者評価は、質の保証・向上のために実施する「手段」であることに留意して、検証を進めることとする。

（Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、分野の特性を踏まえた職業実践的な教育に適したものとする。
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。
（指標の項目例：資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等）
 - * 資格取得や進路状況等については、各分野において、分野共通の数値目標を設定する必要は必ずしもないが、各認定課程が、独自に数値目標を設定することは奨励される。
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。
（さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。）
 - * 当該分野において、参照に適した既存の枠組みがない場合には、日本技術者教育認定基準等を参照のうえ、分野の特性を踏まえた共通目標を設定する。

（参考）日本技術者教育認定基準（日本技術者教育認定機構（J A B E E））より抜粋
基準1 学習・教育到達目標の設定と公開

- (2) …学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。…
- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
 - (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
 - (c) 数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
 - (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
 - (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
 - (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
 - (g) 自主的、継続的に学習する能力
 - (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
 - (i) チームで仕事をするための能力

(Ⅱ) 第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

- ＊ 評価委員構成の工夫や、評価に係る評価委員（評価主体）の質の向上方策も含め、評価体制の充実の在り方について検証を進める。

【評価の観点】

(1) 設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
 - ・ 授業時数
 - ・ 校地校舎の面積、設備
- 等

(2) 職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

(3) 学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等
職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目的達成のために適切に機能しているか。
- ・ 上記以外の教育内容等
教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。等
- ＊ 当該分野共通の目標を達成するために必要な内容を、分野共通の評価項目として具体的に設定する。

(4) 内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

- ＊ 内部質保証に係る第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を行うことを志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目に係る評価について、それらの評価（評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む）の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意する。

- ※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。
- ※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

2016年2月
職業実践専門課程の
第三者評価フォーラム
(東京・大阪)

職業実践専門課程における第三者評価 の在り方の検証の方向性

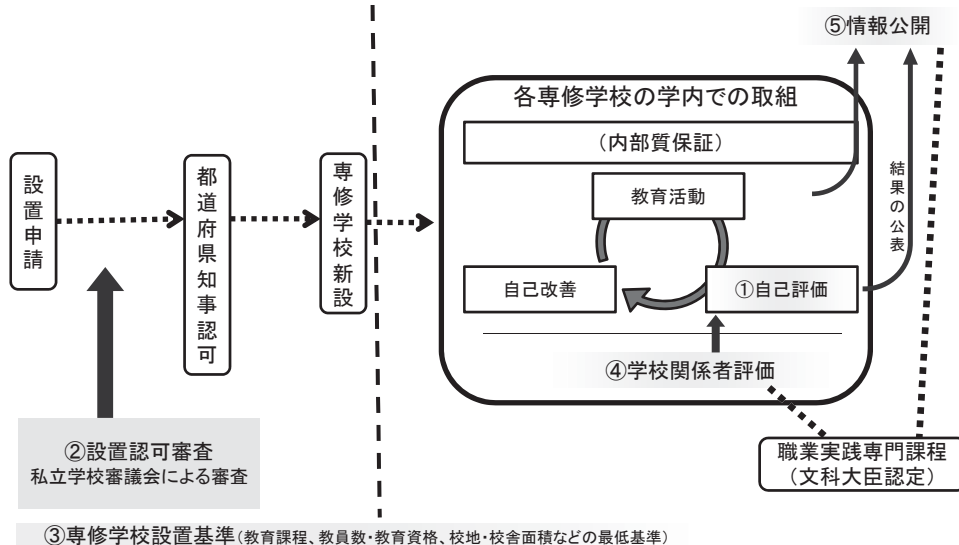
生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室長 白鳥 綱重

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

専修学校の質保証のイメージ図

【専修学校設置申請から認可まで】

【設置認可後の質保証】



専修学校における学校評価・情報公開（H26実施状況）

【設置認可後の質保証】

各専修学校の学内での取組

自己評価

【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施率》
69.8%

義務

《公表率》
35.6%

義務

学校関係者評価

【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施率》
36.3%

《公表率》
23.1%

情報公開

【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施率》
32.1%

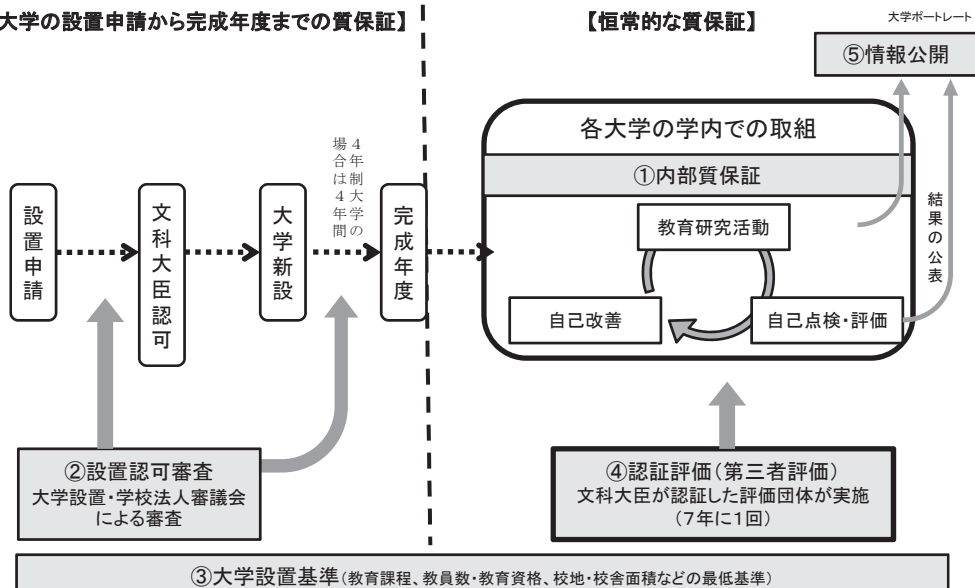
義務

2

【参考】大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】

【恒常的な質保証】



3

専修学校の質保証に向けて考えられる課題

☑ 職業実践専門課程の取組内容の充実・フォローアップ

➡ 専修学校による取組

(参考) 全国専修学校各種学校総連合会による
「職業実践専門課程」指針(平成27年6月17日)

➡ 学校関係者評価及び情報公開によるチェック機能

☑ 職業教育に着目した第三者評価の可能性

➡ 専修学校における第三者評価システムの在り方検証

4

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業 (第三者評価の検証等)(平成27年6月2日採択一覧)

No.	事業名	実施機関
1	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程における教員養成と第三者評価の構築	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド ビューティ専門学校
5	介護福祉士に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
6	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
7	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校 協会
8	柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
9	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
10	動物系職業実践専門課程における評価者の養成と第三者評価基準の構築	一般社団法人 全国動物専門学校協会
11	職業実践専門課程の観光分野に係る第三者評価システムの構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール

5

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（１）

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

第三者評価は、質保証・向上のための「手段」であることに留意する。

（Ⅰ）自己目標の設定

○ 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。

○ 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。

（指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価 等）



アウトプット指標

資格取得や進路状況等については、各分野において、分野共通の数値目標を設定する必要は必ずしもないが、各認定課程が、独自に数値目標を設定することは奨励される。

6

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（２）

（Ⅰ）自己目標の設定（つづき）

○ 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。

（さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。）

目標の設定において、当該分野において、既存の枠組みがある場合はそれを活用する（例：IT分野における「共通キャリア・スキルフレームワーク（CCSF）」）。参照に適した既存の枠組みがない場合には、日本技術者教育認定機構（JABEE）による認定基準（基準1：学習・教育到達目標の設定と公開）等を参考に、分野の特性を踏まえた共通目標を設定する。

下記の各内容（①～⑧）を参考に、これらを具体化させ、かつ、水準も含めて設定する。あわせて、分野の特性を踏まえた職業実践的な教育に適したものとする。

- ① 当該分野において必要とされる専門的知識・技術とそれらを応用する能力
- ② 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- ③ 当該分野の技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び職業人が社会に対して負っている責務に関する理解
- ④ 種々の知識、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- ⑤ 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- ⑥ 自主的、継続的に学習する能力
- ⑦ 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- ⑧ チームで仕事をするための能力

7

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（３）

（Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

評価委員構成の工夫や、評価に係る評価委員（評価主体）の質の向上方策も含め、評価体制の充実の在り方について検証を進める。

【評価の観点】

（１）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備
- 等

（２）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

8

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（４）

（３）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等

職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。

- ・ 上記以外の教育内容等

教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等

当該分野共通の目標を達成するために必要な内容を、分野共通の評価項目として具体的に設定する。

（４）内部質保証

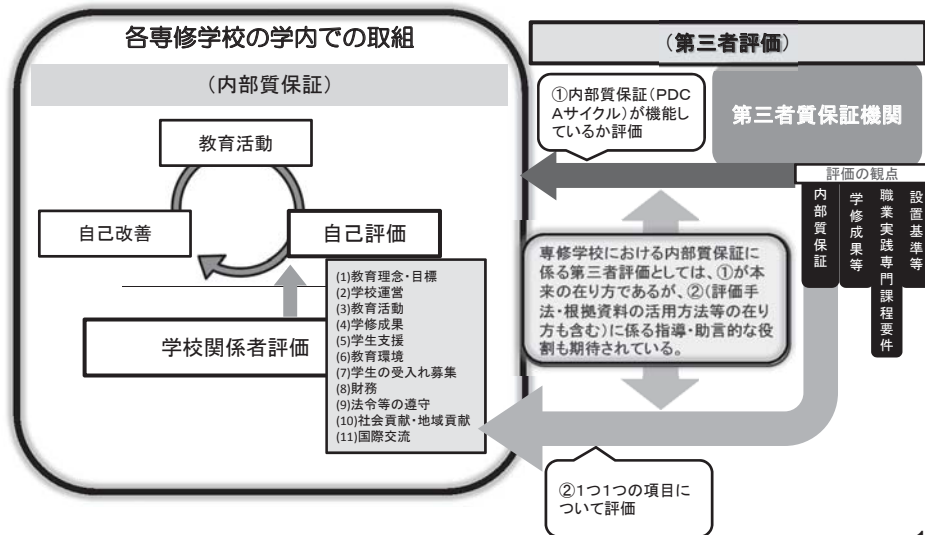
機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

内部質保証に係る第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を行うことを志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目に係る評価について、それらの評価（評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む）の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意する。

- ※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。
- ※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

9

【補足】 専修学校における内部質保証と第三者評価



10

【資料 2：第三者評価モデル事業に関する資料】

1 第三者評価報告書

- ① 呉竹医療専門学校…………… 63
- ② 信州医療福祉専門学校…………… 87
- ③ 東洋医療専門学校…………… 109

2 評価担当部会・第三者評価委員会の開催記録

- ① 平成 27 年度第三者評価モデル事業 調査対象校及び審査日程…………… 133
- ② 評価担当部会及び第三者評価委員会における審査状況…………… 134

3 評価業務関係様式等

- ① モデル評価事業協定書…………… 135
- ② 評価担当部会用・評価シート…………… 139
- ③ 訪問調査・ヒアリングシート…………… 142

4 学生インタビュー関係規程等

- ① 学生インタビュー実施要領…………… 143
- ② 学生インタビューの進行手順及び留意事項等…………… 145

5 評価委員養成研修における配付資料

- ① 医学教育分野の質保証とグローバルスタンダード…………… 146
- ② 柔道整復師養成分野における第三者評価基準と評価方法の理解…………… 150

6 評価委員アンケート調査結果…………… 180

7 モデル校アンケート調査結果…………… 186

平成 27 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【呉竹医療専門学校】

平成 28 年 2 月 5 日



特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 総 評	1
-------------	---

II 評価項目(中項目)の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像	9
基準2 学校運営	9
基準3 教育活動	10
基準4 学修成果	13
基準5 学生支援	14
基準6 教育環境	16
基準7 学生の募集と受入れ	18
基準8 財 務	19
基準9 内部質保証	20
基準10 社会貢献・地域貢献	21

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

呉竹医療専門学校(以下「当該専門学校」という。)は、大正 15(1926)年に開設した東京温灸医学院を起源とし、89 年にわたり一貫して東洋医学教育を行っている学校法人呉竹学園(以下「設置法人」という。)が平成 21(2009)年に埼玉県大宮市に設置した専門学校である。

設置法人における柔道整復師の養成の歴史は、昭和 23(1948)年、現在の東京医療専門学校の前身である東京高等鍼灸医学校に柔道整復科を設置したときにはじまり、以来、創立者である坂本貢の「東洋医学の火を消さない」という強い信念を受け継ぎ、これを柔道整復師養成の根幹として現在に至っている。

現在、修業年限が3年の学科を昼間部に3学科、夜間部に2学科を設置している。平成 27(2015)年 5月 1 日現在の在籍者数は 239 名である。

当該専門学校の教育理念は、「医の東西を問わず豊かな知識と技術を備え、全人的医療を施すことのできる医療人を育成すること」と定め、それを同時に学校の使命としている。使命を達成するため、教育目標を「全人的医療を施すことができる医療人を育成するために、卒前から卒後までを一貫した教育体系として捉え、教育施設・設備および附設する医療施設「呉竹メディカルクリニック」(以下「クリニック」という。)を有機的に活用しながら、東西医療への理解を深め、同時に医療実践能力を修得する完結的教育を施していく。また、知識・技術の修得と併せて人格形成の教育にも力を注いでいく。」と定めている。

当該専門学校では東洋医療の関わる医療人として以下の育成人材像を定めている。

- ①責任ある規律正しい生活ができるとともに、豊かな人間性を有し医療の現場において病める人々に、慈しみと共感を持って接することができる、医療人としてふさわしい人材
- ②教養及び基礎医学知識並びに専門知識を身につけた人材
- ③医療を通じて社会に貢献できる人材
- ④医療に関する知識・技術の進歩に貢献できる人材
- ⑤医療連携を実施し、患者本位の施術を行える人材
- ⑥社会の要請を的確に把握し、生涯にわたり自己研鑽できる人材

これに加え、柔道整復師科では①トータルスポーツ医術を実践できる人材、②医療・介護機関へ参画できる人材、③地域の初期医療の責任を全うできる人材、④温故知新を実証できる人材の育成を教育方針とし、社会に貢献できる柔道整復師の育成を目指している。

柔道整復師養成課程の目標は柔道整復師国家試験に合格することである。そのため、100%合格を目指した指導体制を構築し、過去3年(平成 24(2012)年度から 26(2014)年度)の柔道整復師の国家試験合格率は連続して全国平均を上回る水準を維持していることは評価できる。

一方、柔道整復師に求められる社会のニーズは、従来の開業柔道整復師ばかりでなく、医療機関及び介護施設における業務、さらにはスポーツ現場における業務など拡大している。これら社会のニーズに的確に応えることができる能力を育てるため、当該専門学校では、新たにインターンシップを実施するなど優れた取り組みを行っている。

当該専門学校は、柔道整復科の他に鍼灸マッサージ科、鍼灸科を設置し、東洋医学全般にわたる教育を行っていることを特徴としていて、学生は普段の学生間の交流や鍼灸科教員との交流を通して、柔道整復が東洋医学の中の一分野であることを実感できる体制となっている。

基準2 学校運営

運営方針、事業計画等は、設置法人において全体を俯瞰する形で理事会において決定し、それを実現するために、各学校はそれぞれの教育目標に従った計画を立案し、理事会の承認を得たうえで教育活動を展開している。各学校の事業計画は年度初めの教職員会において周知をしている。

設置法人は同一分野の3校を首都圏内に設置しており、この条件を十分生かしながら各学校の運営を行っている。

毎月、校長会を開催し、各学校の運営に関する報告を行い、必要に応じて参考となる提案や決定の適否についての議論を行い情報の共有化を図っている。校長会における審議内容を受け、各学校は必要な改善を行い、適正な学校運営を行っており、校長会が形式的にならず、各学校の教育活動の活性化にその機能が十分発揮されていることは評価できる。

学校運営では、設置法人内での人事異動により適材適所の人事配置を方針としており、組織の活性化を図っている。

現在、組織規程、事務分掌規程をはじめ、人事・給与、採用・昇任に関する規程の見直しなど、組織運営に必要な規程の整備を進めており、本年度末までに教職員へ周知し、来年度より運用できるよう準備している。組織運営に関する規程の整備は重要であり、現状との整合性を図り円滑な運営ができるよう今後の取り組みに期待したい。

基準3 教育活動

教育目標については、科目別にシラバスを策定し、さらに単元別に単元の目標、行動目標を明確に定め、単元終了後に修得しているべき知識内容を明示している。これらは教職員ばかりでなく学生にも学生ハンドブックに掲載し周知し、教える側と学ぶ側の認識の統一を徹底している。

教育課程は柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定められた基準を満たした上で、独自の授業科目を含め、学則に定めた授業科目について所定の単位数に基づき編成している。

平成25(2013)年度から教育課程編成委員会を設置し、年2回の委員会において外部識者から意見を聴取し、課程編成に反映させる体制を整備している。

当該専門学校では教育課程が社会ニーズに適合しているかを、毎年開催する同窓会において卒業生にアンケートを実施して満足度調査により確認している。

授業方法は、医療人としての基本的な知識および柔道整復の理論に関する知識は講義で行い、柔道整復技術は実技形式で指導を行っている。臨床における態度と実践的な技術は、附属施術所とクリニックにおいて臨床実習を実施している。臨床実習にあたってはマニュアルを策定し、意義、態度、行動規範について実習前から指導を行っている。

当該専門学校では、柔道整復師の活躍分野の多様化に対応するため、多彩な選択科目を設けるとともに学術研究の基礎的能力を養う「総合柔道整復演習(学究探求)」を2年次に設けている。

学生はグループ毎にテーマを決め、仮説を立てて実証実験等を行った結果について発表している。優れた研究については、設置法人の呉竹医学会において、発表する機会を提供している。このような取り組みは、柔道整復師に求められる学究的態度を在学中に身につけさせるための優れた取り組みとして評価できる。

授業評価では、開設以来、全ての科目について年1回の学生アンケートによる授業評価を実施し、結果

を担当教員にフィードバックしている。平成 27(2015)年度からは、ベテラン教員の授業参観による授業評価も導入する予定で授業改善に向けたさらなる取組みに期待したい。

成績評価、進級および卒業の判定基準は学則、運用に関する細目は学内規定に明記している。これらは学生ハンドブックに掲載し、入学時に詳細に説明して周知を図っている。進級、卒業の判定は、定期試験の他、柔道整復科教務会が作成した問題を用いて進級試験および卒業試験を実施し、柔道整復師として必要な知識について偏りなく修得していることを確認した上で行っている。

柔道整復科の教員の採用においては、基礎分野、専門基礎分野、専門分野共に柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定められた基準を遵守している。

当該専門学校では、教員の質向上に向けた多様な取組みを行っていることは評価できる。

専門科目を担当する柔道整復師である専任教員は、採用前に柔道整復師としての業務経験者が多いが、これに加えて、附属施術所と必要に応じてクリニックにも勤務することで、現場経験に基づいた教育が行えるよう配慮している。また、最新の医学知識や医療技術の修得には一般社団法人日本柔道整復接骨医学会への参加や自発的な研修会への参加を奨励している。

さらに、呉竹医学会では学校間で学術交流を盛んに行って、校内に止まらず容易に多くの情報を様々な角度から入手することが可能で、教育センターにおいては、学園が永年築き上げてきた東洋医学教育のノウハウや豊富な人材を活用し、社会状況の変化に伴うニーズによって求められる更なる教育の質の向上、教職員の教育能力並びに技術向上を目指した優れた FD 活動を展開している。

基準4 学修成果

当該専門学校では、柔道整復師養成施設として、資格を取得させることを最重要と考えており、柔道整復師国家試験の合格率の目標を 100%としている。国家試験では、必修問題で合格点に達していないことが大半の不合格原因であることから、模擬試験の問題配分を検討し、受験日が近づくに従って出題順序を工夫し、個別指導を徹底している。その結果柔道整復師国家試験合格率は、平成 24(2012)年から 26(2014)年度の過去 3 年において、連続して全国平均を上回る高い水準を維持している。

実技の学修の評価は、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査によるが、第 1 期生以来 4 期生まで全て 100%合格を達成している。

認定実技審査に対応し 2 年次に固定法演習、3 年次に臨床的治療法を教授し、全学生に対し繰り返して技術修得をさせている。希望する学生には同好会活動として認定実技審査に関する技術修得を支援している。

就職支援として毎年、関係企業等との連携で就職相談会を開催し、就職先とのマッチングを図っている。就職相談会には1、2年生も参加でき、早くから職業意識を持つことの重要性を指導している。また、学生は国家試験終了後に本格的な就職活動を行う傾向が見られることから、公益社団法人埼玉県柔道整復師会と連携して、3 月に会員接骨院・整骨院との就職相談会を実施して就職支援をしている。

平成 25(2014)年度卒業生の就職率は就職希望者対比で 98.4%、専門就職率 90.9%である。平成 26 年度卒業生は就職希望者対比で 83.9%が資格を生かした職業に就いている。

当該専門学校では柔道整復師として包帯法を中心的技術と捉え、毎年度末に1年生および2年生を対象に「包帯コンテスト」を実施している。コンテストでは包帯のスピードを競う他、適切な堅さやできあがりの美しさなど包帯法の基本を中心に採点し、優勝者を決定している。このような特色ある取組みは、単調になりがちな包帯法の訓練に目標ができ、学生のモチベーション維持に寄与する優れた取組みとして評価できる。

基準5 学生支援

当該専門学校では、開校以来、経済的理由で進学を断念せざるを得ない学生にも就学機会を提供するため、入学時の学納金の延納制度、学費の分割納入制度、提携ローンの紹介、各種奨学金制度などにより経済面での就学支援を行っている。

健康管理では、入学時におけるクリニックでの胸部 X 線直接撮影を含めた健康診断と、全学生を対象とした健康診断を毎年4月に実施している。また、保健室を設置すると共に、クリニックの院長を校医として選任し緊急時に迅速な対応が取れる体制を整えている。

地方出身の学生には指定学生寮と提携し、通学の便を図ると共に、指定寮の奨学金を利用して学生生活の負担を軽減できるようにしている。また、学生寮の管理者とは連携を密にし、学生の学校外での生活状況について把握できる体制を整えている。

課外活動の支援では、学生の主体的活動による同好会の設置、登録を奨励し、現在9団体が活動している。原則として専任教員が顧問として指導しており、同窓会が活動費の一部を助成している。

学生相談室を設置し、法人に所属する学校心理士から指導を受けた専任教員が応談する体制を整えている。学生相談室の機能をより一層強化するためにも、臨床心理とカウンセリングの専門家による適切な相談体制を構築することが今後の課題と明記しており、心理面に問題を抱えた学生への支援には担任教員での対応のみでは不十分であり、問題の解決には専門知識が不可欠であることから、早急に専任のカウンセラーの配置をする必要がある。

中途退学者の低減対策では、学業不振から進級や卒業が見込めなくなることで退学に到るケースが多いことから、学年を問わず試験結果が特に不振となった学生に対しては個別面談を行い、補講を含む学習方法の指導を行っている。成績や出席に関して問題のある学生は、保護者に注意文書を発送することで、学生の就学状況を共有し、保護者会などを通じて学校と連携した就学指導を行っている。

また、良好な交友関係を築くことは、退学率の低減につながることから、スポーツ大会や学園祭とともに趣味の同好会活動を奨励し学生同士の交流の機会を設けている。

当該専門学校では、目標とする退学率は設定せず、退学理由の把握などから低減対策を検討しており、新入生の学習意欲向上や授業理解に向け、初年度教育を強化するとしているが3学年での退学が多く、学生相談を通じた退学理由の把握と適切な対策の推進が望まれる。そのため、組織を挙げて対応することが重要であり、目標設定による今後の組織的な取組みの強化が必要である。

柔道整復師の資格取得には、保護者からの支援が重要であることから、出席状況、試験成績などは保護者にも情報提供している。また、1年次および3年次の夏期休暇期間に保護者会を開催している。特に3年次においては国家試験受験に向けての心構え、就職活動に対する心構えなど説明し保護者に対して協力を要請している。

同窓会である「呉竹会」は、卒業生、在校生、教職員で構成している。同窓会誌「くれたけ」を発行し、同窓生間(卒業生、学生)の情報交換の場となっている。また、公開講座を開催し積極的に卒業生の参加を働きかけ、業界情報、新技術情報を提供している。卒業生に対するキャリアアップ、再就職などへの支援は設置法人のホームページに求人情報を掲載している。卒業生は会員証の提示により、図書館の利用、求人票の閲覧など、学生と同様のサービスを受けることができる。

基準6 教育環境

当該専門学校は、関係法令の定める基準を超える施設・設備を整備している。各教室、実習室には映像設備も完備するなど、良好な学習環境を提供している。

特に、学生が休憩時間を過ごす場所の提供が必須であるとの考えから、4階と7階に2個所の学生ホールを設けている。各階にも廊下の一部に談話スペースを設けて、学生が自由に使えるスペースを確保している。

図書館には約4,600冊の専門図書および2,000冊の一般図書を備えている。閲覧室の他、貸し出し手続きなしで図書を利用できる自習室と学習スペースとして利用する自習室を隣接し、1室にはPC12台を設置して、レポート作成やDVD閲覧ができるように学生の自己学習の環境整備に努めていることは評価できる。

また、柔道場は84畳の広さを持ち講道館規定による50畳の試合場を十分確保することが可能であり、30人で行う柔道実技授業も安全に行うことができる。

また、ステージに映像、音響設備を有する多目的ホールとしても活用ができ、シアター形式の使用では300席を確保することができ、各種講演会などでの使用も可能である。

柔道整復師養成施設指定規則では学外での臨床実習は、認められないことから、各養成施設では学内に附属施術所を設け、患者を確保しつつ臨床実習を行っている。患者確保の問題は各養成施設にとって共通の課題であり、学生の臨床体験の不足を喫緊の課題と捉えている。

この課題の解決に向けて、また、将来開業を目指す学生にとっては、実際の現場では多くの体験が不可欠であり、当該専門学校はできる限り多くの経験が貴重な体験となると考え、事業所見学をインターンシップとして積極的に取り組んでいる。

インターンシップは、実施要項を定め、実施機関と協定を締結して実施している。インターンシップの実施に際しては事前・事後授業を通して目的等を学生に明確に伝えている。終了後はレポート提出を求め、報告会により経験や感想を共有する機会を設けている。

この取り組みを優れた取り組みと評価するとともに、十分な協力施設を確保し、受入施設等からの意見も踏まえた時期・内容等の再検討を行うなどインターンシップをより効果的に行うため、実施計画の充実に期待する。

防災対策では、校舎は平成18年度耐震基準に適合しており、平成23年の東日本大震災における、さいたま市大宮区の震度5強の揺れでも目に見える被害は受けていない。また、防災設備の保守点検は外部業者に委託し継続して適切に実施している。年2回の防災訓練を実施して職員および学生の防災意識の高揚に努めている。

基準7 学生の募集と受入れ

従来は、柔道整復師を目指す学生は接骨院や整骨院などで助手として勤務する傍ら通学する者が多く、こうした学生は柔道整復師になる資質やモチベーションを体験的に備えていた。

しかし、近年は、学生の多くが高校新卒者である。当該専門学校でも、開校時から高校新卒者の比率が高く、社会人の入学希望者が少ない傾向にあるが、最寄り駅から徒歩 5 分という立地を生かした学習ができるよう、社会人に門戸を開いている。

各養成施設の夜間学生の応募状況が激減するなか、夜間学科を設け、運営していることは、社会人の学びなおしを支援する面で評価できる。

さらに夜間の柔道整復科は厚生労働省の専門実践教育訓練制度に該当し「教育訓練給付金」の給付対象に認定され、学納金の負担軽減を行っている。

募集活動では、こうした告知に努めると共に見学の便に供するために、夜間等のミニ学校説明会を毎週開催して周知を図っている。

高校新卒者に向けては、入学前と入学後にギャップを感じないように、学校説明会では様々な角度から柔道整復師の仕事が理解できるよう、毎回テーマに沿った説明にするとともに、教職員や在校生と接する時間を多くとるなど工夫をしている。

また、学校説明会においては個別の面談を行なうなど見学者の疑問や質問に適切に答える体制を整え、満足度を高めることで出願までに結びつく方策を検討している。

幅広い年齢層を募集している特性から、高等学校新卒者と社会人を分けて入学試験を実施している。入学選考は入試判定委員会において、適性検査、小論文、面接の評価結果を確認し、入学試験可否判定表を作成し、公正に入学者を決定している。

AO入試および他の入学試験において小論文試験による文章表現力の評価を行っている。

試験結果から、高校新卒生に文章読解能力の低下が見られることから、基礎科目に文章の理解力向上を図る授業科目を設置するなど入学者の状況に応じ適切に対応していることは評価できる。

開校当初の学納金は、平成 19(2007)年度における関東地区柔道整復師養成課程を設置する学校の平均値を参考にして設定したが、その後、近隣の専門学校の学納金とバランスをとり、現在は、夜間課程では最も安価で、昼間課程においては平均的な水準となっている。

当該専門学校では、柔道整復師に加えて、はり師、きゅう師の国家資格を目指すダブルライセンス取得望者の支援のため、学納金の一部免除制度を平成 27(2015)年度から拡充している。

学納金については、募集要項及びホームページにおいて明示している。また、柔道整復師に加えて、はり師、きゅう師の国家資格を目指すダブルライセンス取得希望者支援のため、学納金の一部免除制度を設けている。

基準8 財務

志願者数、入学者数は定員を下回っているものの、収入面では問題はなく、支出面でも経費比率は、全国平均以下であり、その結果 3 カ年にわたり消費収支比率は 100%を維持し、経常的な黒字経営となっている。財務数値には特段の問題はなく安定しているといえる。

予算・収支計画では、理念、目標が整備され、収支予算について理事会等の承認を受けて決定している。中長期的な計画として、単年度計画における目標記述にとどまっていることから、収支予算との整合性を図り、関連性を明確化するなど記述の充実が望まれる。

監事による監査を適正に実施し、監査法人からも適切なアドバイスを受けながら、財務運営を行っている。私立学校法に基づく財務情報の公開についてはホームページに掲載し積極的に公開している。

基準9 内部質保証

自己点検・自己評価は、平成 22(2010)年度から専門学校等評価基準に準拠して行っており、評価結果はインターネットのホームページ上に掲載して公表している。

職業実践専門課程の認定要件である学校関係者評価委員会は、年度の間中期にも開催し、前年度の検討事項や対策の方針とした事柄並びに学校関係者評価報告書に示された内容について、取組み状況や今後の予定を中間報告して PDCA サイクルが機能しているか確認している。

評価結果は報告書にまとめ、各委員から記載内容の確認を得た後、ホームページで公表し、改善の取組みも適切に対応しており評価できる。

教育情報の公開においても、文部科学省のガイドラインに沿って学校の基本情報を公開し、志願者や保護者及び学校関係者の関心の度合いや利便性に合わせて、情報を取得しやすいように、ツイッター等の SNS の他にもスマートフォン用の無料アプリケーションによる情報提供に努めている。

また、学校行事、同好会活動、同窓会、校長のエッセイなど様々な角度から、柔道整復師等の仕事や学校の生活について発信し、志願者等が容易に理解できるように工夫している。

基準10 社会貢献・地域貢献

当該専門学校および設置法人は、柔道整復師養成分野はもとより東洋医学教育のパイオニアであることを自覚している。そのため、柔道整復師関係団体の役員等に積極的に人材を派遣し、柔道整復師養成施設指定規則、柔道整復師養成施設指導ガイドラインの制定や改訂に協力をしている。

特に、教科書、教材の研究開発および出版事業においては、教科書委員会幹事校として多くの教科書の出版に携わっている。

高等学校教育への貢献では、高等学校におけるキャリア教育を支援する目的で教員を派遣し、職業紹介や職業体験授業を実施し、柔道整復師が社会で担う仕事や医療職種としての心構えなどを紹介している。

学校施設の利用では関連業界団体等が行う研修会等の会場として学校施設を開放している。学校と地域関連業団との連携を深め、相互交流と卒後教育・情報提供を目的とした公開講座を、同窓会との協賛で開講している。講座は日本柔道整復師会の生涯研修講座の認定も受けており、埼玉県柔道整復師会を通して会員にも紹介されている。

柔道場を活用して、青少年の健全育成事業として近隣の小学生を対象としたキッズ柔道クラブを開設している。会員は、柔道を通して人間関係における礼の大切さを学び、挨拶、返事および目上の人との受け答えを学んでいる。指導教員は埼玉県の指導者講習を修了、審判資格も取得しており、会員に対する指導を行う他、地域柔道大会等での審判活動を通じて柔道の普及活動に貢献している。

附属施術所並びにクリニックのリハビリテーション科においては、柔道整復師卒後臨床研修認定施設に登録し、研修生の受入を行っている。

柔道整復師会や柔道整復学校協会が主催する柔道大会には学校として参加すると共に、大会救護員や審判員及び学生ボランティアの派遣も行っている。

クリニックは内科・漢方内科・整形外科・リハビリテーション科・婦人科・皮膚科を開設し、地域医療を担う一方、卒前・卒後の臨床実習の場としての機能を有している。

また、学校の附設施術所との有機的な連携を行い、統合医療の中核的施設として運営している。また、クリニックでは地域住民向けの健康教室も開催し、地域の保健・医療活動に貢献している。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像
〈特長として評価する点〉 ○当該専門学校は、東洋医療に89年の歴史と伝統を持つ設置法人が平成21(2009)年、柔道整復師およびはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師等の養成機関として設置した私立専門学校である。今日における東洋医学の果たす役割から、東洋医学を融合させた教育を学生に付与するため、学内施術所のほかクリニックを附設し、伝統を活かしながら教育理念達成のため、積極的な教育活動を行っている。 ○教育理念・教育目標・育成人材像および総合的な医療人の育成を目指すことをホームページ、学校案内、学生ハンドブックに明記し、学生、保護者、教職員に広く周知を図っている。 ○教育方針としてトータルスポーツ医術を実践できる人材、医療・介護機関へ参画できる人材、地域の初期医療の責任を全うできる人材、温故知新を実証できる、4つの人材育成方針を掲げ、社会のニーズに的確に応え、関連する施設・機関で活躍できる人材の育成を図っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○理念等の周知とその浸透度の確認を課題としており、入試や面談等、中長期的には在校生、卒業生及び就職先等へのアンケート調査を実施し確認することなど、今後の取組みを明確にしている。これらの活動を着実に実施し、成果を上げることが望まれる。

基準2 学校運営

2-2 運営方針・事業計画
〈特長として評価する点〉 ○単年度の事業計画には、教育理念、教育目標、育成人材像、運営方針、主な事業の方針と課題への取組みを明示し、年度当初の教職員会議において周知を図っている。また、計画の執行状況を学校関係者評価委員会に中間報告し、自己評価に反映させ、繰り返し進捗状況を確認しながら学校運営の改善を図っている。 ○設置法人において、毎月、校長会を開催し、設置する各学校の校長が理事長に対し、学校運営の状況を報告するとともに情報の共有化を図っている。会議の結果は各学校の教育活動に活かしている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○事業計画における目的・目標の共有、業務執行管理体制の強化によるPDCAサイクルの確認、継続課題の原因究明と執行計画の見直しなどを今後の課題として明確にしておき、着実に実行することが求められる。 ○事業計画策定にあたっては、予算額を明示し、年度の目標を具体的に掲げることが望ましい。

○学校運営の基盤となる教職員会議を有意義に機能させる意味からも、審議内容の記録として議事録を整備する必要がある。
2-3 運営組織 〈特長として評価する点〉 ○設置法人が設置する各学校は、課程が共通し、近接地域に所在していることから、法人内での人事異動により、適材適所の人員配置を積極的に行い、スケールメリットを活かした運営を行っている。 ○平成 27(2015)年度から監査法人と業務委託契約を締結し、内部統制上の問題点の洗出しや事務業務全般の再確認と改善作業に着手し、平成 29(2017)年度から任意監査を実施することを明確にしている。これらの取組みにより、法人運営の改善と透明性の確保がさらに図られることに期待する。 〈更なる向上を期待する点〉 ○人事・給与、採用・昇任に関する規程整備を昨年度からの継続課題としており、本年度末までに教職員への周知を徹底し、来年度より運用できるよう準備することを明記している。人事制度の規程整備は組織運営の基本であり、現状との整合性を図り、円滑に移行できるよう適切な運用が望まれる。
2-4 学校運営における特色ある取組 〈特長として評価する点〉 ○設置法人においては、設置する各学校の課程が共通していることから、校長会、科長会、事務長会、広報委員会をはじめとし、学校運営における職責別の対策検討会が必要に応じて招集され、問題意識の共有化や解決策の検討を行う場として機能している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○職責別の対策検討会は、設置法人内の連絡協議会として、尚一層有意義に機能させる意味からも、審議内容の記録として議事録を整備する必要がある。

基準3 教育活動

3-5 目標の設定 〈特長として評価する点〉 ○各年次における授業科目、単元の目標および単元の行動目標をシラバスに掲載し、単元終了後に修得すべき知識等の内容を明示して学生と教員間で共有している。このことにより国家試験、認定実技審査の目標を達成していることは評価できる。 ○演習・実技科目において、関連業界の人材ニーズに対応した専門技術の達成目標を設定している。さらに、医療機関勤務、介護施設勤務、開業及びトレーナー技術向上等を目指した多様な選択授業科目を開設している。 ○認定実技審査や国家試験合格を目標とする教育課程に加え、入学者や社会のニーズに対応した講座を追加・新設し、より多くの学習の機会を提供している。
--

〈更なる向上を期待する点〉 ○学生の学力に応じた指導体制を整備するために、教育課程の見直しの必要性を認識しており、中途退学を防ぐ意味からも、今後の課題として検討を進めることにしている。学力に応じたきめ細かな指導体制を確立することで学修成果の向上を図り、中途退学率の低減につながることを望まれる。
3-6 教育方法・評価等
〈特長として評価する点〉 ○柔道整復師に求められる学究的態度を身につけさせるため、学術研究の基礎的能力を養う「総合柔道整復演習(学究探求)」を2年次に設けており、学生はグループ毎にテーマを決め、仮説を立てて実証実験等を行った結果について発表している。優れた研究については、設置法人の呉竹医学会において、発表する機会を提供している。 ○教育理念の達成に向け、また柔道整復師の資格取得を志す入学者や関連業界が求める社会的ニーズの多様化に対応した教育課程編成を行っており、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見も踏まえて多くの選択科目を設けている。 ○包帯の実技の習熟のための工夫について学生にも十分伝わっていることが学生インタビューをとおして確認できたが、その他の応用実技に対しても、同様の習熟の強化に期待したい。 ○開学以来、学生への授業アンケートによる授業評価を実施し、授業改善に役立てている。また、平成27(2015)年度からは、教員相互の授業参観による授業評価も実施して、質の高い授業評価の体制づくりに努めている。 ○在学中の演習科目の効果、また、選択科目の受講率と履修後の感想など、教育課程の卒後の実効性について、毎年同窓会において卒業生に対するアンケートを実施している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生や社会のニーズに対応した多くの選択科目が設けられているが、選択科目を全て選択しない学生がいる現状を踏まえると、教育理念の達成に向けた特色ある教育活動に向けた工夫が必要である。 ○「基礎分野」の「初年度教育」に特化したカリキュラムを可能な限りアクティブラーニングの方式に則り実施することを課題としており、早急に取り組むことが求められている。 ○一部の授業科目において行われている同時に授業を行う学生数について、埼玉県に対しその取扱いについての再確認が必要である。
3-7 成績評価・単位認定等
〈特長として評価する点〉 ○進級、卒業については、定期試験の他、柔道整復科教務会が作成した問題を用いて試験を実施し、柔道整復師として必要な知識を修得していることを確認、判定している。 ○年度末には、1、2年生を対象とした包帯コンテストを実施して、包帯法や固定法などの実技能力を発表させている。希望者に対して、さいたま市柔道連盟及び埼玉県柔道連盟から派遣された審査員により昇級および昇段審査を受験する機会を提供している。

〈更なる向上を期待する点〉 ○試験の受験に必要な要件に影響する遅刻した学生の出席判定に関しては、担当教員に判断を委ねるのではなく、明確な基準を定めることが必要である。 ○短期的な学習効果は得られても、長期的に積み重ねた学習の効果が得られていない状況を改善するために、評価および教授方法、学習意欲を高める体制等を検討することになっている。学生の学習意欲向上に向けた改善策の策定と運用に期待したい。
3-8 免許・資格取得の指導体制
〈特長として評価する点〉 ○期末試験において単元別の合格基準に満たない学生への補講、また選択科目において、柔道整復師国家試験や認定実技審査への合格をサポートする授業科目を設置し、受講希望者に対応している。 ○国家試験不合格者には、当該専門学校の聴講制度の活用や設置法人が Kuretake 塾を開設し支援している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○補講の実施にあたっては、出席への積極性を促す方策として保護者等との連携による学習効果の向上を課題としており早急な対応が望まれる。
3-9 教員・教員組織
〈特長として評価する点〉 ○設置法人では、教員の資質向上のために、「教育センター」を設置し各種の研修会を開催している。教育センターでは質の高い授業に向けたFD活動にも取り組んでいる。 ○併設クリニックを教員の研修施設としても位置付け、医師との連携による実務研修を行っている。 ○公益社団法人日本柔道整復師会の研修会には、各教員へ受講を促すばかりでなく、講師としても協力している。更に公益社団法人全国柔道整復学校協会の教員研修会や日本柔道整復接骨医学会に参加・発表するなど、教員の研修・研究に積極的に取り組んでいる。 ○兼任講師との連絡・協力体制では、これまでの専任教員による連絡のみではなく、平成 27(2015)年度末には非常勤講師連絡会を開催することになっている。会議の開催を契機として、教育理念等や課題の周知等を図るとともに教員相互に理解を深め、教育活動の改善につながるよう継続した会議開催に期待する。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準4 学修成果

4-10 免許・資格の取得率 〈特長として評価する点〉 ○柔道整復師国家試験合格率は、平成 24(2012)年から 26(2014)年度の過去 3 年において、連続して全国平均を上回る高い水準を維持している。 ○認定実技審査は開設以来 4 回実施しており、全て 100%の合格率を達成している。 ○一方、合格率について、隔年で高低の推移があり、改善に向けた取り組みが必要であると認識している。国家試験の不合格者の大多数が必修問題で基準点に達していないことから、国家試験の練習問題の出題順序の工夫や個別指導を徹底することになっている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
4-11 就職率 〈特長として評価する点〉 ○学校関係者評価委員会での意見を取り入れ、公益社団法人埼玉県柔道整復師会の協力により会員を対象とした就職相談会を開催し、学生に対し地元団体との連携を体験させている。 ○設置法人では、各学校に共通の求人検索システムを稼働させ、学生及び卒業生に求人情報を提供し、就職活動、卒業後の転職、在学中のアルバイト活動を支援している。 ○就職内定は国家試験へのモチベーションとしても期待できることから、学生が早期に就職活動に取り組めるように、12 月の就職相談会前に就職支援セミナーや就職活動ガイダンスを実施することにしており、積極的な取り組みに期待する。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
4-12 卒業生の社会的評価 〈特長として評価する点〉 ○第1期生から卒業生の実態調査を行っている。実態調査の回答率向上に向け、在学中の内定調査や卒後の電話調査など積極的な状況把握に努めている。 ○同窓会報「くれたけ」の編集に際して実施している卒業生就職先の訪問調査は、卒業生の社会的評価の把握だけでなく、教育活動の自己評価、就職先の開拓等にもつなげるため、今後、調査先の拡大に向けた積極的な取り組みに期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

4-13 学修成果の把握における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○特記事項なし。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし。

基準5 学生支援

5-14 学生生活
〈特長として評価する点〉 ○在校時における成績優秀者に対する独自の奨学制度がある。また、柔道整復科を卒業後、就労しながら他の資格取得を目指して再入学、または設置法人が設置する他の学校に入学した場合に適用する助成制度を設けている。 ○併設のクリニックの院長を学校医として選任している。このため、緊急事態時に医師の指示を迅速に受けることができる環境で、学生・教職員に対する健康管理、保健指導体制を整えている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生の経済的側面に対する支援体制について課題としており、国庫助成の有無や経済的困窮の判定基準などについての検討を課題にしており、助成制度の再構築が求められている。
5-15 学生相談
〈特長として評価する点〉 ○専任教員による担任制を採り、学生相談と生活指導に取り組んでいる。また、規程を整備した上で学生相談室を設置し、クリニックとの連携を通じて医療機関を紹介するなど、相談に関する環境整備を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生相談室の機能をより一層強化するためにも、臨床心理とカウンセリングの専門家による適切な相談体制を構築することが今後の課題と明記しており、心理面に問題を抱えた学生への支援には担任教員での対応のみでは不十分であり、問題の解決には専門知識が不可欠であることから、早急に専任のカウンセラーの配置をする必要がある。

5-16 中途退学への対応

〈特長として評価する点〉

- 学業不振から進級や卒業が見込めなくなることで退学に到るケースが多いことから、学年を問わず試験結果が特に不振となった学生に対しては個別面談を行い、補講を含む学習方法の指導を行っている。
- 成績や出席に関して問題のある学生は、保護者に注意文書を発送することで、学生の就学状況を共有し、保護者会などを通じて学校と連携した就学指導を行っている。
- 良好な交友関係を築くことは、退学率の低減につながることから、スポーツ大会や学園祭とともに趣味の同好会活動を奨励し学生同士の交流の機会を設けている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 中途退学対策については、目標とする退学率は設定せず、退学理由の把握などから低減対策を検討しており、新入生の学習意欲向上や授業理解に向け、初年度教育を強化するとしている。
当該専門学校では 3 学年での退学が多く、学生相談を通じた退学理由の把握と適切な対策の推進が望まれる。そのため、組織を挙げて対応することが重要であり、目標設定による今後の組織的な取り組みの強化が必要である。

5-17 保護者との連携

〈特長として評価する点〉

- 入学時ならびに1年生と3年生の夏季休暇期間中に保護者会を実施し、教育活動に関する情報を提供して連携を図っている。また、合わせて保護者会参加の希望者を対象に個別面談を実施し、相談内容を記録している。
- 保護者会に参加できなかった保護者には、資料を郵送するなどして情報の共有を図るとしており、保護者とのつながりを築く意味からも継続した取り組みに期待する。

〈更なる向上を期待する点〉

- 出席率が低い学生には、保護者等と連携しながら出席を促し、学習効果を高められるように対応することを課題としている。保護者を交えた三者面談や個別面談の工夫が求められている。

5-18 卒業生・社会人

〈特長として評価する点〉

- 同窓会については、規程を整備し、学校事務局が庶務を担当して組織・体制作りを行っている。
- 生涯学習の一環として、同窓会が企画運営を行う公開講座を開催し、臨床を中心に各方面の情報発信を行っている。
- 附属施術所とクリニックを卒後臨床施設として登録し、卒後研修生の受け入れを行っている。また、設置法人で行っている呉竹医学会を卒業生に対しても研究発表の場として開放している。
- 社会人学生に配慮し、休暇中においても午後 7 時 30 分まで、図書室および実習室を開放する日を設けている。

〈更なる向上を期待する点〉 ○同窓会の活動を活性化して、学校と連携した卒業生の支援を行うことを課題としている。同窓会の協力を得て卒業生の社会での活動把握に努め、また、卒後の再教育活動の足掛かりとすることも必要である。
5-19 学生支援における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○社会人に対する就学機会を閉ざさないことを開校の精神とし、開校時より夜間部を設置している。時間割の工夫により基礎科目を土曜日にまとめ、週休 2 日による就学を可能にして休息や勉強時間の確保につなげている。また専門実践職業訓練給付金の指定講座の指定を受け7名が対象学生となっている。 ○同窓会は卒業生、在校生及び教職員により組織している。例えば学園祭は同窓会が主催し、在校生の代表である実行委員長以下、運営委員により行っている。また、呉竹医学会や公開講座においても、学校、同窓会、在校生がそれぞれ主体的に参加し、関わりをもって運営を行っている。今後も同窓会との連携を通じて、卒業生と在校生の交流を深め、学校、同窓会、在校生が一体となった同窓会活動を行うことに期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準6 教育環境

6-20 施設・設備等
〈特長として評価する点〉 ○学生用の施設・設備の充実に努めている。4 階と 7 階に学生ホールを設け、学生の休憩・食事スペースとして使用している。4 階にはオープンテラスを附設し、屋外の開放感を工夫している。6 階から 10 階までの教室階においてもフロア毎に学生が利用できるフリースペースが十分確保されている。 ○1階ロビーの視覚障害者向けの点字ブロックをはじめ、校舎は全てバリアフリーに配慮した設計となっている。 ○卒業生は、校友会の会員証を提示し入館票を受け取ることで、開校時間内は自由に入館し、施設を利用することができる。 〈更なる向上を期待する点〉 ○現在はまだ開校7年目であることから、改修計画はないが、開校 10 年を目安に設備診断を行い、中・長期建物修繕計画を建てることを明記している。教育環境の維持・改善を計画的に進めるためには大規模修繕計画等の策定が必要である。

6-21 実習・演習・インターンシップ等
〈特長として評価する点〉 ○柔道整復師に対する社会的ニーズや学生のキャリアプラン確立の一助とするため、実施要項を定め、代表的4分野の医療機関や施設見学をインターンシップとして実施している。 ○インターンシップの目的を実施要項に明記し、事前・事後授業を通して学生に伝えている。終了後はレポート提出を求め、報告会により経験や感想を共有する機会を設けている。 ○インターンシップの実施に十分な協力施設の確保を課題とし、そのためには、受入施設等からの意見も踏まえた時期・内容等の再検討が必要であるとしている。インターンシップをより効果的に行うため、実施計画の充実に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
6-22 防災・安全管理
〈特長として評価する点〉 ○非常勤講師も含めた全教職員に危機管理マニュアルを配付し周知するとともに、防災（消防）訓練を年2回実施して防災マップの確認、通報訓練及び避難誘導訓練を行っている。 ○避難誘導訓練は、昼間部の時間帯と夜間部の時間帯に分けてそれぞれ実施している。 ○学校のリスクを分類、授業中の対応を含むマニュアルとして教職員の行動基準を明記した学校安全計画を策定し、適切に運用している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○教室内のロッカー等の転倒防止対策が必要である。 ○薬品等の危険物の有無及び管理の状況について自己評価書に明記することが望まれる。
6-23 教育環境における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○地域医療の実践と開業柔道整復師との医療連携を目的に、医療施設であるクリニックを併設している。クリニックは、附属施術所と連携するほか、クリニックのリハビリ施設は教員の研修の場であり、教員が実践的技術を向上させ、研修成果を教育活動にフィードバックしている。 ○柔道整復科では、整形外科診察室での陪席、リハビリ施設・放射線画像施設の見学などクリニックを学生の卒前臨地実習、卒後臨床実習の場として活用している。 ○柔道整復師養成課程では学外実習が認められていないため、これまでクリニックのみにとどめていた臨地実習について、職業実践専門課程における地域関連業団との連携の成果と卒業生の就職先からの協力も得て、学生のキャリア学習支援を目的に平成 26(2014)年度からインターンシップとして積極的に展開している。今後は体験先の確保に向け求人先など幅広く協力を求めることにしている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準7 学生の募集と受入れ

7-24 学生募集活動
〈特長として評価する点〉 ○高校新卒者から社会人経験者まで幅広い年代の志願者を対象とし積極的に募集活動を行っている。それぞれ年齢層に応じて、アプローチの方法や面接などに工夫をしながら定員充足を図っている。 ○高校生を対象とした学校説明会、社会人を対象としたミニ説明会、その他随時の個別見学会など対象に応じた多様な説明会の機会を提供している。初めての来校者には面談を行い、疑問や質問に十分答え、満足度を高めて出願につながるよう努力をしている。今後も来校者の受入方法として個別の面談を充実することを課題として、積極的に対応することを方針としている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
7-25 入学選考
〈特長として評価する点〉 ○入学選考は入試判定委員会において、適性検査、小論文、面接の評価結果を確認し、入学試験合否判定表を作成し、公正に入学者を決定している。 ○AO入試および他の入学試験において小論文試験による文章表現力の評価を行っている。試験結果から、高校新卒生に文章読解能力の低下が見られることから、基礎科目に文章の理解力向上を図る授業科目を設置するなど入学者の状況に応じ適切に対応している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○質の高い人材の確保には一定の出願者の確保が不可欠であり、これまでのデータを蓄積し、応募者数、入学者数の予測値を算出し、計画数値との整合を図る仕組みの構築が求められている。
7-26 学納金
〈特長として評価する点〉 ○開校当初の学納金は、平成 19(2007)年度における関東地区柔道整復師養成課程を設置する学校の平均値を参考にして設定したが、その後、近隣の専門学校の学納金とバランスをとり、現在は、夜間課程では最も安価で、昼間課程においては平均的な水準となっている。 ○当該専門学校では、柔道整復師に加えて、はり師、きゅう師の国家資格を目指すダブルライセンス取得希望者の支援のため、学納金の一部免除制度を平成 27(2015)年度から拡充している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学納金収入は学校運営の基礎であり、教育水準の維持のためには定員充足ばかりでなく中途退学者の低減策も不可欠である。 ついては、平成 28(2016)年度の事業計画に中途退学者の減少目標を教職員共通の目標として設定することを課題としており、今後の積極的な取組みが望まれる。

7-27 学生の募集と受入れにおける特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○志願者の特性に応じ、入試に 2 つの区分を設け、Ⅰ部においては高校新卒者、Ⅱ部においては社会人の募集を積極的に行っている。 ○設置法人が設置する他2校と情報を共有し、効果的な方法を取り入れる体制を整えて、広告媒体等の費用対効果を評価しながら、限られた予算内で募集活動を進めている。 ○外部コンサルタントを試行的に導入し、外的要因に左右されずに出願者を安定的に確保するために、来校者の満足度を高める活動を行って、志願者の期待に応えることを目指している。教育課程編成委員会の外部委員やコンサルタントのアドバイスを生かし、理念等に則した教育を展開して、在校生や卒業生の満足度を高め、これによって口コミを広げ、必要最小限の広告経費で安定した募集活動を行う学校を目指すとしており、今後の成果に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準8 財務

8-28 財務基盤
〈特長として評価する点〉 ○志願者数、入学者数は定員を下回っているものの、収入面では問題はなく、支出面でも経費比率は、全国平均以下で、結果 3 カ年にわたり消費収支比率は 100%を維持し、経常的な黒字経営となっており、財務数値には特段の問題はなく、現状では安定しているといえる 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
8-29 予算・収支計画
〈特長として評価する点〉 ○特記事項なし 〈更なる向上を期待する点〉 ○予算・収支計画では、理念・目標が明記され、収支予算について理事会等の承認を受けて決定しているものの中長期的な計画は、単年度計画において、中長期的目標の記述にとどまっており、収支予算との整合性を図り、関連性を明確化するなど記述の充実が求められる。

8-30 監査・財務情報の公開
〈特長として評価する点〉 ○監事による監査を適正に実施し、監査法人からも適切なアドバイスを受けながら、財務運営を行っている。私立学校法に基づく財務情報の公開についてはホームページに掲載し積極的に公開している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
8-31 財務運営における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○特記事項なし 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守
〈特長として評価する点〉 ○法定の報告等に際しては、学内及び法人内で報告会を開催して、関係部署と相互に確認したうえで提出している。 ○内部統制について外部からの検証を受けるために、監査法人と業務委託契約した。業務フローの検証と規程整備等を行って、監査法人による任意監査の実施を予定している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○セクシュアルハラスメントをはじめ、いじめ対策も含めた様々なハラスメント防止策を策定して学生を支援することは、中途退学者の低減策としても有効であることから、積極的な取組みが求められる。 ○コンプライアンスに関しては、規程の整備、委員会等の設置が必要であるが、課題の解決には設置法人としての対応が必要である。 ○教職員、学生に対して個人情報の管理に関する啓発と教育の規程の整備等の準備を進めており、ITリテラシー教育も含めた規程の早期整備と啓発教育の実施が望まれる。
9-33 学校評価
〈特長として評価する点〉 ○自己評価による学校改善への取り組みでは、開校 5 年を経過し、目標としていた育成人材像が社会ニーズに適合しているかどうか、改めて検証し、見直し作業を行い学科の教育方針に反映するとともに、規程整備を行った。また、教員研修等の実績把握、インターンシップ実施要項の制定と2年生の実施、3年生の保護者に対する保護者会の開催による連携の推進、ホームページによる情報公開の充実など学校運営における改善活動に積極的に取り組んでいる。

○自己点検・評価により定めた目標を事業計画に反映させPDCAサイクルの確立へ取り組んでいる。また、教育課程編成委員会における外部意見を採り入れ、臨床の現場で遭遇する機会の多い外傷に対してアルフェンス固定やプライトン固定、テーピング固定などの実技教育を充実させるために授業内容の改善を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○今般の柔道整復師分野の第三者評価のモデル評価を学校評価の客観性を担保するため、第三者評価の実施に向けた準備と捉え、評価結果を改善に活かすとしている。改善事項の着実な実施が望まれる。
9-34 教育情報の公開 〈特長として評価する点〉 ○文部科学省の情報提供のガイドラインに則して、教育情報をホームページ上に積極的に公開している。また、志願者や保護者及び学校関係者の関心の度合いや利便性に合わせて、学校の情報を取得しやすいように、ツイッター等のSNS、スマートフォン用の無料アプリケーションによる情報提供にも努めている。 ○学校行事、同好会活動、同窓会、校長のエッセイなど様々な角度から、柔道整復師等の仕事や学校生活の様子を発信し、志願者等が当該専門学校について、理解が深まるよう工夫している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○同窓会と連携しながら、卒業生の活躍や受賞などの情報を、適宜、把握できる体制を整えて、掲載することを課題としている。今後のタイムリーな情報発信が望まれる。

基準10 社会貢献・地域貢献

10-35 社会貢献・地域貢献 〈特長として評価する点〉 ○全国柔道整復学校協会の教科書委員会幹事校として多くの教科書の出版に貢献しており、他の部会にも委員を派遣し、協会活動に積極的に取り組んでいる。 ○関連業界団体等が行う研修会等の会場として学校施設を提供している。また、日本柔道整復師会の生涯研修講座の認定を受けた公開講座を開講し、学校と地域関連業界団体との連携を深めている。 ○小学生を対象としたキッズ柔道クラブを運営し、青少年の健全育成に貢献するとともに、地域柔道大会等での審判活動を通じて柔道の普及活動に貢献している。柔道クラブは参加者数の増が課題であり、地域の小学校への働きかけなどに期待したい。 ○附属施術所とクリニックのリハビリテーション科を柔道整復師卒後臨床研修認定施設として登録し、研修生の受入を行っている。

〈更なる向上を期待する点〉 ○卒業生および地域で開業している鍼灸師・柔道整復師等との医業連携を推進することによりクリニックが地域統合医療のセンターとしての役割を果たすことを目標としている。今後の具体的な取組みが望まれる。
10-36 ボランティア活動
〈特長として評価する点〉 ○教員が所属する各職種団体の社会活動に参加することは、関連業界の振興、発展に寄与するばかりでなく、各職種団体におけるネットワークづくりや関連業界の最新情報を得る上でも意義があることから、当該専門学校として積極的に奨励している。 ○日本柔道整復師会や柔道整復学校協会が主催する柔道大会には学校として参加すると共に、大会救護員や審判員及び学生ボランティアの派遣も行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○近隣のスポーツ大会等において、学生の参加可能なボランティア活動を紹介し、教員が引率して指導するなど学生のボランティア活動について、積極的な支援が望まれる。
10-37 社会貢献・地域貢献における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○クリニックは内科・漢方内科・整形外科・リハビリテーション科・婦人科・皮膚科を標榜し、地域医療を担う一方、卒前・卒後の臨床実習の場として、学校の附設施術所と有機的な連携を行い、統合医療の中核的施設として運営している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○卒業生および地域で開業している鍼灸師・柔道整復師等との医業連携を推進することによりクリニックが地域統合医療のセンターとしての役割を果たすことを目標としている。今後の具体的な取組みが望まれる。

平成 27 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【信州医療福祉専門学校】

平成 28 年 2 月 5 日



特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 総 評	1
-------------	---

II 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像	9
基準2 学校運営	9
基準3 教育活動	10
基準4 学修成果	13
基準5 学生支援	14
基準6 教育環境	15
基準7 学生の募集と受入れ	17
基準8 財 務	18
基準9 内部質保証	19
基準10 社会貢献・地域貢献	20

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

信州医療福祉専門学校（以下「当該専門学校」という。）は、平成 17（2005）年に開校した柔道整復師及びはり師・きゅう師及び介護福祉士を養成する専門学校である。設置法人は、学校法人光和学園である。

現在、修業年限が3年の柔道整復学科、はりきゅう学科及び修業年限2年の介護福祉学科を設置しており、平成 27（2015）年5月1日現在 269名の学生が在籍している。

当該専門学校の教育理念・目的は、「教育基本法に則り、学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法及び社会福祉士及び介護福祉士法に従い、医療技術者又は介護技術者として必要な知識・技術・技能及び態度を修得させ、健康な心身と豊かな人間性を養い、医療・保健及び福祉の充実発展に貢献し得る有能なはり師・きゅう師、柔道整復師及び介護福祉士の養成を行うことを目的とする。」と学則に定めている。

また、知識・技術の学びとともに「誠に生きる。物事に明るい。そして、この二つの徳を実行できる精神的・肉体的健やかさを身に付けて欲しい。」と「誠・明・健」を建学の精神としている。この教育理念等は、「信州医療福祉専門学校基本方針」で明確に定め、学校案内、学生便覧、ホームページなどに掲載して広く周知を図っている。

この教育理念等を実践する具体的な教育方針として、次の5項目を掲げ取り組んでいる。

- ①学生の学力向上は、自らが学習意欲を持って、自らが学ぶ態勢を形成することが礎となるとの観点にたって教育課程を編成・実践する。
- ②礼儀を大切にし、他者に対する思いやりの心を持つ人間性を醸成する。
- ③教師は、学生のお手本となるよう、常に緊張して臨み、充実した授業となるよう心掛ける。
- ④入学させた以上は、ひとりとして脱落者をださない。
- ⑤柔道整復学科の教育方針として、医療人を育成する専門教育を行い、これに必要な知識、技術、技能を習得させ、社会及び医療活動に貢献できる人間形成のための教育を展開する。

当該専門学校は、職業に必要な実践的かつ専門的能力を育成するため、柔道整復学科・はりきゅう学科・介護福祉学科の各学科において、「職業実践専門課程」として平成 26（2014）年3月31日文部科学大臣から認定を受け、関係業界団体とも連携を図り、より実践的な職業教育と質の向上を目指している。

当該専門学校は開学10周年を迎えた比較的新しい専門学校であるが、明確な教育理念のもとに着実な教育実践を行い、長野県下に2校ある柔道整復師養成校としての実績を積み重ねてきている。また、信州大学との連携や地域との交流にも意欲的に取り組み、地域に根付いた教育機関としての活動も評価できる。

基準 2 学校運営

学校運営の方針として「信州医療福祉専門学校基本方針」を制定し、学校の基本理念・学校運営方針・教育方針・目標を明確に示し、学生便覧に掲載するとともに全体教職員会議で全職員に周知し浸透を図っている。

また、単年度の「事業計画」を策定し、各学科の新年度の取組内容を明確にしている。事業計画については、教職員の全体会議を年 5 回、学科長会議を毎週、各学科会議を随時開催して事業の執行状況を確認しながら達成に努め、同時に、新たな取り組みについても積極的に協議を行うような取組を続けている。

今年度の課題としては、中期的な構想・計画を持っていないことから、その策定に取組み、学校運営の将来を見据えた活動のあり方を検討している。

法人運営の状況としては、この法人の設置する専門学校が1校であることから、法人本部は学校と同じ場所にあり、学校運営の状況がよく把握できるようになっている。

設置法人においては、寄附行為に基づき理事会・評議員会を年 2 回以上開催し、事業計画・予算など重要案件について審議し、議事録はその都度作成し、法人本部で保管している。

学校運営に関する規程は比較的良好に整備され、必要に応じて見直しが行われている。規程に基づき運営組織、教学組織が設置され、定期的に会議が開催され適切に組織運営がなされている。

情報システムについては、学生への連絡網や連絡掲示板システムを構築しており、校内インフラネットを整備し、セキュリティ対策としてパスワード管理等を行っている。

人事・給与制度については、管理規程、給与規程等の基準を定めて運用し、採用についても業界団体等との連携により適切な人材の確保に努めている。

なお、開校 10 年を迎えたことを契機として、平成 26（2014）年度から 2 か年の計画で、専門家の指導を受けて規則・規程の見直しを行い組織及び給与体系の整備を進めており、特に人事考課制度の導入を重点課題としている。

学校運営全般については、現在進めている諸規程の整備が完成すれば意思決定システムがより有効に機能するようになると思われるが、事業が単年度計画で運営されていることから、中期事業計画を早期に策定し毎年度の事業計画に反映させるような取組が望まれる。

基準 3 教育活動

当該専門学校は厚生労働省指定の養成施設であり、教育課程は、基本的に指定規則に基づいて編成されている。各学科の教育目標は「信州医療福祉専門学校基本方針」で定めてあり、柔道整復学科については柔道整復師国家試験の合格率 100%達成を目標に掲げている。

柔道整復学科は、修業年限を 3 年とし、2 部制（午前の部・午後の部）で基礎科目・専門基礎科目・専門科目を必須科目として教育課程を編成し、国家資格取得のために必要な指導・支援体制を整えている。

また、業界等の人材ニーズに対応するよう、整復技術や鑑別技術等の専門技術、コミュニケーション能力の修得を目指した特色ある目標も設定している。

教育課程の編成に当たっては、教育課程編成要領に基づき教育課程編成委員会を年 2 回開催し、

各科目の目標に照らし適切な授業形態を選択するよう工夫している。教育課程編成委員会委員には平成 25 年度から業界団体からも委員として多数参加するようになり、職業実践教育の効果を出すための提案を活かすように努めている。その結果、教育課程は定期的に見直しを行い、必要な改定を行ってきている。

なお、当該専門学校は、単位制をとっており、進級時に取得できなかった科目については次年度に試験を受けて単位を取得することができることになっている。

授業科目の内容は「授業要項」にシラバスを掲載し、毎回の授業内容や目標を詳細に明らかにして授業に臨む学生に示している。

キャリア教育については、教員に必要な研修を受講させるとともに、学生に付属の接骨院で臨床実習などを行うことによって、修得させるように努めている。

学生による授業アンケートは毎年実施してきたが、平成 25 年度からは学生が感じたことを躊躇なくアンケートに答えられるよう、回答用紙は教員を介在させず直接専門業者に引き渡し集計・分析を委託するよう配慮している。そのアンケート結果は教員にフィードバックし、授業改善に活かしている。

また、教員による「授業内容・学生指導の自己点検評価」も毎年度行っており、「教材の選択」「授業展開」「学生指導」「コミュニケーション」などの視点から、担当する授業科目について自己点検評価を行って授業改善に努めている。

学生に対しては、卒業後も公益財団法人柔道整復研修試験財団が主催する「卒後臨床研修」や国民のための鍼灸医療推進機構が主催する「鍼灸師卒後臨床研修」へ参加して資質向上を図るよう参加を呼びかけるなど、生涯学習への意欲を常に醸成するように努めている。

成績評価や単位認定等の基準は、学則等で規定され、適切に運用されている。

また、学習発表会や学生研究発表会で学習成果を発表する機会も設けている。

柔道整復師の国家資格取得のために学科長主導のもとに全教員が対応する指導体制をとっており、模擬試験など必要な対策をとっている。

その他の資格については、希望者に特別講座を設けている。

教員の採用に当たっては、関係業界団体の最新知識・技術・技能を教授できる人材の確保に努めている。

教員の業務は組織規程で分担を明確にし、学科会議で連携・協力体制を保つよう図っている。

このように、教育活動全般についてみると、職業実践専門課程の認定を受け、多数の業界団体関係者が委員として参加している教育課程編成委員会において外部意見を反映した教育課程編成を行っているところに特色がある。特に業界ニーズに対応した科目を設定していること、付属臨床実習施設が広く豊富な実習体験ができること、信州大学医学部の解剖学実習見学を行っていることなどは特筆に値する。また、授業評価において分析を外部の専門機関に委託していることや教員の資質向上を図るために種々の取組を行っていることも評価できる。

基準 4 学修成果

柔道整復学科は、柔道整復師の国家資格取得が卒業時における最終目標であることから、国家試験合格 100%を目標として、補習や模擬試験を実施し、各学生の課題・改善点などを明確にしてきめ細かく指導している。公益財団法人柔道整復研修財団が実施する認定実技審査は 100%合格、国

家試験は全国平均を上回る実績を上げている。

また、不合格者に対しては、その原因を検証し、特別授業や学力判定試験の受験を認めるなどのフォローを行っている。

就職については、柔道整復師の資格を活かせる職業への就職を目標として、就職を希望する卒業生については100%が就職し、うち70%が接骨院・鍼灸接骨院に就職している。

卒業生については同窓会組織・卒業生の評議員を窓口にして、当該専門学校に対する意見等を汲み上げている。

また、新卒者の就職先を主に訪問し、雇用主及び卒業生本人と面談し、卒業後の現状把握に努め、今後の就職指導の参考にしている。

学修成果としては、柔道整復師養成校として国家資格取得を最大目標としており、そのための様々な取組を行い一定の成果を上げているところであるが、合格率の向上を目指す取組を続けている。

基準 5 学生支援

学費等については、授業料減免や学納金の分納制度を設けて軽減措置を図るほか、公的支援制度を活用するよう勧めている。また、遠隔地から就学する学生のために、学園の指定する宿舎に入居した場合は、賃料の一部を補助する制度を設け、学生の経済的側面の支援措置をとっている。

学生の健康管理については、健康診断を定期的に実施し、近隣の医療機関と提携し緊急時の治療措置等の対応を図るようにしている。

当該専門学校はクラブ活動が盛んで、これには学校からの補助制度もあり、スポーツ系のクラブの大会には教員が引率するなど、部活動を通じて学生間の交流が進み、学生生活が充実するよう配慮している。

学生相談については、相談室を設け、担任や副担任等の教員が相談に対応し、年間スケジュールにおいて年間5回の面談の機会を設定している。精神的な問題に対応するよう、本年度から専門職によるカウンセリングも実施している。

その結果、中途退学者は比較的少ない状況にあるが、相談体制をさらに充実することで対応を図ろうとしている。

保護者とは学力不振や心理面の問題がある場合に連絡をとり、担任・学生・保護者で三者面談を行っている。面談における指導経過の記録も適切に管理している。

また、緊急時に対応するための連絡体制も確保している。

同窓会組織としては「校友会」があり、卒後研修会、記念講演会などの活動を行っているほか、「信州医療トレーナー研究会」を立ち上げ、技術講習会、研修会などを開催し相互のスキルアップを図る活動も行っている。なお、この校友会には在校生や教員も会員となっており、卒業生と在校生、教員の連携が図れるような体制を目指している。

開校10年経過したところであるので、卒業生も経験が十分ではないが、その活躍状況については広報誌や学校ホームページで積極的に紹介している。

学生支援への全般的取組としては、クラブ活動を通じて学生間の交流を活発にするなど学生に対する様々な配慮が行われており、中途退学者が比較的少ないことも評価できる。今後、校友会を活

用した卒業生との連携が進めば、教育活動の幅が広がることも期待できる。

基準 6 教育環境

当該専門学校の施設・設備は、養成施設指定規則、専修学校設置基準等に定める基準に基づき適切に整備されている。日常の保守・点検、定期点検などについては、専門の業者に委託し教育環境の維持に努めている。

臨床実習のための施設としては学園付属の光和接骨院があり、3年次に2単位～3単位の臨床実習を行っている。また、2年生を対象に解剖学実習見学などを行っている。実習に当たっては、「臨床実習の手引き」を策定し、教員2名体制で実施し、学生に実習参加のレポートの提出を求め、実習レポートにより成績評価を行っている。

防災・安全管理にかかる問題については、「危機管理マニュアル」により教職員・学生に役割分担・連携体制を周知し、毎年定期的に防災・避難訓練等を行っている。今後、施設の耐震性の強化を計画的に推進する予定である。

教育環境に関しては、特殊な備品として実物の人骨標本を多数備え、基礎医学の学習教材として学生各人が手に触れて授業を受けていることは特筆に値する。

また、施設・設備については開学10年目を迎え、その更新計画をどのように策定するか、学内で十分検討することが望まれる。

基準 7 学生の募集と受入れ

学生募集に当たっては、学校説明会、オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、高校訪問を行うとともに、高等学校等の教職員向けの入学説明会を県内5地域で実施している。また、入学相談等にも適切に対応している。

学生募集のために作成されたパンフレットや学校ホームページには、当該専門学校の特色、各学科の教育内容、学生生活の状況等について詳細に掲載し、ダブルスクール制度についてもわかりやすく解説している。

入学試験は、AO・特待生・推薦・社会人・一般と、志望者の状況に応じ多様な方法で実施している。また、可否の判定に当たっては、学校長を委員長とする入学者選抜委員会で審議・判定している。

学納金の決定に当たっては、柔道整復師養成校の全国的な水準を参照して定め、特待生に対する入学金の減免などの支援制度も設けている。

学生の募集と受入れに関する取組は、公正なものとなるよう適時適切に対応しているが、今後の安定的な学校運営のためには、何よりも定員確保に向けて更なる工夫をこらし計画的に活動を計測することが肝要である。

基準 8 財 務

財政基盤の安定確保を図るため、帰属収入から消費支出額を差し引いた額を目標額として設定し、過去 3 カ年その目標を達成している。しかしながら、貸借対照表に基づく財務指標については、全国平均を下回っている指標が多く見受けられるので、財務に関するより具体的な改善計画を早急に策定し着実に実行することが求められる。

年間の財務運営については、予算・収支計画に基づき、執行状況は月次実績表にまとめ、執行管理を適正に行っている。

施設設備の更新のための中期的計画として校舎等管理事業計画を立てているが、その計画内容については学内で十分検討するとともに、資金計画についても無理のないよう、慎重に検討する必要がある。

監査については、私立学校法及び寄附行為に基づき、毎年度、監事による監査が行われているが、平成 26 年度から公認会計士による会計指導を実施し、財務健全化への取り組みを行っていることは評価できる。

また、財務諸表については積極的にホームページ上で公開している。

財務については、財務基盤の安定化を図ることが最重要課題であることを認識し、このための取組として具体的な計画に基づき継続的に実践していくことが必要である。

基準 9 内部質保証

専門学校の教育にかかる関連法令や設置基準等を遵守し、学校運営に必要な規程、個人情報保護、ハラスメント防止に関する規程などを整備し、教職員に対して「勤務に関するガイドライン」を定め規律の徹底を図るなど、適切な学校運営がなされている。

自己点検評価は、「自己点検評価等実施要綱」を定め学内体制を整備して、平成 21 年度から継続的に実施している。また、平成 25 年度から学校関係者評価を導入し、職業実践専門課程の文部科学大臣認定を平成 26 年 3 月 31 日に受けている。自己点検評価及び学校関係者評価報告書はホームページに全文掲載するとともに冊子を作成し関係者に配布している。

教育情報の公開については、学校の概要・教育課程から財務情報に至るまでホームページに公開し、情報量も豊富である。

このように、内部質保証に関する取組については、自己点検評価、学校関係者評価ともに着実に実施し、教育情報の公開も十分に行われている。学校評価の結果を冊子にして配布していること、ホームページ掲載の情報量が多いことも大いに評価できる。

基準 10 社会貢献・地域貢献

信州大学との共同研究として「地域社会における健康教育システムの開発と構築」に取組み、その成果をもとにシニア健康講座を開設するほか、高等学校の部活動に対しトレーナー活動の協力をするなど、教育活動に支障のない範囲で、学園の資源を活かし、地域や社会貢献に取り組んでいる。

学生のボランティア活動についても、各種競技団体等からの依頼を受けて積極的に参加するよう、奨励・支援を行っている。

社会貢献・地域貢献については、限られた時間の中で極めて積極的に取り組んでおり、学校並びに学生の取組姿勢は高く評価できる。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像
〈特長として評価する点〉 ○建学の精神である「誠・明・健」を掲げ、精神的、肉体的健やかさを身に付けた医療技術者、介護技術者の育成に取りくむ姿勢は評価できる。 ○基本方針を定め、毎年「学校要覧」を作成して、基本理念、運営方針、教育方針、目標などを明示している。 ○いち早く職業実践専門課程の認定を受け、関連業界等と連携して「教育課程編成委員会」「学校関係者評価委員会」を設置し、定期的に開催し、教育課程や授業計画等に意見を反映し、より実践的な職業教育の質の向上に努めている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○基本理念等は学校案内でアピールするなど、より広く深く浸透を図ることが望ましい。

基準2 学校運営

2-2 運営方針・事業計画
〈特長として評価する点〉 ○「信州医療専門学校基本方針」に基づき学校の運営方針・教育方針を明確にして学生、教職員に周知している。その方針に沿って当該年度の「事業計画」を定めている。 ○年度の初めに開催する全体教職員会議、学科長会議、各学科会議を通じてその年度の事業計画、各学科における取組を提示している。 ○健全かつ円滑に組織としての学校運営がなされ、法人の設置する学校が本校のみであることから、理事長の常勤態勢をとり不測の事態にも備えている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○基本方針に基づく学校運営をより着実に推進するために、長期的な将来構想と中期的な事業計画を早期に策定することが望まれる。
2-3 運営組織
〈特長として評価する点〉 ○組織運営に関する規程はよく整備され、必要に応じて見直しが行われている。規程に基づき運営組織、教学組織が設置され、職務分掌も明確であり、定期的に会議が開催され、適切に組織運営がなされている。 ○年 5 回の教職員全体会議を開催して学校の運営状況に関して共通認識の醸成を図っている。また、

毎週、学科長会議を開催し学生の学習状況等を把握し、共通認識とすることに努めている。 ○平成 26 年度から2か年かけて、人事考課制度の導入をはじめとして人事制度の総合的な検討が進められている。新たな制度の構築が期待される。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学科長会議などで明らかになった、学習状況の問題点などを教育システム改善に反映させる仕組みを導入することが望ましい。 ○学内における更なる情報連絡網の整備と情報保護の徹底が求められる。
2-4 学校運営における特色ある取組 〈特長として評価する点〉 ○開校 10 周年を節目として、組織・制度全般の見直しを平成 26 年度から2か年計画で専門家の指導を受けて行っている。 ○柔道整復学科とはりきゅう学科が併設されているため、両方の学科を並行して学べる「ダブルスクール制度」のメリットがある。これを更に発展させる方策に期待する。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学校の特色をアピールすることにより、志願者の増を図ることが必要である。

基準3 教育活動

3-5 目標の設定 〈特長として評価する点〉 ○臨床の現場におけるプロとしての医療人の育成という目標を明確にし、知識と技術を習得させるとともにコミュニケーションや問題解決能力を涵養するよう、教育活動を展開している。 ○業界等の人材ニーズに対応し①整復技術、②固定技術、③後療法技術、④鑑別技術などの専門技術の修得を教育目標としている。 ○「教育課程編成委員会」の関連業界委員の提案を受けて、全学生による「第1回学生シンポジウム」を平成 26 年 7 月に開催し、学生の研究発表を行った。関係業界団体の立場から講評・意見があり、学生にとって貴重な体験となった。その結果は研究報告集にまとめ関係者に配布した。シンポジウムは教育課程の中に位置づけ今後も継続することになっている。 ○信州大学医学部において解剖学実習見学を行っている。また、信州大学教授による「学生の学習意欲を高める教育力」などの教員研修を行い質の向上に努めている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○「職業実践専門課程」の認定校としてより実践的な職業教育の充実が求められることから、関係業界団体との一層の連携を深めていくことが望ましい。

- 卒業生の社会的評価などを調査し育成人材像とのギャップを把握し、改善に取組み更なる教育効果の向上を図ることが望まれる。
- 柔道整復師は、スポーツや機能訓練の職域でも活躍できるようになっているが、学校としてどの分野に力を入れていくかの方向性を明確にすることが必要である。
- 業界団体との関係をより密にし、卒業生に対し良質な職場を確保し、卒後研修の場を提供するなど柔道整復師としての資質の向上に努めることが求められる。

3-6 教育方法・評価等

〈特長として評価する点〉

- 毎年度、学生による「授業アンケート」を実施し、専門家に委託して客観的なアンケート集計・分析を行っている。また、教員による「授業内容・学習指導の自己点検」を行い、授業内容や授業運営等の見直し改善に努めている。
- 業界団体から多数の委員として参加を得て「教育課程編成委員会」を設置し、その意見を反映して専門学校にふさわしい教育課程の編成に努めている。
- 教員の生涯学習への意欲が高く「教員による学術研修会」を開催し、教員の専門性確保及び知識・技術の向上に努めている。
- より実践的な教育を行うため、実物の人骨標本等を教材として用いている。
- 柔道整復学科の他にはりきゅう学科を設置し、他業種に関する知識・技術を修得する機会を設けてあり、幅広い教育効果を期待できる。

〈更なる向上を期待する点〉

- 「授業概要」で学習項目は明示されているが、学習項目ごと、あるいは単元ごとの到達目標が定め、学習の深達度などを評価しやすくする必要がある。
- 学校として、キャリア教育の考え方や方針を明確化し、具体的な授業科目の開設、授業内容の検討が進むことが望ましい。
- 学生に対して、医療人として更なる自己啓発を進めるよう、自覚を促すことが必要である。

3-7 成績評価・単位認定等

〈特長として評価する点〉

- 全学生による「学生研究発表会」を開催し、協賛する関係業界団体の代表者から発表内容に関する講評・意見を聴取し研究報告書をまとめ、関係者に配布している。今後、この取組を継続し一層の充実を図ることを期待する。
- 公益財団法人柔道整復研修試験財団の実施する「認定実技審査」の成績を卒業判定の要件の一つに加えている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 個々の学生をより深く観察し学習意欲の醸成を図るよう、成績評価あり方を検討することが望まれる。

3-8 免許・資格取得の指導体制 〈特長として評価する点〉 ○国家資格取得については、学科長主導のもとに全教員が対応している。関係業者等による国家試験対策模擬試験を行うとともに、認定実技審査委員会を設けて指導を行っている。 ○福祉系の学科を設置してことから、その他の資格として、介護予防運動指導員について希望者に特別講座を設けて、柔道整復師として活動領域を拡大するため、幅広く資格取得に取り組んでいる。 ○合格率 100%を常に目指し、目標を明確にしている点は評価できる。 ○卒業者に対し、聴講制度などの国家試験対策を講じている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○国家資格合格率の向上を目指した指導体制の強化が望まれる。また、学生のモチベーション向上を図ることが必要である。
3-9 教員・教員組織 〈特長として評価する点〉 ○柔道整復師養成施設指定規則等の基準に沿った資格・要件を備え、的確な専門性を有する教員を確保し、研修等を通じて資質向上に努め、組織規程に基づき教員養成組織を整えている。 ○教員研修として、教育力を高めるため、信州大学教授による「学生の学習意欲を高める教育力」をテーマに研修を行うとともに、「キャリアサポート養成講座」などへ参加している。 ○教員の研究活動の支援策として、学会への参加費や旅費を補助している。教員による学術研究発表会を行い、その内容を紀要にまとめ公表している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○国家資格合格率の向上を目指して補習授業を充実させていくため、組織を再構築し、教務部の機能を高めていく必要があるとしている。教員の資質向上と改善への具体的な取組に早期に着手することが望ましい。 ○教員間の交流と協力体制を更に推進させることが望ましい。

基準4 学修成果

4-10 免許・資格の取得率
〈特長として評価する点〉 ○合格率 100%を目標として取り組み、26年度の柔道認定実技審査・柔道実技ともに 100%合格、国家試験合格率は 81.4%で、全国平均を上回っている。 ○国家試験の出題傾向等を分析し、カリキュラム編成やサポート体制を検討し、合格率を引き上げるよう継続的に取り組んでいる。 〈更なる向上を期待する点〉 ○国家試験不合格者の次年度以降の合格は難しいとされる傾向があるので、入学時より試験対策の重要性を認識させるようにすることが必要である。
4-11 就職率
〈特長として評価する点〉 ○就職率 100%と目標を設定し、学生の個別相談就職セミナーなどを行い、関連業界・企業との連携体制も整備している。 ○就職を希望する学生の就職率は 100%であり、就職先も接骨院・鍼灸接骨院 70%、介護施設その他 30%と専門技術を活かせる職場となっている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○就職に関する専門部署を設け、関連業界との連携も取りながら就職指導をすることが望ましい。
4-12 卒業生の社会的評価
〈特長として評価する点〉 ○長野県内外からの求人が多く、就職希望者の就職率も 100%であり、就職相談会における参加企業の情報によって卒業生に対する一定の評価を得ているものと判断される。 〈更なる向上を期待する点〉 ○卒業生の実態を把握する活動を通して社会のニーズや卒業生の適応状態を把握すれば、ニーズに沿った教育活動を展開する資料として活用できるようになる。卒業後の活動状況等の実態調査を校友会と協力して実施することを課題としているが、速やかに取り組まれることが望まれる。

4-13 学修成果の把握における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○卒業生の就職先を訪問し雇用主及び本人から現状を聴取する活動を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準5 学生支援

5-14 学生生活
〈特長として評価する点〉 ○学費の減免、延納、分納制度を整備するとともに、遠隔地からの就学者が学園指定の宿舎に入居する場合の賃料の一部補助を実施するなど経済的支援を行っている。 ○クラブ活動等の課外活動に補助を行い、スポーツ大会には教職員が引率するなど、部活動を通じて学生間の交流が進み、学生生活が充実するよう図っている。 ○学生の健康状態の管理と意識啓発を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
5-15 学生相談
〈特長として評価する点〉 ○学年ごとに担任・副担任を置き、学生が相談しやすい体制づくりに努めている。特に、年間スケジュールに面談週間を組み込み、学生と年間5回面談を行いきめ細かく相談に当たっている。 ○精神的な面などの健康上の理由により中途退学する学生がみられることから、本年10月から臨床心理士に委託し学生の心理相談に対応している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○悩みを持つ学生に対しては、定期的な相談のほかに随時対応を図れるような体制づくりが望まれる。
5-16 中途退学への対応
〈特長として評価する点〉 ○中途退学の要因を把握してそれぞれの事情に応じた対策を講じ、指導経過の記録も整備するよう努めており、退学率は相対的に見て低い水準にあると考えられる。 〈更なる向上を期待する点〉 ○平成26年度の退学率は、全学年平均3.4%であるが、1年生は7.4%と高くなっている。教員の指導スキルの向上や、個別・到達度別の補習授業の実施など、早い時期からの指導・相談体制への取組が望まれる。

5-17 保護者との連携 〈特長として評価する点〉 ○連絡なく3日以上欠席が続いている場合、保護者に連絡を取るなど、問題のある学生については担任・学生・保護者による三者面談を行い対応を図っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○保護者会の定期的な開催を検討しているが、速やかに導入し、保護者とともに目標を共有し連携の強化を図ることが望まれる。
5-18 卒業生・社会人 〈特長として評価する点〉 ○卒業生による「校友会」を組織し、卒後研修や記念講演会などの活動を行い、卒業生相互の交流を図っている。特に、校友会の助成を受けて卒業生・教員・学生による「信州医療トレーナー研究会」を立ち上げ、技術講習会・研修会・トレーナー活動など相互のスキルアップを図っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○卒業生にアンケート調査を行う意向を持っているが、今後の学校運営に資するものと思われるので、取組を進める必要がある。 ○卒業後の臨床研修制度等は生涯学習の観点からも重要であるので、業界団体等と連携し取組を進めることが望ましい。
5-19 学生支援における特色ある取組 〈特長として評価する点〉 ○学生に柔道整復師としての職業観を明確に持たせるため、1年生に「青少年生活設計講座」、3年生に「租税教室」と「柔道整復業界の状況等の説明会」を、外部講師を招いて開催している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○校友会を通じて、卒業生・在校生・業界団体等との連携を更に深めていく必要がある。

基準6 教育環境

6-20 施設・設備等 〈特長として評価する点〉 ○施設・設備は柔道整復師養成施設指定規則等に定める基準に基づき適切に整備され、専門業者により定期的な保守・点検が行われ、その結果は自己点検報告書に記録されている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○施設・設備の経年劣化、社会ニーズ、教育方法の変化に対応した更新を行うという方針を明確にしており、計画的に取組まれることが望まれる。

6-21 実習・演習・インターンシップ等

〈特長として評価する点〉

- 臨床実習施設として付属接骨院を受診する患者数が年間約 15000 人に及び、広い施設の中で実習を行う環境を整えている。
- 2 年生を対象に信州大学で解剖学実習見学を行っている。
- 学生と教員による「信州医療トレーナー研究会」を介し、スポーツトレーナーの実習活動を行っている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 地元業界団体との連携を図り、各種勉強会や講習会に学生の参加を更に促す方針を持っているので、実践されることが望まれる。
- 将来的には臨地実習として病院や整骨院で学べる環境を構築していくとしているので、実現に向け取組まれることが望ましい。

6-22 防災・安全管理

〈特長として評価する点〉

- 自然災害をはじめとする様々な緊急事態に対処するため「危機管理マニュアル」を定め、防災に関する組織体制を整備し、定期的に防災・避難訓練の実施や設備の点検を行っている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 耐震性の強化に取り組む方針を持っているので、計画的に推進されたい。
- 大規模災害に備え、地域と連携して総合的な防災訓練を実施する方針を持っているので、速やかに推進されることが望ましい。

6-23 教育環境における特色ある取組

〈特長として評価する点〉

- 基礎医学の学習教材として、学生がそれぞれ実物の人骨標本を用いて授業を行っている。
- 実技教育で教員 2 名を配置している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 自ら鑑別診断、治療、自己評価ができる臨床家の育成を目指しており、このような医療人教育を推進することが望まれる。

基準7 学生の募集と受入れ

7-24 学生募集活動
〈特長として評価する点〉 ○学生募集に当たって教育活動の情報をホームページや学校案内に掲載し、学校説明会、オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、高校訪問等で教育内容を教員が説明するなど、適切に学生募集活動を行い、定員の確保に努めている。 ○ダブルスクール制度を導入し、入学金免除の特例措置を設けるなど、複数資格取得を支援している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○今後の安定的な定員確保のために計画的な取組が求められる。
7-25 入学選考
〈特長として評価する点〉 ○選考基準を明確に規定し、試験・審査を行っている。入学者選抜委員会は学校長を委員長として公平性を確保するよう努めている。 ○高等学校成績優秀者、柔道有段者で試合成績が優秀な者など、特待生として別途選考する制度を設け、優れた学生の確保に努めている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○入学選考に関するデータを蓄積・分析し、今後の授業内容の検討、学生募集活動、予算計画などに活用することが望ましい。
7-26 学納金
〈特長として評価する点〉 ○現行の学納金は同一分野の専門学校の全国的な学費水準からみて、ほぼ妥当なものと判断できる。 ○ダブルスクール受講生支援、特待生支援、家族支援、遠方支援などの独自の支援制度により、学生の修学の経済的側面の支援を図っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○経済的支援を必要とする学生に対する支援制度の更なる拡充が望まれる。 ○入学金の使途などを明確にし、学生・保護者の納得の得られるような説明を行うことが望ましい。
7-27 学生の募集と受入れにおける特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○平成 28 年度から定員を増加し 50 人定員から 60 人定員とする計画があり、学校運営に関する積極的な姿勢がうかがえる。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準8 財務

8-28 財務基盤
〈特長として評価する点〉 ○ 帰属収入から消費支出額を差し引いた額について目標額を設定し、過去3か年その目標を達成している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○ 貸借対照表からの各比率は全国平均に比して下回っている指標が多く見受けられる。これらを改善するため、設置法人は学園の設備資金借入返済計画を立てており、当面の取組として入学者数の確保、退学率の低減、経費の効率的支出等に継続的に取り組むこととしている。このような財務状況を早期に改善するよう積極的な取組を進めることが望まれる。
8-29 予算・収支計画
〈特長として評価する点〉 ○ 計画予定、支出見込みが記載された具体的な設備計画(校舎等管理事業計画)が存在している点は評価できる。 〈更なる向上を期待する点〉 ○ 事業計画書について定量的な記述を加え、予算との整合性を明確にする必要がある。また、予算の編成の経過及び執行に関して記述の充実が望まれる。 ○ 学校開設して10年を経過しているため、施設の改修、設備の更新に関する計画を立てる必要があり、その裏付けとなる資金計画を検討することが望ましい。
8-30 監査・財務情報の公開
〈特長として評価する点〉 ○ 法令に基づき適切に監査が実施され、財務情報を学校ホームページに公開している。 ○ 昨年度から財務のより健全化を図るため、公認会計士事務所に会計指導を委託している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○ 特記事項なし
8-31 財務運営における特色ある取組
〈特長として評価する点〉 ○ 特記事項なし 〈更なる向上を期待する点〉 ○ 特記事項なし

基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

〈特長として評価する点〉

- 関係法令等を遵守し、学校運営に必要な規程、個人情報保護、ハラスメント防止に関する規程などもよく整備し、適切な学校運営がなされている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 学生に対して個人情報保護などについてコンプライアンスに関する普及啓発を図る必要がある。

9-33 学校評価

〈特長として評価する点〉

- 自己点検評価は、規程を整備し自己点検評価委員会を設置し、平成21年度から継続的に実施しており、詳細な報告書をホームページに掲載するとともに印刷して関係者に配布している。
- 学校関係者評価についても、規程を整備のうえ学校関係者評価委員会を設置し、平成 25 年度から実施し、報告書を公表するとともに改善提案に対する学内での態勢を整えている。
- 学生に対する授業アンケートの集計・分析を外部の専門業者に委託し、より適正な情報が得られるよう配慮している。
- 自己点検評価や学校関係者評価から見出された改善事項について計画的に取り組んでいるが、学内におけるPDCAサイクルの確立を目指し、改善を続けるよう期待する。

〈更なる向上を期待する点〉

- 特記事項なし

9-34 教育情報の公開

〈特長として評価する点〉

- 「情報公開に関する要領」を定め、学校の概要、教育課程をはじめとする教育情報を積極的に公開している。
- 情報の公開は学校ホームページを主体に実施しているが、学校ニュースで最新の学園生活を具体的に紹介し、掲示板を設けるなど情報量が豊富である。

〈更なる向上を期待する点〉

- 教育情報の公開においては、学生等の個人情報の保護にも留意する必要がある。

基準10 社会貢献・地域貢献

10-35 社会貢献・地域貢献 〈特長として評価する点〉 ○信州大学との共同研究として「地域社会における健康教育システムの開発と構築」に取り組み、その一環としてシニア健康講座の開催や介護施設・事業所職員を対象とする「キャリア形成訪問指導事業」等への講師派遣を行っている。 ○校友会の研修会や業界団体の行事に学校施設を利用させている。 ○高等学校との連携のもとに3校の部活動に対してトレーナー活動を実施している。また、市立長野高等学校の体育授業講座に講師を派遣している。今後もこの活動を広げていくことが望ましい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
10-36 ボランティア活動 〈特長として評価する点〉 ○学生のボランティア活動を積極的に奨励・支援し、活動状況を報告書としてまとめている。 ○長野マラソンや小布施ミニマラソンなど地域のスポーツ大会においてトレーナー活動に参加している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生をトレーナー活動に参加させるにあたっては、医療事故等に配慮した計画を作成し、事故防止に努める必要がある。
10-37 社会貢献・地域貢献における特色ある取組 〈特長として評価する点〉 ○特記事項なし 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

平成 27 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【東洋医療専門学校】

平成 28 年 2 月 5 日



特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 総 評	1
-------------	---

II 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像	9
基準2 学校運営	9
基準3 教育活動	10
基準4 学修成果	12
基準5 学生支援	14
基準6 教育環境	16
基準7 学生の募集と受入れ	17
基準8 財 務	19
基準9 内部質保証	20
基準10 社会貢献・地域貢献	20

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

東洋医療専門学校(以下、「当該専門学校」という。)は、歯科技工士を養成するため、前身である財団法人東洋歯科技工学院が、附属東洋歯科技工学院として昭和 54(1979)年に大阪府大阪市に開校した専門学校である。設置者は学校法人新歯会東洋医療学園(以下「設置法人」という。)である。

平成 12(2000)年、歯科技工士学科を全国唯一の3年制として移設し、救急救命士養成学科を加えて、新たに当該専門学校を設置し、その後、平成 14(2002)年に鍼灸師学科、平成 17(2005)年に柔道整復師学科と順次学科を設置し、東洋医療に関する専門学校としての体制を整えている。

現在、修業年限3年の学科を、昼間部に4学科、夜間部に3学科設置しており、平成 27(2015)年5月1日現在 961名の学生が在籍している。

当該専門学校では「職業人教育を通して社会に貢献していく」ことをミッションとし、建学の理念「実学教育・人間教育・国際教育」を実践している。この理念は当該専門学校が属する滋慶学園グループの共通理念であり、教育活動の評価基準を以下に置き、これら4つの信頼を得ることを目標に学校運営・教育活動を行っている。

- ①学生・保護者からの信頼
- ②高等学校からの信頼
- ③業界からの信頼
- ④地域からの信頼を得る

教育活動においては、職業実践専門課程の認定制度により導入した学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会等で得られた業界の意見・提案を積極的に取り入れながら、社会の変化や技術革新に的確に対応し、社会人としての素養をもち関連業界から必要とされる主体的な人材を育成するよう努めている。

理念等の達成に向け、入学前教育から始まり、段階的な教育、そして卒業後の連続・一貫した指導教育システムPIBAP※の導入、関連業界等からの協力を得た実技マニュアルの作成等特色ある教育活動に取り組んでいる。

※PIBAPとは

- ・P(プレスクール):自己発見の場として入学の前から教育が開始される入学前教育。
- ・I(イントロダクション)1年生の4月から9月まで:基礎学力のレベルを整え、専門基礎にスムーズに移行、又、医療人としての目的意識を身につけ、目標を明確にする自己変革意識の動機づけとしての導入教育。
- ・B(ベーシック)1年生の10月から2年生の3月まで:学びの基盤を固め、その上で基礎教育による知識、技術を築き上げ自己変革意識の定着を図る基礎教育。
- ・A(アプリケーション)3年生4月から卒業まで:身につけた専門基礎知識、技術を基に、総合的に理解を深め国家試験に対応させる応用教育。
- ・P(ポストグラジュエート):卒業してから:業界人として継続的にキャリア形成を図り、末永く自己形成をしていくために卒業研修などの卒業教育。

当該専門学校は、滋慶学園グループとして共通の建学の理念、教育目的、育成人材像を定めており、グループ全体の視野に基づいた、統一された方向性の中で柔道整復師教育を位置付けて、実践している。

今後は、これらをもとに、地域性や教育分野の特性等を踏まえ、社会に質と量を保障できる教育を実践する視点からも、学校及び柔道整復師養成学科として、より踏み込んだ教育方針、人材育成等の明文化の検討が望まれる。

基準2 学校運営

諸環境の変化に対応できるように、滋慶学園グループの長期計画(5年)に基づき事業計画を作成している。事業計画は、理事長が示す法人全体が共有すべき方針に従って、事務局責任者が教務部長、学科長と協議のうえ作成している。事業計画には、運営方針、組織目標、実行計画、組織図、職務分掌、各種会議の意思決定システム(コミュニケーション一覧)を明確に示している。事業計画が学校運営の核であり、学校運営会議、法人理事会の決裁を受け、承認を得ている。

当該専門学校の事業計画には、組織図、職務分掌、採用、研修、広報計画、イノベーション、新規事業、教育スケジュール、就職スケジュール、学校行事、インセンティブ、意思決定、業績評価、将来像、収支予算などを明記しており、必要に応じて見直し・修正が行われていることは評価できる。

運営組織は、事業計画に示した組織目的、運営方針、実行方針と実行計画に基づいている。組織図には、学校運営に関わるすべての人材を明記し、全教職員の組織上の位置づけを理解できるようにしている。また、部署毎にも組織役割表を作成し、具体的な業務分担と責任の所在を明確にしている。

学校運営に係わる全ての人材をキーパーソンとする滋慶学園グループの基本方針のもと、学校の方針の実現に向け、コミュニケーションを深め、共通認識を図っている。

教職員の人材育成に注力し、事業計画に沿った各種研修により、目標達成に向けたマインドとスキルの両面からの能力向上を図っている。

基準3 教育活動

カリキュラムは、教育理念と教育目標に沿って適切に編成している。学生便覧を整備し、学科の教育目標、育成人材像を明記して教職員および在校生に周知・徹底している。

柔道整復師の育成に必要な知識・技術・人間性については、業界からの情報をもとに、育成人材像の明確化に努め、教育目標とカリキュラムは勿論のこと、科目ごとのシラバス作成に反映させている。柔道整復師学科は厚生労働大臣指定のカリキュラムに加え時代のニーズに合わせた教育を実践している。

教材の工夫では、実技マニュアルを教員個々の知識・方法に偏ることなく、業界関係者の協力のもと、動画で作成して、学生たちの自習などに役立てており、評価できるものである。

キャリア教育については、「生き方、学び方、働き方」を学生に伝えられるように、生活習慣の定着を基盤とした学習習慣の定着に取り組んでいる。またキャリアセンターが中心となり、社会人としてのマナー教育も行っている。

学生アンケートによる授業評価を毎年実施して、教育システムの確立や見直しに活用している。今後は、学生から得た授業評価に関する情報に加え、関連業界の専門家などからの意見も取り入れて、シラバスやコマシラバスおよび教授法の改善、修正を的確に行うとしている。

教員については、教育要件を備えた専任教員及び非常勤講師を確保している。本校では、教員の資質を高めると共に学生の学習状況に関する相互理解を深め、学生指導の改善に役立てるために講師会議を年2

回実施している。非常勤講師や業界からの特別講師を有効に活用し、業界の求める人材育成に努めている。

研修については、滋慶学園グループとして、社会の変化に対応した教育手法の改善や教育研修を行う体系ができており、専門知識・技術の修得以外にも、教授法やマネジメントなど広い範囲で教員研修の制度を設けている。国家試験の受験指導に関しては学校独自の研修も実施している。

また、教員の教授力を高めるために FD 研修を実施して、学習指導の充実を図っていることは積極的な取組として評価できる。

授業科目の成績評価は、学則の規定に従い、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を踏まえ総合的に勘案して行っている。

卒業、進級の判定は、学校長、理事長、事務局長、教務部長、学科長、担任を構成員とする進級判定会議・卒業判定会議により、適正に行っている。

柔道整復師学科は国家試験合格を教育の第一目標としている。効率の良い教育を行うため、滋慶学園グループ独自の自己変革教育システムPIBAP(ピバップ)※を実践している。また、入学前から在学中はもとより卒業後までをフォローする時系列教育システムと、専門分野で実践できるよう応用力をつけ、ひとりひとりの主体性を尊重し、自ら考え行動できる自立能力を養う問題志向型教育システム(POES教育システム= Problem Oriented Education System)を取り入れ、両システムの組み合わせで自己変革意識の育成を図り、自己確立を目指している。

目標に到達するまでに各時期において教育目標を設定し、学習者の実態に応じて段階的にステップアップさせ、知識・技術を積み上げるだけでなく、主体性を持ち、継続教育を実践し、業界でリーダーシップを発揮できる人材の育成を目指している。

また、当該専門学校においては、滋慶学園グループ全体と学内で教員のための国家試験対策勉強会を実施し、国家試験の合格率を向上させるための指導体制を整えている。不合格者には同グループの国家試験対策センターに開設したリスタートセンターにおいて、SNSなどを利用した相談受付や模擬試験とその解答・解説、補習講座を開講しており、在学中及び卒後の一貫した指導体制は評価できるものである。

基準4 学修成果

教育成果の目標値として、柔道整復師国家試験合格率100%、専門職就職率100%、退学率4%以内を掲げ、目標達成に向け教職員が一丸となって日々の教育活動に取り組んでいる。

カリキュラム以外にも早期に模擬試験や補講、受験講座等を行い、全員合格に向けて取り組んでいる。滋慶学園グループの柔道整復師養成8校での統一模擬試験や、国家試験対策センターのJWEBを活用したe-learning システムなども利用して、国家試験全員合格に向けて取り組んでいる。

就職指導は、入学直後から行う定期的な個人面談において各学生の就職希望や活動状況を担任が把握し、学科とキャリアセンターを含めた就職委員会においてその情報を共有して、連携して支援するという仕組みである。専門職における知識・技術はカリキュラムを通して指導している。キャリアセンターにおいては、業界に望まれる人材育成の観点からのマナー講習や面接指導等を実施している。

卒業生の社会的評価向上を目的に、同窓会主催の勉強会及び研修会等を開催している。卒業生には同窓会ホームページ上で広く情報提供している。

当該専門学校においては、卒業生の開業も増え、また開業した卒業生からの求人も増えていることから、「東洋ブランド」の確立を目指しており、その実現に向けた今後の取組みに期待したい。

基準5 学生支援

学生相談については、担任教員が全教職員を対象とするカウンセリング研修を受講し、対応するとともに滋慶学園グループが設置しているSSC(スチューデントサービスセンター)において専門カウンセラーが対応する相談体制も整えている。

当該専門学校では、いじめをハラスメントと捉えて、いじめ対策マニュアル及び早期発見のためのチェックリストをいち早く作成して、適切に対策を進めている。また、いじめ対策委員会も組織して学生相談へ対応するなど、積極的な対策は評価できるものである。

経済面の支援としては、専任の学校フィナンシャルアドバイザーが相談に応じている。

健康面については、学生・教職員全員が法令に基づいた定期健診を受診し、必要に応じ、近隣の医療機関と連携して対処している。

滋慶学園グループが運営する学生寮があり、学生生活全般を支援している。入学後は各クラス担任が一人暮らしに関する相談、援助を行っている。また学生マンション以外の賃貸マンション等の情報提供も行っている。

課外活動については、校友会友会、クラブ顧問が中心となって支援や助言、指導を行っている。学生が自主的な活動が行えるよう、活動予算の配分や施設・設備の開放を含め積極的な支援に取り組んでいる。

退学率の低減は、最大の課題の一つであり、毎年現状把握と改善に努めている。学生が抱える問題点を早期に発見し、対処することが重要であることから、情報を会議等で共有し、研修も実施している。退学率の低減に向けた一層の努力を求めている。

柔道整復師学科と学校での取り組みとともに、滋慶学園グループ全体での対策も行っている。滋慶教育科学学会における教育研究のテーマとして、各校の発表が行われており、他校の対策とその成果事例を学生の指導などに活用している。

入学希望者の保護者に対してオープンキャンパス時に説明を適時実施している。また、入学が内定した段階でも、入学前保護者説明会を実施し、さらに相互理解を深めるようにしている。在校生保護者に対しては適時二者及び三者面談の機会を設けている。

卒業後教育の一環として、同窓会が中心となりキャリアアップのため勉強会、研究会を開催している。また、キャリアセンターが中心となって卒業後の離職・転職・再就職における指導を行っている。

基準6 教育環境

教育成果を向上させるためにも資器材の充実は重要である。特に医療機器の進歩は日進月歩であり、現場に即した教育を行うためにも日々最新設備の情報を得ていなければならないとしており、資器材の運用に関しては、安心して安全な教育環境が提供できるように心がけている。

実習・演習の指導体制は、専科教員資格を有する臨床家が担当している。また、年4回、講師会議、柔道整復実技講師会を開催している。実習に当たっては、実施要領等を学生に配付し、実習の意義について事前指導も行っている。実習の成績評価は、実技試験審査表を定め適正に運用している。

学外実習については養成指定施設の規制がある中で、施術所見学及び教員のトレーナー活動へ帯同するなど積極的に取り組んでいる。施術所見学はマナー研修も含めて実施しており、キャリア教育にも結び付けている。制度上の制約はあるものの、こうした経験は学生にとって有益なものと評価できる。今後の体系的な

仕組みの確立に期待したい。

海外研修は、専門教育に準ずる専門カリキュラムを有する海外大学等と学術提携を結び、各大学における講義や実習、学生交流を行うとともに、現地の各業界において施設見学等も実施し、十分な安全管理のもと、それぞれの学科の教育目標に基づいた指導を行っている。

防災対策に関しては、マニュアルを整備し、教職員・学生に配付し、毎年避難訓練を実施している。安全対策面では防犯カメラの設置、警備契約を締結するなど、緊急の事態に備えている。

防災対策は、消防計画等に基づいて体制を整備し、備蓄品の補充、訓練の定期的な実施等、基本的な体制を整備している。平成21年度より携帯電話メールを利用して地震発生時に学生の安否を確認することができる緊急時安否確認システムを導入している。これは緊急連絡網としても利用し、台風などによる交通機関の遅滞、不便等が予測される場合にも休講等の連絡に利用している。

授業中、実習中、学校行事中、課外活動中等に発生したり巻き込まれたりする可能性のある事故(感染症を含む)に対する安全対策については、入学時、進級時のオリエンテーション、実習事前指導等の時間を利用して学生に周知している。

基準7 学生の募集と受け入れ

学生募集活動は、入学を希望する者が目指す業界や職種、学内での授業や生活を分かりやすく理解し、自分の目指すものを明確にするための入学前教育として位置づけ、入試事務局(広報)と教務、キャリアセンターが連携して行っている。

学生募集においては、社団法人大阪府専修学校各種学校連合会に加盟し、ルールに基づいた広報活動を行っている。また情報の発信・配信に関しては、広告倫理委員会を設置し、広告表示に関する自主規制に基づき、広報スタッフが学校案内やホームページ等の作成にあたっている。それらの情報を通して学校・学科・資格取得・就職実績などを理解できるようになっており、適正に学生募集を行っている。

資料請求者や来校者、出願者の個人情報、個人情報保護法に基づき管理している。本校入学者に関しては、入学後の在籍管理から卒業後の同窓会活動まで一括活用できるようにデータ化している。

学科別に学歴区分、性別、地域別の広報活動を展開し、定員の確保につとめている。就職、資格に強いコンセプトに学生募集活動を行っており、卒業生の活動や在校生の資格取得実績が、入学希望者の安心感につながるため、これらの実績を活用している。また、卒業生や在校生が入学希望者に実体験を直接話すことで、将来像を明確にできるようにしている。

オープンキャンパスは、学校、学科の説明だけでなく、目指す資格や職業がイメージしやすい職業体験や個別相談の時間が設けられ、参加者の視点で構成するなど工夫している。こうした取り組みをとおして教員と学生の連帯感が志願者に十分伝わっている様子は、学生インタビューにおいても伺える。また、これらは在学体験が可能な形式で行っており、この体験が学校選択に結びついていることも学生インタビューにおいて伺うことができ、分りやすく、理解しやすい取組として評価できる。

入学までにプレスクールの課題やJWEBを利用した事前学習など、広報活動を入学前教育の一つとして取組み、入学する前から育成を心がけている。入学選考については、入学志望者の状況に応じた多様な選考方法を設定し、選考基準及び手続きについて規程を明確に定め、可否判定を行っている。

学納金は、毎年、各学科別に教科書・教材の見直しを行ない、適正な学納金額を算出している。学納金の情報は、学納金の明細、内訳を提示するとともに、奨学金や教育ローンについても情報提供し、学費の支払い方法など、入学者個々の要望や相談に可能な限り応じる体制を整えている。

学納金は入学辞退者への授業料の返還の取扱いとともに募集要項等において明示し、適切に対応している。

基準8 財 務

志願者数、入学者数は定員を上回っており、収入面においては、問題はない。支出面においては、経費比率は、全国平均以下であり、その結果3カ年にわたり消費収支比率は100%を下回っており、経常的な黒字経営となっている。財務数値には特段の問題はない。

会計処理においては、学校法人部門が設けられてなく、費目の計上に誤りなどが散見されるが、提出された計算書類は、会計基準に規定された書類が、注記を除いては提出されているところから、積極的に情報開示を行っているといえる。

予算・収支計画では、理念、目的、育成人材像に基づく事業計画・予算について、理事会等の承認を受けて決定している。また、滋慶学園グループ5カ年計画に基づき当該校専門学校の中長期的な計画を策定しているとしている。

財務基盤についての具体的な記述が不足しているが、財務数値には問題がないことから、積極的な財務分析に基づく記述が望まれる。

監事の監査計画を立てて、意見交換を行いながら会計監査を実施しており、適切なアドバイスをもらいながら適正な財務諸表を作成できている。また、滋慶学園グループ内でのチェック体制も確立していることから、滋慶学園の常任監査室による監査も実施しており、常にチェックを行っている。

私立学校法に基づく財務情報の公開については、ホームページに財務状況を公開し、積極的な情報提供を行っている。

基準9 内部質保証

関係法令、設置基準等を遵守し、必要な規則・規程を定め、学校運営等に適切に運用している。理事長を委員長にコンプライアンス委員会を組織して、コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定、教職員に対する啓発及び教育・研修、コンプライアンス上の疑問や問題・法令違反懸念等の通報に対しての対応などを行っている。

また、当該専門学校では、特にハラスメント防止に対しては方針を明確化し、いじめ対策を始めとしてきめ細かく対応している。

個人情報保護については、個人情報保護管理規程等を明確に定め、基本方針を遵守する体制を確立しており、過去において漏洩等の問題も発生していない。

当該専門学校においては、平成24(2012)年4月に学内に自己点検自己評価委員会を設置して、学校全体の自己点検・自己評価と学校関係者評価を開始している。また、平成25(2013)年11月には「平成24年度自己点検自己評価報告書」をホームページ上に公開している。また、職業実践専門課程の認定要件に従って、指定された様式により基本情報を適切に公表している。

今後も自己点検・自己評価を適切に実施して、PDCAサイクルによる改善に取り組むことにより、教育と学校運営の質保証活動を継続して行くことが求められる。

基準 10 社会貢献・地域貢献

当該専門学校では「職業人教育を通して社会に貢献する」というミッションをもって学校を運営している。教職員や学生たちがそれぞれの専門性と学校が持つ教育資源を活かし、企業や地域団体などと連携しながら、さまざまな分野で社会貢献活動に取り組んでいる。

生涯教育においては、同窓会が中心となって、卒業生だけでなく、地域・社会に開かれた学校を目指して取り組んでいる。学校施設については地域の津波避難所として提供している。また学園祭では、献血ステーションとして会場提供している。

エレベーターの使用制限、廊下電灯の間引き点灯、空調の温度設定 28 度キープなど、地球温暖化防止へ向けた活動、社会問題にも積極的に取り組んでいる。

特に、医療・福祉・健康に係わる人材育成をする教育機関として社会貢献とともに、学生が奉仕の精神を身につけ、人間性を育み、新しい出会いによって人間的成長することを期待して、学生の積極的なボランティア活動参加への支援を行っている。

今後とも、建学の理念の一つである「地域からの信頼」に基づき、地域貢献に引き続き努めることにより、地域から信頼される学校であり続けることを期待したい。

Ⅱ 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像
〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループとして共通の建学理念、教育目的、育成人材像を定めており、グループ全体の視野に基づいた、統一された方向性の中で柔道整復師教育を位置付けて、実践している。 ○特に人間教育に重点をおき、挨拶のできる、社会人基礎力を持った人材養成に取り組んでいる。また、社会の変化や技術の進歩に対応した専門的な知識や技術を習得し、「職業人教育を通して社会に貢献する」を全教職員の共通ミッションとして、業界で常に必要とされる主体性を持った人材を育成することを目標として学科運営を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○共通の建学理念、教育目的、人材育成像をもとに、地域性や教育分野の特性等を踏まえ、社会に質と量を保障できる教育を実践する視点からも、学校及び柔道整復師養成学科として、より踏み込んだ教育方針、人材育成等の明文化の検討が望まれる。

基準2 学校運営

2-2 運営方針・事業計画
〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループの5ヶ年計画に基づき、事業計画を作成している。事業計画は理事長が示す法人全体が共有すべき基本方針(組織目的・運営方針)に従って作成し、執行を管理している。 ○事業計画には組織図、職務分掌、採用、研修、広報計画、イノベーション、新規事業、教育スケジュール、就職スケジュール、学校行事、インセンティブ、意思決定、業績評価、将来像、収支予算などを明記しており、必要に応じて見直し・修正を行っている。 ○年末に行われる事業計画発表会で学校運営方針や各セクションの運営方針が発表され、全教職員が共有している。 ○各月に開催する全体会議において運営方針の周知・徹底のための話し合いによる共通認識のさらなる向上を重要課題としている。教職員のベクトルを合わせるために一層の努力に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
2-3 運営組織
〈特長として評価する点〉 ○教員と事務職員の役割分担を明確にして、教務・事務が一体化した有機的な組織運営を行っている。

職業教育の質の担保と向上に添った採用と研修によるスキル面とマインド面の育成を図っている。 ○採用に際しては、一般職は新卒、専門職は経験豊かな中途採用と卒業生の採用を行っている。 ○研修は、滋慶学園グループとして教職員の教育、広報、就職(キャリア)、初任者研修等に加え、学校独自の研修も行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○教職員の人事考課に関しては、組織の規模による難しさはあるが、より公平で透明性のある仕組みの構築に向け、継続した検討が望まれる。
2-4 学校運営における特色ある取組み 〈特長として評価する点〉 ○全ての教職員が学校運営に係わるキーパーソンであると考えた、サッカー型（フィールド内で入り乱れたプレイの様相の表現）と称する学校運営を行っている。このため、教職員全体の研修会を実施するなどして共通認識を図っている。 ○教職員間のコミュニケーションの向上に向けて、各セクションでのミーティングや全体会議などにより情報や意識の共有を図っている。また、全員参加を原則とした夏季教職員研修では、職場を離れた環境下で、セクションの垣根を越えた横断的な情報共有の場を持っている。 ○目標とする、更なる業務運営の適正化と効率化を図るための継続的な努力を課題としている。コミュニケーションの増進と共通認識の向上などによる改善に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準3 教育活動

3-5 目標の設定 〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループの教育システム「PIBAP」(入学前教育から始まり、段階的な教育、そして卒業後の連続・一貫指導のこと)により、国家試験や臨床に必要な基礎技術の修得に努めている。 ○1・2年生には確認模擬試験、3年生には卒業判定基準を設け、学生の到達目標を明確化にしている。また、各学年での到達技術を学生に伝えると共に、進級実技試験と卒業実技試験を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○入学時における学生の学力差の拡大により、共通のカリキュラムでの目標到達が難しくなっていることから、目標達成に向けて、入学前教育や授業外での個別指導と補習をさらに充実、強化することが望まれる。

3-6 教育方法・評価等
〈特長として評価する点〉 ○教員の教授力を高めるためにFD研修を実施して、学習指導の充実を図っている。 ○キャリア教育の重要性を理解し、専門能力の養成に限らず、入学前の進路探索・学校への適応等も含め、活動の全てが「生き方の支援」に繋がるとの考えで取り組んでいる。滋慶学園グループの「キャリア教育ロードマップ」をマニュアルとし、これに準じた教育が実施されている。 ○生涯学習の重要性を十分認識し、入学前のオープンキャンパスから卒後まで学生の周知に努めている。特に3年生には卒後臨床研修受講ガイダンスを行って、生涯学習の重要性を説明している。 ○実技マニュアルは、教員個々の知識・方法に偏ることなく、業界関係者の協力のもと、動画で作成しており、学生たちの自習などに役立っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○柔道整復師の業務範囲の多様化や学生の学力差と多様性に応じた教育の進め方や授業科目の検討、また教育課程編成委員会で聴取した意見を迅速にカリキュラムに反映させることを課題としている。これらを実現するためには、柔軟で具体的な教育課程編成システムの構築が必要である。
3-7 成績評価・単位認定等
〈特長として評価する点〉 ○学術研究の基礎的能力をはじめ、問題解決能力や計画力を養うために、学修成果の発表の場として課題研究の授業を設け、毎年12月に学内で成果発表会を開催している。教員の審査結果により各学術大会での発表登録を行っている。 ○補習についていけない学生の増加傾向に対して、4年前から「国語」の授業を取り入れている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○技術や知識だけでなく、コミュニケーション力を兼ね備えた医療従事者を育成するために、医療面接（オスキー）等を取り入れることを目指している。導入に向けた具体的な検討が望まれる。
3-8 免許・資格取得の指導体制
〈特長として評価する点〉 ○教員のための国家試験対策勉強会を滋慶学園グループ全体と学内で実施し、国家試験の合格率を向上させるための指導体制を整えている。 ○模擬試験問題の出題傾向の偏りを防ぎ、異なった観点からの受験指導のために外部講師による特別国家試験対策講習会を開催している。 ○滋慶学園グループでは、国家資格不合格者には国家試験対策センターに開設したリスタートセンターにおいて、SNSなどを利用した相談受付や模擬試験とその解答・解説、補習講座を開講している。 ○関連資格等は、希望者に対して機能訓練指導に役立つ日本ストレッチ協会のパートナー資格、トレーナー活動に有効と思われる認定スポーツテーピング、また介護予防運動スペシャリス、中高年期運動指導士、スポーツクラブインストラクターなど、柔道整復師の業務拡大に有効と考える資格を用意している。

〈更なる向上を期待する点〉 ○国家試験の合格率の一層の向上に向けて、学生個々に対応するカリキュラム編成と時代のニーズに即した人間教育(キャリア教育)を充実することを課題としている。合格率の向上は勿論のこと、医療従事者としての責任をしっかりと自覚した人材となる教育、指導が求められる。
3-9 教員・教員組織
〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループでは、専任教員は滋慶教育科学研究所のマネジメント研修、学生カウンセリング研修等を受講している。 ○教員は、専任教員、非常勤講師を問わず、FD活動として公開授業を実施し、終了後には教員相互による意見交換を行っている。 ○実技は、臨床経験豊富な開業柔整師(専科教員資格を有した非常勤講師)が多く担当しており、学生インタビューにおいても好評であった。 ○非常勤講師に対して講師会議・懇親会を年2回開催しており、学生の学習状況に関する相互理解を深めると共に、学生指導の改善や要望に関して意見交換を行っている。 ○教員の資質向上、スキルアップのため、学術大会や全国柔道整復学校協会主催の研修会など各種の研修会への参加を促している。 ○業務範囲の多様化や様々な学生状況への対応が求められる中で、教員の更なる質向上を課題としている。FD研修を始めとした研修結果の活用の向上に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

基準4 学修成果

4-10 免許・資格の取得率
〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループの国家試験対策センターにおいて、柔道整復師養成8校での統一模擬試験を年2回実施している。 ○スポーツテーピングとストレッチを始め、中高老齢年期運動指導士、介護予防運動スペシャリスト、スポーツクラブインストラクターなどの業務関連の民間資格の取得も可能にしている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○国家試験の合格率100%を目標としていることから、入学年度による学力差改善のために、初年度教育を強化するカリキュラム編成を課題としている。学生のモチベーションや学力差に対応し柔軟な指導体制と個別の指導方法の工夫が望まれる。

4-11 就職率
〈特長として評価する点〉 ○校内にキャリアセンターを設置している。また、就職委員会を中心に担任と協力した連携体制を整備している。 ○就職希望学生の就職率 100%を目標に2年次の3月から就職指導を開始している。就職希望学生の個人カードによる個別面談を実施している。 ○開校以来、出来るだけ早く内定を得るための就職活動を方針としてキャリアセンターを機能させた結果、昨年度は4月末における専門職就職率 100%を達成している。 ○卒業生の開業が増えると共に、開業した卒業生からの求人も増えてきている。東洋ブランドの確立に向けた取組みに期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○就職に対する学生のニーズに対応出来る求人先の確保と学生のニーズに対応した就職先の拡大(職域の拡大)が望まれる。 ○柔道整復師の業務範囲の多様化により、求人内容も多様化している。ミスマッチを防ぐためにも求人先に関するより詳細な情報収集と学生への提供が望まれる。
4-12 卒業生の社会的評価
〈特長として評価する点〉 ○卒業後1年での離職率調査を実施しており、離職の理由等を調べることで在学生の職業意識教育に役立てている。 ○卒業生の社会的評価向上を目的に、同窓会主催の勉強会及び研修会等を開催している。卒業生には同窓会ホームページ上で広く情報提供している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○目標とする人材像は勿論のこと、さらに業界をリードできる人材の育成を教員の目標としている。その達成には、問題解決能力を育てることが必要であり、カリキュラムの充実に期待する。
4-13 学修成果の把握における特色ある取組み
〈特長として評価する点〉 ○各学年に対応した学力把握を行っている。1年生には学修成果の把握を目的に各種の確認試験をきめ細かく実施している。2年生には滋慶教育科学研究所の医療系専門基礎試験も実施して学修成果の把握に取り組んでいる。成績不良者に対しては補講を行っており、特に3年生には、少人数制のクラス編成による夏期特別補講を行っている。 ○実技に関しては、その必要性の意識付けと学修成果向上に向け、動画とアニメーションを駆使した独自の実技マニュアルを制作して授業や自主学習に活用している。また、独自の整復模型を制作して授業に活用している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 国家試験合格率の目標達成に向け、全学生の学修成果をしっかりと把握し、成果を上げられるように、学生一人一人を大切に考えた PDCA サイクルを活用した取組みの推進を課題としている。学力差や価値観の違いを含め、多様な学生に対する指導とサポートの具体的な方策が望まれる。

基準5 学生支援

5-14 学生生活

〈特長として評価する点〉

- 学生の経済的側面、健康管理、生活環境、課外活動などに対しては、滋慶学園グループ及び学校独自の支援体制を整備して積極的に取り組んでいる。
- 滋慶学園グループでは、グローバルな取組みとして年 1 回英語スピーチコンテストを開催している。また、柔道整復師養成8校による柔道大会及び懇親会も開催して、グループ校としての特徴を生かしている。
- サンフランシスコ・シティカレッジ及びパロマ大学への任意の海外研修において、人体解剖についての研修を行っている。
- 卒業後の奨学金返済に関しては、遅滞者を減らすために関係者が一致協力して返済義務の重要性を説明する取組みを強化している。併せて経済的支援の充実への取組みにも期待したい。

〈更なる向上を期待する点〉

- 健康診断の結果、アレルギー体質や生活習慣病に罹患する学生が増加傾向にあることから、健康指導の強化がテーマであり、計画的かつ具体的な活動による改善が望まれる。
- グローバルな取組みに関しては、柔道整復資格の海外展開への展望なども含め、活動の目的や実態を具体的に説明することが求められる。

5-15 学生相談

〈特長として評価する点〉

- 滋慶学園グループにおいては、専任教員の全員がカウンセリング研修に参加することを義務づけている。
- 滋慶学園グループのJTSC新大阪に専門のカウンセラーが常駐する学生相談室があり、必要な場合は専門カウンセラーの対応ができる組織体制を整備している。学生相談室は学外の比較的近い場所にあり、学生個人の秘密も守られる環境になっている。
- 専門学校としては、いち早くいじめ対策マニュアル及び早期発見のためのチェックリストを作成し、いじめ対策委員会も組織して学生相談に対応している。
- 勉強の仕方が解らない学生に学習習慣を身に付けさせることをテーマとした取組みを行っている。学生のやる気スイッチや学習のモチベーション向上に向けたイベントの強化を検討しているが、より具体的な改善策にも期待したい。

〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
5-16 中途退学への対応 〈特長として評価する点〉 ○退学率4%以内を目標に掲げ、達成に向けた努力を続けており、徐々にではあるが低減が見られている。 ○退学率の低減に向け、定期的に担任と学生が面談し、問題の早期発見と対応に努めている。具体的には、3日連続で無断欠席した場合、学生を呼び出した面談を行っている。 ○退学が決定した学生に対しても、今後の進路相談を行っており、滋慶学園グループ内の学校であれば入学金免除・学費の移動等の進路変更制度を設けている。 ○退学の原因及び入学の動機分析から、入学前から柔道整復師の職業への理解、また、医療従事者に必要な知識及び技術について、オープンキャンパス等を利用して動議付けに努めている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生の動機付けとその向上に向けても、オープンキャンパス等においては、柔道整復師の仕事、授業内容について十分な説明をすること、また、学生の受け入れ方針、入学時に問われる能力を明確に提示して、周知し、徹底することが求められる。
5-17 保護者との連携 〈特長として評価する点〉 ○オープンキャンパスにおいては、保護者にも学生と同じように学科説明・体験実習を実施し、専任教員との個別相談も行っている。また、毎年3月には入学予定者の保護者説明会を開催して、入学前から保護者との連携に努めている。 ○学生の無断欠席が3日以上継続した場合は、確認及び問題解決のために保護者に連絡を取り、学生状況の把握に努めている。 ○国家試験合格のためには家庭の支援が重要であることから、学生・家庭・学校の三者関係がウイン・ウインの関係になれるよう連携・強化に努めている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○入学した学生が目標を達成できるよう導くため、学生－学校(担任)－保護者との連携、強化を図り、三位一体の指導と実践が望まれる。
5-18 卒業生・社会人 〈特長として評価する点〉 ○卒業生が気楽に学校に遊びに来る雰囲気ができていることもあり、卒業生の就職相談(キャリアアップ)については、キャリアセンターの専門職員と専任教員が必要に応じて対応している。 ○国家試験不合格となった卒業生には、滋慶学園グループの国家試験対策センターに開設されたリスタートセンターが、SNSなどの利用により模擬試験・補習等の情報を提供している。

〈更なる向上を期待する点〉 ○卒業生個々の社会貢献は勿論、同窓会としての社会貢献・地域貢献への取組みを、学校としても支援することを課題としている。柔道整復師の特長を生かした災害時支援ボランティア活動団体の構築支援などの具体的な取組みが求められる。
5-19 学生支援における特色ある取組み
〈特長として評価する点〉 ○滋慶学園グループにおいては、柔道整復師養成8校が年2回、各校の問題点とその解決・対応事例、国家試験対策の成功例、中途退学率低減成功例、その他学生支援等の情報交換と報告を行って、各学校での改善・改革に役立てている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○国家試験の合格目標が達成できていないことから、支援体制をブラッシュアップして、結果が出せるように努めるとしている。そのためには、特色とする問題に気づいたときに検証し、速やかに具体的な改善策を構築、対処するフットワークが求められる。

基準6 教育環境

6-20 施設・設備等
〈特長として評価する点〉 ○施設・設備については、全ての教室にスクリーン、プロジェクター、骨模型、シャーカッセンが設備され、ホームルーム教室には加湿機能付きの空気清浄機が設備されている。実技室にはテレビモニターも設置されている。 ○付属整骨院においては、超音波画像観察器、レーザー光線療法等の一般整骨院では設備されていない備品も設備し、臨床実習に役立てている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○図書室の蔵書内容には、古い書籍も散見されることから、蔵書を点検し、更新について検討することが望まれる。 ○教育環境を一層充実するために、時代の変化に対応した新しい施設・設備への計画的な更新が望まれる。
6-21 実習・演習・インターンシップ等
〈特長として評価する点〉 ○実習・演習科目は、専科教員資格を持った14名の教員が授業を担当している。学生インタビューにおいても、臨床経験の豊かな教員の授業は分かりやすいと回答している。 ○実技実習の副教材として、独自のDVDを作成するなど、学内における実習方法について工夫している。実技試験においては、学校独自の7項目も追加して実施し、教育の質の向上に努めている。

○夏期の施術所見学をとおしてマナー研修を行い、キャリア教育に結び付けている。制度上の制約はあるものの、施術行為以外でのこうした経験が学生にとって有益であり、体系的な仕組みの確立に期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
6-22 防災・安全管理 〈特長として評価する点〉 ○防災対策では、防災・事故対応マニュアルを作成し教職員に配付している。また、災害時に備え備蓄倉庫を設置し、教職員、学生の3日分の食糧・水を確保している。 ○安全対策では校内に防犯カメラを設置し、警備委託を行うなど防犯対策に努めている。 ○学生向け災害補償、教職員向け傷害総合、施設賠償等の保険を大手保険会社と滋慶学園が一括契約をし、不測の事態に備えている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○夜間学科に在籍する学生に対し、災害、安全管理の意識向上を図るとともに、避難訓練の実施についても検討が望まれる。
6-23 教育環境における特色ある取組み 〈特長として評価する点〉 ○図書室や、保健室、カウンセリングルーム、PCルーム、トレーニング機材も完備し、学習面だけでなく、学生の健康、生活のサポートも行っている。これらの施設・設備は、届出により開放し、学生の自主学習を支援している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学校備品の使用ルールの徹底を課題としている。ルールは勿論のこと、道具を大切に扱う職業人としての心構えの涵養も望まれる。

基準7 学生の募集と受入れ

7-24 学生募集活動 〈特長として評価する点〉 ○当該専門学校の特徴として、オープンキャンパスにおいて、学校、学科の説明だけでなく、目指す資格や職業がイメージしやすい職業体験や、個別相談の時間が設けられ参加者の視点で構成するなど工夫している。こうした取組みをとおして教員と学生の連帯感が志願者に十分伝わっている様子は、学生インタビューにおいても伺える。 ○また、昼間に行われるオープンキャンパスに参加できない社会人やクラブ活動をしている高

校生に向けて、平日の夜に夜間部授業見学会を実施している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 入学後の学力及び職業観にバラつきがあることから、基礎学力の向上に向けた取組みや正しい職業観の涵養を課題としている。このギャップを埋める意味からも、オープンキャンパスにおいては入学後の学習や職業観などについて明確に伝えることが望まれる。

7-25 入学選考

〈特長として評価する点〉

- 入学選考基準、方法は、規程等で明確に定め、合否判定については入学合否判定会議を開催して公平性を確保している。
- 入学者の傾向等に関するデータは事務局において整理し、それを教務部において分析、検討して、学外オリエンテーションに活かしている。
- AO入試を実施しておらず、高校生は9月に出願、10月に入学試験を行うことを方針とし、かつ、定員を充足している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 今後は、学校の教育理念に沿った学生を確保するため、学生の適性、目的意識、入学後の学習意欲を引き出す本来の意図する内容において、AO入試も含め多様な入学試験方法の検討が望まれる。

7-26 学納金

〈特長として評価する点〉

- 学費の分納制度が選択可能で、経済的に困難な学生に対して柔軟に対応している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 公的な経済支援について積極的に学生に周知し相談応じている。今後は学校独自の財政支援についての検討が望まれる。

7-27 学生の募集と受入れにおける特色ある取組み

〈特長として評価する点〉

- 滋慶学園グループにおいては、広報活動を重視していることから、当該専門学校においても毎年度、目標を掲げ、広報担当者が教務担当者と就職担当者をコーディネートし、積極的な協力体制を構築して目標を達成している。
- オープンキャンパスは、職業体験や在校生とのコミュニケーションにより入学前に在学体験が可能な形式で行っており、これらの体験が学校選択に結びついていることが学生インタビューにおいても伺える。

〈更なる向上を期待する点〉

- 入学前の取組みを入学後の教育にスムーズに移行することを課題としており、仕組みの構築と具体的な取組みが望まれる。

基準8 財務

8-28 財務基盤

〈特長として評価する点〉

- 収入及び支出について特段の問題はなく、3 カ年にわたり消費収支比率は 100%を下回り、経常的な黒字経営となっている。
- 会計基準に規定された書類を提出し、積極的に情報開示している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 会計処理においては、学校法人部門が設けられていなく、費目の計上に誤りなどが散見される。また、財務基盤についての具体的な記述が不足している。財務数値には問題がないことから、積極的な財務分析に基づく記述が望まれる。

8-29 予算・収支計画

〈特長として評価する点〉

- 理念、目的、育成人材像を定め、それらに基づく事業計画、予算を理事会等の承認を受けて決定している。確認資料として事業報告書を提出している。

〈更なる向上を期待する点〉

- 事業計画書の内容に定性的な情報が多く、定量的な情報が乏しいため、予算書との整合性が不明である。また、滋慶学園グループ 5 カ年計画に基づき当該校専門学校の中長期的な計画を策定しているとあるが、確認ができなかった。記述の充実と関連資料の整備が望まれる。
- 予算と実績の比較分析、積算、執行についても、記述の充実が望まれる。

8-30 監査・財務情報の公開

〈特長として評価する点〉

- ・平成 25(2014)年度よりホームページで財務状況を公開し、積極的な情報提供を行っている。

〈更なる向上を期待する点〉

- ・特記事項なし

8-31 財務運営における特色ある取組み

〈特長として評価する点〉

- 監事の監査計画を立てて、意見交換を行いながら会計監査を実施しており、適切なアドバイスをもらいながら適正な財務諸表を作成できている。また、滋慶学園グループ内でのチェック体制も確立していることから、滋慶学園の常任監査室による監査も実施しており、常にチェックを行っている。

〈更なる向上を期待する点〉

- 当該専門学校が実施している監査は、内部統制という意味からは評価できるものの、あくまでも内部監査の域である。今後は監査法人など、外部監査の実施によるより客観的な評価を行うことが望まれる。

基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守
〈特長として評価する点〉 ○いじめの問題は中途退学の原因になり得る深刻なハラスメントであることから、ハラスメント対策として、いじめ対策マニュアルを策定し、教職員に配付して適切に運用している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○いじめ対策以外にも、多様なハラスメント対策のための個別、具体的なマニュアルの作成も望まれる。
9-33 学校評価
〈特長として評価する点〉 ○評価結果がどのような改善に結びついたか、PDCA サイクルをどのように機能させたかという取組みを事業計画発表会で発表している。 ○一例として、学生アンケートの多くに、理解が難しいと回答された兼任担当科目の授業時間数を基準時間で分割し、専任教員も担当できるようにしたことで、未履修による留年をなくすることができたことをあげており、学生アンケートの結果を活かした成果と言える。 〈更なる向上を期待する点〉 ○自己点検・自己評価を適切に実施して、PDCAサイクルによる改善に取り組むことにより、教育と学校運営の質保証活動を継続することが必要である。
9-34 教育情報の公開
〈特長として評価する点〉 ○学校の概要、教育内容、職員等の教育情報をホームページに掲載し、広く社会に公表している。掲載内容は毎年9月に更新を行っている。 〈更なる向上を期待する点〉 ○今後も積極的に教育情報を公開し、透明性の高い運営に努めることを課題としている。資格取得率等の教育成果に関する情報をより正確で分かりやすく公開することが求められる。

基準10 社会貢献・地域貢献

10-35 社会貢献・地域貢献
〈特長として評価する点〉 ○教職員や学生がそれぞれの専門性と学校の持つ教育資源を活かし、近隣の小学校、中学校、高等学校教員を受講者とする生涯学習講座を開講している。また、高等学校からの依頼に応じて職業教育の授業を行い、高等学校のキャリア教育に協力している。

○今後とも地域社会と連携した取組みを継続、推進することに期待したい。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし
10-36 ボランティア活動 〈特長として評価する点〉 ○地域の美化、防犯などに企業や団体が協力して取り組む組織「新大阪アメニティソサイエティ」に入会し、学校がボランティア活動を実践することにより、学生に範を示している。 〈更なる向上を期待する点〉 ○学生にボランティア活動の意義を理解させることは勿論のこと、学業との兼ね合いも考慮した活動となるよう、適切な指導、支援が望まれる。
10-37 社会貢献・地域貢献における特色ある取組み 〈特長として評価する点〉 ○関連する業界・団体・卒業生等が実施する研修会等に学校施設を積極的に開放している。 ○柔道大会や市民の催しに教員や学生を派遣し、救護活動等の支援を行っている。 ○津波災害時の地域避難場所指定を受入れ、災害時の対応、協力を行っている。 ○学園祭において献血ステーションを設置し、毎回、多数の献血を行っている。 ○教育目標の一つである「地域からの信頼」に基づき、地域貢献に引き続き努めることにより、地域から信頼される学校であり続けることを期待する。 〈更なる向上を期待する点〉 ○特記事項なし

平成27年度第三者評価モデル事業 評価対象校及び審査日程

学 校 名	担当 区分	調査区分	9 月		10 月		11 月		12 月		備 考
呉竹医療専門学校 (埼玉県・さいたま市大宮区)	評 価 担 当 部 会 A	書面調査	9/17		10/1		11/5				
		ヒアリング調査 訪問調査			10/28						
		評価原案作成					11/19	11/26			
	第三者評価委員会									12/25	
信州医療福祉専門学校 (長野県長野市)	評 価 担 当 部 会 B	書面調査	9/24	9/30			11/6				
		ヒアリング調査 訪問調査						11/25			
		評価原案作成					11/18	11/27			
	第三者評価委員会									12/25	
東洋医療専門学校 (大阪府大阪市淀川区)	評 価 担 当 部 会 C	書面調査	9/18		10/2	10/7					
		ヒアリング調査 訪問調査				10/27					
		評価原案作成					11/6	11/13			
	第三者評価委員会									12/25	

評価担当部会及び第三者評価委員会における審査状況

1 評価担当部会における審査

【書面調査】

- ① 評価担当部会の運営及び学校概要説明
- ② 書面調査は、学校から提出された「自己評価報告書」及び「参照資料」に基づいて事務局から中項目ごとに概要を説明し、委員の意見交換により審議を進めた。
- ③ 委員は、審議中に手元の「評価シート」に判断したことなどを記入しておき、評価報告書(原案)を検討する際の資料とした。
 - ※ 「評価シート」は、中項目単位で小項目・チェック項目・特記事項欄を設けてある。
 - ※ 審議は、中項目 37 項目について 3 回の部会で審議した。
 - ※ 基準 8 (財務) 8-38 財務基盤 8-39 予算収支計画 については、別途、公認会計士である評価委員に分析及びコメントを求め、その内容をもとに審議した。
 - ※ 3 回目終了後に審議内容を取りまとめ、現地調査内容の確認を行った。

【ヒアリング・訪問調査】

- ① ヒアリング項目等は、事前に学校側に提示し調整を行った。
- ② 当日の標準的スケジュール
現地集合 (10 : 30) ⇒ 出席者紹介 ⇒ 施設・設備確認 (特徴ある教育等) ⇒
昼食休憩 (12 : 30 ~ 13 : 30) ⇒ ヒアリング調査・資料確認 ⇒ 学生インタビュー ⇒
閉会 (17 : 00)

【第三者評価報告書 (原案) 作成】

- ① 各評価委員から提出された評価案を取りまとめ、事務局で評価書(原案)の試案を作成し、部会で審議した。
- ② 審議は、中項目ごとに〈特長として評価する点〉と〈更なる向上を期待する点〉のコメントを確定したうえで、大項目ごとの総評を検討することとし、部会を 2 回開催した。

2 第三者評価委員会における審査

【第三者評価報告書 (原案) の審査】

- ① 「総評」と「中項目の評価結果」の構成や評価表現等について基本的な認識を討論し、方向性を決定した。
- ② 評価対象校別に第三者評価報告書 (原案) の審査を行い、記述上の問題点等について討議した。修正すべき点を事務局に指示し、第三者評価報告書 (第一次報告書) を確定し、事業実施委員会に提出した。

モデル評価事業協定書

(目的)

第1条 平成27年度文部科学省事業職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進、柔道整復師養成分野における第三者評価のモデル事業の実施に係る事業(以下「当該事業」という。)を共同連携して実施することを目的とする。

(開始の時期及び終了の時期)

第2条 当該事業は、平成27年8月1日に開始し、平成28年3月11日に終了する。

(構成員の所在地及び名称)

第3条 当該事業の構成員は、次のとおりとする。

所在地
学校名
代表者

所在地
学校名
代表者

所在地
学校名
代表者

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階
団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
代表者 理事長 茅野祐子

(モデル事業実施委員会等)

第4条 当該事業の実施は、構成員を含むモデル事業実施委員会及び各学校ごとの評価部会並びに第三者評価委員会を設け、事業運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任等)

第5条 各構成員は、当該事業の履行及びその他関係する事業の履行に伴い負担する債務の履行に関し、共同連携して責任を負うものとする。

2 当該事業の履行に係る各構成員の業務分担及び経費負担については、別表のとおりとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第6条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(協定書に定めのない事項)

第7条 この協定書に定めのない事項については、構成員の協議において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各1通を保有する。

平成27年 月 日

所在地

学校名

代表者 校長

印

所在地

学校名

代表者 校長

印

所在地

学校名

代表者 校長

印

所在地 東京都渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階

団体名 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

代表者 理事長 茅野祐子

印

別 表

業務分担及び経費負担

構成員名（団体名）	業務分担	費用負担
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自己 評価の実施に関する費用
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自己 評価の実施に関する費用
〇〇〇〇専門学校	1 自己評価の実施に関する こと 2 第三者評価の受審に関する こと	第三者評価を行うための自己 評価の実施に関する費用
私立専門学校等評価研究機 構	1 上記学校が実施する自己 評価の支援に関すること 2 上記学校の第三者評価 の実施に関すること	第三者評価の実施に関する 費用

職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

評価担当部会用・評価シート

学校名	
-----	--

平成27年 月 日

記入者	
-----	--

このシートの使い方について

- 1 この評価シートは、評価担当部会の各委員に記入していただきます。
主として書面調査において、モデル評価対象校から提出された自己点検・評価報告書や参照資料集を点検し気付いたことなどを記入してください。また、ヒアリングや現地調査で確認したことなども、適宜、該当箇所にご記入ください。

この評価シートは、部会における討議や第三者評価報告書に記述するコメントを検討する際の参考として活用してください。

- 2 各シートは、中項目単位で作成されています。
その中で、小項目(評価の視点)とそのチェック項目を挙げています。
それぞれの項目に付いている2つの枠は、次のように記入してください。

「評価」……Mustに属する評価項目については、

この項目で求める基準に適合する記述がある場合	⇒ ○
〃 不適合な記述がある場合	⇒ ×
〃 関する記述がない場合	⇒ ×

Shouldに属する評価項目については、

この項目で求める取組に適合する記述がある場合	⇒ ◎
〃 記述がない場合	⇒ △

「資料」……この項目の記述の証拠となる資料がある場合 ⇒ ○
〃 がない場合 ⇒ ×

「小項目特記事項」欄には、特色ある取組事項、内容不明瞭で確認すべき点、記述や資料の追加が必要な事項などを記入してください。

- 3 「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」欄については、各小項目における取組状況を総合的に判断し、中項目における評価として記述すべき事項について記入してください。

この二つの項目は、各評価員が記述した内容に基づいて、評価担当部会において討議のうえ、第三者評価報告書原案に記載する内容を決定することになります。

【1-1】 理念・目的・育成人材像

評価	資料	No.	小項目（評価の視点）とチェック項目
		1	理念・目的・育成人材像は、定められているか
		1	理念に沿った目的・育成人材像になっているか
		2	理念等は文書化するなど明確に定めているか
		3	理念等において専門分野の特性は明確になっているか
		4	理念等に応じた課程（学科）を設置しているか
		5	理念等を実現するための具体的な目標・計画・方法を定めているか
		6	理念等を学生・保護者、関連業界等に周知しているか
		7	理念等の浸透度を確認しているか
		8	理念等を社会等の要請に的確に対応させるため、適宜、見直しを行っているか
(小項目特記事項)			
		2	育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか
		9	課程（学科）毎に関連業界等が求める知識・技術・技能・人間性等人材要件を明確にしているか
		10	教育課程、授業計画（シラバス）等の策定において関連業界等からの協力を得ているか
		11	専任・兼任（非常勤）にかかわらず教員採用において関連業界等からの協力を得ているか
		12	学内外にかかわらず、実習の実施にあたって、関連業界等からの協力を得ているか
		13	教材等の開発において、関連業界等からの協力を得ているか
		14	理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか
(小項目特記事項)			
		3	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか
		15	中期的（3～5年程度）視点で、学校の将来構想を定めているか
		16	学校の将来構想を教職員に周知しているか
		17	学校の将来構想を学生・保護者・関連業界等に周知しているか
(小項目特記事項)			
【特長として評価する点】			
【更なる向上を期待する点】			

基準大項目・中項目		追加資料	ヒアリング	確認内容	摘要
1 理念・目的等	1-1 教育理念・目的・育成人材像				
2 学校運営	2-2 運営方針・事業計画				
	2-3 運営組織				
	2-4 特色ある取組				
3 教育活動	3-5 目標の設定				
	3-6 教育方法・評価等				
	3-7 成績評価・単位認定等				
	3-8 免許・資格取得の指導体制				
	3-9 教員・教員組織				

柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業における 学生インタビュー実施要領

平成 27 年 10 月 15 日制定

1 目的

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が実施する第三者評価モデル事業の評価対象校に在学する学生に対するインタビュー（以下「学生インタビュー」という。）は、書面調査及び訪問調査で得られた知見等に関し学生に直接インタビューを行うことにより、教育活動及び学生支援等に関する理解を深め、評価担当部会における評価の妥当性を高めることを目的とする。

2 インタビューの方法

学生インタビューは、評価担当部会における訪問調査の一環として、学校の指定する会場で、学生と評価委員が対面する形で実施する。インタビューの方法は、学生に予め記入してもらったアンケートの回答をもとに、評価委員がその内容に関して質問し学生が答える形式で実施する。その際、評価対象校の教職員は同席しない。

インタビューの時間は、概ね 1 時間程度とする。

3 学生の選定

学生インタビューに参加する学生は、概ね次の基準に基づき学校が選定し、訪問調査の開始前に別記様式による名簿を機構に提出するものとする。

- ① 学生の参加者数は、各学年 2 名程度とする。
- ② 学生の選定に当たっては、高等学校からの入学者と社会人経験のある入学者など、できるだけバランスを考慮するものとする。

4 インタビューにおける質問項目

学生に対する質問は、主として次のような内容で行うものとする。なお、必要に応じ関連する事項についても質問することがある。

- ① 柔道整復師の資格を取得したいと思った動機とこの学校を選んだ理由は？
- ② 卒業後はどういう職場で働きたいと考えているか？
- ③ 授業は十分理解できているか、授業方法で改善して欲しいことがあるか？
- ④ 実習は満足しているか、改善して欲しいことがあるか？
- ⑤ 施設・設備等の学習環境に満足しているか、改善して欲しいことがあるか？
- ⑥ 学生生活を送るうえで支援を強化して欲しいことがあるか？

5 学生インタビューのまとめ

学生インタビューの結果については、発言者の氏名を略し、要点のみ議事録の形式で記録し、機構に保管する。

別記様式

インタビュー参加学生名簿

学校名 〇〇〇〇〇〇専門学校

訪問調査の際にインタビューに応じる学生の学年・氏名等を記入願います。

学 科 名	昼・夜 区分	学年	ふ り が な 氏 名	性別

※ 学生の席次表（様式任意）の提出もお願いします。

学生インタビューの進行手順及び留意事項等

- 1 開会にあたって (進行：事務局長)
 - ① 開会のことば
 - ② 評価部会委員紹介
 - ③ 部会長挨拶 (モデル学校評価の趣旨と学生インタビューの目的など)
- 2 参加学生の自己紹介 (進行：事務局長)

自己紹介は、学年と氏名だけでよい。
- 3 インタビューの方法 (進行：部会長)

以下の事項に留意しながら、インタビューを実施する。

 - ① 事前アンケートのテーマ毎に、大括りの区切りをつけながら、インタビューを進める。
 - ② 各項目について、まんべんなく訊ねている時間はないので、アンケートの回答を見て、質問の相手を適切に選ぶようにする。
 - ③ 一方で、特定の学生に質問が集中しないように留意する。
- 4 インタビューのテーマ
 - ① 質問 1～7 (進路選択と将来計画)

柔道整復師の資格を取得したいと思った理由
この学校を選んだ理由
職業実践専門課程の認知度
卒業後の進路
 - ② 質問 8～11 (学校の教育方針と実行性)

柔道整復師業界の人材ニーズへの対応
職業実践教育としての工夫など
授業計画の実行
授業評価の効果
 - ③ 質問 12～14 (国家試験対策と生涯学習)

柔道整復師国家試験・認定実技審査の指導体制
実習授業や臨床実習の指導体制
卒業後の生涯学習への動機付け
 - ④ 質問 15～19 (学生生活の満足度)

学生生活への支援体制
施設・設備、学校生活全般への印象
後輩に伝える学校の魅力
- 5 締めくくり
 - ① 学生の自由意見
あれば、発言してもらおう。
 - ② 閉会のことば

医学教育分野の質保証 とグローバルスタンダード

東京慈恵会医科大学
教育センター
福島 統

平成26年度 文部科学省委託事業
「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム」

自己紹介

- 東京慈恵会医科大学 教育センター長
- (一社)日本医学教育学会 副理事長
- (公財)日本医学教育振興財団 常務理事
- (公財)柔道整復研修試験財団 代表理事

今日のお話し

1. 医学教育での「分野別質保証」- ECFMGの2010年9月の宣言とは。
2. 世界の医学部(医学部の急増)
3. 医学教育の改善を目指す動き
4. 医学教育での「分野別質保証」のやり方(国際的な手順:WHO)
5. 職業教育の責任

2010年9月に突然、ECFMG が宣言を出した。

ECFMG

Educational Commission for Foreign
Medical Graduates の略

ECFMGからの宣言(2010年9月)

- ECFMG は2023年から、世界医学教育連盟(WFME)または、アメリカ医科大学協会(AAMC)が決めた医学教育基準(グローバル・スタンダード)に沿った医学教育プログラムの認証が得られていない医学部の卒業生(もしくは自国の免許取得者も含め)にECFMG Certification を出さないと宣言した。
- 医学教育の質保証をされていない医学部の卒業生は、米国での医師資格試験が受験できず、卒後研修も受けられないために、医師資格は取得できない。この基準に合致する医学部は日本には1校もない。

外国の医学部卒業を受け入れるとは

- 米国がUSMLEという医師資格試験で自国に医師を受け入れると言っても、
- USMLEはⅠ～Ⅲまであって、しかもⅡにはCSという実技試験もあるが、これは単なる「試験」ではない。医学部が長い時間をかけて育てる医学生「患者安全」の能力はこの試験では測れない。医師としての適格性は医学部しか判断できない！だから、試験だけではなく大学教育の質を求めてきている。そうでなければ、米国での患者安全は守れない！

世界の医学部

医学部の急増(2014年の論文から)

- 2013年9月現在、世界には2597校の医学部があり、2012年の医学部卒業生は469,000人(ちなみに日本の全医師数は30万人)である。
- 医学部の規模はクラスサイズ8名から1102名までである。
- インド304校、ブラジル182校、USA173校(ただし、Osteopathicを含む)、中国147校、パキスタン87校が世界トップ5である(日本は第7位)。

- 医学部数とその国(地域)の人口比率でみると、世界全体では人口2,600,000人に1校、日本は1,600,000人に1校、韓国は1,200,000人に1校だが、カリブ諸国では560,000人に1校と飛びぬけている。
- 1998年には1400校であったことから考えると、この15年で世界の医学部はほぼ倍増したことになる。

(Duvivier R J, Boulet J B, Opalek A, Zanten M, Norcini J. Overview of the world's medical schools: an update. Med Edu 2014;48:860-869.)

1998年の論文から

- 20世紀後半に爆発的な医学部新設が行われ、今や世界には1400を超える医学部が訳の分からない医学教育を行っている。
- そのなかには利益を目的とした医学部があり、容易に卒業できるところがある。
- 今や多くの医師および医学生が国境を越えて移動している。

→ 世界的な学校法人のモラルハザードが起こっていて、このままでは被害に会うのは患者である。医学教育の目的はPatient Safetyにあるので、質の悪い医学部をこのままにしていけない。

(International standards in medical education: assessment and accreditation of medical schools' - educational programmes. A WFME position paper. Med Edu 1998;32:549-558.)

医学教育の改善を目指す動き(歴史)

1995年のある日(父との会話:実話)

私「医学教育の仕事をするようになったよ」(注:私は昭和56年慈恵医大卒)

父「あっ、そう。ところで、お前はどんな医学教育を受けたんだ」(注:父は昭和22年千葉医大卒)

私「解剖、生理、医化学、そして病理、薬理、そして内科、外科の講義があつてポリクリだよ」

父「なーんだ！俺と同じじゃないか。そういえば、お前の爺さんも俺と同じだった」(注:爺さんは大正3年長崎医専卒)

私「えー！」

父「親子三代、医学教育は同じか！」(笑い)

ドイツの医学教育

- 明治時代に日本が手本とした「医学教育」はドイツであった。→ 座講を中心とした学体系型の伝統的カリキュラムと5年生からの見学型臨床実習
- しかし今のドイツは、能動的学習を取り入れた基礎医学・臨床医学統合カリキュラムと、3年生からの臨床実習、そして6年生のインターン、と大きく形を変えている。

1990年代の実話

- 医学教育の先輩から聞いた話です。
- 1990年代、ドイツから医学教育の視察団が来たそうです。そして、視察団が帰国しようとした時、「我々は、驚いた。現在のドイツにはない、100年前のドイツがここにある！」と言って、帰国したそうです。

→ なぜ、日本の医学教育はガラパゴス化したのでしょうか？ 質保証の考え方がないからです！

医学教育改善を目指した歴史

- 1984年：WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年：Edinburgh 宣言（12項目の「医学教育目標」を設定した）
- 1994年：再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年：WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年：WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年：ECFMG 宣言

Edinburgh 宣言（1988年WHO/WFME）

1. 医学部は、病院だけでなく、地域の健康資源を含め医学教育の場の多様性を図る。
2. 利用可能な資源を使って、その国の健康課題に沿ったカリキュラムを策定する。
3. 受動的学習から能動的学習や自己主導的学習に移行し、学生が生涯学習能力を獲得できるようにする。
4. 知識を覚えるだけでなく、医師としての職責や社会的価値を身に付けるためのカリキュラムと評価方法を確立する。
5. 教員に、自身の専門知識を有するだけでなく、教育者としての能力を開発する。
6. 健康増進や予防医学を求める患者のマネジメントも学習目標として設定する。

7. 病院や地域での患者の健康問題を解決するために、基礎医学の教育と臨床実践の教育を統合する。
8. 入学者選抜にあたっては、知的能力や学力だけでなく、人間としての質（非認知的能力）も選抜基準に含める。
9. 教育担当省（文部科学省）や健康担当省（厚生労働省）、さらには地方自治体と協働し、医学部の使命の再定義、カリキュラムの改定、教育改善を行う。
10. その国が必要とする医師の能力と数を入学選抜指針に加える。
11. 多職種と医療実践、教育、研究する機会を増やす。
12. 生涯学習のための資源を提供し、医師の生涯学習に関与する。

医学教育を改善するには

- 学習目標やカリキュラム改善の指針を示しても、医学部は動かない。
- 医学教育の改善を図るには、「分野別質保証」を制度として（強制的に）行う必要がある。
- だから、「認証：Accreditation」を行わなければならない。
- 分野別質保証の活動は、患者安全を目的としたものである。

医学教育での分野別質保証の手順(WHO)

2005 年 WHO/WFME Guideline for Accreditation of Basic Medical Education

認証の手順

1. その国の実情にあった評価基準の策定
2. その医学部での教育活動に関するデータ収集と分析 (Institutional Research: IR)、
3. 「評価基準」に沿っての自己点検評価書の作成、
4. 外部評価者による書面調査と訪問調査、
5. 外部評価書の評価委員会での吟味、
6. その国の認証団体による「final decision」(分野別認証)

内部質保証と外部質保証

- 「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。」(2013年中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語説明から引用)
- 「内部質保証」がちゃんと動いていること、そして内部だけでは気づかないことを「第三者」が示唆すること → 「第三者評価」(Good Practice と Requirement :これを共有するために公開する)
- 「内部質保証」、「外部質保証」そしてその先には「Accreditation: 認証」がある。

最後に

職業教育の責任(医学教育は医師という専門職業職者を養成する)

- 学校は社会的責任を有した組織体である。
- 専門職業職者として、「能力」のある卒業生を社会に出し、社会貢献する責任がある。
- その「専門職業職」の社会での役割はこれからどんどん変化していく。その変化に対応して卒業生たちは社会貢献できる「能力」を持たなければならない。
- 社会で働く「専門職業職者」一人ひとりが、仕事を通じて「幸せ」にならなければならない。
- そのために、職業教育は進化し続けなければならない。

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

柔道整復師養成分野における 第三者評価基準と 評価方法の理解

平成27年度第三者評価モデル事業
評価委員研修



平成27年8月26日、28日
私立専門学校等評価研究機構

本研修の目的

- 柔道整復師養成分野の第三者評価モデル事業における評価担当部会、第三者評価委員会の委員を対象に、
- モデル事業の実施に向け、評価システムや評価基準の理解を深めると共に、具体的な評価方法を習得する。

□担当：高橋 稔（早稲田速記医療福祉専門学校）

- 平成15年度より所属校の自己点検・自己評価活動の運営、推進を担当
- 平成21年度及び26年度において第三者評価の準備、受審管理を担当
- 平成25年度において学校関係者評価のモデル事業の準備、実施を担当
- 評価研究機構評価者バンク登録第三者評価委員、ISO品質マネジメント審査員

本日の予定

時刻	予定
11:00	・事前案内・資料確認
11:15	・第三者評価の考え方、評価業務の進め方 ・柔道整復師養成分野の第三者評価基準の理解 ・評価基準の構成、考え方と意味を説明
12:30	昼食・休憩～13:30

本日の予定

時刻	予定
13:30	・第三者評価の確認と評価の手順を説明 ・自己点検・評価報告書記述と評価の手順 ・第三者評価報告書の記述方法 ・分野別評価項目の評価方法
14:45	・医学教育分野における分野別評価の取組（福島 統先生）
15:45	・まとめ・柔道整復師養成分野のモデル第三者評価の特徴（関口正雄先生）
16:30	・質疑応答、意見交換
17:00	・終了

第三者評価の考え方 評価業務の進め方

- 今回実施する第三者評価の考え方
- 第三者評価担当部会における業務の流れ
- 評価業務と使用文書



今回実施する第三者評価の考え方

機能評価		成果 Out come
構造 Structure	過程 Process	

- 提出された「自己点検・評価報告書」と「参照資料」から、以下を確認する。
 - ・構造と過程の適合性、適切性
 - ・活動の成果、達成具合、進み具合

機能評価とは

- 組織が仕事を進める上で必要とされる基本的な機能を備えているかを評価する。※
 - 仕事を行い、成果を生むことのできる構造であるか
 - どのように仕事をするようになっている(過程)のか、仕事を進める仕組みがあるか
 - どのように仕事をしたのか、仕組みに基づいて仕事をしているか

※構造と過程が適切＝仕事を進める上で必要な機能を備えているなら、良い成果が得られるだろうという考え方

□構造

- 教育活動、学校運営を適切、適正に行うための組織の枠組み。
 - 法律、指定基準
 - 設置基準、認定要件
 - 教育理念、教育目的
 - 施設、設備、機器、備品
 - 教職員、教職員組織、管理体制
 - 収支、経営状態 など

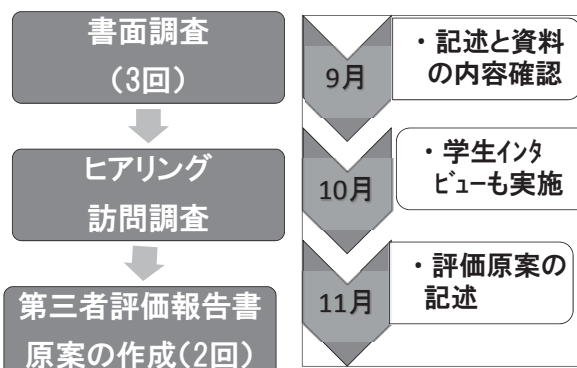
□過程

- どのような教育活動、学校運営を、どのように行うようになっているのか、行ったのか、その仕組み、手順、記録など。
 - 運営方針、事業計画
 - カリキュラム、授業
 - 学校・学科運営、教育環境
 - 学校生活支援、就職支援
 - 学生募集
 - 社会貢献
 - 特色のある取組 など

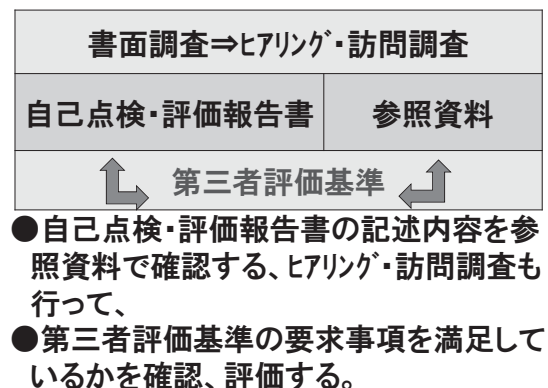
□成果

- 教育を提供した結果、達成度、満足度など。
 - 卒業
 - 資格取得
 - 就職
 - 人材育成 など
- 課題や設定した目標に対する成果、達成度、活動の進み具合など。

第三者評価担当部会における業務の流れ



評価業務と使用文書



書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容と参照資料※を点検して、第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足しているかを確認する。



- 第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足していると判断できる記述とそれを裏付ける参照資料※を確認する。

※資料の有無とその記載内容(記録)

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容や参照資料に不明な点や不足な点がある場合は、
□記述の追加や訂正
□必要な資料の追加提出などを依頼する。

- ヒアリング・訪問調査の準備を行う。
□質問、確認する項目、内容
□追加提出や現地確認を行う資料 など。

ヒアリング・訪問調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容の趣旨、意図や不明点、疑問点、また、追加提出された資料の内容について、
- 該当する項目毎に担当者、関係者へ質問して、確認する。

- 学校を訪問し、自己点検・評価報告書に記述された内容、説明のとおり実施、運営、管理されているかなどについて、
- 実際の教育活動と学校運営の状況や施設・設備の状態を確認する。

ヒアリング・訪問調査

- 事前に伝達してある質問、追加資料、確認事項
- 必要に応じて追加の質問
- 理事会の議事録など、参照資料として提出されていない(提出できない)記録、資料の提示

- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。

- 今回は、学生へのインタビューによる確認も行う予定。

第三者評価報告書原案の作成

- 総評:中項目へのガイド記述
□大項目ごとに概観や特長に関する総合記述
□大項目内の各中項目の評価概観や特長のまとめを記述

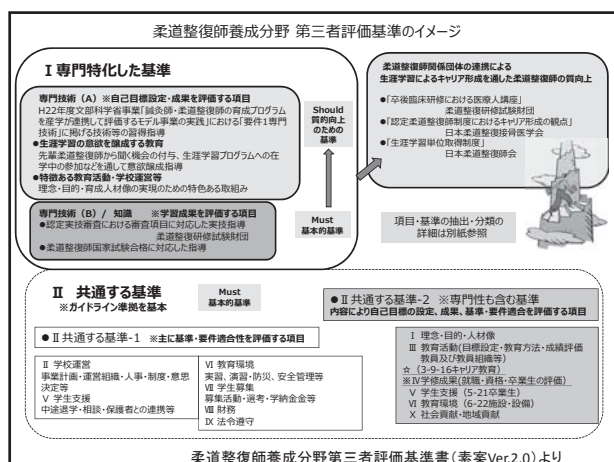
- 中項目の評価結果:
□評価基準の評価項目の要求事項への確認結果から、次の2点に関する記述
(1)特長として評価する点
(2)更なる向上を期待する点
□モデル事業では基準適合の有無は記述しない
具体的には「確認と評価の手順」で説明

第三者評価基準

構成と考え方

- 第三者評価基準の構成
- 第三者評価基準の考え方





第三者評価基準の構成

1. 大項目

1.1 中項目

- 1.小項目
- 2.小項目
- 3.小項目

1.2 中項目

- 4.小項目
- 5.小項目

1.3 中項目

- 6.小項目
- 7.小項目
- 8.小項目
- 9.小項目

第三者評価基準の構成

基準	内容
大項目	・基本区分、タイトルの位置付け10項目 ・前文に基準の背景、意味、狙い等 ・総合評価を記述する
中項目	・評価の基本となる37項目 ・小項目をまとめた評価単位 ・項目ごとに評価結果を記述する
小項目	・評価の視点:中項目を構成する指標 ①養成校に必要とされる基本事項 ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を検証する視点

第三者評価基準の考え方

口中項目:37

- 自己点検・評価報告書の記述単位
・「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された視点を網羅したもの
- このくくりで、評価結果を記述する
・なお、モデル事業では基準適合の有無は確認するが記述しない、記述するのは
(1)特長として評価する点
(2)更なる向上を期待する点

第三者評価基準の考え方

口中項目＝評価の視点:68

- 専門学校に共通の項目:32
(専門学校等評価基準書Ver.4.0)
- 柔道整復分野の専門特化項目:36
(共通18+質向上13+基本的5)
- 小項目(評価の視点)は疑問形「～いるか」で書かれているが、これは
①養成校に求められる基本事項
②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を要求、確認する事項 であり、
★「要求事項」＝「～いること」と読む。

小項目の内容

評価の分類	・基本的基準:Must ・質向上のための基準:Should
評価の観点	・背景:基準・専門=Must ・要求内容:目標・質・成果=Should



具体的な確認項目、確認資料

チェック項目	・小項目の要求事項を具体的に確認(点検)する指標
参照資料	・チェック項目への適合を確認する客観的な証拠

評価の分類:

分類		意味
基本的基準 (基本)	Must	養成校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目
質的向上のための基準 (質向上)	Should	教育目標実現に向け基本的基準を超えて質的向上を図ろうと実践している事項を問う評価項目

★分野別評価項目＝質向上(Should)：目標、課題の設定⇒取組の成果、達成度

評価の観点：小項目が要求していること

観点	意味	分類
基準	専門学校設置基準、指定規則、学校としての基本的事項	Must
専門	職業実践専門課程指定要件、分野の基本的事項	Must
目標	自己目標、学習成果を中心とした目的・目標	Should
質	内部質保証の取組	Should
成果	設定した学習成果等の達成	Should

★分野別評価項目＝専門(Must)：要件を満足＝目標(Should)：目標の設定⇒取組の成果、達成度

具体的な確認・点検項目、確認資料

□小項目のチェック項目：302項目

- 小項目(評価の視点)を満足しているかを判断するための具体的な確認・点検項目。

★これも「要求事項」＝「～いること」と読む。

- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを、この項目で確認、点検する。

□参照資料

- 第三者評価基準の要求事項を満足している事実を証明する客観的な証拠。
- 添付必須の資料もある。

- 自己点検・評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを、参照資料の有無とその記載、記録(データ等)から確認する。



- 資料に記載、記録されている内容から、自己評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを判断する。

第三者評価基準

要求事項の理解

- その1 基準2 学校運営
- その2 基準9 内部質保証



その1	基準2 学校運営
2-2	運営方針・事業計画
2-3	運営組織
2-4	特色ある取組

その2	基準9 内部質保証
9-32	関係法令、設置基準等の遵守
9-33	学校評価
9-34	教育情報の公開

その1 基準2 学校運営

大項目

- 教育目的を達成するために求められるのは
 - 学校運営方針の明確化、事業計画の策定
 - 教員組織と事務組織の円滑な執行体制
 - 法人と学校における意思決定ルール
 - 組織の役割分担と決定権限
 - 組織運営等に関する諸規程の整備
 - 業務運営の適正化と効率化を図る継続的努力
- 学校運営が適切に行われているかを確認、評価

その1 小項目の要求事項の理解 基準2 学校運営

2-2 運営方針・事業計画

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
4	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか	基本 基準

4 理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか

■分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目(運営方針)

18	運営方針を文書化するなど明確に定めているか
19	運営方針は理念等、目標、事業計画を踏まえ定めているか
20	運営方針を教職員等に周知しているか
21	運営方針の組織内の浸透度を確認しているか

■参照資料 ※は必須

- 運営方針を記載した文書※
- 教職員に周知した会議の記録・研修資料等※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(事業計画)

22	中期計画(3～5年程度)を定めているか
23	単年度の事業計画を定めているか
24	事業計画に予算、事業目標等を明示しているか
25	事業計画の執行体制、業務分担等を明確にしているか
26	事業計画の執行・進捗管理状況及び見直しの時期・内容を明確にしているか

■参照資料 ※は必須

- 単年度事業計画書※
- 中期事業計画書(3～5年程度)※
- 事業計画の執行体制、役割分担※
- 事業計画の進行状況が確認できる資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

2-3 運営組織

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
5	学校運営組織を適切に整備しているか	基本 基準
6	人事・給与に関する制度を整備しているか	基本 基準

5 学校運営組織を適切に整備しているか

■分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目(法人)

27	理事会、評議員会は、寄附行為に基づき適切に開催しているか
28	理事会等は必要な審議を行い、適切に議事録を作成しているか
29	寄附行為は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか

■参照資料 ※は必須

- 法人寄附行為、理事・監事・評議員名簿※
- 理事会・評議員会議事録(訪問調査で確認可)
- 法人組織規程等 ※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(組織規程、記録)

30	学校運営に必要な事務及び教学組織を整備しているか
31	現状の組織を体系化した組織規程、組織図等を整備しているか
32	各部署の役割分担、組織目標等を規程等で明確にしているか
33	会議、委員会等の決定権限、委員構成等を規程等で明確にしているか
34	会議、委員会等の議事録(記録)は、開催毎に作成しているか

■参照資料 ※は必須

- 学則※
- 組織規程、組織図、校務分掌※
- 意思決定過程が確認できる資料(稟議書)※
- 意思決定に係る規程、会議規程※
- 会議・委員会の議事録※
- 事務分掌規程、業務マニュアル※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(組織運営)

35	組織運営のための規則・規程等を整備しているか
36	規則・規程等は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか
37	学校の組織運営に携わる事務職員の意欲及び資質の向上への取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 意思決定に係る規程、会議規程※
- 会議・委員会の議事録※
- 学則、規則、規程の改正関係文書
- 事務分掌規程、業務マニュアル※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目(情報管理)

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 38 | 学生に関する情報管理システム、業務処理に関するシステムを構築しているか |
| 39 | 情報システムを活用し、タイムリーな情報提供、意思決定が行われているか |
| 40 | 学生指導において、適切に学生情報管理システムを活用しているか |
| 41 | データの更新等を適切に行い、最新の情報を蓄積しているか |
| 42 | システムのメンテナンス及びセキュリティ管理を適切に行っているか |

■参照資料 ※は必須

- システムの概要、構成図※
- 運用・運営規程・規則、セキュリティ規則等、システムに関するルール文書※
- 業務効率化の方針、取組み例
- 学生指導における活用例
- メンテナンス・セキュリティ体制、契約書等
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

6 人事・給与に関する制度を整備しているか

■分類:基本 ■観点:基準
□チェック項目

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 43 | 採用基準、採用手続きについて規程等で明確化し、適切に運用しているか |
| 44 | 適切な採用広報を行い、必要な人材を確保しているか |
| 45 | 給与支給等に関する基準・規程を整備し、適切に運用しているか |

□チェック項目

- | | |
|----|------------------------------|
| 46 | 昇任・昇給の基準を規程等で明確化し、適切に運用しているか |
| 47 | 人事考課制度を規程等で明確化し、適切に運用しているか |

■参照資料 ※は必須

- 就業規則、人事規程、給与規程、昇給・昇格規程※
- 採用基準、採用広報等印刷物
- 教員名簿(氏名・年齢・経験年数・教員資格・担当科目等記載のもの)
- 教員採用及び配置計画
- 教職員の業績評価、人事考課規程
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

2-4 特色ある取組

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
7	学校運営について、特色ある取組を行っているか	質向上 目標 質

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

7 学校運営について、特色ある取組を行っているか

■分類：質向上 ■観点：目標・質

□チェック項目

48 学校運営に関する事項で、特に力を入れている取組があるか

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

★取組例：

□教員と事務職員が担当に応じて学校運営を相互に分掌し、日常業務を分担、協力して行うこと通して、仕事への意欲及び資質向上を図っている。

□全教職員が一堂に会する「教職員全体会」を定例開催し、運営方針や重点目標、教育課題等の浸透、共有化を図ると共に課題の解決に向けた意見交換等を通して、認識の共通化を図っている。など

■参照資料 ※は必須

□特色ある学校運営に関する文書

□その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

その2 基準9 内部質保証

大項目

- 養成校に求められている
 - 法令、専修学校設置基準等の遵守
 - 職業実践専門課程の認定要件を満足する適正な教育運営
 - 教育の質に関する自己点検・評価と学校関係者評価の実施
 - 教育情報の積極的な公開、運営の透明性
 - よりよい教育を提供するための継続的活動
- 質保証の仕組みが有効に機能しているかを確認、評価

その2 小項目の要求事項の理解

基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	基本 基準 質
60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	基本 専門 質

59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目(法令順守)	
260	関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか
261	学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか

□チェック項目(法令順守)	
262	セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
263	教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
264	教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須	
☐ 法人寄附行為※ ☐ 理事会・評議員会の議事録※ ☐ 学則※ ☐ 学則変更届等所轄庁への認可・届出 ☐ 組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※ ☐ セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料 ☐ コンプライアンスの相談体制に関する資料 ☐ 法令遵守の研修、教育の実施に関する資料 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

□チェック項目(個人情報保護)	
265	個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか
266	大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
267	学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
268	教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか

■参照資料 ※は必須	
☐ 個人情報保護に関する方針、規程 ☐ 個人情報保護の体制に関する資料、会議録 ☐ サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料 ☐ 個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料 ☐ 情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録 ☐ 個人情報保護に関する研修実施記録 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか
■分類:基本 ■観点:専門・質 □チェック項目	
269	職業実践専門課程の認定要件の適合状況を定期的に把握しているか
270	各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- ☐ 職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書
- ☐ 向上に向けた取り組みに関する資料
- ☐ 教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料
- ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

9-33 学校評価

小項目	評価の視点・指標	分類観点
61	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本基準質
62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本基準質

9-33 学校評価

小項目	評価の視点・指標	分類観点
63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか	基本基準質
64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか	質質成果

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

61 自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか

■分類：基本 ■観点：基準・質

☐チェック項目

271	実施に関し学則及び規程等を整備し実施しているか
272	実施にかかる組織体制を整備し、毎年度定期的に全学で取組んでいるか
273	評価結果に基づき、学校改善に取り組んでいるか

☐チェック項目

274	評価結果を報告書に取りまとめているか
275	評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

■参照資料 ※は必須

- ☐ 学則※
- ☐ 学校評価(自己評価)規程、実施要項※
- ☐ 学校評価実施体制、評価スケジュール表、評価項目
- ☐ 学校評価(自己評価)委員会記録※
- ☐ 改善への取り組み状況が分る資料
- ☐ 自己点検・評価報告書※
- ☐ 評価結果を公表した資料、ホームページ
- ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目(体制)	
276	実施に関し、学則及び規程等を整備し実施しているか
277	実施のための組織体制を整備しているか
278	設置課程・学科の関連業界等から委員を適切に選任しているか

□チェック項目(結果、取組、公表)	
279	評価結果に基づく学校改善に取り組んでいるか
280	評価結果を報告書に取りまとめているか
281	評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

■参照資料 ※は必須	
☐ 学則※ ☐ 学校関係者評価規程、実施要項※ ☐ 学校関係者評価実施体制、評価スケジュール表、評価項目 ☐ 学校関係者評価委員会記録※ ☐ 学校関係者評価体制、評価委員名簿 ☐ 改善への取り組み状況が分る資料 ☐ 学校関係者評価報告書 ☐ 評価結果を公表した資料、ホームページ ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか
■分類:基本 ■観点:基準・質 □チェック項目	
282	内部質保証の方針、手続きは明確になっているか
283	PDCAサイクルを機能させ、学校として一体的取組を行っているか

■参照資料 ※は必須	
☐ 学校評価の取組に関する文書 ☐ 学校評価(自己評価)・学校関係者評価規程、実施要項※ ☐ 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※ ☐ 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか
■分類:質向上 ■観点:質・成果 □チェック項目	
284	PDCAサイクルを活用した具体的な改善事例はあるか
285	意見の反映と指摘事項への対応を行っているか

★分野別評価項目：目標、課題の設定と取組の成果、達成度

★取組例：

- 重点目標と達成するための計画・方法の設定
 - ⇒計画に従って実施
 - ⇒中間点検⇒点検結果による改善
 - ⇒年度末点検
 - ⇒達成報告・未達成改善報告
- 学校関係者評価委員会報告における指摘事項
 - ⇒課題として進め方検討、決定
 - ⇒進め方に従って実施
 - ⇒点検⇒点検結果による改善
 - ⇒結果報告 など

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料
- 具体的な改善事例を示す資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会への報告、説明資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

9-34 教育情報の公開

65 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

■分類：基本 ■観点：基準・質

□チェック項目

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 286 | 学校の概要、教育内容、教職員等の教育情報を積極的に公開しているか |
| 287 | 学生、保護者、関連業界等広く社会に公開しているか |

■参照資料 ※は必須

- 公開している情報
- 学校ホームページ、学校案内
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

第三者評価

確認と評価の手順

- 自己点検・評価報告書の構成と記述
- 確認、評価の手順
- 第三者評価報告書の記述



自己点検・評価報告書の構成と記述

I 学校の現況

- ・学校名及び設置者
- ・所在地及び認可年月日
- ・沿革 ・課程 ・学科の構成
- ・学生数及び教員数 ・施設の概要

II 各基準の基本方針

- 1～10の順に大項目の総括
- 学校としての基本方針、達成目標、取組内容、背景となる状況などを記述

Ⅲ 評価項目(中項目)の分析

●以下の3点についてそれぞれ中項目の自己評価を記述

- ①現状とそのプロセス
- ②特長として強調したい点
- ③今後の課題と取組の方向性

●記述内容を確認する参照資料の名称と番号を記述

①～③の記述要点は……

①現状とそのプロセス

●小項目(評価の視点)の要求事項に関する取組や活動について、チェック項目が求める活動・事実をもとに参照資料やデータを示して具体的に記述

●小項目の毎に、原則としてチェック項目順に点検・評価結果を記述

(1)小項目(評価の視点)

①チェック項目 ②チェック項目

(2)小項目(評価の視点)

③チェック項目 ④チェック項目

②特長として強調したい点

●「現状とそのプロセス」に記述した取組や活動の中で、
☐ 学校が特に力を入れていること
☐ エイムしていること
☐ 成果を得ていること
☐ 外部から高い評価を得ていること などを記述

●学校として積極的にアピールしたいことを記述
 など

③今後の課題と取組の方向性

●学校が目標や計画などを設定している場合は、その内容と達成に向けた取組や活動について記述

●「現状とそのプロセス」において、小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合は、それを課題として明記し、今後の取組や活動について記述

●現状が不十分と捉えている取組や活動がある場合は、改善に向けた取組を記述

など

確認、評価の手順 評価の判断

基準・基本・専門	質向上・目標・質・成果
○適合⇔不適合×	◎ある⇔ない△
○ある⇔ない×	◎している⇔していない△
○している⇔していない×	◎できている⇔できていない△
○できている⇔できていない×	◎多い⇔少ない△
など	◎高い⇔低い△
	☐ 成果 ☐ 達成具合
	☐ 程度 ☐ レベル
	☐ 特色 など

確認、評価の手順

「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述が評価基準を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

①該当する小項目とそのチェック項目の要求事項を確認する

②「現状とそのプロセス」の記述が①を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ③満足していないか、不明の場合は、
●そのことを、「今後の課題と取組の方向性」に明記しているかを確認する
□明記してあれば：
フォローができていると評価する→確認済
□明記してなければ：
それを課題として捉え、「今後の課題と取組の方向性」へ追記する→確認済
□明記してなければ：
事実を再確認の上、満足するように記述を訂正する→④へ

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ④満足している場合は、記述を裏付ける参照資料を確認する
⑤記述を裏付ける参照資料の有無を確認する
⑥参照資料がない場合は、記述を裏付けるのに必要な参照資料を追加する→⑦へ
⑦参照資料がある場合は、参照資料の記述、記録が要求事項を満たしているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ⑧確認できない場合：
□確認できる参照資料と差替える→⑦へ
□差替えができない場合は、第三者評価報告書の「更なる向上を期待する点」に指摘する
⑨確認できた場合：
□確認ができた中から選択して、「特長として評価する点」に記述する
・工夫された、効果的な取組
・優れた成果を得ている取組
・学校がアピールしている取組など

確認、評価の手順

「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述が評価基準を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述の点検

□小項目の要求事項から確認

□そのチェック項目の要求事項を満足しているかことから確認

①「現状とそのプロセス」の記述の点検

○満足している

△満足していない・不明

□記述の訂正

○今後の課題と取組の方向性の確認、追記

記述を確認する参照資料を確認する

報告書へ

参照資料の点検

○参照資料がある

△参照資料がない

記載内容・記録の確認

□資料の追加

△確認できない

◎確認できた

□資料の差替

○特長として評価する 点に記述 ・工夫された、効果的 な取組や、優れた成 果を得ている取組 ・学校がアピールしている 取組など	△更なる向上を期待 する点に指摘 △今後の課題と取組 の方向性の確認、 追記事項も記述
第三者評価報告書への記述	

②「特長として強調したい点」の記述を確認する 手順
①「現状とそのプロセス」の記述と「特長として強 調したい点」の記述との整合を確認する ②なぜそのことを特徴として強調するのか、記述 そのものと参照資料における客観的な証拠から 妥当性の有無を確認する □特に力を入れている：具体的な説明 □工夫している：具体的な説明 □成果を得ている：客観的な証拠(データ) □外部から高い評価：客観的な証拠(データ) □積極的にアピール：具体的な説明

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認す る手順
①「現状とそのプロセス」の記述と「今後の課題と 取組の方向性」の記述との整合を確認する ②学校が目標や計画などを設定している場合： □その内容と達成に向けた取組や活動について 具体的に記述しているか

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認す る手順
③小項目の要求事項を満たしていない(未実施、 未対応など)ものがある場合： □それを課題として明記しているか □今後の取組や活動について記述しているか ④取組や活動の現状が不十分と捉えている場合： □それを課題として捉えているか □改善に向けた取組や活動について記述してい るか

第三者評価報告書への記述	
Ⅱ 中項目の評価結果	
(1)特長として評価する点 ●自己点検・評価報告書の記述及び客観的な証拠 から ①評価基準の評価項目の要求事項を満足する、工 夫された、効果的な取組、活動であることを確認 できた点 ②優れた成果を得ていることを確認できた点 ③学校が特長として強調、積極的にアピールしてい る取組、活動を確認できた点	

Ⅱ 中項目の評価結果	
(1)特長として評価する点 ④その他、評価部会が学校の特長として積極的に 評価できると判断した活動 など	

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

●自己点検・評価報告書の記述(と客観的な証拠)から

①「今後の課題と取組の方向性」に学校が設定した目標や計画などを記述している場合:

□目標や計画達成に向けた具体的な取組や活動が明解で、成果が期待されると判断できる点

②「今後の課題と取組の方向性」に小項目の要求事項を満たすための課題を明記している場合:

□課題達成に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

④「今後の課題と取組の方向性」に現状が不十分と捉えてた取組や活動を記述している場合:

□改善に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点

⑤ヒアリング・訪問調査において

□書面調査における不明点が確認できなかった

□現場確認(参照資料として未提出)の記録、資料の確認ができなかった

ことにより、評価基準の評価項目の要求事項を満足していないと評価部会において判断した点

Ⅱ 中項目の評価結果

(2)更なる向上を期待する点

⑥その他、評価部会が今後の課題と取組の方向性に期待できる、期待したいと判断した取組や活動など

第三者評価報告書への記述

I 総評

●総評は、基準1～10の大項目ごとに総括、総合評価を記述する

①中項目それぞれの評価結果の記述を踏まえた、大項目としての総括と特長に関する総合記述

②中項目へのガイド記述の役割があることから、
□中項目の順に「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述に従って、

□各中項目における中心的、特長的な取組や活動とその評価概観を記述する

第三者評価報告書への記述

I 総評

③中項目それぞれの「特長として評価する点」に記述した中から、総合評価に取り上げるに相応しいと判断した取組や活動を選定して記述する

④中項目それぞれの「更なる向上を期待する点」に記述した中から、総合評価にも記述することで一層の改善を期待したいと判断した取組や活動を選定して記述する

自己点検・評価報告書 確認・評価の参考事例1



□9-32 関係法令、設置基準等の遵守

柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業評価委員研修

○現状とそのプロセス

1. 法令遵守と学校運営

(1) 関係法令、設置基準の遵守

本校は、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される法律をはじめ、関係する諸法令を遵守している。「寄附行為」、「学則」等を所轄先に届け出て認可を得ている。所轄先の窓口及び対する担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要ときに間違いなく、遅滞なく行っている。

学校運営に必要な規定は学則運営細則としてまとめ、必要により具体的な実施手順等を制定している。法律や制度の改正に生じてくる変更申請等に対しては、担当部署において内容の確認を確実に行って対応している。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も法人本部において制定済みである。

59 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか

■分類:基本 ■観点:基準・質
□チェック項目(法令順守)

- | | |
|-----|--|
| 260 | 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか |
| 261 | 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか |

■参照資料 ※は必須

- 法人寄附行為※
- 理事会・評議員会の議事録※
- 学則※
- 学則変更届等所轄庁への認可・届出
- 組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

○現状とそのプロセス

1. 法令遵守と学校運営

(1) 関係法令、設置基準の遵守

本校は、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準を基本に、設置学科に適用される法律をはじめ、関係する諸法令を遵守している。「寄附行為」、「学則」等を所轄先に届け出て認可を得ている。所轄先の窓口及び対する担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要ときに間違いなく、遅滞なく行っている。

学校運営に必要な規定は学則運営細則としてまとめ、必要により具体的な実施手順等を制定している。法律や制度の改正に生じてくる変更申請等に対しては、担当部署において内容の確認を確実に行って対応している。公益通報者保護法に基づく内部通報規程も法人本部において制定済みである。

学則、学則
変更届確認

運営細則
確認

資料の確認

▲運用の記
述ない

1. 法令遵守と学校運営

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス

セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。

教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。

在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付プリントによる啓発、また、事務局に相談窓口を設け、相談員へつなぐよう整備しているが、コンプライアンスに関しては特別なことは行っていない。

□チェック項目(法令順守)	
262	セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
263	教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
264	教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須	
□セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料	
□コンプライアンスの相談体制に関する資料	
□法令遵守の研修、教育の実施に関する資料	
□その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

1. 法令遵守と学校運営	
(2) ハラスメント防止、コンプライアンス	セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。 教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。 在对学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付 ▲要求事項は、啓発、また、事務局に相談窓口を設け、相談、研修・教育に関しては特別なことは行っていない。

1. 法令遵守と学校運営	
(3) 個人情報保護	個人情報の保護は、法人本部が「個人情報保護に対する基本方針」と「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報保護法に関する教職員管理内規」を定め、法人全体で取り組んでいる。学校においては、個人、部署、部門毎に漏れの無いように取り組んでいる。「個人情報保護に対する基本方針」を「学生募集要項」、「学籍簿」に明示している。 台帳などの書類は、事務局において施錠できるキャビネットに収納している。学内のネットワークに収納した情報は、アクセスを限定し、更新履歴が残るよう設定している。学事システムについてはシステムが古いため、アクセスできる端末を限定し、関係者以外の使用を制限している。

1. 法令遵守と学校運営	
(4) 啓発及び教育	「個人情報保護に対する基本方針」は、教員室と事務局窓口に掲示すると共に、教職員及び学生に啓発活動を行っている。 教職員に対しては、年度始めの各種の会議において、個人情報の保護についての意義と必要性を説明している。 学生に対しては、毎年度始めの「オリエンテーション」における啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付している。

□チェック項目(個人情報保護)	
265	個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか
266	大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
267	学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
268	教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか

- 個人情報保護に関する方針、規程
- 個人情報保護の体制に関する資料、会議録
- サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料
- 個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料
- 情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録
- 個人情報保護に関する研修実施記録
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

(3) 個人情報保護
個人情報の保護は、法人本部が「個人情報保護に対する基本方針」を定め、各部署が「個人情報の保護に関する規程」、「個人情報保護法に関する教職員管理内規」を定め、法人全体で取り組んでいる。学校においては、個人、部署、部門毎に漏れの無いように取り組んでいる。「個人情報保護に対する基本方針」を「学生募集要項」、「学費簿」に明示している。

▲防止策と
台帳による管理は、事務局において施錠できるキャビネットに収納している。学内のネットワークに接続した情報は、アクセスを限定し、更新履歴が記録されている。学事システムについてはシステムが古いため、アクセスできる端末を限定し、関係者以外の使用を制限している。

▲改善策あるか
資料の確認

(4) 啓発及び教育 **現地で確認** **的内容を確認**

「個人情報保護に対する基本方針」は、職員室と事務局窓口に掲示すると共に、教職員及び学生へ啓発活動を行っている。

教職員に対しては、年度始めの各種の会議において、個人情報の保護についての意義と必要性を説明している。

学生に対しては、毎年度始めの「オリエンテーション」における啓発の他、ネット利用の注意点を中心としたプリント等を配付している。

資料の確認

▲教育の視点
でやっているこ
とはあるか

職業実践専門課程の認定学科においては、9月に所轄先に報告書を提出することを通して、認定要件の適合状況を把握している。報告書には各認定要件の前年度の実績と当該年度の計画を記述し、資料を添付している。各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行っている。

■分類:基本 ■観点:専門・質
□チェック項目

270 各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか

☐ 職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書
☐ 向上に向けた取り組みに関する資料
☐ 教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料
☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

2. 職業実践専門課程

職業実践専門課程の認定学科においては、9月に所轄先に報告書を提出することを通して、認定要件の適合状況を把握している。報告書には各認定要件の前年度の実績と当該年度の計画を記述し、資料を添付している。各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行っている。

会議の記録
で確認

報告書確認

○特徴として強調したい点

1. 法令遵守と学校運営

本校は、専門学校の教育に関わる各種の法令及び専修学校設置基準、また、法令等の指定学科にあつてはその指定に関わる基準等を遵守し、適正な運営をしている。所管先等の窓口及び本校の担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。個人情報については、その重要性を十分に認識し、学校法人全体の取り組みとして各種情報の保護を図っている。

○特徴として強調したい点

1. 法令遵守と学校運営

本校は、専門学校の教育に関わる各種の法令及び専修学校設置基準、また、法令等の指定学科にあつてはその指定に関わる基準等を遵守し、適正な運営をしている。所管先等の窓口及び本校の担当部署を明確にし、申請、報告、届出等を必要なときに間違いなく、遅滞なく行っている。個人情報については、その重要性を十分に認識し、学校法人全体の取り組みとして各種情報の保護を図っている。

資料確認

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

議事録で
確認

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会基準未対応への用いているが、意識が低下しないように対策記述、具体的な進め方確認なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

個人情報の保護に関する啓発活動は「個人情報保護に対する基本方針」に基づいて実施しているが不十分な点もある。来年度前期中に改めて、まずは教職員に対する研修を実施する予定である。

学事システムの入替えによるセキュリティ改善を課題としている。来年度末の入替えに向けて、個人情報の保護にも対応したシステムの選定、予算化を行う予定にしている。

○今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営

個人情報の保護に関する啓発活動は「個人情報保護に対する基本方針」に基づいて実施しているが不十分な点もある。来年度前期中に改めて、まずは教職員に対する研修を実施する予定である。

学事システムの入替えによるセキュリティ改善を課題としている。来年度末の入替えに向けて、個人情報の保護にも対応したシステムの選定、予算化を行う予定にしている。

2. 職業実践専門課程

学科運営の諸課題の処理が多岐にわたることから、認定要件の維持が精一杯であり、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会から提案をいただいても、取組が中々進まないという現状がある。

課題の改善を第一に仕事を進められるよう学科内でのコンセンサスを図ることになっている。

2. 職業実践専門課程

学科運営の諸課題の処理が多岐にわたることから、認定要件の維持が精一杯であり、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会から提案をいただいても、取組が中々進まないという現状がある。

課題の改善を第一に仕事を進められるよう学科内でのコンセンサスを図ることになっている。

■参照資料

- No.1:学則
- No.2:学則変更届
- No.3:校務分掌組織図、事務局職務分担
- No.4:組織運営に関する細則
- No.5:会議・委員会等の運営細則集
- No.6:寄附行為・寄付行為施行細則
- No.7:公益通報者保護法に基づく内部通報規程
- No.8:セクシュアルハラスメント防止委員会規程
- No.9:セクハラ防止ポスター・人権尊重ポスター
- No.10:個人情報保護に対する基本方針、個人情報の保護に関する規程、個人情報保護法に関する教職員管理内規

■参照資料

- No.11:学生募集要項
- No.12:学生生活ガイド
- No.13:平成○年度職業実践専門課程に関する報告書
- No.14:平成○年度教育課程編成委員会議事録
- No.15:平成○年度学校関係者評価委員会議事録

確認メモ 現状とそのプロセス

(1) 関係法令、設置基準の遵守	確認内容
・校務分掌及び事務局業務において所管先等の窓口と担当部署が明確にされている。 ・また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により管理されている。 ・これらの業務は必要ときに間違いなく、遅滞なく行われている。	・添付資料、校務分掌記載確認済 ・別途事務局の職務分担と申請等の記録確認済
・学校運営に必要な運用細則や手順は制定されている。資料も添付されている。 ・どのように運用しているのかについての記述がない。	・委員会、会議の記録確認必要 ・運用についてヒアリング必要

確認メモ 現状とそのプロセス

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス	確認内容
・ハラスメント防止への取組方針と組織については委員会規程に明記されているが、相談受付や解決プロセス等に関する記述と具体的な資料の添付がない。 ・教職員に向けた啓発活動の記述はあるが、資料が添付されていない。 ・学生に向けた啓発活動は実施されている。 ・内部通報規程は整備されている。 ・コンプライアンスの相談窓口に関する記述がなく、資料も添付されていない。 ・研修や教育等に関して具体的な進め方の記述がない。	・マニュアル等の確認必要 ・運用についてヒアリング必要 ・年度初めの諸会議記録確認必要 ・ポスター、学生生活ガイド確認済 ・添付資料確認済 ・課題と取組の方向性に記述あり

確認メモ 現状とそのプロセス

(3) 個人情報保護	確認内容
・基本方針、規程は定められており、全体的な取り組みは行われている。 ・電磁記録の取り扱いについて記述がなく、資料も添付されていない。 ・学内ネットワーク上のセキュリティ対策はアクセス権と閲覧履歴で行われている。 ・学事システムのセキュリティ対策は使用者制限で行われている。	・添付資料で確認済 ・課題と取組の方向性に記述ない ・ヒアリング必要 ・これで十分なのかヒアリングで確認 ・課題と取組の方向性に記述あり

確認メモ 現状とそのプロセス

(3) 啓発及び教育	確認内容
・教職員に向けた啓発の記述はあるが、添付資料がない。 ・学生に向けた啓発は実施されている。	・年度初めの諸会議記録確認必要 ・学生生活ガイド確認済
・教職員に向けた研修について記述がなく、資料の添付もない。 ・学生に向けた教育について記述がなく、資料の添付もない。	・課題と取組の方向性に記述あり ・ヒアリング必要

確認メモ 現状とそのプロセス

(3) 啓発及び教育	確認内容
・教職員に向けた啓発の記述はあるが、添付資料がない。 ・学生に向けた啓発は実施されている。	・年度初めの諸会議記録確認必要 ・学生生活ガイド確認済
・教職員に向けた研修について記述がなく、資料の添付もない。 ・学生に向けた教育について記述がなく、資料の添付もない。	・課題と取組の方向性に記述あり ・ヒアリング必要

確認査メモ 現状とそのプロセス

2. 職業実践専門課程	確認内容
・認定要件の適合状況は所轄への報告書の作成に合わせて年1回確認されている。	・報告書確認済
・各認定要件の向上は、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により行われている。	・両委員会の記録確認済

確認メモ 特徴として強調したい点

1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・諸法令、基準を遵守して適正な学校運営を行っている。	・添付資料で確認済
・所轄先の窓口と担当部署を明確にして申請、報告、届出等を間違いなく、遅滞なく行っている。	
・個人情報保護は、法人全体の取り組みとして行っている。	・添付資料で確認済
2. 職業実践専門課程	確認内容
・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。	・添付資料で確認済

確認メモ 今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・制定、改正する細則、規定類のメンテナンスと周知、適切な運用。	・具体的に実施することを確認
・変更等の申請をタイムリーに行うための情報収集の迅速化、複線化。	・具体的に実施することを確認
・関連先からの情報収集に力を入れる。	
・ハラスメント防止意識の維持に向けた体制の検討。	・検討の方向性を確認
・コンプライアンスに関する相談受付窓口の設置と学生への周知の検討が緊急課題。	・具体的な計画の有無を確認
・個人情報保護に関する教職員に向けた研修の実施。	・具体的な計画を確認

確認メモ 今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・学事システムの来年度入替によりセキュリティ改善。	・具体的な計画を確認
2. 職業実践専門課程	確認内容
・各認定要件の維持が精一杯な状態で、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組が中々進まない。	・具体的な進め方を確認
・課題改善を第一に進めるための学科内のコンセンサスを図る。	

小項目の評価記述例

1. 法令遵守と学校運営
(1)特長として評価する点
・専門学校の教育に関わる諸法令、基準及び柔道整復師養成校基準を遵守して適正な学校運営を行っている。
・所轄先の窓口と担当部署を明確にして申請、報告、届出等を間違いなく、遅滞なく行っている。
・また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により適切に管理されている。

小項目の評価記述例

1. 法令遵守と学校運営
(2)更なる向上を期待する点
・電磁記録の取り扱いは、特に問題なく運用されているが、基本となる取扱規程の策定を進めて欲しい。
・教職員と学生に対するコンプライアンスの相談受付窓口の早期設置と学生への周知の検討を進めて欲しい。

小項目の評価記述例

2. 職業実践専門課程

(1) 特長として評価する点

・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。

(2) 更なる向上を期待する点

・学科運営の諸課題の円滑な処理に合わせて、課題の改善を進められるよう、学科内のコンセンサスを十分に図ってほしい。

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(1) 特長として評価する点

□諸法令、基準を遵守して適正な学校運営が行われている。申請、報告、届出等は、所轄先の窓口と担当部署を明確にして、間違いなく、遅滞なく行われている。

□また、全ての申請、報告、届出等の記録は事務局長により適切に管理されている。

□職業実践専門課程として、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組を通して改善を図り、各認定要件の向上を目指している。

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(2) 更なる向上を期待する点

□電磁記録の取り扱いは、特に問題なく運用されているが、基本となる取扱規程の策定を進めて欲しい。

□コンプライアンスに関する規定等は整備され、適切に運用されているが、教職員と学生に対する相談受付窓口の設置と学生への周知をできるだけ早く進めて欲しい。

□学科内のコンセンサスを十分に図った上で、職業実践専門課程として、各認定要件の向上に向けた改善活動を積極的に進めてほしい。

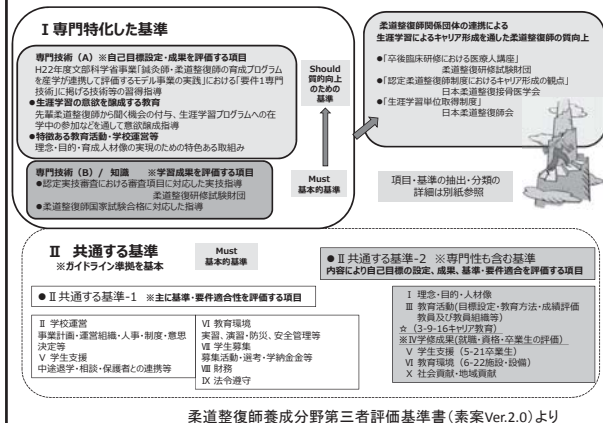
分野別評価項目の 理解と評価の考え方



- 基準3 教育活動**
- 3-5 目標の設定
 - 3-6 教育方法・評価等
 - 3-8 免許・資格取得の指導体制
 - 3-9 教員・教員組織

柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業評価委員研修

柔道整復師養成分野 第三者評価基準のイメージ



I 専門特化した基準

- 専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目**
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導
●生涯学習の意欲を醸成する教育
先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導
●特徴ある教育活動・学校運営等
理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み

Should 質的向上のための基準

Must 基本的基準

- 専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目**
●認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
柔道整復研修試験財団
●柔道整復師国家試験合格に対応した指導

柔道整復師養成分野 第三者評価基準書 (素案Ver.2.0) より

その1 基準3 教育活動

大項目

- 養成校に求められるもの
 - 修業年限3年で認定実技審査と国家試験に合格できる教育課程の編成
 - 卒業後、企業勤務や開業するために職業現場施術活動を実践できる知識・技術・技能
 - 学校でできるだけ習得させるよう努める
 - 業界の最新の人材ニーズの把握
 - 教育課程編成委員会での外部意見の反映
 - 授業評価等による効果確認
 - より良い教育課程にむけた研究

その1 基準3 教育活動

大項目

- 成績評価、単位認定基準等の明確な提示
- 教育課程を確実に実行する教員組織
- 資格要件を備えた教員の配置
- 現場に通じた教員の確保と研修体制
- 具体的な教育運営の方法を点検、教育活動が適切かつ効果的に行われているかを確認、評価

分野別評価項目の理解

	基準3 教育活動
3-5	目標の設定
3-6	教育方法・評価等
3-8	免許・資格取得の指導体制
3-9	教員・教員組織

★専門技術(A): 自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

★専門技術(B): 知識 学習成果を評価する項目、基本的基準

■専門: 職業実践専門課程認定要件、分野に必要な基本事項

基準3 教育活動

3-5 目標の設定

小項目	評価の視点・指標	分類観点
9	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	目標専門
10	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか	目標成果

9	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか
★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準	
■分類:目標 ■観点:専門	
□チェック項目	
51	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できる教育到達レベルを明示しているか
52	教育到達レベルは、理念等に適合しているか
53	免許取得の意義及び取得指導・支援体制を明確にしているか
54	免許取得の指導・支援体制を整備しているか

■参照資料 ※は必須

- ☐ 学科毎に教育到達レベル・目標等を記載した印刷物
- ☐ 到達レベル達成のための教育方法等説明資料
- ☐ 免許取得の意義・目標等を明記した文書
- ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

10	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか
★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準	
■分類:目標 ■観点:成果	
□チェック項目	
55	教育目標として業界等の人材ニーズに対応した専門技術の達成目標を設定しているか

□教育目標として設定した専門技術(例示)

- 柔道整復術:
- 1 骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得
- 被覆包帯及び固定包帯術:
- 2 巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得
- テーピング技術:
- 3 患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得

□教育目標として設定した専門技術(例示)

- 後療法:
- 手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得
- 4

□教育目標として設定した専門技術(例示)	
5	□別技術(ボディナビゲーション体表解剖を含む): 外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。
6	□医療面接: 信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など
7	□リスク管理: フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

■参照資料 ※は必須	
□教育目標(と成果)に関する文書	□その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

3-6 教育方法・評価等		
小項目	評価の視点・指標	分類 観点
11	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	目標 専門
14	柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必要であることを認識するための教育を行っているか	目標 質
16	教育方法について、特色ある取組を行っているか	目標 成果

11	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか
★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準	
■分類:目標 ■観点:専門	
□チェック項目:	
56	教育課程を編成する体制は、規程等で明確にしているか
57	議事録を作成するなど教育課程の編成過程を明確にしているか
58	授業科目の開設において、専門科目・一般科目を適切に配分しているか
59	授業科目の開設において、必修科目・選択科目を適切に配分しているか

□チェック項目:	
60	修了にかかる授業時数・単位数を明示しているか
61	授業科目の目標に照らし、適切な教育内容を提供しているか
62	授業科目の目標に照らし、講義・演習・実習等、適切な授業形態を選択しているか
63	授業科目の目標に照らし、授業内容、授業方法を工夫するなど学習指導は充実しているか
64	職業実践教育の視点で、科目内容に応じ、講義・演習・実習等を適切に配分しているか
65	職業実践教育の視点で、教育内容・教育方法・教材等について工夫しているか

□チェック項目:	
66	単位制の学科において、履修科目の登録について適切な指導を行っているか
67	授業科目について授業計画(シラバス・コマシラバス)を作成しているか
68	教育課程は、定期的に見直し、改定を行っているか

■参照資料 ※は必須

- ☐教育課程編成方針文書、規程等
- ☐教育課程編成経過、検討の記録
- ☐教育課程、授業科目、時間割、授業計画※
- ☐演習・実習等の構成、考え方を明記した資料等
- ☐職業教育に関する授業科目構成と講義
- ☐授業計画(シラバス・コマシラバス)※
- ☐効果の分析等の資料
- ☐その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

14 柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必要であることを認識するための教育を行っているか

★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

■分類:目標 ■観点:質
□チェック項目:生涯学習の意欲醸成に関する例示

- 75 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか
- 76 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか
- 77 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか

■参照資料 ※は必須

- ☐生涯学習参加に関する文書
- ☐生涯学習に関する教育プログラム
- ☐その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

16 教育方法について、特色ある取組を行っているか

★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準

■分類:目標 ■観点:成果
□チェック項目

82 教育方法に関して特に力を入れている取組があるか

■参照資料 ※は必須

- ☐特色ある教育方法に関する文書
- ☐その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

3-8 免許・資格取得の指導体制

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
19	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	目標 専門
20	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	目標 成果

19 柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか

★専門技術(B):知識 学修成果を評価する項目、基本的基準

■分類:目標 ■観点:専門
□チェック項目

- 88 柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための授業科目、特別講座の開設など指導体制を整備しているか
- 89 不合格者及び卒後の指導体制を整備しているか

■参照資料 ※は必須 ☐ 資格取得指導体制(規程、組織図、議事録) ☐ 補講、グループ学習指導等の資料 ☐ 卒後の指導体制に関する資料 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	
--	--

20	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか
★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準	
■分類:目標 ■観点:成果 ☐ チェック項目	
90	資格の内容、取得の意義について明確にしているか
■参照資料 ※は必須 ☐ 資格取得関係科目一覧 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

3-9 教員・教員組織

小項目	評価の視点・指標	分類観点
23	教員組織について、特色ある取組を行っているか	目標質

23	教員組織について、特色ある取組を行っているか
★専門技術(A):自己目標設定・成果を評価する項目、質向上基準	
■分類:目標 ■観点:質 ☐ チェック項目	
108	教員組織に関して特に力を入れている取組があるか
■参照資料 ※は必須 ☐ 教員組織の特色ある取組に関する文書 ☐ その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料	

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

委員区分 (選任区分)	Q 1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など)	Q 2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など)	Q 3 評価委員について (人数、構成などの適切さ)
評価委員① (教育専門家・学識者)	設立母体の法人と学校運営との関連が困難。 法人が設置する学校以外の施設の取扱い、利用等が評価対象になるのか疑問。	法的に問題のあるインターンシップの取扱い 学科ごとに評価項目を変更することは？	財務関連委員を増員し部会に出席できるようにならないか。
評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)	評価委員として実感した事は、評価の表現の難しさと評価部会内での評価基準ベクトルの統一化（客観性の難しさだった。 しかし、これらの問題は、部会の回数を増やし討論することで解決できる問題であると考える。 評価を受ける立場としては、第三者評価が学生支援向上に向けて重要な条件であるということ。第三者評価を受ける事で、忙しさを理由に長年止まっていた良い企画が動き出した、PDCAサイクルの活性化も見込め、また、学内で気付かなかった事に気づき、内部質保証の向上を図る効果が期待できると考える。	評価基準・項目数については、概ね適切であった。 カリキュラム等の審査については、訪問調査の時間も限られているので、今回は書面調査が主体になってしまいが、あまり実施内容についての調査ができなかったが、教務日報等を閲覧して提示カリキュラムと実際の授業での整合性を審査することが望ましいと考える。 削除すべき評価については、委員会で討論した内容で大丈夫だと思う。 判断の難易度については、第三者評価がどれだけ権限を持ち指導できるかに関わってくると考える。	評価委員の構成については、ベストだと思う。 人数については、学校の事に関して知識のある委員がもう少し必要だと思う。その理由は、ある一つの評価を討論する場合に、業界関連であれば全員で討論することができるが、学校運営関連事項になると意見が少なくなるので、問題が生じる場合が想定されるためである。
評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)	これからの専門学校には、必要不可欠である。 入学してくる学生のため、また学校の質保証と学校運営にも欠かせないものである。 短所及び長所を把握して他の学校との差別化を図り、個性を活かし特徴を出すことにより、質の良い教育と安定した運営をしていくのに必要である。	中立の立場に立って学校の評価をしなければならぬ。故に公平さを保つ難しさがある。評価者により観点が違うこともあり、基準の難しいところである。 更なる向上を期待する点のところで、曖昧な文章表現になることもあり、難しい。 モデル事業としては、良いと思われる。	専門知識を持っている人材を数名増員する必要がある。
評価委員④ (柔道整復師)	質の高い柔道整復師を養成するためには、基準に沿った養成校が必要であり、そのためにもこの様な評価は継続的に必要と考える。	適切と思われる。	業界側から参加させてもらったことで、理解が深められたと思われる。
評価委員⑤ (柔道整復師)	評価の結果がどのような形で現れるのか、また、将来、学校が進む方向などについても知りたいと思った。		

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

委員区分 (選任区分)	Q 1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など)	Q 2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など)	Q 3 評価委員について (人数、構成などの適切さ)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	評価基準が、大・中・小・小項目として定められ、さらにチェック項目が示されているので、これにそって自己点検・評価がなされれば、当該校の実態が明確になっ てくる。点検・評価の積み重ねが、学校改革につな がってくる。 まず、自己点検・自己評価→そして、外部評価で現実 を確認し、改革へ。	評価基準は全体として適切であると思うが、職業実践 専門課程としての基準については、知識が乏しいこと もあり、判断が難しかった。 その専門分野の委員の改善意見に期待したい。	評価委員数6名は適当と思われるが、柔道整復師分野 の委員4名は2～3名にして、専門学校関係者（柔道 整復師分野以外の）を1～2名としてもよいのではな いか。そのためには、人数が1～2名増やすことも検 討すべき。
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	受審校自身が特徴と認識していない特徴などを知らせ ることができると効果があると思う。 逆に、問題点を認識していない点などを発掘でき、改 善につながるケースもあると思う。	今後、評価基準を適・不適などより評価結果を明確に した方がよいと思う。 評価項目間で受審校が同じ回答を繰り返すもののみら れ、整理が必要な項目があると思う。 評価者側の意図する回答でないものもあり、意図が伝 わりにくい項目もあるもので、より明確に伝わる工夫が 必要ではないか。	適切な構成だと思う。
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	委員の先生方が素晴らしく、自分がこの委員でいいの かと感じた。	訪問校の実務（自己評価報告書作成）担当者とも、事 前打ち合わせした方がよいと感じた。	適切と思う。
評価委員④ (柔道整復師)	第三者よりの評価を受けるという学校自体の姿勢にと ても感銘を受けた。 私自身、業界の養成校への見方、講師としてではな く、外側からの客観視としてとても有意義なものだっ た。		妥当かつ適切なものと思う。
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（1）

平成27年12月17日

委員区分 (選任区分)	Q 1 第三者評価の全般的印象について (評価委員として実感したこと、第三者評価の効果など)	Q 2 モデル事業における評価基準について (基準の適切さ、項目数、判断の難易度、追加または削除すべき項目など)	Q 3 評価委員について (人数、構成などの適切さ)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	全体として発言が少なく、個別に指名されて初めて発言することが多いと感じた。 効果については、今後の学校の対応によると思われるので何とも言えないが、「更なる向上を期待する点」等の記述は、複数の委員で述べられた結果と、学校が率直に受け止め、実現に努力すれば、それが効果といえるのではないかと。	小項目で判断すべき項目が多すぎるように思う。 項目の表現が記入者によって解釈(理解)が異なってしまうようなものが散見されるため、表現の再考を願いたい。	発言の少ない委員は、この事業の内容をよく理解していないということがその理由だった。 委員選考にあたり、特に団体推薦委員については、この事業(制度)について十分な説明と理解を持った方を推薦するよう依頼すべきである。 人数については、概ね適正と考える。。
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	他校の実態とそれに基づく報告内容おを理解・推察することは大変な作業であった。 事務局の下作業に負うところ大。敬意を表する。	重複や類似などもあったが、それぞれの箇所で理解を促すのに必要なこともあり、統一、省略も難しいものと推察する。	ちょうど良いのではないかと。
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	委員として、初めての経験(仕事)で、学校運営をする中で、たいへん参考になった。 今後、専門学校(柔道整復学科)において、内部質保証や社会からの信頼が、生き残るためにはさらに求められると思う。今回の経験を活かし、仕事をしたいと思う。	評価基準は、事前に検討され適正に設定されていた。ただ、評価対象の柔道整復学科として、小項目において判断しにくい項目や、評価できないような項目も見受けられた。次の検討課題だと思う。	今回担当した評価委員は、バランスよく構成されていたと思う。 評価担当部会におけるディスカッションは、様々な意見が出て、参考になった。 委員長はじめ、各委員にはたいへんお世話になった。
評価委員④ (柔道整復師)	専門学校からの膨大な資料に目を通す作業は大変だった。	適切だったと思う。	適切だったと思う。
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果 (2)

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由意見欄)
評価委員① (教育専門家・学識者)	今回は訪問・ヒアリング調査が書面審査終了前に実施することになった点は残念だった。 学生インタビューを機構の評価に加えることを検討すべきである。	日程調整がたいへんだと思うが、規模の大きい学校については、回数を増やすことも必要だと思う。	
評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)	評価の手順については、何の問題もないと思う。 今回初めての試みであった学生インタビューは、たいへん有意義であったと感じている。分野別第三者評価が現実化し実施されるときも、是非、実施していただきたい。	今回は、モデル事業であったために、スケジュールがかなりタイトであった。 実際に実施するには詳細な書面調査にも余裕が必要であるし、訪問調査の前にも、質問事項の精査を先行し、委員間での問題点の共有化を図るための日数が必要で、その後の部会でも協議についても日数が必要だと感じた。	第三者評価は、国家の安全・業界の倫理観向上・学生等のために大学等と同様に義務化されるべきものだと強く感じた。 養成校としても評価して頂けることが、オンラインワンを目指すうえでとても重要である事を実感させていた。 私自身も良い勉強をさせていただき、感謝している。
評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)	すべての評価資料を熟読しなければならなく、かなりの量があり時間が必要である。 すべての報告書を読み終わってから、訪問・ヒアリング調査、学生インタビューを実施した方が評価報告書の作成にはよいと思われる。 学校訪問も、11月は実技認定や、卒業試験もあり、その前に行く方がよい。	もう少し余裕があるとよい。(報告書を読むのに時間が必要)	第三者評価は必要と思うが、すべての学校で実施するには、人と時間がかかり、その振り分けと人材が必要である。
評価委員④ (柔道整復師)			学校の設置基準、内部規律や法的なことに対してよく知らなかったのも、評価作業は難しかったが、大いに参考になった。 将来、多くの卒業生が開業すると思われるので、学校の授業科目にはないが、柔道整復師法(特に受領委任払い、業務範囲等)の授業を組み入れていただきたい。
評価委員⑤ (柔道整復師)			柔道業務と療養費の受領委任払いは切っても切れない関係にある。従って、教育の現場においても、受領委任払いの歴史と内容を教えてほしいと思う。

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（2）

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由意見欄)
評価委員① (教育専門家 ・学識者)	書面調査、訪問・ヒアリング調査については、従来と特段変わりなく進行された。 学生インタビューについては、学生に真剣な姿勢が確認できたことと、自己評価と第三者評価の意義について学生が理解してくれたであろうと評価している。 報告書については、可否ではなくて、「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述式で、意見表記が容易になったと思うし、学校にも評価が伝わり易いように感じる。 ただ、各委員の意見が併記される点もあり、焦点がぼける可能性もある。	今回はモデル事業でアあり、特別のスケジュールであったと思う。 これまでの評価機構のスケジュールでよいと思う。	今回の当該校の自己点検評価を通しての学校改革の取組は高く評価している。 特に、職業実践専門課程としての「教育課程編成委員会」「学校関係者評価委員会」の意見反映に、大いに期待している。
評価委員② (柔道整復師養成校 の教職員)	学生インタビューを取り入れたことは良かったと思う。 訪問・ヒアリング調査の時間はもう少し長くした方が良かったのではないかなと思う。	書面審査の回数がやや不足していたと感じた。(評価委員間の意見調整のため)	
評価委員③ (柔道整復師養成校 の教職員)	このままでもいいと思う。	適切と思う。	事務局の皆様にお世話になった。
評価委員④ (柔道整復師)	システム化されていたと思う。	妥当かつ適切なものと思われる。	今後の担い手となる委員の先生の為に、その他の各種委員会委員と同等レベルの報酬、手当てを考えていただければと思う。
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル事業評価担当部会委員アンケート調査結果（2）

委員区分 (選任区分)	Q 4 評価の手順について (書面調査、訪問・ヒアリング調査、学生インタビュー、評価報告書作成の手順など)	Q 5 評価のスケジュールについて (評価部会の開催時期、回数など)	Q 6 その他 (自由意見欄)
評価委員① (教育専門家・学識者)	項目のグループニングによっては、1日3時間の審議はきつときがあった。あと30分でも伸ばすと心に余裕がでさると思う。 訪問調査については、地方都市の学校においては、前泊をし、9時半頃から開始した方がより理解を深める調査ができさると思う。 学生インタビューについては、今一つ必要性が感じられない。事前アンケートの質問事項が多すぎ、読み込む時間が足りない。審査に役立つというより、学校がどの様に学生に接するか、施設はどうあるべきかには役に立つが、インタビューの質問の参考にはならないと感じた。内容を変更し、インタビューの時間がもつと長時間とれるなら、また違った形態で実施できるかもしれない。	あと1か月前倒しで実施し、1月末で終了とするスケジュールなら、委員としては助かる。 審議時間として1日3時間が限度であれば、あと1回書面審査日があってもいいと思う。予算の都合で無理なら致し方ないが。	
評価委員② (柔道整復師養成校の教職員)	概ね良い。 参照資料集に関しては、あらかじめ1セットを確認し(現地立ち合いでも可)報告書との連動を明確にしておくと思う。	適切であった。	
評価委員③ (柔道整復師養成校の教職員)	書類審査、訪問・ヒアリング・・・この手順で全く問題はなかった。 評価対象校の提出書類の記入方法などを学校側に十分に理解してもらい、もう少し整理された内容であれば、資料確認しやすかったと思う。	委員の中で1人だけ遠隔地からの参加であったが、次期・回数など特に問題はなかった。	専門学校に赴任して2年足らずであるが、専門学校の運営にとって、少子化、人口減の問題は、これから深刻なものとなる。 専門学校でも第三者評価は、大切なものとなっている。社会や地域の人々に信頼される学校・組織づくりが、生き残るために必要であると感じた。
評価委員④ (柔道整復師)	基本的な流れとして適切だったと思う。	適切であったと思う。	事前に事務局に内容を整理してもらったため、スムーズに進行できたと思う。感謝している。
評価委員⑤ (柔道整復師)			

第三者評価モデル校アンケート調査結果

質 問 項 目		ケース1	ケース2	ケース3
番号	質 問 事 項			
Q1	モデル校としての取組全般について			
Q1-1	平成26年度までの学内における自己点検・評価の実施回数 ア 3回以上、イ 2回、ウ 1回、エ 実施していない	3回以上実施	3回以上実施	3回以上実施
Q1-2	昨年度の自己点検・評価を実施した担当部署 ア 自己点検・評価委員会、イ 既存の委員会組織 ウ 教務部などの組織	既存の委員会組織(長・補佐会議) 教務部などの組織 (柔道尾整復科教務会)	自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会
Q1-3	今年度のモデル第三者評価に対する学内体制、担当部署など ア 昨年度と同じ イ 特別な体制を組んだ(具体的に)	昨年度と同じ	昨年度と同じ	特別な体制を組んだ (分野別評価のため柔道整復師学科が担当)
Q2	自己点検・評価報告書について			
Q2-1	自己点検・評価報告書の記述内容の調査方法 ア 昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施 イ 各部署に資料提出を求め、担当部署でヒアリング等を行い調査	昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施	昨年度の自己点検・評価報告書をベースに、今年度の点検を実施	各部署に資料提出を求め、担当部署でヒアリング等を行い調査
Q2-2	自己点検・評価報告書の記述者 ア 「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆 イ「基本方針」は担当部署の責任者、「中項目の分析」は担当部署で分担執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆	「基本方針」は理事長・校長またはその全面的な関与を受けて執筆、「中項目の分析」は担当部署で執筆
Q2-3	自己点検・評価報告書の作成期間 ア 4ヶ月以上、イ 3ヶ月、ウ 2ヶ月、エ 1ヶ月以内	2ヶ月	4ヶ月以上	2ヶ月
Q2-4	自己点検・評価報告書の作成において難渋したこと *複数回答可 ア 評価項目の要求している内容の解釈 イ 評価項目に関する現状の調査 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集 オ その他(具体的に)	ア 評価項目の要求している内容の解釈 ウ 自己点検・評価報告書の記述	ア 評価項目の要求している内容の解釈 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集	イ 評価項目に関する現状の調査 ウ 自己点検・評価報告書の記述 エ 参照資料等の収集
Q3	評価基準等について			
Q3-1	評価基準に関する全般的感想 ア おおむね適当である イ 今回のモデル事業の結果などを検証し、見直しが必要である。(見直すべき項目)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q3-2	評価項目の意図が理解できたか ア おおむね理解できた イ 評価項目の要求内容に理解しにくい点があった(具体的に)	おおむね理解できた	おおむね理解できた	おおむね理解できた
Q4	評価方法等について			
Q4-1	第三者評価の実施方法に関する全般的感想 ア おおむね適当である イ 今回のモデル事業の結果などを検証し、見直しが必要である。(見直すべき項目)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-2	第三者評価の実施時期 ア おおむね適当である イ 時期を変更する方がいい(いつ頃?)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-3	評価担当部会の評価委員 ア おおむね適当である イ メンバー構成等を変更する方がいい(具体的に)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である

Q4-4	現地調査等 ア おおむね適当である イ 実施方法を変更する方がいい(具体的に)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q4-5	学生インタビュー ア おおむね適当である イ 実施方法を変更する方がいい(具体的に) ウ 実施しない方がいい(理由)	おおむね適当である	おおむね適当である	おおむね適当である
Q5	第三者評価報告書等の公表について			
Q5-1	第三者評価報告書の公表に関する意見	実証事業の成果物として公表することは承知している	公表 可	情報公開の観点からしても公表すべきであると考えます。
Q5-2	自己点検・評価報告書の公表に関する意見	本校は柔整整復科以外の学科も設置しており、職業実践専門課程の申請時に示された書式により自己点検・評価報告書をすでにホームページ上に公開しております。閲覧者の混乱を招く恐れもあり、公表は辞退したいと考えます。 ただし、これも成果物として必要であれば、協力校として異議はございません。	公表 可	自己点検・評価報告書及び第三者評価報告書を公表することにより、学校の問題点に対する改善策や対応が見えることになるので、養成校の質向上に大変役立つと考えます。
Q6	自由意見記述欄			
		学内で行っているそれぞれの事業は多目的な意図を持って行っております。 大項目・中項目・小項目を横断的に関わることが多く、問われている評価項目に回答するために、同じ事業を何度も記載したように感じます。 今回の実証実験では「可」、「否」の評価は見送られていますが、「可」と評価される基準(評価の視点)を示していただければ、評価を受ける者の目標となりますし、報告書及び資料の取りまとめ方法も検討できると思います。 これまでは関係官庁による実地調査の経験しか無く、第三者に対する資料整理の意識が低く、教職員には強い刺激となりました。ご指摘いただいた事項を含め、学校運営の向上にむけて教職員一丸となって邁進したいと考えております。 今回、評価に関係いただいた諸先生方には深く感謝申し上げます。	今回の評価を受けて、改めて日常業務を適正・的確に行うことの大切さ認識しました。 また、改善すべき点や問題点も明らかになり、今後の学校運営にこれらを踏まえて進めてまいります。大変有意義な経験となりました。ご指導誠に有難うございました。	学校内で気がつかなかった点や後回しになっていた点が第三者の評価を受けた御陰で気づくことが出来ました。また、改善の指標が解りやすくなりました。 学生インタビューを受けるに当たり、本当に学生が学生生活に満足していると自信を持ってはいましたが、不安もありました。教職員が良いと思う視点と学生が感じる点の解離が無いか確認するためにも良い試みであったと思います。

【資料3：各コンソーシアムとの連絡調整に関する資料】

1 評価委員研修会における配付資料

- ① 専修学校職業実践専門課程第三者評価について 191
専門職高等教育質保証機構 代表理事
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦
- ② 第三者評価における評価者の役割と業務 201
早稲田速記医療福祉専門学校 講師
私立専門学校等評価研究機構 第三者評価委員 高橋 稔

専修学校職業実践専門課程 第三者評価について － 専門職高等教育の質保証 －

川 口 昭 彦
専門職高等教育質保証機構 代表理事
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授

2015.9.7

評価者研修

専門職高等教育への期待と質保証・向上

- 21世紀の社会が求める人材像は？
- 高等教育のパラダイム・シフト
- 質保証(評価)文化の醸成・定着
- 保証すべき「質」とは？
- 大学等の認証評価制度
- 専修学校の質保証の方向性
- 専門職高等教育質保証機構の試行評価
- まとめ

QAPHE

3

21世紀の社会が求める人材像は？

社会のパラダイム・シフト:
産業社会から知識社会へ
日本の雇用環境の変化

QAPHE

社会のパラダイム・シフト

- 産業社会から知識社会へのパラダイム・シフト
- 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステナブル社会－細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との乖離
- 予測困難な時代に向けて、想定を超える事態に対応できる新しい知に対する渴望
- 社会が人材に期待する資質・能力の変化(キャッチアップ型からフロントランナーへ)
- 職業教育および生涯学習に対する社会の期待

QAPHE

知識(基盤)社会(1999 ケルンサミット)

- 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を実行
- わが国においても教育改革が進行(ただし、大学改革が先行し、職業教育については遅れ気味)
- これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

QAPHE

知識社会とはどんな社会か？

- 知識には国境がなく、グローバル化が進む。職業選択の自由度が広がり、性別や年齢を問わず参画することが促進される(流動的)。
- 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。機会が平等に開かれることによって、成果をあげられる人とそうでない人の差が顕著となる(競争的)。
- 知識の進展は旧来のパラダイムの転換をともなうことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が重要となる。すなわち、一つの専門分野に固執するのではなく、他分野を自分の仕事に取り込むことが求められる(専門分化的)。
- 成果を産み出すためには、多様な専門家の協力が不可欠となる(チームとしての協調性)。

QAPHE

グローバル化

7

- メリット: チャンスの拡大
 - これまであった障害がグローバル化によって次第に取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。
- デメリット: 不確定要素が増える。リスクが増大する。
 - 関係する国、地域、社会あるいは人が増えることによって、これまでは想像もつかなかった事態が起こる可能性が高い。
 - そのリスクをどのように最小化するかが課題となる。
 - リスクが顕在化したときの対処の仕方が問われる。
 - 組織の柔軟性を維持できなければグローバル化を生き残ることも難しくなる。→ リスクに柔軟に対応できる人材

QAPHE

知識社会と産業社会に求められる能力

8

知識社会	産業社会
人間力・時代を生き抜く力 ネットワーク形成力・交渉力 多様性 個性あるいは個別性 能動性 新しい課題に挑戦する意欲・創造性	基礎的な学力 協調性・同質性 標準性 共通尺度での比較可能性 順応性 知識量・知的操作の速度

これからの知識社会が必要としているのは、多様性、創造性、個性そして能動性に富む人材である。

QAPHE

日本の雇用環境の変化

9

- これまでの一般的な雇用慣行の特徴
 - 新規卒卒者の一括採用、長期雇用を前提とした企業内教育・訓練
 - 学校においては基礎的な知識・技能を身につけさせて、職業に必要な専門的知識・技能は、主に企業内教育・訓練をつうじて、仕事をしながら育成
- 指導する人材の不足
 - 非正規雇用の増加により、企業内教育・訓練に割く時間を圧迫
 - 厳しい経済状況のもとで人材育成に割く費用・時間を縮小
 - 企業内教育・訓練を実施する動機づけが低下
- 企業が人材育成を行う余裕を失っている。

QAPHE

高等教育の基本的使命(社会の期待)

10

- 活力ある社会が持続的に発展していくために、専門分野に関する専門性を有するだけではなく、幅広い教養を身につけ、高い公共性・倫理観をもちつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質をもつ人材を育成する。
- 知識社会あるいは日本の雇用環境に適した、学修成果、授業設計、カリキュラムなどが必要となる。
- 学修によって、どのような知識、能力、技能そして態度を獲得することができるか？

QAPHE

11

高等教育のパラダイム・シフト

「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
「量の時代」から「質の時代」へ

QAPHE

高等教育のパラダイム・シフト

12

- 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学修成果があがっているか」へ
- いかに学修成果を測定するか？ いかに説明責任を果たすか？

QAPHE

学習環境の変化

13

	教員中心の学習環境	学生中心の学習環境
クラスの活動	教員中心、一方向	学習者中心、双方向
教員の役割	事実の伝達者、専門家	協力者、しばしば学習者
指導の強調点	事実の暗記	関係性、問い、創造
成功として提示するもの	基準準拠	理解の質
評価	多肢選択	到達度評価、ポートフォリオ、パフォーマンス評価
テクノロジーの利用	ドリルと練習	コミュニケーション、アクセス、協力、表現

大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着 日本の大学は世界で通用するか?』(ぎょうせい2014年) p. 30

QAPHE

次元の異なる質保証の対象

14

	具 体 的 内 容
インプット (投 入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活 動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結 果)	インプットおよびアクションによって、学校(組織内)で産み出される結果をさす。一般的に、数量的な結果を示すことが多い。
アウトカムズ (成 果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身につけたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

QAPHE

高等教育質保証のパラダイム・シフト

15

- 「教育」重視、教員中心から、「学習」あるいは「学修」重視、学生中心へ
- 「インプット(入力)」「アクション(活動)」「アウトプット(結果)」中心の質保証から、「アウトカムズ(成果)」中心の質保証へ
- 「量(アウトプット)の時代」から「質(アウトカムズ)の時代」へ
- 入口管理(入学試験等)から、出口管理(卒業・修了判定)へ

QAPHE

質保証(評価)文化の醸成・定着

16

質リテラシーと質保証(評価)文化
「評価」の三つの機能
高等教育における保証すべき質

QAPHE

質リテラシー(Quality Literacy)

17

- 学校には、恒常的な質の改善・向上を図る能力が求められる。これには、つぎの二つの側面がある。
 - 組織文化的側面: 質に関する価値・信念・期待・責務が組織内で共有されている(学内の共通認識)。
 - 組織運営的側面: 質を向上し、構成員の協働体制やプロセスを有する(学内の運営組織)。
- 学校がもつべきは、「質の文化(Quality Culture)」あるいは「質保証文化(Quality Assurance Culture, QA Culture)」

QAPHE

質保証(評価)文化とは

18

- 質保証(評価)情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
- 質保証(評価)結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任(アカウンタビリティ)を確保することが、社会的な流れとなっている。
- 「評価」は、「質保証」を行うための手段である。「評価」は目的ではない!

QAPHE

「評価」の三つの機能

19

- アクレディテーション (Accreditation) : 認証
 - 資格証明のための認証
 - 品質認証 (ISO・・・など)
- オーディット (Audit) : 監査あるいは監視
 - 法律やコンプライアンスなどに準拠の確認
 - 内部評価や調査の信頼性を確認
- アセスメント (Assessment) : 分野や対象、行為によって異なる意味 (環境アセスメント、看護アセスメント、ニーズ・アセスメントなど)

QAPHE

資格証明のための認証

20

- 対象 (ヒト、モノ、組織) が、ある資格を有するに足る水準に達していることを証明する。
- 技能や職業資格の認証 (国家試験、資格試験、民間組織独自の証明書)。
- モノについては、その商品の品質が、一定の基準を満たすものであることを検査や査定によって証明する。
- 組織については、当該組織が開業するに値する資格を有することを証明する。

QAPHE

高等教育におけるアクレディテーション

21

- 学校やプログラムが、一定の水準 (地位) や適切さを有しているかを決定あるいは再認識するための評価である。
- あらかじめ設定された、教員資格・研究活動・学生の受入・学習資源などに関する最低限の基準に則して行う。

QAPHE

高等教育におけるオーディット

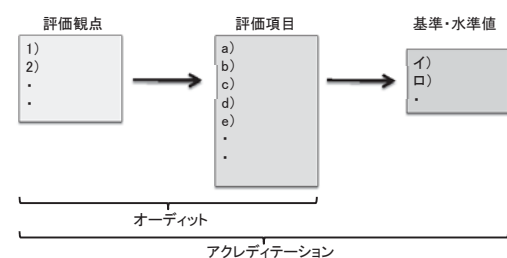
22

- 学校内部の質保証の仕組みや手続き (責任所在、学内の意思疎通や調整作業等) の整備状況や効果についての点検である。
- プログラムレベルよりも学校 (機関) レベルで実施されることが多い。

QAPHE

アクレディテーションとオーディットの関係

23



QAPHE

高等教育におけるアセスメント

24

- 学校、教育プログラム、特定の構成要素についての測定である。
- インプット、アクション、アウトプット、アウトカムズに関して、学内外で設定された基準 (ベンチマーク) に照らした質的・量的測定が行われる。
- レイティングを伴うこともある。

QAPHE

25

保証すべき「質」とは？

「質」に関する理解
質保証するための視点
高等教育の質保証システム

QAPHE

「質」に関する理解

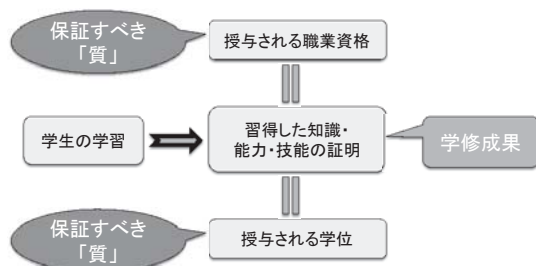
26

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方が入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと (zero defects) を意味する (製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足 (consumer satisfaction) を意味する (サービス業)。
- 高等教育 (職業教育) における質とは？

QAPHE

保証すべきは職業資格・学位の質

27



QAPHE

質保証するための視点

28

- 卓越性 (高い水準の質)
- 関係者の満足度
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度

QAPHE

質保証の最重要課題は学修成果

29

- 教育 = 教授 (Teaching) + 学習 (Learning) であり、学生の学修成果 (Learning Outcomes) について社会に明示することが重要である。
- 期待される学修成果 (Expected Learning Outcomes) を明示する。
- その学修成果の達成状況 (Achieved Learning Outcomes) を定期的に分析する。
- その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

QAPHE

学修成果とは？

30

- ある学修過程を終了した時に、どのような知識、技能そして能力を獲得することが期待できるかに関するステートメント (ECTS Users' Guide)
- 教育を語るための国際共通言語 (あるいは国際共通通貨)

QAPHE

31

大学等の認証評価制度

大学評価とは
第三者による大学評価制度

QAPHE

大学評価とは

32

- 入口と出口のところのみでの評価
 - 偏差値に代表される入学試験の難易度
 - 資格試験等の合格率、資格等の取得状況
 - 就職のランキング
- 何を教えるのか？教育の水準は？学修成果は？（質の保証）
 - 在学中に得られる付加価値は？
 - どのような教育が行われ、その成果は？

QAPHE

大学評価の歴史的経過

33

- 大学設置基準の大綱化と大学自らによる自己点検・評価の努力義務(1991)
- 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の公表義務化、外部評価の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構の創設(2000)
- 学校教育法により認証評価(第三者評価)制度の導入(2003)
- 専門職大学院制度の発足(2003)

QAPHE

外部評価と第三者評価

34

- 外部評価:教育機関が学外の評価者を選定し、その評価者に依頼して行う評価。評価項目は、教育機関側が指定するのが普通である。(学校関係者評価)
- 第三者評価:評価対象となる教育機関とは別個の独立した第三者組織によって行われる評価。評価者・評価項目・評価方法などの選択を行うのは、評価対象となる教育機関ではなく、第三者組織となる。

QAPHE

第三者による大学評価制度

35

- 機関別認証評価
 - 機関全体(大学、短期大学、高等専門学校)が対象となる。
 - 7年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 専門職大学院認証評価(分野別認証評価)
 - 専門職大学院が対象となる。
 - 5年ごとに評価を実施する。
 - 評価機関が定めた基準・方法等により評価を実施する。
- 認証評価以外の分野別評価:薬学教育、リハビリテーション教育、工学教育(JABEE)、医学教育

QAPHE

認証評価の目的

36

- 大学(専門職大学院)における教育研究などの諸活動の質を保証する。
- 大学(専門職大学院)における諸活動の質の改善・向上に資する。
- 大学(専門職大学院)における諸活動の質について社会的説明責任を果たす。
 - 第三者評価機関が果たすべき社会的説明責任:大学(専門職大学院)が実施している諸活動の質の現状分析と保証。
 - 大学(専門職大学院)自身が発信する情報だけでなく、第三者評価機関による質保証結果も不可欠な情報である。

QAPHE

専修学校の質保証の方向性

専修学校の学校評価とその歴史
専修学校に求められる質保証
内部質保証システム
第三者質保証

QAPHE

教育の質保証

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価(事前規制)した上で、自律性と学問の自由の中で行う質保証(事後チェック)である。
- 専門学校は実践的な職業教育を目的とするものであり、職業に必要な能力、知識、技能、態度など(アウトカムズ)に係る質保証の視点を踏まえた評価が重要である。

QAPHE

専修学校の学校評価の歴史

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 第三者評価の定義(学校評価ガイドライン[2010年改訂])
- 学校関係者評価が「職業実践専門課程」の認定要件(文部科学省、2014)

QAPHE

専修学校に求められる質保証

- 養成しようとしている人材像、期待できる学修成果などを「目的・目標」として明示する。
- 目的・目標としている人材像や学修成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)を行う。
- 第三者質保証では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

QAPHE

質保証システムの構成

- 内部質保証
 - 高等教育の質の維持・向上、職業資格・学位の水準の保証については、第一義的には学校自身に責任がある。
 - 学校が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者(外部)質保証(公的な質保証システム)
 - 設置基準や関係法令等
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(大学の場合、事後確認)

QAPHE

質保証とは

- 一般的に、質保証とはステークホルダー(利害関係者)に対して、約束通りの財やサービスが提供されていることを証明し説明する行為をさす。高等教育の質保証の場合、当該関係者に対して、学校がめざす目標のもと、教育が適切な環境のもとで、一定の水準とプロセスで行われ、成果をあげていることを証明し、説明する行為をさす。
- 教育の質保証の責任は、第一義的には学校自身にある。
 - それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任。
 - 学校として、その内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任。
 - 教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが必要である。－ 質の文化(Quality Culture)

QAPHE

専修学校評価の三層構造

- 自己評価:各学校の教職員が当該学校の理念、目的、目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- 学校関係者評価:生徒、卒業生、関係業界、専修学校関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁などの学校関係者により構成される評価委員会等が、自己評価の結果を基本として行う評価
- 第三者評価:学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

QAPHE

専修学校の第三者質保証システム

- 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学修成果が達成されているかどうかを評価する。
- 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

学修成果 + 一定の水準・標準 = 学修成果を基盤においた質保証

QAPHE

45 専門職高等教育質保証機構の試行評価

試行評価の目的	基本の方針
評価基準	スケジュール

QAPHE

評価事業に関する資料

- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価基準要綱
- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 自己評価実施要項
- 専修学校職業実践専門課程第三者評価試行 評価実施手引書

上記資料は、質保証機構ウェブページ
(<http://www.qaphe.jp/kijunyoukou2.html>)に公表されている。

QAPHE

試行評価の目的

- 専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に基づいて、専修学校職業実践専門課程を定期的に評価することによって、その教育活動の質を保証する。
- 学校の教育活動について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動の質の改善・向上に資する。
- 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たす。

QAPHE

基本の方針

- 質保証機構が定める評価基準に基づく評価
- 学修成果を中心とした評価
- 学校の個性の伸長に資する評価(学校の目的・目標を踏まえた評価)
- 自己評価に基づく評価
- 根拠資料・データに基づく評価
- 透明性の高い開かれた評価(意見申立て制度)

QAPHE

評価基準

49

評価基準は、五基準から構成され、基準ごとに基本的な観点(24項目)が設定されている。

- 基準1 目的・目標の設定および入学者選抜(5項目)
- 基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性(8項目)
- 基準3 職業実践専門課程の選定要件の適合性(3項目)
- 基準4 内部質保証(4項目)
- 基準5 学修成果(4項目)

QAPHE

スケジュール

50

- 第三者評価に関する説明会(2015.2.26)
- 第三者評価の申請受付
- 対象学校の自己評価担当者に対する説明会・研修会(2015.5.20)
- 質保証機構の評価者の研修(2015.8)
- 自己評価書の提出(2015.8末日締め切り)
- 訪問調査(2015.11)
- 評価結果(案)の対象学校への通知(2015.12)
- 評価結果(案)に対する意見の申立て(2016.1末日締め切り)
- 評価結果の確定・公表(2015.3下旬)

QAPHE

51

まとめ

何のための学校評価か？
相互の信頼から社会の信頼へ

QAPHE

何のための学校評価か？

52

- 学校における諸活動の質改善・向上(Quality Enhancement)と質保証(Quality Assurance)が目的である。
- 「評価」は、上記の目的を達成するために必要な手段である。評価そのものが目的化してはならない。
- 評価文化(評価情報を自らの責任で価値づけ、次の活動を選択していく)の醸成・定着が必要である(川口昭彦、2006年)。

QAPHE

Quality Assurance : Trust and Recognition

53

- Trust
 - 信頼、信用:社会の信頼(Public Trust)、相互の信頼(Mutual Trust)
 - (信頼により生じる)責任、義務
- Recognition
 - (人・ものをそれだと)認識、識別 ⇒ 個性化
 - (業績などへの)評価、称賛 ⇒ Evaluation
 - (組織・文書などへの法的な)承認、認可 ⇒ Accreditation

QAPHE

相互の信頼から社会の信頼へ

54

- 第三者質保証(評価)においては、学校と質保証(評価)機関の相互信頼(Mutual Trust)が、基本となる(緊張感をもった相互信頼あるいは協働作業)。
- 学校の自己点検・評価および学校関係者評価の積み上げを踏まえた第三者質保証(評価)でなければならない。
- 学校自らの「内部質保証」および第三者による「質保証」が、社会の信頼(Public Trust)につながる。
- 「質」の最も重要なものは、学修成果(学習者が身につけた能力、知識、技能、態度など)である。

QAPHE

参考文献・資料

05

- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2010年5月:この単行本の中の「大学」は、ほとんど「専門学校」と読み替えられる。
- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学は世界で通用するか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2014年3月
- 専門学校質保証シリーズ『職業教育質保証の理論と実践』川口昭彦著 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構編集 ぎょうせい 2015年11月発刊予定

QAPHE

ご清聴ありがとうございました。

QAPHE

第三者評価における 評価者の役割と業務

平成27年度第三者評価モデル事業
評価委員研修



平成27年9月7日
私立専門学校等評価研究機構

本研修の目的

□各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業の第三者評価委員を対象に、
□評価者の役割と業務について、柔道整復師養成分野における事例の紹介を通して、各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業の実施に役立てていただく。

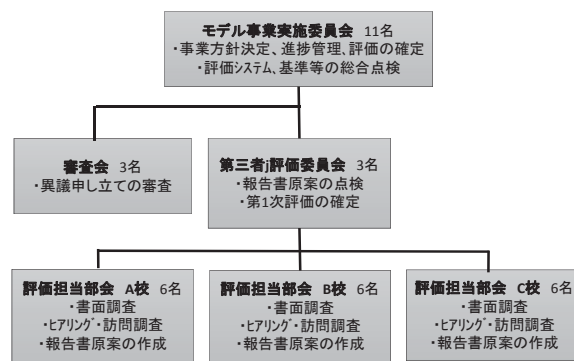
□担当：高橋 稔（早稲田速記医療福祉専門学校）

- 私立専門学校等評価研究機構第三者評価委員、ISO品質マネジメント審査員
- 平成21年度及び26年度において所属校の第三者評価体制構築を担当
- 平成25年度において学校関係者評価のモデル事業を担当

担当部分の予定

時刻	予定
15:00	・柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業の実施体制 ・評価業務とその流れ ・基準の構成と考え方 ・要求事項の理解 ・自己点検・評価報告書の構成と記述 ・確認、評価の判断と手順 ・第三者評価報告書の記述方法
16:45	・質疑応答、意見交換
17:00	・終了

第三者評価モデル事業の実施体制



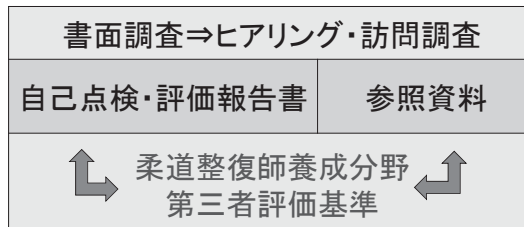
評価担当部会

●評価担当部会は、以下の評価委員により構成する

- 評価機構第三者評価部会長委員 1名
- 柔道整復師業界団体委員 2名
- 柔道整復師養成校委員 1名
- 他モデル事業校委員 1名
- 公認会計士委員 1名 計6名

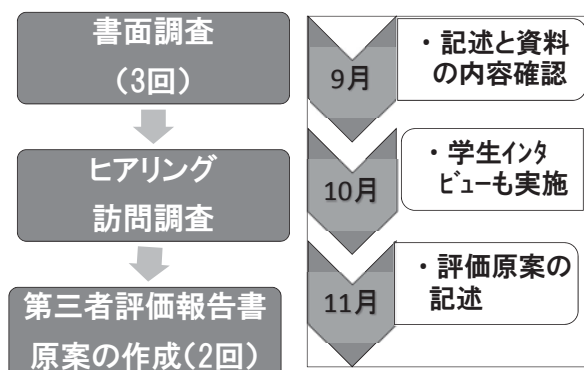
●各委員会には評価機構より事務局を配置する

第三者評価モデル事業の業務



●提出された「自己点検・評価報告書」と「参照資料」から第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。

評価業務の流れ



書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容と参照資料※を点検して、第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。



- 第三者評価基準の要求事項を満足していると判断できる記述とそれを裏付ける参照資料※を確認する。

※資料の有無とその記載内容(記録)

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容や参照資料に不明な点や不足な点がある場合は、
 - 記述の追加や訂正
 - 必要な資料の追加提出 などを依頼する。
- ヒアリング・訪問調査の準備を行う。
 - 質問、確認する項目、内容
 - 追加提出や現地確認を行う資料 など。

ヒアリング・訪問調査

- 施設・設備等
- 学校を訪問し、自己点検・評価報告書に記述された内容、説明のとおり実施、運営、管理されているかなどを確認する。
- 実際の教育活動と学校運営の状況や施設・設備などの状態を確認する。
- ヒアリング
- 自己点検・評価報告書に記述された項目毎に担当者、関係者へ質問して、確認する。

ヒアリング・訪問調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容の趣旨、意図や不明点、疑問点を確認する。
 - 事前に伝達してある質問、追加資料の確認
 - 理事会の議事録など、参照資料として提出されていない(提出できない)記録、資料の閲覧
 - 必要に応じて追加の質問
- 今回のモデル評価事業では、学生へのインタビューによる確認も行う予定。
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。

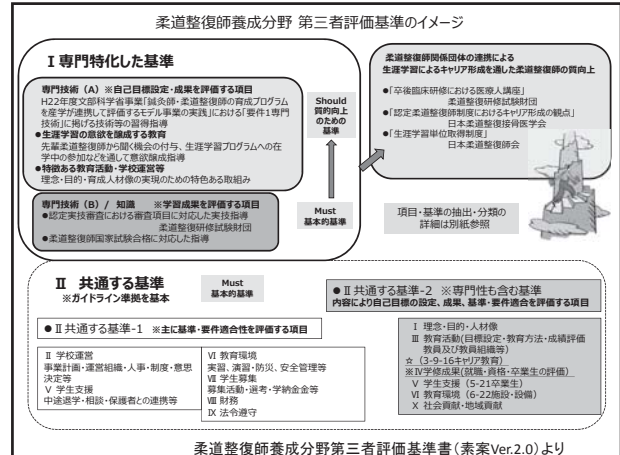
第三者評価報告書原案の作成

- 総評: 中項目へのガイド記述
 - 大項目ごとに概観や特長に関する総合記述
 - 大項目内の各中項目の評価概観や特長のまとめを記述
- 中項目の評価結果:
 - 評価基準の要求事項への確認結果から、次の2点に関する記述
 - (1)特長として評価する点
 - (2)更なる向上を期待する点
 - モデル事業では基準適合の有無は記述しない
具体的には「確認と評価の手順」で説明

柔道整復師養成分野の 第三者評価

基準の構成と考え方

- 第三者評価基準の構成
- 第三者評価基準の考え方



I 専門特化した基準

専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラム」を産学が連携して評価するモデル事業の実践における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導

●生涯学習の意欲を醸成する教育
先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導

●特徴ある教育活動・学校運営等
理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み

Should
質的向上
のための
基準

Must
基本的基準

専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目
●認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
●柔道整復師国家試験合格に対応した指導

柔道整復師養成分野第三者評価基準書(素案Ver.2.0)より

第三者評価基準の構成

1. 大項目

1.1 中項目

- 1.小項目
- 2.小項目
- 3.小項目

1.2 中項目

- 4.小項目
- 5.小項目

1.3 中項目

- 6.小項目
- 7.小項目
- 8.小項目
- 9.小項目

第三者評価基準の構成

基準	内容
大項目	・基本区分、タイトル的な位置付け10項目 ・前文に基準の背景、意味、狙い等 ・総評を記述する
中項目	・評価の基本となる37項目 ・小項目をまとめた評価単位 ・項目ごとに評価結果を記述する
小項目	・評価の視点：中項目を構成する指標 ①養成校に必要なとされる基本事項 ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を検証する視点

第三者評価基準の考え方

□ 中項目 : 37

- 自己点検・評価報告書の記述単位
 - ・「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された視点を網羅したもの
- このくくりで、評価結果を記述する
 - ・なお、モデル事業では基準適合の有無は確認するが記述しない
 - ・記述するのは
 - (1) 特長として評価する点
 - (2) 更なる向上を期待する点

第三者評価基準の考え方

□小項目＝評価の視点：68

- 専門学校に共通の項目：32
(専門学校等評価基準書Ver4.0)
- 柔道整復分野の専門特化項目：36
(共通18＋質向上13＋基本的5)
- 小項目(評価の視点)は疑問形「～いるか」で書かれているが、これは
 - ①養成校に求められる基本事項
 - ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を要求、確認する事項であり、
- ★「要求事項」＝「～いること」と読む。

小項目の内容

評価の分類	・基本的基準：Must ・質向上のための基準：Should
評価の観点	・背景：基準・専門＝Must ・要求内容：目標・質・成果＝Should



具体的な確認項目、確認資料

チェック項目	・小項目の要求事項を具体的に確認(点検)する指標
参照資料	・チェック項目への適合を確認する客観的な証拠

評価の分類：

分類	意味
基本的基準 (基本)	Must 養成校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目
質的向上のための基準 (質向上)	Should 教育目標実現に向け基本的基準を超えて質的向上を図ろうと実践している事項を問う評価項目

★分野別評価項目＝質向上(Should)：
目標、課題の設定⇒取組の成果、達成具合

評価の観点：小項目が要求していること

観点	意味	分類
基準	専門学校設置基準、指定規則、学校としての基本的事項	Must
専門	職業実践専門課程認定要件、分野の基本的事項	Must
目標	自己目標、学習成果を中心とした目的・目標	Should
質	内部質保証の取組	Should
成果	設定した学習成果等の達成	Should

★分野別評価項目＝専門(Must)：要件を満足
＝目標(Should)：目標の設定⇒取組の成果、達成具合

具体的な確認・チェック項目、確認資料

□小項目のチェック項目：302項目

- 小項目(評価の視点)を満足しているかを判断するための具体的な確認・点検項目。
- ★これも「要求事項」＝「～いること」と読む。
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを、この項目で確認、点検する。

□参照資料

- 第三者評価基準の要求事項を満足している事実を証明する客観的な証拠。
- 添付必須の資料もある。※
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを、参照資料の有無とその記載、記録(データ等)から確認する。
- 資料に記載、記録されている内容から、自己評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを判断する。



柔道整復師養成分野の 第三者評価

要求事項の理解

□基準9 内部質保証



その2 基準9 内部質保証

大項目

- 養成校に求められている
 - 法令、専修学校設置基準等の遵守
 - 職業実践専門課程の認定要件を満足する適正な教育運営
 - 教育の質に関する自己点検・評価と学校関係者評価の実施
 - 教育情報の積極的な公開、運営の透明性
 - よりよい教育を提供するための継続的活動
- 質保証の仕組みが有効に機能しているかを
確認、評価

その2 基準9 内部質保証

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

9-33 学校評価

9-34 教育情報の公開

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
59	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	基本 基準 質
60	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	基本 専門 質

59 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか

■分類:基本 ■観点:基準・質

□チェック項目(法令順守)

260 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等を適切に行っているか

261 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか

□チェック項目(法令遵守)

262 セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか

263 教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか

264 教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 法人寄附行為※
- 理事会・評議員会の議事録※
- 学則※
- 学則変更届等所轄庁への認可・届出
- 組織規程、組織図、校務分掌等、各種規則、規程※
- セクシュアルハラスメント等の防止マニュアル等の資料
- コンプライアンスの相談体制に関する資料
- 法令遵守の研修、教育の実施に関する資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

□チェック項目（個人情報保護）

- | | |
|-----|---|
| 265 | 個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め適切に運用しているか |
| 266 | 大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか |
| 267 | 学校が開設したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか |
| 268 | 教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか |

■参照資料 ※は必須

- 個人情報保護に関する方針、規程
- 個人情報保護の体制に関する資料、会議録
- サイト運営に関するセキュリティポリシー、サイトポリシー等に関する資料
- 個人情報保護に関する学生、教職員への啓発教育を確認できる資料
- 情報漏えい等の事故発生時マニュアル、対応記録
- 個人情報保護に関する研修実施記録
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

- | | |
|----|----------------------------------|
| 60 | 職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか |
|----|----------------------------------|

■分類:基本 ■観点:専門・質

□チェック項目

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 269 | 職業実践専門課程の認定要件の適合状況を定期的に把握しているか |
| 270 | 各認定要件等について、向上させるための取組を行っているか |

■参照資料 ※は必須

- 職業実践専門課程に関する都道府県への報告文書
- 向上に向けた取り組みに関する資料
- 教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会への報告資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

9-33 学校評価

小項目	評価の視点・指標	分類観点
61	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本 基準 質
62	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	基本 基準 質

9-33 学校評価

小項目	評価の視点・指標	分類 観点
63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか	基本 基準 質
64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか	質 質 成果

★分野別評価項目：
目標、課題の設定と取組の成果、達成具合

63	学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか
----	---------------------------

■分類:基本 ■観点:基準・質

□チェック項目

282 内部質保証の方針、手続きは明確になっているか

283 PDCAサイクルを機能させ、学校として一体的取組を行っているか

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価規程、実施要項※
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

64	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか
----	------------------------

■分類:質向上 ■観点:質・成果

□チェック項目

284 PDCAサイクルを活用した具体的な改善事例はあるか

285 意見の反映と指摘事項への対応を行っているか

★分野別評価項目：
目標、課題の設定と取組の成果、達成具合

★取組例：

- 重点目標と達成するための計画・方法の設定
 - ⇒計画に従って実施している
 - ⇒中間点検を行い、点検結果による改善活動
 - ⇒年度末点検を行い
 - ⇒達成報告・未達成の場合は改善に向け報告
- 学校関係者評価委員会報告における指摘事項
 - ⇒課題として検討し、進め方を決定
 - ⇒進め方に従って実施している
 - ⇒点検を行い、点検結果による改善活動
 - ⇒進捗、結果報告 など

■参照資料 ※は必須

- 学校評価の取組に関する文書
- 課題の設定と取り組み、点検と改善の経過が分る資料
- 具体的な改善事例を示す資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会への報告、説明資料
- 学校評価(自己評価)・学校関係者評価委員会記録※
- その他、自己点検・評価報告書に記載した内容を確認できる資料

柔道整復師養成分野の 第三者評価

確認と評価の手順

- ☐ 自己点検・評価報告書の構成と記述
- ☐ 確認、評価の判断と手順
- ☐ 第三者評価報告書の記述



自己点検・評価報告書の構成と記述

I 学校の現況

- ・学校名及び設置者
- ・所在地及び認可年月日
- ・沿革 ・課程 ・学科の構成
- ・学生数及び教員数 ・施設の概要

II 各基準の基本方針

- 1～10の順に大項目の総括
- 学校としての基本方針、達成目標、取組内容、背景となる状況などを記述

III 評価項目(中項目)の分析

- 以下の3点についてそれぞれ中項目の自己評価を記述
 - ①現状とそのプロセス
 - ②特長として強調したい点
 - ③今後の課題と取組の方向性
- 記述内容を確認する参照資料の名称と番号を記述
 - ①～③の記述要点は……

①現状とそのプロセス

- 小項目(評価の視点)の要求事項に関する取組や活動について、チェック項目が求める活動・事実をもとに参照資料やデータを示して具体的に記述
- 小項目の毎に、原則としてチェック項目順に点検・評価結果を記述
 - (1)小項目
 - ①チェック項目 ②チェック項目
 - (2)小項目
 - ③チェック項目 ④チェック項目

②特長として強調したい点

- 「現状とそのプロセス」に記述した取組や活動の中で、
 - ☐ 学校が特に力を入れていること
 - ☐ エキスパートしていること
 - ☐ 成果を得ていること
 - ☐ 外部から高い評価を得ていること などを記述
- 学校として積極的にアピールしたいことを記述

など

③今後の課題と取組の方向性

- 学校が目標や計画などを設定している場合は、その内容と達成に向けた取組や活動について記述
- 「現状とそのプロセス」において、小項目の要求事項を満たしていない(未実施、未対応など)ものがある場合は、それを課題として明記し、今後の取組や活動について記述
- 現状が不十分と捉えている取組や活動がある場合は、改善に向けた取組を記述

など

確認、評価の判断

基準・基本・専門 Must	質向上・目標・質・成果 Should
○適合⇔不適合×	◎ある⇔ない△
○ある⇔ない×	◎している⇔していない△
○している⇔していない×	◎できている⇔できていない△
○できている⇔できていない×	◎多い⇔少ない△
など	◎高い⇔低い△
	□成果 □達成具合
	□程度 □レベル
	□特色 など

確認、評価の手順

「Ⅲ.評価項目(中項目)の分析」の記述を確認、評価する

- ①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順
- ①該当する小項目とそのチェック項目の要求事項を確認する
- ②「現状とそのプロセス」の記述が①を満足しているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ③満足していないか、不明の場合は、
 - そのことを、「今後の課題と取組の方向性」に明記しているかを確認する
 - 明記してあれば：
 - フォローができていると評価する→確認済
 - 明記してなければ：
 - それを課題として捉え、「今後の課題と取組の方向性」へ追記する→確認済
 - 明記してなければ：
 - 事実を再確認の上、満足するように記述を訂正する→④へ

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ④満足している場合は、記述を裏付ける参照資料を確認する
- ⑤記述を裏付ける参照資料の有無を確認する
- ⑥参照資料がない場合は、記述を裏付けるのに必要な参照資料を追加する→⑦へ
- ⑦参照資料がある場合は、参照資料の記述、記録が要求事項を満たしているかを確認する

①「現状とそのプロセス」の記述が評価基準の要求事項を満足しているかを確認する手順

- ⑧確認できない場合：
 - 確認できる参照資料と差替える→⑦へ
 - 差替えができない場合は、第三者評価報告書の「更なる向上を期待する点」に指摘する候補
- ⑨確認できた場合：
 - その中から選択して、第三者評価報告書の「特長として評価する点」に記述する候補
 - ・工夫された、効果的な取組
 - ・優れた成果を得ている取組
 - ・学校がアピールしている取組など

1. 法令遵守と学校運営の記述例

- (2) ハラスメント防止、コンプライアンス
 - セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。
 - 教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。
 - 在学生に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付プリントによる啓発、また、事務局に相談窓口を設け、相談員へつなぐよう整備しているが、コンプライアンスに関しては特別なことは行っていない。

1. 法令遵守と学校運営の記述例

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス

セクシュアル・ハラスメント防止のための委員会を設置し、適切に運用している。

教職員に対しては、毎年度始めの各種の会議において、ハラスメント防止とコンプライアンスに関する啓発活動を実施している。

在学に対しては、毎年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生生活ガイド」を配付し、担任からセクシュアル・ハラスメント防止の啓発と本校の姿勢、被害を受けた場合の相談のプロセス等を説明すると共に、ポスター、配付ブローチ、また、事務局に相談窓口を設け、相談・研修・教育については特別なことは行っていない。

▲方針、マニュアルに関する記述はない

参照資料の確認

会議の記録で具体的な内容を確認

▲要求事項は

相談窓口設置、

研修・教育

②「特長として強調したい点」の記述を確認する手順

①「現状とそのプロセス」の記述と「特長として強調したい点」の記述との整合を確認する

②なぜそのことを特徴として強調するのか、記述そのものと参照資料における客観的な証拠から妥当性の有無を確認する

□特に力を入れている：具体的な説明（資料）

□工夫している：具体的な説明（資料）

□成果を得ている：客観的な証拠（データ）

□外部から高い評価：客観的な証拠（データ）

□積極的にアピール：具体的な説明（資料）

○特徴として強調したい点の記述例

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

○特徴として強調したい点の記述例

2. 職業実践専門課程

各認定要件の向上に向けては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組の進め方や実施経過を委員会開催時に適宜報告し、確認を得ることで確実性を図っている。

委員会資料・議事録で確認

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順

①「現状とそのプロセス」の記述と「今後の課題と取組の方向性」の記述との整合を確認する

②学校が目標や計画などを設定している場合：

□その内容と達成に向けた取組や活動について具体的に記述しているか

③「今後の課題と取組の方向性」の記述を確認する手順

③小項目の要求事項を満たしていない（未実施、未対応など）ものがある場合：

□それを課題として明記しているか

□今後の取組や活動について記述しているか

④取組や活動の現状が不十分と捉えている場合：

□それを課題として捉えているか

□改善に向けた取組や活動について記述しているか

○今後の課題と取組の方向性の記述例

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

○今後の課題と取組の方向性の記述例

1. 法令遵守と学校運営

制定、改正する細則や規定類が頻繁になるため、メンテナンスを適宜行う共に、学内ネットワークを利用した教職員への周知を確実に行って、常に適切な運用を行うことが課題である。

また、変更申請等をタイムリーに行うためには、迅速な情報収集とその複線化が必要であることから、関連先からの情報収集に力を入れる。

ハラスメント防止については、委員会により適切に運用しているが、意識が低下しないようにする体制の検討なども必要である。

コンプライアンスに関しては、専門の相談受付窓口の設置と学生に向けた周知の検討が緊急の課題である。

評価シート例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

評価	資料	小項目(評価の視点)とチェック項目
○	／	59. 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
○	○	1 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸層等を適切に行っているか
○	○	2 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか
○	○	3 セクシュアルハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
×	×	4 教職員、学生に対し、コンプライアンスに関する相談窓口を設置しているか
○	○	5 教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか
○	○	6 個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め、適切に運用しているか
○	×	7 大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか
○	○	8 学校が開放したサイトの運用にあたって、情報漏えい等の防止策を講じているか
○	○	9 教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか
□小項目特記事項 ・確認メモ記述		

確認メモ例 ①現状とそのプロセス

(2) ハラスメント防止、コンプライアンス	確認内容
・ハラスメント防止への取組方針と組織については委員会規程に明記されているが、相談受付や解決プロセス等に関する記述と具体的な資料の添付がない。	・マニュアル等の確認必要 ・運用についてヒアリング必要
・教職員に向けた啓発活動の記述はあるが、資料が添付されていない。	・会議記録確認必要、ポスター、学生生活ガイド確認済
・学生向け啓発活動は実施されている。	・添付資料確認済
・内部通報規程は整備されている。	・課題と取組の方向性に記述あり
・コンプライアンスの相談窓口に関する記述がなく、資料も添付されていない。	
・研修や教育等に関して具体的な進め方の記述がない。	

確認メモ例 ②特徴として強調したい点

2. 職業実践専門課程	確認内容
・教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会からの指摘、課題への取組により各認定要件の向上を図っている。	・添付資料で確認済

確認メモ例 ③今後の課題と取組の方向性

1. 法令遵守と学校運営	確認内容
・ハラスメント防止意識の維持に向けた体制の検討。	・検討の方向性を確認
・コンプライアンスに関する相談受付窓口の設置と学生への周知の検討が緊急課題。	・具体的な計画の有無を確認
・個人情報保護に関する教職員に向けた研修の実施。	・具体的な計画を確認

第三者評価報告書への記述手順

Ⅱ 中項目の評価記述

- 小項目毎の確認が終了した自己点検・評価報告書の記述から、第三者評価報告書の中項目評価に記述する確認結果、指摘事項等を選択する。
- なお、モデル事業では評価基準の要求事項への適合の有無は確認するが、適否・可否は記述しない。

Ⅱ 中項目の評価記述

(1)特長として評価する点

- ①評価基準の要求事項を満足する、工夫された、効果的な取組、活動であることを確認できた点
- ②優れた成果を得ていることを確認できた点
- ③学校が特長として強調、積極的にアピールしている取組、活動を確認できた点
- ④その他、評価部会が学校の特長として積極的に評価できると判断した活動 など

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ①「今後の課題と取組の方向性」に学校が設定した目標や計画などを記述している場合：
 - ☐目標や計画達成に向けた具体的な取組や活動が明解で、成果が期待されると判断できる点
- ②「今後の課題と取組の方向性」に小項目の要求事項を満たすための課題を明記している場合：
 - ☐課題達成に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ③「今後の課題と取組の方向性」に現状が不十分と捉えてた取組や活動を記述している場合：
 - ☐改善に向けた具体的な取組や活動が期待されると判断できる点
- ④ヒアリング・訪問調査において
 - ☐書面調査における不明点が確認できなかった
 - ☐現場確認(参照資料として未提出)の記録、資料の確認ができなかった
 ことにより、評価基準の評価項目の要求事項を満足していないと評価部会において判断した点

Ⅱ 中項目の評価記述

(2)更なる向上を期待する点

- ⑤その他、評価部会が今後の課題と取組の方向性に期待できる、期待したいと判断した取組や活動など

★中項目の評価記述例

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

(1)特長として評価する点

- ☐職業実践専門課程として、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会からの意見、課題への取組を通して改善を図り、各認定要件の向上を目指している。

(2)更なる向上を期待する点

- ☐コンプライアンスに関する規定等は整備され、適切に運用されているが、教職員と学生に対する相談受付窓口の早期設置と学生への周知が望まれる。

第三者評価報告書への記述手順

I 総評の記述

- 総評は、基準1～10の大項目ごとに総括、総合評価を記述する
- ① 中項目それぞれの評価結果の記述を踏まえた、大項目としての総括と特長に関する総合記述
- ② 中項目へのガイド記述の役割があることから、
 - 中項目の順に「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の記述に従って、
 - 各中項目における中心的、特長的な取組や活動とその評価概観を記述する

第三者評価報告書への記述

I 総評の記述

- ③ 中項目それぞれの「特長として評価する点」に記述した中から、総合評価に取り上げるに相応しいと判断した取組や活動を選定して記述する
- ④ 中項目それぞれの「更なる向上を期待する点」に記述した中から、総合評価にも記述することで一層の改善を期待したいと判断した取組や活動を選定して記述する

- ・柔道整復師養成分野における事例紹介は以上です。
- ・今回のモデル事業と並行して、分野別第三者評価システムの構築に向けた検討が進められます。
- ・各コンソーシアムにおけるモデル事業の経過と結果を踏まえて、仕組みの共通化などの具体的な作業もスタートする予定です。



【資料4：第三者評価システム構築事業に関する資料】

- 1 職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と技術者教育の第三者評価
(JABEE 審査) のプログラム評価としての特徴の比較…………… 217
東京電機大学 学長室 特別専任教授
JABEE 業務執行理事 工藤一彦
- 2 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について…………… 222
私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- 3 専門学校と業界との連携に関する調査結果……………240

パネルディスカッション
「職業教育における分野別第三者評価」

職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と
技術者教育の第三者評価(JABEE審査)の
プログラム評価としての特徴の比較

東京電機大学 学長室 特別専任教授
JABEE 業務執行理事

工藤一彦

JABEEによる第三者評価の特徴

日本技術者教育認定機構 (設立:1999年11月19日)
Japan Accreditation Board for Engineering Education
技術系学協会と連携し、技術者教育プログラムの認定・審査を行う非政府団体
新規認定プログラム数の累計: 172 教育機関の486プログラム

JABEEの目的:

- 教育活動の品質が満足すべきレベルにあること(質の保証)
- 教育成果が、技術者として活動するために必要な最低限度の知識や能力の養成に成功していること(学士レベルの内容・水準を担保)
をプログラム評価により公に認定すること

プログラム評価とは?: 個別の教育プログラムの評価

- 評価対象: プログラムが設定した教育目標＝アウトカムズ(4年間の教育プログラムで育成する知識・能力の内容と水準)が評価の対象
- 評価内容:
 - 大学の提示する教育目標の妥当性(JABEEが求める内容を含み、学士としての水準を満たす)
 - 実際の教育で教育目標が必要な水準で満足されている
 - 教育目標の達成が系統的に担保されている

内部質保証システムによる教育の質と水準の保証とは？

JABEEは教育プログラムに、**教育の質と水準**を保障する内部質保証システムの構築を求めている。

1. 教育の質がシステムの的に保証されるような仕組みの構築とその適切な運用

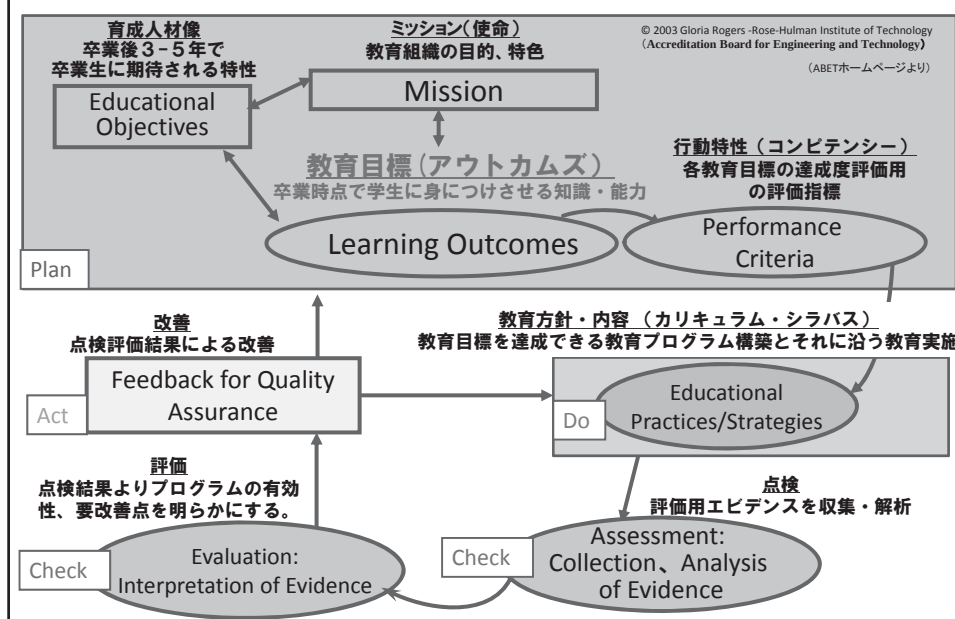
- 教育の質とは？
すべての卒業生が、教育プログラムの教育目標を達成していること。
- システムの質保証とは？
PDCAサイクル(次頁)による内部質保証システムにより教育の質を担保。
- 内部質保証システムの有効性はなにで担保される？
第三者評価機関による公の検証によって担保。

2. 教育の内容と水準が国際的に大学卒業レベルとして認められる水準以上であること

- 教育の水準とは？
教育プログラムが学生に身につけさせている教育目標の水準
分野の専門家で構成される審査チームが判断(ピアレビュー)
- 教育の水準の妥当性はなにで担保される？
第三者評価機関による公の検証によって担保。

教育目標:卒業時点で学生に身につけさせる知識・能力の、内容と水準を含めた記述

PDCAサイクルによる教育の内部質保証システム



JABEEが定める 技術者教育の教育目標に含まれるべき知識・能力項目

各技術者教育プログラムは、

- プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らし、
- プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。
- これは下記の(a)から(i)の各内容を具体化したものであり、
- その水準も含めて「○○ができる」という形で設定されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解(技術者倫理)

技術分野ごとに異なる項目

- (c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力
- (d) 該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを問題解決に応用できる能力
- (e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力
- (g) 自主的、継続的に学習できる能力(生涯学習能力)
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力(プロジェクト遂行能力)
- (i) チームで仕事をするための能力(チーム活動能力) (2012年度基準)

「職業実践専門課程における第三者評価のあり方の 検証の方向性」とJABEE審査で同等な特徴

● 「方向性」の記述、□ JABEE基準の特徴

- 第三者評価は質の保証・向上のために実施する「手段」である。
- JABEEの目的は教育活動の品質が満足すべきレベルにあること(質保証)、…、を公に認定すること。

- 学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。
- プログラムは、育成しようとする自立した技術者像に照らし、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。

- 認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうか(目的・目標の適切性評価も含む)を評価。
- 機関内部の質保証の取組や手続を整備し、それが機能しているかを評価
- 実際の教育で教育目標が必要な水準で満足されていることがシステマ的に担保されていることを評価
- 大学の提示する教育目標の妥当性(JABEEが求める内容を含み、学士としての水準を満たす)を評価

「職業実践専門課程における第三者評価のあり方の検証の方向性」とJABEE審査で異なる特徴

● 「方向性」の記述、□ JABEE基準の特徴

- 目標として設定する指標は、…、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。

(指標項目の例: 資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等)

➡ 経営のアウトカムズ

(教育の社会的有効性を示すアウトカムズ)

- プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。これは下記の(a)から(i)の各内容を具体化したものであり、その水準も含めて設定されていること。
- プログラムは、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として、教育目標を設定のこと。

(a) 地球的視点、(b) 技術者倫理、(c) 数学、自然科学、情報技術の知識と応用、
(d) 専門技術の知識と応用、(e) デザイン能力、(f) コミュニケーション能力、
(g) 生涯学習能力、(h) プロジェクト遂行能力、(i) チーム活動能力

➡ 教育のアウトカムズ

事業の達成目標としての

インプット、アウトプット、アウトカムの違い

インプットとアウトプットは、何らかの処理機構(組織、機械、個人等)がある場合、“入れるもの＝インプット”、“出てくるもの＝アウトプット”

- 事業実施に際して投入された資源が「インプット」、
- 事業実施によって直接発生した成果物・事業量が「アウトプット」。
- 事業実施により発生する効果・成果が「アウトカム」。

例えば「交通安全を推進しよう」という目的で「歩道の設置」という事業を推進したとします。

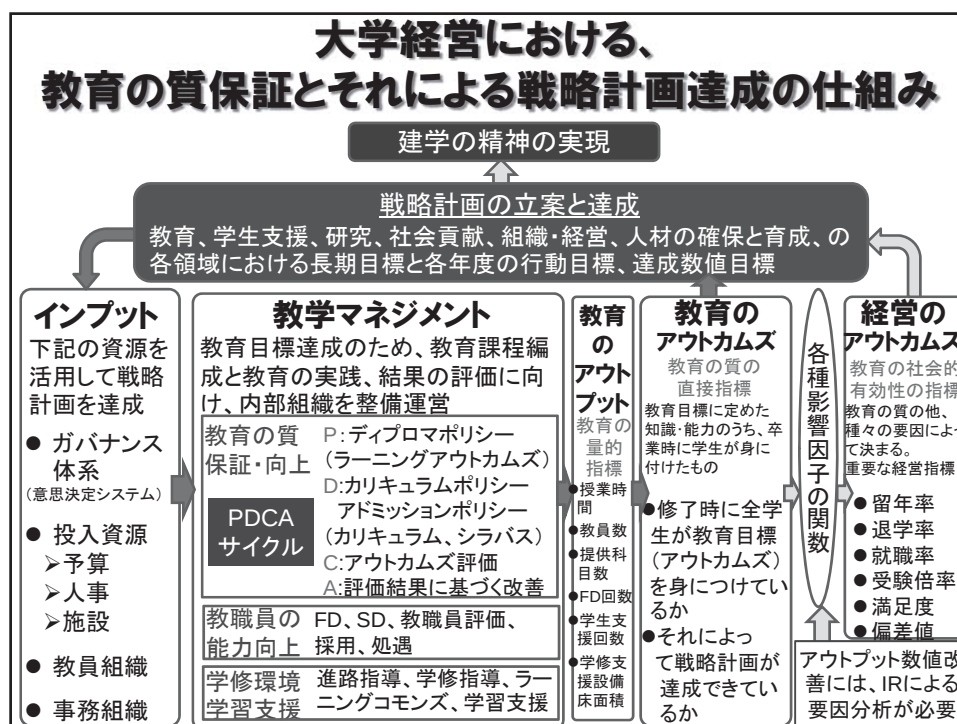
この場合、事業に関する成果として「歩道を年度内に500m設置した」というのがアウトプット。

その目的に関する成果として「交通事故件数が減少した」というのがアウトカムです。

(<http://blog.livedoor.jp/uzak1803/archives/1009650772.html>)

事業の達成目標の評価指標設定のとき、下記が重要である。

- インプット、アウトプット、アウトカムを区別する。
(予算〇〇億円投入、歩道500m設置、交通事故件数〇%減)
- 目標(アウトプット、アウトカム)達成度を定量的に評価できるか？



まとめ

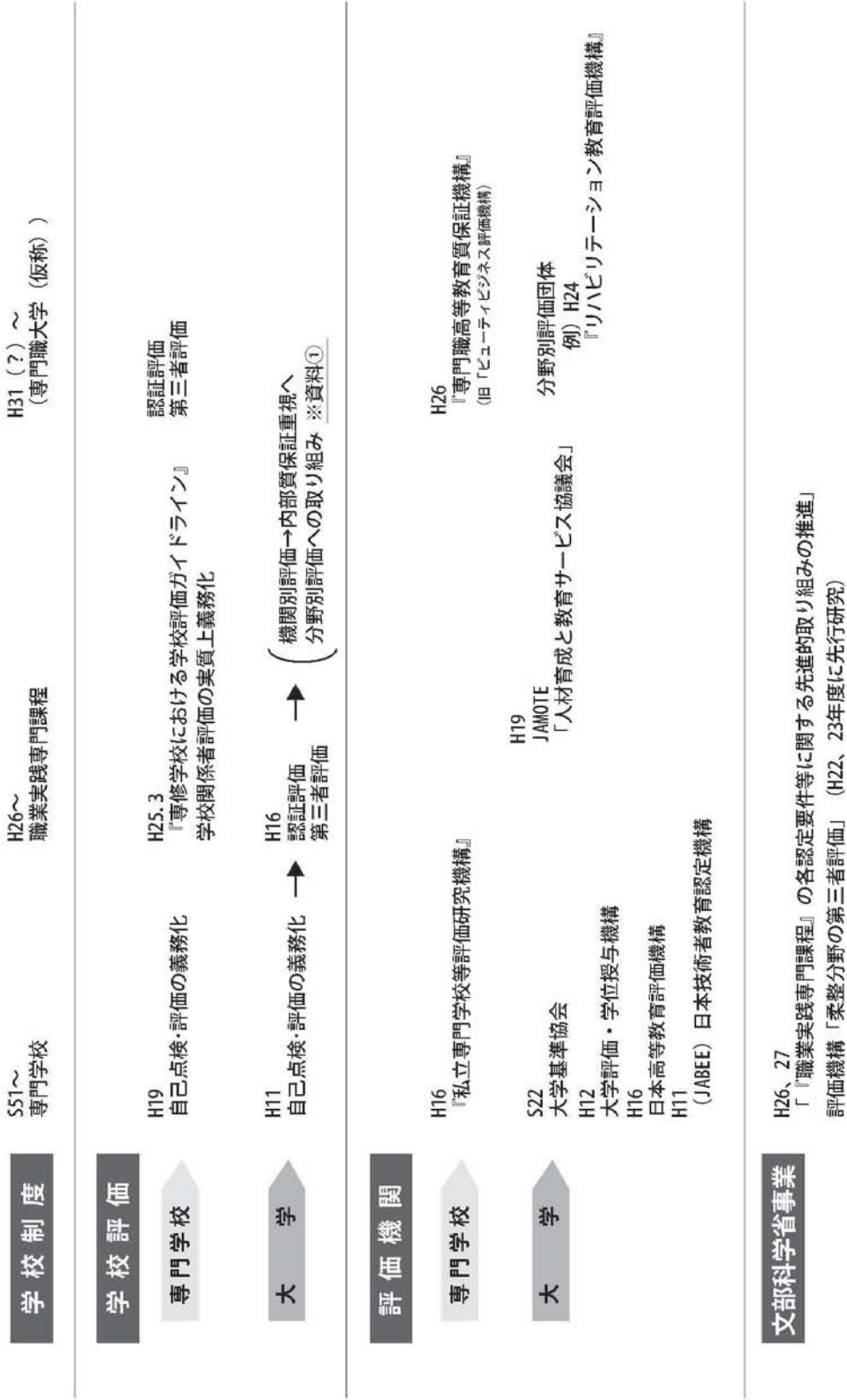
プログラム評価では、教育プログラムの内容の妥当性評価として、「教育のシステムの質保証」と「教育内容と水準の適切性」を評価し、そのために①教育のアウトカムズに相当する目標を設定する。

また教育プログラムの社会的有効性評価として、②経営のアウトカムズに相当する目標を設定し、その達成度を評価する。

- 「教育のシステムの質保証」はPDCAサイクルの構築とその適切な運用で評価
PDCAサイクルは、P:適切な目標の設定、D:目標を実現できる教育プログラム構築と教育実施、C:目標達成度評価、A:評価結果によるプログラム改善、からなる。
- 「教育内容と水準の適切性」は、プログラムの教育のアウトカムズとしての目標の内容と水準の適切性を対象に、その分野の専門家で構成される審査チームが判断する（ピアレビュー）
- 教育プログラムの目標には下記の2つのカテゴリのものが存在し、分野の特性に応じて適宜設定するが、評価指標としての性格が異なるので、評価基準として提示するときには、分けて提示する必要がある。またそれぞれの目標は定量的測定が可能である必要がある。
 - ① 教育のアウトカムズに相当するもの：プログラム修了時点で修了生が確実に身につけておくべき知識・能力（例：JABEE基準の(a)～(i)）
 - ② 経営のアウトカムズに相当するもの：プログラムと社会との接続の有効性の観点からの指標（例：資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等）

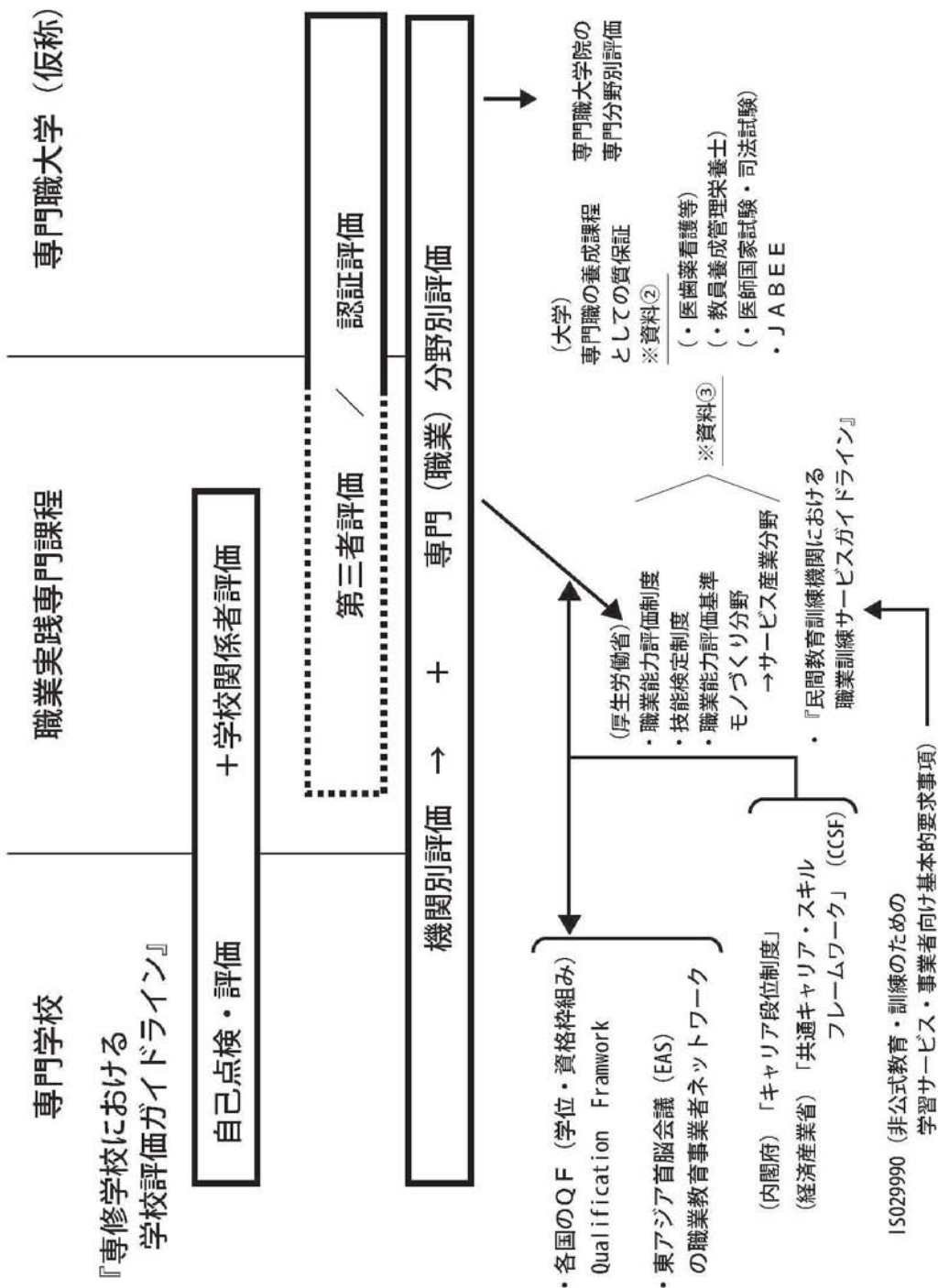
I

専門学校に関する学校制度と学校評価



分野別評価とその展開

Ⅱ



職業実践専門課程における第三者評価のありかたへの問い

1. 職業実践専門課程の専門学校に対して、第三者評価が制度上義務化される
ことがあるのか？
2. 機関別評価と分野別評価の定義は？＊資料④
3. 分野別評価が必要となる評価項目とは？
4. 分野（職業教育分野）をどう特定するのか？資料⑤
5. 国家試験や de facto standard 等がない分野における評価基準は？
評価者は？
6. 専門分野別評価団体のあり方と可能性は？
7. 職業実践専門課程の第三者評価における機関別評価の意義は？
8. 「学校評価ガイドライン」による自己点検・評価との関係は？資料⑥
9. 第三者評価が実施された場合、学校関係者評価はどうなるのか？
10. 文部科学省「職業実践専門課程における第三者評価のありかたの検証の
方向性について」における設置基準項目等の評価について
11. 当面のゴールは？
 - 「機関別評価として、目標設定と教育成果、成果の評価方法、改善への組
織的な取り組み、などについて、その整備状況を評価項目として取り込ん
だうえで、モデル項目と評価システムを示す ＊資料⑥&IV参照
 - （次のステップのために）分野別評価の考え方とモデル事例を複数提示す
る

分野特性への共通する問いかけ（例）

□卒業要件として求められる当該分野の技術、技能、能力要件と到達水準は定められているか？

それらの要件の根拠は何か？

→当該分野の業界が求める人材像と人材要件およびその水準→それらを当該分野共通の要件と定める機関、団体が存在するか？

→存在しない場合、それらを卒業要件とする（業界の求めるものであることを示す）根拠はなにか？

→それらの根拠が国家資格、業界に通用する標準（デファクトスタンダード）である場合→国家資格、業界に通用する標準で示される卒業要件以外の要件は存在するか、またそれらは何か？

□卒業要件としての技術、技能、能力要件と到達水準に向けたカリキュラム編成は適切か？

→主要なカリキュラム構成内容（要素、授業方法、時間量）は？

→その適切性の根拠は？（国家資格等の要件として定められている分野を除く）

□上記卒業要件を満たしているかを適切に判定する成績評価方法はあるか？

→技能、能力の評価方法は？

□就職率は高い水準にあるか？

卒業生就職率目標は？／求職者就職率目標は？／専門分野就職率目標は？

目標設定の根拠は？＝達成度の評価基準は？

→当該分野の平均就職率データが存在するか？

→存在しない場合の目標設定の方式と評価法は？

□資格合格率は高い水準にあるか？

学科に対応する国家資格あるいは業界に通用する標準があるか？

合格率は、全国平均と比べて高い水準か？

合格率目標の設定と根拠は？

□退学率は低く抑えられているか？

低減化目標設定の根拠は？＝達成度の評価基準は？

→当該分野の平均退学率データが存在するか？

→存在しない場合の目標設定の方式は？

職業人教育学会（平成27年9月25日）

関口講演 関連資料一覧

①「職業実践専門課程における第三者評価について」

平成27年3月27日 専門学校教育研究会 関口講演資料より

②「大学教育の質保証に関する各種の枠組み」

平成22年7月22日 日本学術会議「大学の質保証について」より

③「職業能力評価制度の概要」以下6項目

平成27年9月16, 17日 文部科学省委託事業 九州大学国際セミナー

「高等教育複線化と国家学位資格枠組みの国際的展開」

厚生労働省職業能力開発局 和田雄次郎氏

「生涯にわたる職業能力の適切な評価制度に向けて」より

④「評価の観点」

平成20年10月29日 日本学術会議 大学の分野別質保証検討委員会第2回

川島太津夫委員提出資料より

⑤「分野別評価のための分野指定の試み」

平成27年7月29日 関口作成

⑥「柔道整復師養成文第三者評価基準と文部科学省ガイドラインの評価項目比較」他2点

平成27年9月15日 特定非営利活動法人私立専門学校評価研究機構作成

以上

職業実践専門課程等における第三者評価について ～分野別評価の可能性～

平成 27 年 3 月 27 日 専門学校教育研究会

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

理事 関口 正雄

2. 大学における専門分野別評価

① 専門分野別評価の必要性について

平成 19 年度文部科学省大学評価研究委託事業

『専門分野別評価システムの構築～学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について』大学基準協会より

「(認証評価は) ……「質保証 (アクレディテーション) のための評価制度」と言いながら、受けるだけが義務づけられている現行制度には少なからぬ疑問が持たれている。これでは、「最低限の説明責任 (アカウンタビリティ) を果たすための評価制度」とみなされても仕方がない。……認証評価の対象が機関としての大学全体を評価する機関別評価としてスタートしたため、教育の質の評価というアクレディテーション機能が十分機能していない。」

「これまで教育活動に関する認証評価項目の多くは、制度や仕組みの整備状況についてのものが中心で、教育内容や教育成果についての評価に関しては、カリキュラム編成の原理や学生定員充足率といった概括的な評価や外形数値による評価に偏りがち、(これでは) ……出口管理に繋がる教育成果の評価にならない。」

「質保証へとつながる認証評価への転換とは、教育システムの評価から教育成果の評価への方向転換であり、機関別認証評価の問題点を補正し、教育成果の評価へと専門分野別評価へ認証評価の重心を移動させようとするものである……」

② 大学における専門分野別質保証の位置づけと現状

i) 中教審における分野別第三者評価の検討

・『大学の質の保証に関わる新たなシステムの構築について (答申)』平成 14 年 8 月

第 3 章 第三者評価の導入

4 専門分野別第三者評価

「大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、……将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学校等の専門職大学院から開始することにする。」

- A 専門職の養成課程としての質保証（社会に対する直接的な質保証）
B 学士課程教育の一般的な質保証（職場や社会に対する間接的な質保証）

B は、「学士力」と捉えられ、さらに 2 つに分かれている

B の 1 学士課程の教養教育

B の 2 学士課程の専門分野の教育（分野別の教育課程編成上の参照基準）

A と B の両者の違いについて、以下のような記述がある。

「分野別の教育内容の質保証に関して、工学系分野においては JABEE（Japan Accreditation Board for Engineering Education, 日本技術者教育認定機構）による教育課程の認定制度（アクレディテーション）が存在しており、医歯薬看護等の分野においては、国の関与の下にコアカリキュラムが策定されていることはよく知られている。

これらと参照基準との違いは何か。ひと言で言えば、特定の専門職の養成施設に関する質保証と学士課程教育の一般的な質保証の違いであるとしてよいだろう。確立した専門職業資格は、当然のことながら当該資格を担う者が具備すべき知識・理解・能力の内容に対する具体的要求水準が明確であり、社会に対して直接的な質保証の責任を負っている。こうした分野については、一定の基準に基づいてその適格性を認定したり、コアカリキュラムによって標準化を図ったりする必要があることはよく理解できる。

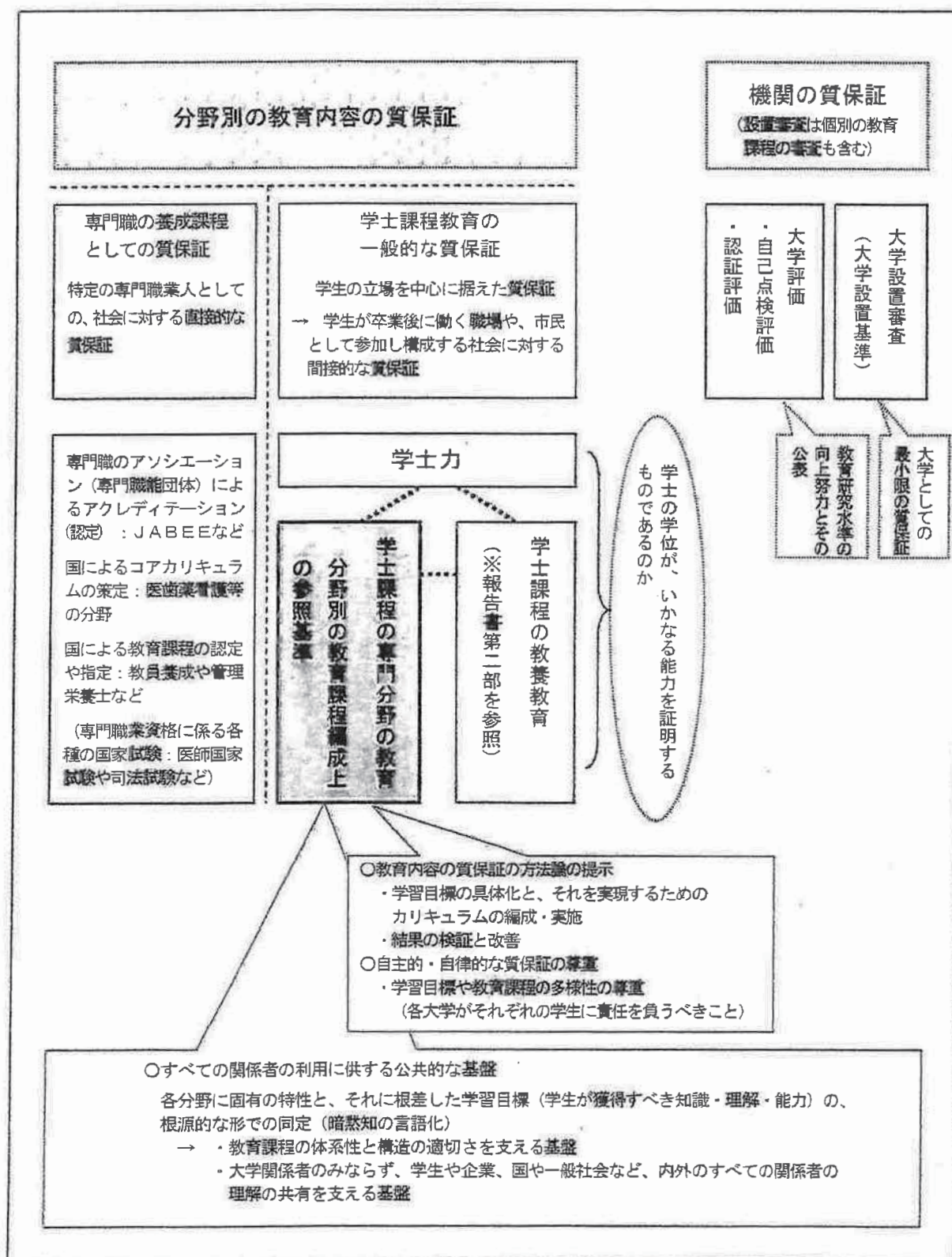
一方で、そうではない多くの分野については、学生の進路も多様であり、大学によって教育の重点の置き方も多様であって然るべきである。しかしそのような分野においても共通して言えるのは、学生が自身にとって意義あるものを身に付けることが重要であり、なおかつそれは、分野の特性に根差したものであるべきことである。参照基準はまさにこのような考え方に基づいている。」

B の 2 にある参照基準の基本的な構成項目は以下の通り。

- ・当該学問分野の定義
- ・当該学問分野に固有の特性
- ・当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
- ・学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
- ・市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

参照基準については、日本学術会議に各分野別の参照基準検討分科会が設けられ、すでに 18 分野の参照基準が作成・公開されている。（資料 3）

図2 大学教育の質保証に関する各種の枠組み



日本学術会議 HP (<http://www.scj.go.jp/>) 委員会一覧 > 大学教育の分野別質保証委員会より

参照基準

【経営学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野
 【言語・文学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 言語・文学分野
 【法学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野
 【家政学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野
 【機械工学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 機械工学分野
 【数理科学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 数理科学分野
 【生物学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 生物学分野
 【土木工学・建築学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 土木工学・建築学分野
 【経済学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経済学分野
 【地域研究】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地域研究分野
 【歴史学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 歴史学分野
 【材料工学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 材料工学分野
 【政治学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 政治学分野
 【地理学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地理学分野
 【文化人類学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 文化人類学分野
 【社会学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 社会学分野
 【心理学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 心理学分野
 【地球惑星科学】大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 地球惑星科学分野

(参考) 関連の分野別委員会

哲学委員会 哲学分野の参照基準検討分科会
 心理学・教育学委員会 教育学分野の参照基準検討分科会
 社会学委員会 社会福祉学分野の参照基準検討分科会
 経営学委員会 経営学大学院教育のあり方検討分科会
 歯学委員会 歯学教育分科会
 薬学委員会 薬学教育分科会
 農学委員会・食料科学委員会合同 農学分野の参照基準検討分科会
 基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同 医学分野の参照基準検討分科会
 数理科学委員会 統計学分野の参照基準検討分科会
 情報学委員会 情報科学技術教育分科会
 化学委員会 化学分野の参照基準検討分科会
 電気電子工学委員会 電気電子工学分野の参照基準検討分科会

職業能力評価制度の概要

	技能検定	認定社内検定	職業能力評価基準
根拠	職業能力開発促進法第44条	社内検定認定規定（59年告示）	法令規定なし
概要	大臣（又は都道府県知事）が、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。	事業主等が、雇用する労働者に対して実施する検定のうち、技能振興上推奨すべきものを大臣が認定する制度。なお、社内検定自体は、大臣認定を受けなくても事業主等が実施することはできる。	労働者の職業能力を共通のモノサシで評価できる様、業種・職種・職務別に必要な能力水準を示した基準。 あくまでも基準のみであって、具体的な試験問題、活用方法等が予め組み込まれたものではない。
対象職種等	企業横断的・業界標準的な普遍性を有する、技能および知識を客観的に評価できる、対象労働者が全国的に相当数存在する等といった職種。	個別企業において、先端的な技能、特有な技能など。 技能検定を補完するものであること。	業種別に幅広い業種を対象とし、業種横断的な経理・人事等の事務系職種についても整備。
被評価・受検対象者	一定以上の実務経験年数を有する者など。	事業主（事業主団体等の場合は、その構成員である事業主）に雇用される労働者に限定。 （系列企業の労働者や団体傘下の一人親方等も可）	労働者、求職者（だれでもよく、評価基準を用いる実施者に委ねられる）
評価方法	具体的な試験基準、試験採点基準、試験実施要領、評価者の選任基準等を定める必要がある。 試験は、実技試験＋学科試験 ・実技試験は、実際に作業等を行わせて技能程度を検定する。 ・学科試験は、作業の遂行に必要な正しい判断力及び知識の有無を判定する。		評価基準は、業界内での標準的な基準。各企業で適当にカスタマイズして活用する。継続的観察による評価でも、試験方式による評価でも可。
実施機関	○都道府県及び職能開発協会 ○指定試験機関 ・事業主団体、その連合団体 ・一般社団法人、一般財団法人 ・法人である労働組合 ・営利を目的としない法人	○事業主 ○事業主団体又はその連合団体 なお、平成12年行革大綱等に基づき、公益法人は対象外。	国が関係団体の協力を得て実施。
現状	128職種	47事業主等126職種	53業種、事務系9職種

技能検定制度の概要

1. 概要

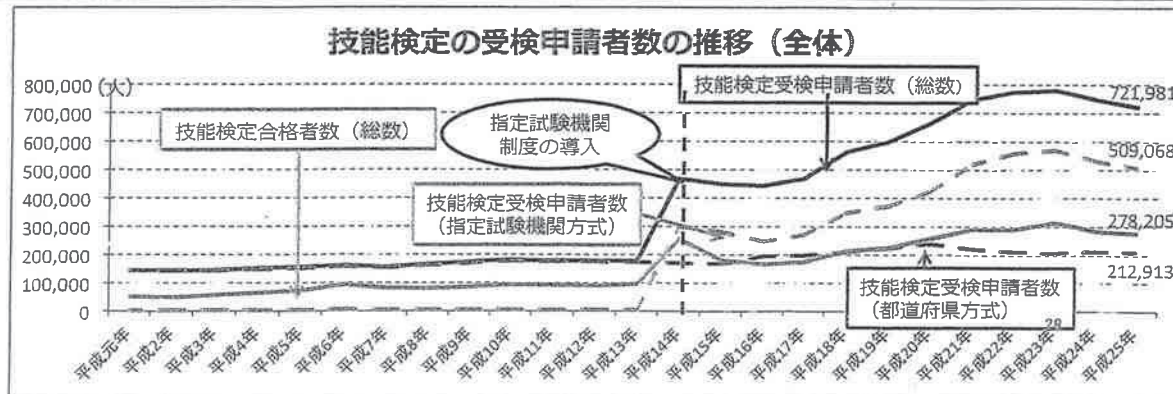
- 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき昭和34年から実施。
- ものづくり分野を中心に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、国が主体となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営。

2. 実施内容

- 厚生労働大臣が政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級（1～3級など）に区分して、レベルに応じた技能・知識の程度を、実技試験及び学科試験により客観的に評価。平成27年4月1日現在、128職種（うち建設・製造業関係は造園、さく井、金属溶解、機械加工など102職種。ファイナンシャル・プランニングなどサービス業関係は26職種）。
- ※技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（いわゆる名称独占資格）。

3. 実施状況

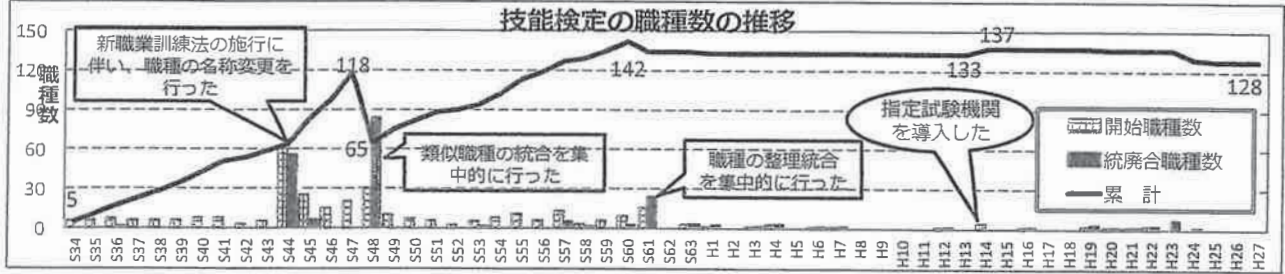
- 平成25年度は全国で約72万人の受検申請があり、約28万人が合格。（累計では延べ約547万人が「技能士」）
- 平成25年度の受検申請者数が多い職種は、ファイナンシャル・プランニングの約45.1万人（対前年度比5.4%減）、機械保全の約3.3万人（同2.1%増）、機械加工の約2.1万人（同5.0%減）。



技能検定職種一覧表(128職種)

(注：下線の15職種については、指定試験機関(民間機関)において実施。)平成27年4月1日現在

技能検定職種	
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	ウェブデザイン、キャリア・コンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、着付け、レストランサービス、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾



職業能力評価基準の概要

1. 概要
- 職業能力評価基準は、サービス産業の増加など産業構造の変化や労働移動の増加の下で、**職業能力が適切に評価される社会基盤づくり**として、平成14年から**国と業界団体と連携**の下で策定に着手。
 - 技能検定制度がカバーしていない分野を含めた**幅広い業種・職種を対象**に、各企業において、この**基準をカスタマイズ**の上、**能力開発指針、職能要件書及び採用選考時の基準などに活用**することを想定。
2. 内容
- 仕事をこなすために必要な「知識」や「技術・技能」に加えて、どのように行動すべきかといった「**職務遂行能力**」を、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルに設定し、整理・体系化。
 - 平成20年度からは、ジョブ・カード制度で使用する「**モデル評価シート**」に成果を活用するとともに、平成22年度からは、人材育成のための活用ツールとして「**キャリアマップ**」及び「**職業能力評価シート**」を作成。
3. 実績
- 業種横断的な経理・人事等の事務系**9職種**、電気機械器具製造業、ホテル業など**53業種**で完成。(平成26年度末現在)

業種横断的な事務系職種(20年6月改訂)

職種	業種	完成年度
経理・人事	製造業	18年10月完成
経理・人事	建設業	18年10月完成
経理・人事	流通業	18年10月完成
経理・人事	サービス業	18年10月完成
経理・人事	医療・福祉	18年10月完成
経理・人事	教育・文化	18年10月完成
経理・人事	観光・スポーツ	18年10月完成
経理・人事	その他	18年10月完成
経理・人事	製造業	18年10月完成
経理・人事	建設業	18年10月完成
経理・人事	流通業	18年10月完成
経理・人事	サービス業	18年10月完成
経理・人事	医療・福祉	18年10月完成
経理・人事	教育・文化	18年10月完成
経理・人事	観光・スポーツ	18年10月完成
経理・人事	その他	18年10月完成

職業能力評価基準の枠組み

- 当該業界における職種と職務の全体像について、レベル1～4まで階層化し、それぞれで求められる能力を、さらに「能力ユニット」として細分化して整理している。

* 下記は旅館業の例を全体的に簡略化したもの。

レベル	職種	職務	客室
レベル4			
レベル3			
レベル2			・顧客要望への対応 ・ルームサービス ・酒類の提供
レベル1			
職種	旅館管理	調理	客室

● 能力ユニット「ルームサービス」(抜粋)

能力細目	職務遂行のための基準(抜粋)
オーダー受付	○ 電話対応では、好印象を与えるよう第一声に特に注意し、お客様に正しい言葉遣いで対応している。 ○ お客様の好みや宿泊人数などお客様の状況を踏まえて、お客様にふさわしいメニューをお奨めしている。
配膳	○ 部屋に出す料理が注文通りの品物であるか、食器や調味料の忘れがないか確認している。 ○ 料理をサービスする過程で、お客様のしぐさ、表情を見計らい、タイミングよくご要望をお聞きしている。
後片付け	○ お客様の飲食を妨げないように、タイミングよく食器類を下げている。 ○ 食器を片付けながら、「お食事はいかがでしたか」とお客様の満足度を確認している。

● 必要な知識(抜粋)

1. サービス提供に必要な知識
2. クレームの種類に関する知識
3. お客様に関する知識
4. 飲料に関する知識
5. 食文化に関する知識

【企業等における活用方法のイメージ】

- ① 人事評価システムの策定・改訂
・ 上記の「職務遂行のための基準」に加えて、チェックシートを用いることにより、職業能力に基づく、人事評価システムの策定等を行うことが可能

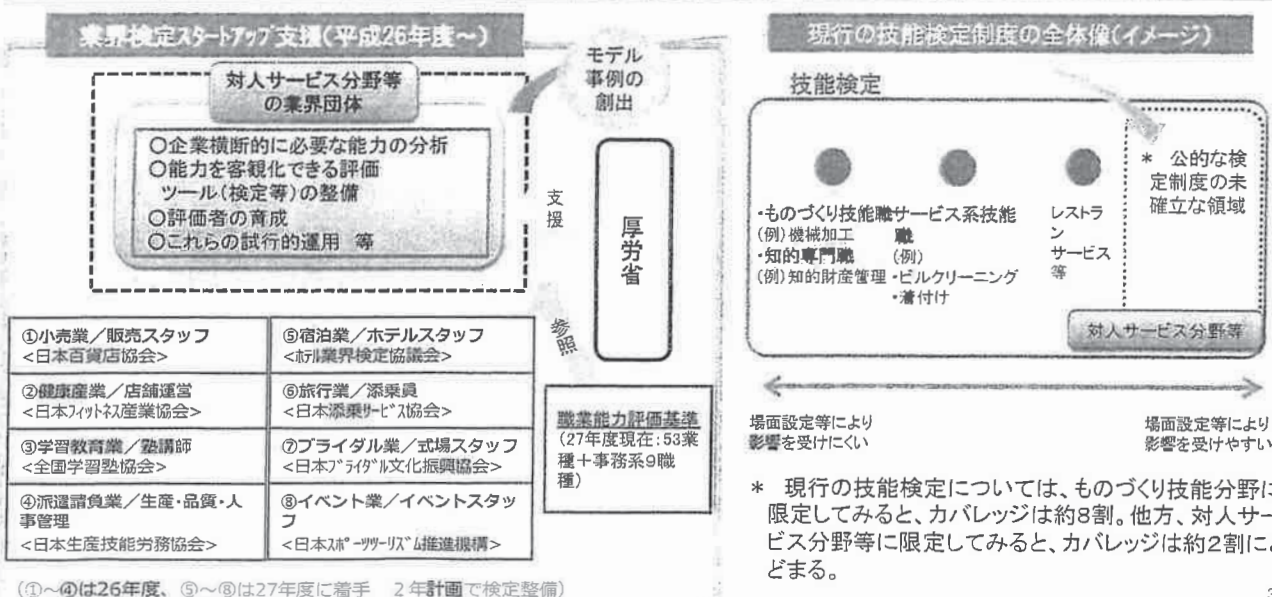
- ② 教育訓練の策定・改訂
・ 上記の「職務遂行のための基準」や「必要な知識」に基づき、これを修得するための教育訓練技法を加えることにより、教育訓練カリキュラムの策定等が可能

- ③ 検定制度の策定・改定
・ 上記の「職務遂行のための基準」や「必要な知識」に基づき、これを検定するための検定手法を開発することにより、実践的な検定制度の策定等が可能

31

業界共通の「ものさし」としての新たな職業能力評価制度の構築

- ものづくり分野を中心に、国が主体となり、労働者の技能を客観的に評価する仕組みとして整備している技能検定制度について、産業ニーズに即した見直し・活用促進
- これに併せ、対人サービス分野を重点とした成長分野の職業能力の「見える化」を更に促進する観点から、業界検定等の能力評価の仕組みを整備することとし、26年度から実践的な「業界検定」のモデル事例の創出に着手(2年計画で、26年度に4業界団体が着手、27年度から新規に4業界団体が着手)



32

学校の（潜在的） 能力の指標		学校の質の 間接的な指標	学校の能力を活用した質 （有効性）の直接的な指標
インプット input	プロセス process	アウトプット output	アウトカムズ outcomes
学生の背景 （入試の成績、性別、 その他）	大学が提供する教育プ ログラム、各種サービス など	学生の成績、卒業率、 就職率など	学生が身につけた知識 やスキル、態度、価値 観など
教員の背景 （保有学位、年齢な ど）	教員の教育負担、クラ スサイズなど	論文数、FD活動、授 業回数など	論文引用指数、教員 の能力改善など
教育資源 （蔵書数、PC数な ど）	教育理念、学則、管 理運営体制など	利用可能な諸資源の データ、FDへの参加率 など	学生の学習と成長、成 功など

図 2-2 評価の観点*

日本学術会議 大学の分野別質保証の在り方検討委員会「質保証枠組み検討分科会」第2回配付資料
（川嶋太津夫委員提出資料）をもとに作成 上記報告書所収

H20.10.29

分野別評価のための分野指定の試み

文部科学省事業 参加学校分野	日本標準産業分類 (平成19年改定) 総務省	学校基本調査における分類	日本標準職業分類 (平成21年) 総務省
1. ファッション	L 学術研究、専門・技術サービス 72 専門サービス業 726 デザイン業 7261 デザイン業 I 卸売業・小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 572 男子服小売業 5721 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 5731 婦人服小売業	服飾・家政 703 和洋裁 706 ファッションビジネス	B 専門的・技術的職業従事者 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 224 デザイナー D 販売従事者 32 商品販売従事者 323 販売店員
2. 情報・IT	G 情報通信業 39 情報サービス業 391 ソフトウェア業 3911 受託開発ソフトウェア業 3912 パッケージソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 40 インターネット付随サービス業 401 インターネット付随サービス業 4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダー	工業 107 電子計算機 108 情報処理	B 専門的・技術的職業従事者 10 情報処理・通信技術者 102 システム設計者 104 ソフトウェア作成者 106 情報通信ネットワーク技術者
3. ゲーム・CG	G 情報通信業 39 情報サービス業 391 ソフトウェア業 3914 ゲームソフトウェア業 L 学術研究、専門・技術サービス 72 専門サービス業 726 デザイン業 7261 デザイン業	工業 107 電子計算機 文化・教養 803 デザイン	B 専門的・技術的職業従事者 10 情報処理・通信技術者 104 ソフトウェア作成者 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 224 デザイナー
4. 美容	N 生活関連サービス業・娯楽業 78 洗髪・理容・美容・浴場業 783 美容業 7831 美容業 789 その他の洗髪 理容・美容・浴場業 7892 エステティック業	衛生 404 美容 490 その他 (エステ、ネイルアート)	E サービス職業従事者 38 生活衛生サービス職業従事者 382 美容師 383 美容サービス従事者 (美容師を除く)
5. 介護福祉	P 医療、福祉 85 社会保険・社会福祉・介護事業 852 福祉事務所 8521 福祉事務所 854 老人福祉・介護福祉事業 8541 特別養護老人ホーム 8542 介護老人保健施設 8544 訪問介護事業 8545 認知症老人ホーム 8546 有料老人ホーム 8549 その他の老人福祉・介護事業	教育・社会福祉 503 介護福祉	E サービス職業従事者 36 介護サービス職業従事者 361 介護職員 (医療・福祉施設など) 362 訪問介護従事者
6. 理学療法 作業療法	P 医療 福祉 83 医療業 831 病院 8311 一般病院 832 診療所	医療 309 理学・作業療法	B 専門的・技術的職業従事者 14 医療技術者 144 理学療法士・作業療法士

	8 3 2 1 有床診療所 8 3 2 2 集居診療所 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業 8 5 3 児童福祉事業 8 5 3 9 その他の児童福祉事業 8 5 4 老人福祉・介護福祉事業 8 5 4 1 特別養護老人ホーム 8 5 4 2 介護老人保健施設 8 5 4 5 認知症老人ホーム 8 5 4 6 有料老人ホーム 8 5 4 9 その他の老人福祉・介護事業 8 5 5 障害者福祉事業 8 5 5 1 居住者支援事業 8 5 5 9 その他の障害者福祉事業			
7. 自動車整備	R サービス業 (他に分類されないもの) 8 9 自動車整備業 8 9 1 自動車整備業 8 9 1 1 自動車一般整備業 8 9 1 9 その他の自動車整備業	工業	1 0 5 自動車整備	H 生産工程従事者 5 5 機械整備・修理技術者 5 5 3 自動車整備・修理技術者
8. 柔道整復師	P 医療、福祉 8 3 医療業 8 3 5 療術業 8 3 5 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施設所	医療	3 0 8 柔道整復	B 専門的・技術的職業従事者 1 5 その他の保健医療従事者 1 5 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
9. 調理師	M 宿泊、飲食サービス業 7 6 飲食店 7 6 1 食堂、レストラン (専門料理店を除く) 7 6 1 1 食堂・レストラン (専門料理店を除く) 7 6 2 専門料理店 7 6 2 1 日本料理店 7 6 2 2 料亭 7 6 2 3 中華料理店 7 6 2 9 その他の専門料理店	衛生	4 0 2 調理	E サービス職業従事者 3 9 飲食物調理従事者 3 9 1 調理人
10. 動物	L 学術研究、専門・技術サービス 7 4 技術サービス業 (他に分類されないもの) 7 4 1 獣医療 7 4 1 1 獣医療 O 教育、学習支援業 8 2 その他の教育、学習支援業 8 2 1 社会教育 8 2 1 4 動物園、植物園、水族館 I 卸売業・小売業 6 0 卸売業・小売業 6 0 9 卸売業・小売業 6 0 9 6 ペット、ペット用品小売業	文化、教養	8 1 0 動物	D 販売従事者 3 2 商品販売従事者 3 2 3 販売店員 L 分類不能の職業 9 9 分類不能の職業 9 9 9 分類不能の職業
11. 観光	N 生活関連サービス業・娯楽業 7 9 その他の生活関連サービス業 7 9 1 旅行業 7 9 1 1 旅行業 (旅行業者代理業を除く) 7 9 1 2 旅行業者代理業 M 宿泊、飲食サービス業 7 5 宿泊業 7 5 1 旅館、ホテル 7 5 1 1 旅館、ホテル 7 5 9 その他の宿泊業 7 5 9 2 リゾートクラブ	商業・娯楽	6 0 6 旅行	E サービス職業従事者 4 0 接客・総務職業従事者 4 0 2 旅館主・支配人 4 2 その他のサービス職業従事者 4 2 1 旅行・観光案内人 4 2 9 他に分類されないサービス職業従事者

柔道整復師養成分野 第三者評価基準と文部科学省ガイドラインの評価項目比較(中項目との対応関係)

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目(機関別評価項目)		文部科学省・専修学校における学校評価ガイドライン [別添5:自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表(イメージ案)]	
大項目	中項目	中項目	大項目
1 教育理念・目的・ 育成人材像	理念・目的・ 育成人材像	教育理念・目的	I. 教育理念、目的、人材育成像
2 学校運営	運営方針・事業計画 運営組織	人材育成像 法人運営 学校運営 カリキュラム	II. 学校運営
3 教育活動	目標の設定 教員・教員組織	教育の方法 教育の評価 成績評価	III. 教育活動
4 学修成果	免許・資格の取得率 就職率	資格試験 教員の組織 職員の組織 各部・課間の連携	
5 学生支援	学生生活 学生相談 中途退学への対応 保護者との連携	入学者の状況 中途退学者の状況 卒業生の状況 進路・就職対策 学生相談 経済支援・健康管理 中退対策(保護者との連携等) 卒業生・社会人への支援対策	IV. 学修成果 V. 生徒・学生支援
6 教育環境	防災・安全管理 学生募集活動	施設・設備 機材・備品 インターン・実習等の環境 危険管理と危機管理	VI. 教育環境
7 学生の募集と 受入れ	入学選考 学納金	学生募集広報 財務状況 監査	VII. 生徒募集 VIII. 財務
8 財 務	財務基盤 予算・収支計画 監査・ 財務情報の公開	財務状況の情報公開 法令遵守の状況 適切な学校評価の取組	IX. 法令等の遵守
9 内部質保証	関係法令、数量基準等の 遵守 学校評価 教育情報の公開	社会貢献等の取組 留学生等の受入れ等における適切な管理 国際交流の状況	X. 社会貢献・地域貢献 XI. 国際交流(必要に応じて)
(大項目 9)	(中項目 21)	(中項目 33)	(大項目 11)

※ 中項目の色区分説明

専門分野に特化した内容が多い評価項目
(この項目については、別途、専門分野別評価項目を設定している)

柔道整復師養成分野 第三者評価基準と文部科学省ガイドラインの評価項目比較 (指標例一覧)

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目(機関別評価項目)		
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)
1 教育理念・目的・ 育成人材像	理念・目的・ 育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか
2 学校運営	運営方針・ 事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか
	運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか
		人事・給与に関する制度を整備しているか
3 教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか
	教員・教員組織	授業評価を実施しているか
		資格・要件を備えた教員を確保しているか
4 学修成果	免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか
	就職率	就職率の向上が図られているか
	学生生活	学生の健康管理を行う体制を整備しているか
5 学生支援	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか
6 教育環境	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか
	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか	
7 学生の募集と 受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか
8 財 務	財務基礎	学校及び法人運営の中長期的な財務基礎は安定しているか
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか
	監査・ 財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、 財務情報を公開しているか
9 内部質保証	関係法令、設置 基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
	学校評価	自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか
	教育情報の公開	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか

(大項目9)

(中項目 21)

(小項目 32)

文部科学省・専修学校における学校評価ガイドライン [別添5:自己評価における評価指標・観点、参考資料一覧表(イメージ案)]		
大項目	中項目	指 標 例
I 目的・ 人材育成 像	教育理念・ 目的・ 人材育成像	理念・目的・育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確に っているか) 学校における職業教育の特色は何か 社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱えているか 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・学生・関係業界・ 保護者等に周知がなされているか 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに 向けて方向づけられているか
	※	
II 学校 運営	法人運営	目的等に沿った運営方針が策定されているか 事業計画に沿った運営方針が策定されているか
	学校運営	運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか。 また、有効に機能しているか 人事、給与に関する制度は整備されているか 教務・財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか 業界や地域社会等に等に対するコンプライアンス体制が整備されているか 教育活動に関する情報公開が適切にされているか 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
III 教育 活動	カリキュラム	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に 対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか
	教育の方法	学科のカリキュラムは体系的に構成されているか キャリア教育・実践的な職業教育の観点に立ったカリキュラムや教育方 法の工夫・開発等が実施されているか 関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラ ムの作成・見直し等が行われているか 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシッ プ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか
	教育の評価	授業評価の実施、評価体制はあるか 職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか
	成績評価	成績評価・単位認定の基準は明確になっているか
	資格試験	資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか
IV 学 修 成 果	人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	
	教員の組織 部課間連携	関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・兼務含め) の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか
	※	関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員 の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか
	職員の組織	職員の能力開発のための研修等が行われているか
	入学者の状況	就職率の向上が図られているか
	資格取得率の向上が図られているか	
V 生 徒 ・ 学 生 支 援	中途退学者 の状況	退学率の低減が図られているか
	卒業生の状況	卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか 卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校での教育活動の改善に活用されているか
	進路・就職対策	進路・就職に関する支援体制は整備されているか
	学生相談	生徒・学生相談に関する体制は整備されているか
	経済支援・ 健康管理	生徒・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 生徒・学生の健康管理を担う組織体制はあるか 課外活動に対する支援体制は整備されているか
	中退対策	学生の生活環境への支援は行われているか 保護者と適切に連携しているか
VI 教育 環境	卒業生・ 社会人への 支援対策	卒業生への支援体制はあるか 関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
	施設・設備 器材・備品	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか
	※ インターン・ 実習等の 危険管理と 危機管理	学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な 教育体制を整備しているか 防災に対する体制は整備されているか
VII 生徒 募集	学生募集広報	中学校・高等学校等接続する機関に対する情報提供等の取組を行っているか 生徒募集活動は、適正に行われているか 生徒募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか 学生納付金は妥当なものとなっているか
	財務状況	中長期的に学校の財務基礎は安定しているといえるか 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
	監査	財務について会計監査が適正に行われているか
VIII 財務	財務状況の 情報公開	財務情報公開の体制整備はできているか
	法令遵守の 状況	法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
	適切な学校 評価の取組	自己評価の実施と問題点の改善に努めているか 自己評価結果を公開しているか
IX 法令等 の遵守	社会貢献等 の取組	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 生徒・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 地域に対する公開講座、教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極 的に実施しているか
	国際交流の 状況	留学生の受入れ・派遣について戦略を持って国際交流を行っているか
	留学生等の 受入れ等 における適 切な管理	受入れ・派遣等において適切な手続き等がとられているか 学習成果が国内外で評価される取組を行っているか 学内での適切な体制が整備されているか

(大項目) (中項目33)

(指標例 64項目)

(11項目) 中項目の※印は2項目(指標例の内容が各項目に区分できない)

柔道整復師養成分野第三者評価基準と美容分野第三者評価基準の評価項目比較

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目(機関別評価項目)		
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)
1 教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか
2 学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか
	運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか 人事・給与に関する制度を整備しているか
3 教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか 授業評価を実施しているか
	教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか
4 学修成果	免許・資格の取得率 就職率	免許・資格取得率の向上が図られているか 就職率の向上が図られているか
5 学生支援	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか
		課外活動に対する支援体制を整備しているか
	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか
	6 教育環境	防災・安全管理
7 学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか
		入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか 入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか
8 財務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか 学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか
	監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか
9 内部質保証	学校評価	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
		自己評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか 学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか
	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか
(大項目 9)	(中項目 21)	(小項目 32)

美容分野第三者評価試行評価基準の評価項目	
基準	基本的な観点
基準1 目的・目標の設定および入学者選抜	1-1 学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等が、適切かつ明確に定められているか。
	1-2 学校の目的・目標が、構成員(教職員および学生)に周知され、社会に広く公表されているか。
	1-3 学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。
	1-4 入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により校正に実施されているか。
基準2 専修学校設置基準および美容師養成施設指定規則の適合性	1-5 実入学人数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。
	2-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。
	2-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。
	2-3 授業科目(課目)が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、関係業界の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。
	2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目(課目)について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
	2-5 学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の多様性(履修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行われているか。
	2-6 教育課程に対応した施設・設備(図書、視聴覚資料その他の教育上必要な資料を含む)が整備され、有効に活用されているか。
	2-7 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。
基準3 職業実践専門課程の認定要件の適合性	2-8 特別な支援が必要と考えられる者への学習支援、生活支援等の実施体制が整備されているか。
	3-1 教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映されているか。(なお、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点2-2-2-5において評価する。)
	3-2 企業等と連携した実習・演習等が適切に実施され、教育課程の中で有効に機能しているか。
基準4 内部質保証	3-3 教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。
	4-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が適切かつ組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価に適切な形で反映されているか。
	4-2 自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。
	4-3 自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
基準5 学修成果	4-4 企業等と連携した組織的な教員研修(ファカルティ・ディベロップメント)および職員研修(スタッフ・ディベロップメント)が適切に実施され、それらが教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。
	5-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。
	5-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。
	5-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。
(基準 5)	
(基本的な観点 24)	

専門学校と業界との連携に関する調査結果(1/5)

平成28年1月28日

コンソーシアム区分		ファッション分野	情報・IT系分野		ゲーム・CG分野
関係の深い業界	業界区分	広義のファッション業界(服飾、繊維、工芸、化粧品など)	情報・IT系業界		ゲーム業界・CG業界・アプリ開発業界・映像業界・サウンド業界・声優業界・IT業界
	関係団体	- 一般財団法人日本・アジアファッション産業協会(東京都) - 一般財団法人日本ファッション教育振興協会(東京都) - 繊維ファッション産業協議会(東京都) - 一般社団法人日本ファッション協会(東京都) - 一般社団法人日本皮革産業連合会(東京都) - 国家資格が存在しない。 - 景気変動の影響を受けやすい業界である。 - 資格・免許がないため、業界の求める人材像がやや曖昧である。 - 歴史ある分野であるが、その目的が「素養」から「アパレルへの就職」へと大きく変化した。	- 一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)(東京都) - 一般社団法人情報サービス産業協会(JISA)(東京都) - 大企業、系列企業、中小企業等、多様な企業によって構成される。 - 国(経済産業省)によりスキル標準が示され、企業研修においては、これが参照されている。 - 国家資格は存在するが、必ずしも資格を必須とはしていない。また、企業が注目する民間資格も存在する。 - IT人材は、開発企業のみならず、エンドユーザー企業のシステム部門等においても求められる。就職先は多岐にわたっている。 - 近年IT人材不足やユーザー企業の業務のICT化の進展を背景に、業界企業も人材育成に積極的である。 - 国は「世界最先端IT国家」を目標に掲げ、あらゆるものをインターネットに接続できる技術や人工知能をテコに、新製品やサービスを生み、雇用を創出していく戦略を描いている。		- 日本クリエイティブ育成協会(東京都) - 一般社団法人日本オンラインゲーム協会(UOメイト協会)(CESA)(東京都) - 一般社団法人映像産業振興機構(東京都) - 日本デジタルゲーム学会(東京都) - 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSARJ)(東京都) - 一般社団法人日本動画協会(東京都) - 一般社団法人日本映画製作者連盟(東京都) - 日本バーチャルリアリティ学会(東京都) - 公益財団法人画像情報教育振興協会(東京都) - 日本サウンドスケープ協会(東京都)など
業界の人材像を求める	業界団体との協議等の実績	- 職業実践専門課程認定校においては認定要件である教育課程編成委員会において議論されていると推測される。 - 年1回程「就活展示会」「企業懇談会」等を開催し、アパレルメーカーの人事担当者より企業が求める人材像を確認している。	神奈川県情報サービス産業協会が主催するiCDIに関する研修会に参加し、情報交換を行っている。		- 専門学校生では「現場に合わせた制作力and人間性(コミュニケーション能力等)」、デザイン系「デザイン力and人間性(コミュニケーション能力等)」を求めた採用がされている。 - 専門学校生では「現場に合わせた制作力and人間性(コミュニケーション能力等)」、デザイン系「デザイン力and人間性(コミュニケーション能力等)」を求め、教育では、求人のミスマッチを起こしやすい
専門学校から学校への支援等	業界のタイプ	一般型	一般型	一般型	一般型
	よく行われている事項	講師等の人材派遣	- 求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 - 講師等の人材派遣 - 学外実習、カリキュラム編成への協力		- 求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 - 講師等の人材派遣 - 学校行事への参加 - 学外実習、カリキュラム編成への協力 - 指導、評価、課題の提供など - 卒業研修等への講師派遣
業界に対する支援の専門学校	行われている事項	- 学校行事等への参加 - 学外実習、カリキュラム編成の協力 - 指導、評価、課題の提供など - 求人情報の提供、卒業生の採用	- 求人情報の提供、卒業生の採用 - 卒業研修等への講師派遣		- 求人情報の提供、卒業生の採用 - 卒業研修等への講師派遣
	あまり行われていない事項	- 求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 - 卒業研修等への講師派遣 - 卒業生のキャリア調査への協力			
業界に対する支援の専門学校	よく行われている事項	求人に対する学生への企業情報の提供	- 人材要件の提案、開発マーケティング - 求人に対する学生への企業情報の提供		
	行われている事項	- 教員派遣等の人材提供 - 企業、業界団体等の行事への参加 - 研究成果等の発表	- 企業、業界団体等の行事への参加 - 研究成果等の発表 - 卒業研修の実施		- 人材要件の提案、開発マーケティング - 企業、業界団体等の行事への参加 - 研究成果等の発表 - 求人に対する学生への企業情報の提供
学校評価評価機関の設立計画等の有無	あまり行われていない事項	- 人材要件の提案、開発マーケティング - 卒業研修の実施	教員派遣等の人材提供		- 教員派遣等の人材提供 - 卒業研修の実施
	自由意見	未定 体系的な第三者評価システムが構築されることにより、分野別のコンソーシアムでは専門分野の評価に特化した活動が出来るので有り難い。第三者評価については専門分野については開かれてはいるので、共通分野においては専門家の意見を尊重することにより良い評価項目の設定ができるのではないかと考えます。 また、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価とつながりのある全分野共通評価項目が設定されることで、各専門学校の負担も軽減され、評価をする側、さらには評価結果を見る側にとっても評価項目が統一されることで各校の比較が易くなると思います。	未定		時期未定だが、計画がある。分野別評価を含む総合評価を予定。

専門学校と業界との連携に関する調査結果(2/5)

平成28年1月28日

コンソーシアム区分		美容分野	介護福祉士養成分野	自動車整備士養成分野
関係の深い業界	業界区分	美容、エステティック、ネイル、ブライダル、化粧品等の業界	・地域包括支援センター等の福祉施設 ・精神科病院等 ・介護老人福祉施設等の福祉施設 ・リハビリテーション病院等 ・公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会(東京都) ・社団法人日本社会福祉士養成協会(東京都) ・一般社団法人日本福祉保健福祉士養成校協会(東京都) ・公益財団法人社会福祉振興・試験センター(東京都) ・一般社団法人全国リハビリテーション学校協会(東京都) ・公益財団法人医療研修推進財団(東京都)	・自動車整備業 ・自動車販売店 ・自動車メーカー ・一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(東京都) ・日本自動車車体整備協同組合連合会(東京都) ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会(東京都) ・一般社団法人日本自動車工業会(東京都) ・一般社団法人全国自動車整備士連合会(東京都) ・自動車整備分野は日本の基幹産業である自動車にとり最も重要な国民の生命・安全を守るための車検・点検・整備制度を維持するための役割が求められており、学校の設立が国土交通省による設置基準により規定されている。またその後の4年程度を目途に国土交通省の監査を受け整備士養成学校としての適格性が国により確認・担保されている。 ・技術進歩のスピードの速い業界であり、その対応については国土交通省による後付会・勉強会が頻りに行われており、整備士学校の協会であるJAMCA(全国自動車大学校・整備専門学校協会)も参加し技術・制度・人材確保等につき意見交換が行われており国・業界との関係は密である。 ・年度連携した学生の整備技術の習得については、一級自動車整備士課程は年200時間のインターンシップが制度化・実施され技術習得に役立っている。二級自動車整備士課程についてもインターンシップは制度化・実施されたいないが、多くの学校が関係するディーラー・メーカー等と協力し授業・実習を実施している。
	業界団体との協議等の実績	・全日本美容業生活衛生同業組合連合会(全美連)(東京都)・公益財団法人日本美容教育センター(東京都)・特定非営利活動法人日本美容技術振興センター(東京都)・一般社団法人日本エステティック協会(東京都)・公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター(東京都)・特定非営利活動法人日本ネイリスト協会(東京都)・一般社団法人全日本ブライダル協会(東京都)・東京都化粧品装飾品小売協同組合(東京都)・公益財団法人理容師美容師試験研修センター(東京都)・財団法人全国生活衛生同業組合連合会(全生連)(東京都)・公益財団法人全国生活衛生同業組合中央会・全日本美容講師会・一般社団法人日本エステティック美協会・美容協同組合日本ヘアデザイン協会・東京美容家集団・職業訓練法人全日本婚礼美容家協会など ・美容師については国家資格・免許を必要とする職種であり、監督官庁等の規制が多い。 ・美容師免許を保有しているにもかかわらず、美容関係の仕事をしていない者が多い。 ・美容室の数としては、中小零細の比率が非常に高い。・美容師は女性のほうが多い。・顧客に対して人が直接サービスを施す「人的サービス産業」である。	・国家資格を必要とする職種は、所定のカリキュラムが定められており、実習先の登録を厳格に行っている。また、科目担当者には厳格な資格要件が規定されており、監督官庁等の規制が多い。 ・必ずしも国家資格を必要としない職種もある。	①平成21年度 自動車整備士養成施設の指定等の基準についての改正 ②平成22年度 自動車の新技術に対応した人材育成に関する勉強会 ③平成23・24年度 自動車整備技術の高度化検討会 ④平成26・27年度 自動車整備人材確保・育成推進検討会 ⑤平成27年度 自動車整備技術の高度化検討会 国土交通省「自動車整備士養成施設の指定等の基準について」等
	人材要件に関する公表資料	全美連が、美容師免許を保有する者を対象とした資格制度(メイクディレクター、エステディレクターなど)を実施している。他に多数あり。	・毎年、実習施設の実習指導担当者と懇談会を行い、評価の方法について意見交換している。	国家試験型 ・求人情報の提供、卒業者の採用 ・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・学校行事等への参加 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・指導、評価、課題の提供など ・卒業生のキャリア調査への協力 ・卒業研修等への講師派遣
	業界団体との協議等の実績	上記の各団体は、それぞれに関係した人材の把握、人材に対するニーズを把握する調査を定期・不定期に実施しており、コンソーシアムを構成する教育機関もその調査自体に主体的に参加したり、調査結果を分析したりしている。	・一般社団法人シルバークービス振興会の「介護プロフェッショナル キャリア段位制度」 国家試験型 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・指導、評価、課題の提供など ・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・学校行事等への参加 ・求人情報の提供、卒業者の採用 ・卒業研修等への講師派遣 ・卒業生のキャリア調査への協力 ・卒業生のキャリア調査への協力 ・卒業研修等への講師派遣	国家試験型 ・求人情報の提供、卒業者の採用 ・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・学校行事等への参加 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・指導、評価、課題の提供など ・卒業生のキャリア調査への協力 ・卒業研修等への講師派遣
学校評価機関の設立計画等の有無	自由意見	美容業界の各種のコンテストに参加し技能向上に貢献している。 ・企業、団体等の行事への参加 ・研究成果等の発表 ・求人に対する学生への企業情報の提供 ・人材要件の提案、開発マーケティング ・教員派遣等の人材提供 ・卒業研修の実施	計画あり。平成28年頃、介護福祉士の分野別第三者評価。 ・人材要件の提案、開発マーケティング ・企業、業界団体等の行事参加 ・教員派遣等の発表 ・求人に対する学生への企業情報提供 ・卒業研修の実施	時期未定だが、計画あり。機関別・分野別含む総合評価 機関別評価については共通に適用できる枠組み造りは可能かと思われますが、分野別評価については各分野の特徴を生かした自主的な枠組みを生かした形で制度設計をお願いしたいと思います。

専門学校と業界との連携に関する調査結果(3/5)

平成28年1月28日

コンソーシアム区分		理学療法士・作業療法士養成分野(PT:理学療法士)	理学療法士・作業療法士養成分野(OT:作業療法士)	理学療法士・作業療法士養成分野(ST:言語聴覚士)
関わりの深い業界	業界区分	医療分野、介護分野、福祉分野を中心とする		
	関係団体	(共通) ・一般社団法人全国リハビリテーション学校協会(東京都) ・公益社団法人日本理学療法士会(東京都)	・公益社団法人日本リハビリテーション医学会(東京都) ・一般社団法人日本作業療法士協会(東京都)	・一般社団法人日本リハビリテーション教育評価機構(東京都) ・一般社団法人日本言語聴覚士協会(東京都) ・特定非営利活動法人日本失語症協議会(東京都) ・一般社団法人日本高次脳機能障害学会(東京都) ・一般社団法人日本口蓋学会(東京都)ほか9団体
	業界の特徴	(共通) ・国家資格・免許を必要とし、養成校は施設設置基準、指定養成規則により規定が確立している。 ・指定養成規則でカリキュラムに臨床実習(学生が一定期間、施設において臨床実習指導者の下、臨床における実務を経験)が制定されているため、在学中に所謂インターンシップを経験する。 ・業務は、医療保険・介護保険からの点数制度であり、治療や病院の規模で保険点数が定められている。		
	業界団体との協議等の実績	・国家試験受験資格を得るまでの教育課程は多様であり、4年制大学、3年制短期大学、4年制専門学校、3年制専門学校がある。 ・卒後は、職能団体が主催する各種研修会に参加し、キャリアアップを図っている。 ・一定の基準をクリアした者に対して、「専門〇〇療法士・認定〇〇療法士」等の制度がある。		
	業界の人材像を求める	(共通) ・2015年に全国リハビリテーション医療関連団体協議会のグラウンドデザイン検討において、人材育成部会が検討し、「リハビリテーション・全国リハビリテーション学校協会において毎年行われる定例会議で、求められる人材像について議題に上げることがある。		
専門学校から対する支援等	人材要件に関する公表資料	・日本理学療法士協会「臨床実習の手引き(第5版)」	・日本作業療法士協会「臨床実習の手引き(第4版)」	なし
	業界のタイプ	国家試験型 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・指導、評価、課題の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用 ・卒業研修等への講師派遣 ・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・卒業生のキャリア調査への協力	国家試験型 ・求める人材像、人材要件提示、学科開発 ・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成協力 ・指導、評価、課題の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用 ・卒業研修等への講師派遣 ・学校行事等への参加 ・卒業生のキャリア調査への協力	国家試験型 ・指導、評価、課題の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用 ・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力
	よく行われている事項	・求人情報の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用 ・卒業研修等への講師派遣	・求める人材像、人材要件提示、学科開発 ・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成協力 ・指導、評価、課題の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用 ・卒業研修等への講師派遣	・指導、評価、課題の提供等 ・求人情報の提供、卒業生の採用
	行われている事項	・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・卒業生のキャリア調査への協力	・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力	・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力
	あまり行われていない事項	・学校行事等への参加		・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・学校行事等への参加 ・卒業生のキャリア調査への協力
学校支援等	その他の支援等	・国家資格取得のために臨床実習を一定期間以上行うことが義務づけられており、その実習に対する業界からの協力は多大なものである。		
	よく行われている事項	・研究成果等の発表 ・求人に対する学生への企業情報の提供 ・卒業研修の実施	・企業、業界団体等の行事への参加 ・研究成果等の発表 ・求人に対する学生への企業情報の提供	・求人に対する学生への企業情報の提供 ・卒業研修の実施
	行われている事項	・教員派遣等の人材提供 ・企業、業界団体等の行事への参加	・人材要件の提案、開発マーケティング ・教員派遣等の人材提供 ・卒業研修の実施	
	あまり行われていない事項	・人材要件の提案、開発マーケティング		・人材要件の提案、開発マーケティング ・教員派遣等の人材提供 ・研究成果等の発表 ・企業、業界団体等の行事への参加
	学校評価機関の設立計画等の有無	平成24年に、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構を設立済。		
自由意見				

専門学校と業界との連携に関する調査結果(4/5)

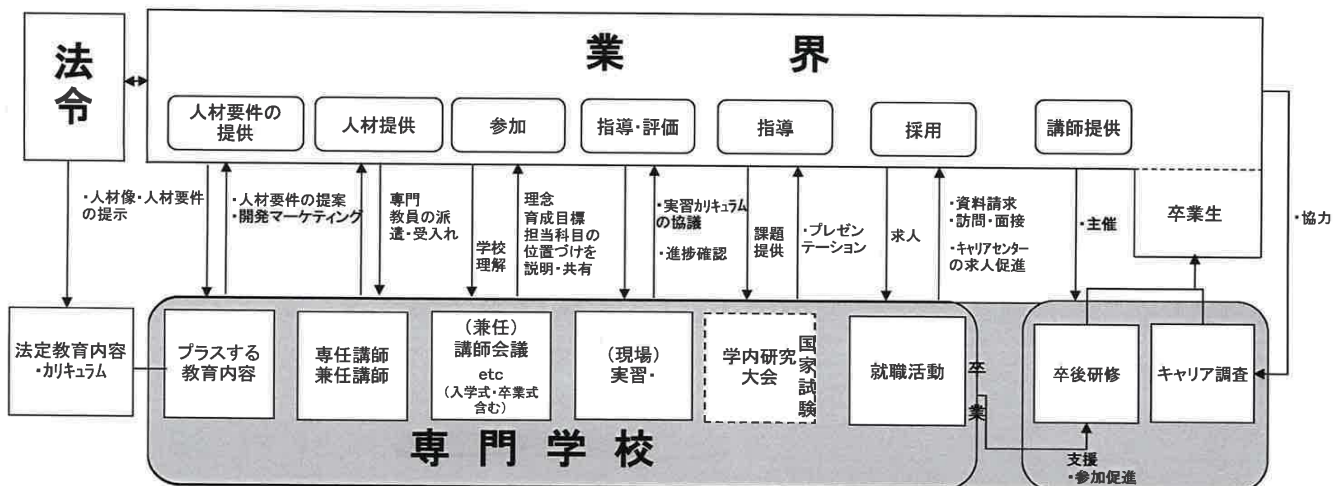
コンソーシアム区分		柔道整復師養成分野	動物系分野	動物業界	観光分野
関わりが深い業界	業区分	柔道整復業界		動物業界	ホテル業界との関わりが最も深い 観光業界、レストラン業界、ブライダル業界
	関係団体	・公益社団法人日本柔道整復師会（東京都） ・公益財団法人柔道整復試験研修財団（東京都） ・公益社団法人日本柔道整復学校協会（東京都） ・一般社団法人日本柔道整復骨医学会（東京都）		・公益社団法人日本獣医師会（東京都） ・一般社団法人日本動物看護協会（東京都） ・動物看護師統一認定機構（東京都）（平成28年度より一般財団法人） ・公益社団法人日本動物病院協会（東京都） ・一般社団法人日本小動物獣医師会（東京都） ・一般社団法人全動物専門学校協会（群馬県）	公益社団法人日本観光振興協会（東京都） 一般社団法人日本ホテル協会（東京都） 一般社団法人全日本シティホテル連盟（東京都） 一般財団法人日本ホテル教育センター（東京都）
	業界の特徴	・国家資格を必要とする職種であり、監督官庁等の規制が多い。 ・従来は、資格を得て格闘院を開業する者が多かったが、近年はリハビリテーション・病院、介護福祉施設への就職者も増えている。また、若者にはスポーツ・トレーナーを目指す者もあり、業態が広がっている。		・現在、動物看護師の資格制度化（公定資格）に向けて、業界団体、教育機関が連携しながら、教育の高位平準化に向け取組んでいる。 ・教育の高位平準化に対して、動物看護師養成カリキュラムが整備され、89%以上の動物看護師養成専門学校でコアカリ教育を行っている。 ・資格制度化に向けた教育の高位平準化の「もの3点」としても、設備基準は必須であることから、動物看護師養成専門学校はもとより動物業界の強い関心をもっており、本事業が進められている。	・業界関係に特化した専門学校団体はない。 ・ホテルに関連する国家資格はない。民間が実施するホテル実務に関する資格はある。 ・レストランサービスに関連した国家資格はある。（厚生労働省認定） レストランサービス技能認定
	業界団体との協議等の実績	・平成22年度文科省の「産学連携による実践型人材育成事業」において、鍼灸師、柔道整復師の育成プログラムを開発した。		・動物看護師の資格制度化に対して、平成17年に日本獣医師会の小動物臨床部会において、「動物看護職制度在り方検討委員会」が発足し、動物看護師に関係する評価を行っている10の団体で、資格の統一化・教育の高位平準化、資格の制度化など協議を行ってきた。平成23年に、動物看護師の資格を全国統一の資格とし、試験実施および資格認定・資格登録を行う「動物看護師統一認定機構」が設立された。・動物看護師養成教育の高位平準化のために、動物看護師養成先進諸外国の教育を参考に日本獣医師会をはじめとする獣医師団体や臨床獣医師の指導のもと、動物福祉看護系大学と協力し合をしながら「コアカリキュラム」が2012年に整備された。平成25年度より文科省委託事業において、動物業界を代表する5協会、4企業、10専門学校でコンソーシアムを組み、大学から参画を得て事業に取り組んできた。事業内容はチーム獣医療体制における動物看護師の新たな制度化を旨とした。平成26年度に全教科のコマシラハスを作成し全国の動物看護師専門学校と共有した。27年度は学び直しの学習ユニット135時間の講座と教員向けのコアカリ検証実証講座を行い、コアカリキュラムの精度向上を図っている。	・ホテル事業は、不動産を所有するオーナー企業、経営を管理する経営会社、ホテルの運営を行う運営会社の3社により経営・運営されているホテルが多い。 ・本学院が主催する「人事担当者研修会・懇親会」を毎年1回開催して、求める人材像や業界動向など、参加者による意見交換を行っている。
業界の人材像を求める	人材要件に関する公表資料	平成22年度文科科学省「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践事業実施報告書」			なし
	業界のタイプ	国家試験型		両方のタイプがある。	一般型
	よく行われている事項	・講師等の人材派遣 ・卒後研修等への講師派遣 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・求人情報の提供、卒業者の採用		・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・求人情報の提供、卒業者の採用 ・卒後研修等への講師派遣	・講師等の人材派遣 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・求人情報の提供、卒業者の採用 ・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・学校行事等への参加 ・指導、評価、課題の提供など ・卒後研修等への講師派遣 ・卒業生のキャリア調査への協力
	行われている事項	・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・学校行事等への参加 ・指導、評価、課題の提供など ・卒業生のキャリア調査への協力		講師等の人材派遣 ・学校行事等への参加 ・指導、評価、課題の提供など ・卒業生のキャリア調査への協力	・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・学校行事等への参加 ・指導、評価、課題の提供など ・卒後研修等への講師派遣 ・卒業生のキャリア調査への協力
学校から対する支援等	あまり行われていない事項				
	その他の支援等			・学会、セミナー等で学生発表の場が設けられている。	
	よく行われている事項	・求人に対する学生への企業情報の提供 ・卒後研修の実施		・人材要件の提案、開発マーケティング・教員派遣等の人材提供 ・企業、業界団体等の行事への参加 ・研究成果等の発表 ・求人に対する学生への企業情報の提供 ・卒後研修の実施	・企業、業界団体等の行事への参加 ・求人に対する学生への企業情報の提供 ・人材要件の提案、開発マーケティング・卒後研修の実施 ・教員派遣等の人材提供 ・研究成果等の発表
	行われている事項	・教員派遣等の人材提供 ・研究成果等の発表 ・企業、業界団体等の行事への参加 ・人材要件の提案、開発マーケティング			
学校から対する支援等専門	あまり行われていない事項				
	時期未定だが、分野別含む総合評価を検討している。				
学校評価機関の設立計画等の有無				平成29年頃、設立計画あり。動物看護の分野別含む総合評価	未定
自由意見		【動物系分野の意見】1 機関別評価と分野別評価の認識に各分野で違いがあるように感じている。整理の必要性を感じている。2 各分野で実施される機関別評価のレベル・差といったものをどう調整を図るかが大きな課題である。分野別評価は、関係する業界上の連携が必要条件となるため、共通適用項目は少なくなるかと考えられるが、機動的な評価システムをの設計レベルをどのように設定するかは大きな課題である。3 評価判定の際のエビデンスの精度について、一定の定義や基準が明確ではない、何ををもって「通」であるかが今後の検討課題である。4 第三者評価を導入する際のコスト面（審査費用等）とメリット（現在においては、第三者評価を導入しても、保護者・高校教員等から評価されてしまうのが心配）とどう理解してもらうかが焦点となる。5 基本原則として第三者評価は教育の真実証という観点からは非常に大事な点であるが、経営負担分の大きい点であるが、調査実施専門課程を取得していない学校に列しこの措置をどうするか。6 審査後の公表の仕方についてどの程度開示の余地がある、後々開示が困難になりそうなので、最低限のラインを示しておきたい。7 審査員のレベルは評価員としての質実や要求スキル等、分野ごとによって格差が出ないように配慮が必要である。そのための研修も必須である。			

専門学校と業界との連携に関する調査結果(5/5)

コンソーシアム区分		調理分野	
関わりが深い業界	業区分	ホテル、旅館、レストラン等、飲食業界、介護福祉施設等、社会福祉施設業界、病院、事業所、学校等、集団給食業界	
	関係団体	公益社団法人 日本調理師会 (東京都) 公益社団法人 全日本司厨士協会 (東京都) 公益財団法人 日本中国料理協会 (東京都) 公益社団法人 日本料理研究会 (東京都) 公益社団法人 日本全職業調理士協会 (東京都) 一般社団法人 全国日本調理技能士会連合会 一般社団法人 日本技能調理士協会 (長崎県) 一般社団法人 日本ホテル協会 (東京都) 一般社団法人 国際観光日本レストラン協会 (東京都) 一般社団法人 日本フードサービス協会 (東京都) 一般社団法人 日本学校調理師会 (千葉県) 全国学校調理師会 (大阪府) 一般社団法人 日本病院調理師協会 (東京都) 公益社団法人 日本調理師会 (東京都)	
	業界の特徴	・調理師免許という国家資格はあるが、名称独占であり業務独占ではないため、現場(厨房)には免許保有者と非保有者が混在している。 ・また、免許取得方法は、養成施設を卒業する方法と2年の実務経験を経て調理師試験を受験するという2つの方法があり、修得している調理技術、知識等のばらつきが大きい ・さらに、一流ホテル、レストランから町中の飲食店までと他の業界には見られない多種多様な業態を有する業界である。	
	業界団体との協議等の実績	・平成元年、9年、25年頃、調理師養成教育制度の見直しを検討する際に、ハネルデイスカッジョン、シンボジウム等を実施し、その中で意見交換等を行っている。	
業界の人材求像める	人材要件に関する公表資料		
	業界のタイプ	国家試験型	
	よく行われている事項	・求人情報の提供、卒業生の採用	
	行われている事項	・講師等の人材派遣 ・学校行事等への参加 ・学外実習、カリキュラム編成等への協力 ・卒業生のキャリア調査への協力	
業界から学校への支援等	あまり行われていない事項	・求める人材像、人材要件の提示、学科の開発 ・指導、評価、課題の提供など ・卒後研修等への講師派遣	
	その他の支援等		
	よく行われている事項	・求人に対する学生への企業情報の提供	
	行われている事項	・教員派遣等の人材提供 ・企業、団体等の行事への参加	
学校評価・価値機関の設立計画等の有無	あまり行われていない事項	・人材要件の提案、開発マーケティング ・研究成果等の発表 ・卒後研修の実施	
	自由意見	設立の計画あり、時期は未定、総合評価を検討している。	

「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点(イメージ)

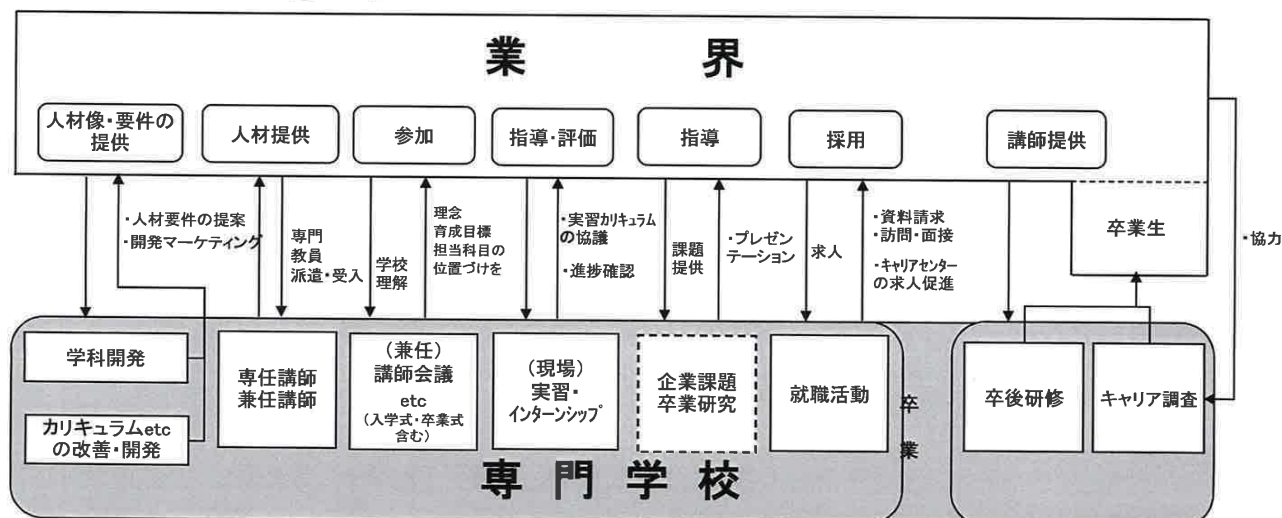
専門学校と業界との連携(国家試験型)



「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点(イメージ)

(国家試験型以外)

専門学校と業界との連携(一般型)



資料出典：専修学校における学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月 文部科学省生涯学習政策局）

平成 28 年 3 月発行（禁無断掲載）

文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る
第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに
「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計
事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625

